

令和6年度
スクールソーシャルワーカー活用事業
実践活動事例集

＜各都道府県・指定都市＞



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局児童生徒課

北海道教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

４月、８月、１２月の計３回、北海道スクールソーシャルワーカー研修会を実施し、北海道スクールソーシャルワーカーによるスクールソーシャルワークについて、問題解決に向けてのアセスメントやプランニングなどの支援方法を具体的な事例を通して研究協議した。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

全道連絡協議会、スクールソーシャルワーカーフォーラムを教職員が参加できるようにして実施したほか、ＳＳＷ活用実践事例集を作成し、ＳＳＷの職務、主な活動、ＳＳＷの効果的な活用に当たっての留意点、活動方針等についてより広く周知した。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

委託した市町村がＳＳＷをより有効に活用することができるよう、任用するＳＳＷは福祉や教育の分野において、専門的な知識・技能を有する者又は活動経験の実績等がある者も可とするとともに、ＳＳＷの勤務日数や勤務時間については、任用した市町村が地域や学校の実態に応じて設定できるようにした。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題＞

ＳＳＷの資質能力の向上、ＳＳＷ活用事業の周知

＜原因＞

ＳＳＷの活用方法への理解不足から、ＳＳＷ派遣実績のない学校からの新規要請が少ない傾向にある。
また、派遣要請が少ないエリアのＳＳＷの資質能力向上につながらない傾向にある。

②課題解決に向けた取組内容

ＳＳＷを対象とした研修を充実するとともに、困り感を抱えている児童生徒が在籍する学校及び市町村教育委員会に対し、ＳＳＷ派遣に係る相談の機会となるオンライン相談会を実施し、派遣要請しやすい体制を整備した。

③成果

ＳＳＷを対象とした研修において、スーパーバイザーから実践事例をスーパーバイズしてもらうことで、学びになったと感想が寄せられた。また、オンライン相談会を実施したことでＳＳＷの活用方法の理解が深まり、ＳＳＷの派遣実績がない学校への支援のきっかけをつくるとともに、新規の派遣申請につながることができた。

【２】対応事例＜令和６年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 189 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（週 1 回/ 1 回あたり 3 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・当該生徒は、第 1 学年時から不登校傾向になり、保護者から学校に生活態度に関する相談があった。
- ・当該生徒は、登校する意欲はあるが、緊張や不安があるため、自信をもてない様子が見られる。
- ・ＳＳＷと母親の面談により、当該生徒は医療機関を受診し、自閉症の診断を受けた。

②学校内での方針の検討

- ・当該生徒は、自己肯定感を高めていく必要があることから、週 1 回のカウンセリングを行い、ストレングスを強化したり、コミュニケーションスキルを高めたりしていく必要がある。

③支援の実施

- ・学校は、当該生徒について教職員間で情報共有を図るとともに、安心できる学習環境整備を行った。
- ・ＳＳＷは、当該生徒へのカウンセリングを継続するとともに、保護者へのエンパワーメントを行った。

④経過観察

- ・当該生徒は、ＳＳＷとの継続したカウンセリングを通して、自分で目標を立て、振り返りを行うことができるようになっていった。

（３）成果

- ・当該生徒は、学年が上がるごとに登校日数が増え、学級で過ごすことができる時間も増えていった。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 292 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（巡回方式）

配置方法（年 6 回/ 1 回あたり 5 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・当該生徒は、同級生からのいじめ等により不登校となった。
- ・当該生徒の家庭は、家計の問題等、家庭環境に問題を抱えている。

②学校内での方針の検討

- ・学校は、当該生徒が登校再開できる環境整備と体制整備をするとともに、不登校の要因が様々考えられることから、まずは、当該生徒と学校との信頼関係を構築する必要がある。

③支援の実施

- ・教育委員会は、当該生徒に教育支援センターに通うよう促し、良好な人間関係を構築するとともに、自己有用感をもてるよう支援した。
- ・ＳＳＷは、母子が抱えている課題について、学校と情報共有を行うとともに、必要な指導及び配慮が行

われるよう学校を支援した。

④経過観察

- ・ S S Wが母子と関わりながら情報を整理、解決することにより、当該生徒の学校に対する信頼が深まり、良好な関係性を構築していった。

(3) 成果

- ・ 当該生徒は、目標をもって生活するようになり、進路選択や登校に向け前向きに考えることができるようになった。
- ・ 母親と生活状況や就業について相談を行ったことで、家庭の生活が安定した。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 340 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (週 1 ～ 2 回 / 1 回あたり 6.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 令和5年度において、母親から当該児童への心理的虐待を確認し、要対協でケース会議を開いた。
- ・ 当該児童は、令和5年度の欠席が年間100日を超え、令和6年度は4月中旬以降登校していない。

②学校内での方針の検討

- ・ 要対協で継続的に取り扱い、母親の当該児童に対する養育状況を関係機関が確認し、情報共有する必要がある。
- ・ 障がい者総合支援センター及び教育委員会は、当該児童に対し、居場所作りの支援を行う必要がある。

③支援の実施

- ・ 学校は、当該児童の母親と面談を実施し、関係機関との情報共有を行った。
- ・ 障がい者総合支援センター及び教育委員会は、教育支援センターや放課後デイサービスを利用できるようにした。
- ・ S S Wは、教育支援センターで当該児童と定期的に面談するとともに、当該児童の送迎時には母親と面談し、生活の様子を把握した。

④経過観察

- ・ S S Wは、学校及び関係機関を訪問し、当該児童及び母親と面談した際の情報を共有した。

(3) 成果

- ・ S S Wが学校や教育支援センター等の関係機関との連携を図り、市町村（子育て支援課）に情報提供することにより、当該児童の居場所づくりや母親への養育支援につながった。
- ・ S S Wが教育支援センターでの当該児童との関わりの様子を学校と情報共有することにより、徐々に登校へとつなげることができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 100 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 38 週/週 5 回/1 回あたり 7.75 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・多子家庭で、保護者の養育力は低く、以前にはネグレクトで子どもたちが一時保護されたことがある。
- ・当該児童は、両親が離婚し、父子家庭となったことで、養育環境の悪化が心配された。

②学校内での方針の検討

- ・当該生徒が抱える様々な課題に、学校だけで対応することは極めて困難なため、学校と関係機関の連携が必要である。

③支援の実施

- ・学校は、当該生徒との面談を行い、進路選択や入学手続き等に関する支援を継続して行った。
- ・市町村（福祉課）は、父親との連絡・相談体制を確立し、父親への支援、相談への対応を行った。

④経過観察

- ・関係機関が連携し、各種助成制度の活用や進学に係る手続き支援、家事支援、進学・就職支援などの公的な支援を進めた。

(3) 成果

- ・当該児童の家族と学校、関係機関の信頼関係が高まり、家庭訪問や面談の機会が増えた。
- ・公的支援や進学に向けた手続きが着実に進められた。
- ・関係機関の役割分担により、学校に偏っていた負担が軽減された。

<家庭環境の問題>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 311 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (週 2 回/1 回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・当該児童は、ひとり親家庭できょうだいが多く、家の中が雑然としている。
- ・当該児童は、着衣が汚れていて匂いがすることから、周囲の子どもが気にするようになってきている。

②学校内での方針の検討

- ・衣服の汚れや不快な匂いについてはきょうだいも同じ状況が見られるため、学校、市町村（子育て支援課）等で連携し、情報共有を図る必要がある。
- ・関係機関が家庭訪問を実施し、保護者に現状の改善を促すとともに、家事をするためのサービス利用を提案する。

③支援の実施

- ・市町村（子育て支援課）とSSWが家庭訪問を継続し、保護者に現状の改善を促した。
- ・保護者に家事をするためのサービス利用を提案した。

④経過観察

- ・家事をするためのサービス利用については、家の中に他人を入れたくないとの理由で断られた。
- ・学校は、SSWと市町村（子育て支援課）にきょうだいの衣服の状況などについて情報共有した。

(3) 成果

- ・家庭訪問を継続したことで、家の中が少しずつ整理整頓されてきた。
- ・きょうだいの衣服の汚れや匂いも少し改善された。

青森県教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ①名称（実施時期）：スクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）活用連絡協議会（４月、２月）
- ②研修対象：ＳＳＷ（市町独自配置を含む）、教育事務所担当指導主事、県立高等学校（配置校）担当者、独自配置をしている市町教育委員会担当者
- ③目的や内容：ＳＳＷ配置事業の推進を図るために、配置校等における活用及び事業実施上の諸課題等について協議や情報交換を行った。また、外部講師による講演を実施した。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

年度始めの研修会等において、ＳＳＷについて周知した。

- ・生徒指導担当指導主事連絡協議会（対象：教育事務所、市町村教育委員会）
- ・生徒指導主事研究協議会（対象：高等学校、特別支援学校）

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ①小・中学校への対応
 - ・６教育事務所にＳＳＷを配置し、巡回または要請派遣により、全ての公立小・中学校へ対応できるようにした。
- ②県立学校への対応
 - ・県立高等学校６校にＳＳＷを配置し、要請に応じて県内全ての県立学校へ対応できるようにした。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題＞

- ・ＳＳＷの積極的かつ効果的な活用。

＜原因＞

- ・児童生徒の抱える課題や価値観が多様化しているため、支援が困難なケースが増加している。
- ・学校においてＳＳＷの派遣に関する認識に差があり、必要なケースに対して派遣要請に至っていない可能性がある。

②課題解決に向けた取組内容

- ・年度始めの通知の他に、県立学校に対してＳＳＷの活用に関する文書を周知した。
- ・各研修会において、ＳＳＷの積極的な活用について周知した。
- ・教育事務所及び県立高等学校（配置校）のＳＳＷ担当者との連絡協議会の充実を図った。
- ・連絡協議会の中で事例検討会等を実施し、具体的な事例について研修及び協議する場を設けて、ＳＳＷの資質向上に努めた。

③成果

- ・継続支援の相談件数は令和５年度９４３件、令和６年度１，１０２件であり、前年比１６．９％の増加であった。定例の文書以外に、県立学校へＳＳＷの積極的な活用について文書を発送し、周知及び共通理解を図ったことで県立学校の相談件数が増加したと考えられる。
- ・継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況は、不登校３１．１％、家庭環境１８．０％、発達障害に関する問題１２．６％、友人・教職員等との関係による課題１１．７％の４項目が多かった。ＳＳＷが関わることによる解決及び好転率は、不登校３３．２％、家庭環境２６．８％、発達障害に関する問題３６．１％、友人・教職員等との関係による課題５４．３％となっており、ＳＳＷの活用がさらに必要となってくるものと思われる。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 330 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 5 週/週 1 回/1回あたり 2 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・小学校中学年の児童。以前より欠席や早退が多く、学年が上がった6月より不登校となった。

②学校内での方針の検討

- ・当該児童への対応は個別対応とし、本人が登校できるタイミングで別室に登校すること。
- ・保護者との面談はSSWが行うこと。

③支援の実施

- ・保護者の精神疾患の影響もあり、親子関係がゆがんでいることが背景として考えられたため、当該児童及び保護者との面談を行い、正しい親子関係の構築や考え方をポジティブにしていくことを一緒に考えた。

④経過観察

- ・当該児童は欠席が減り、遅刻や早退もなく登校できる状態状態にまで回復した。

（3）成果

- ・事例の学校で、SSWが不登校支援として関わった件数は1件で、その1件は解消した。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②児童生徒数 260 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 9 週/週 1 回/1回あたり 3 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・学校側からいじめがあったクラスの生徒全員と面談してほしいという依頼により対応を実施。

②学校内での方針の検討

- ・学校として被害者、加害者へ通常のいじめ対応を進めていくこと。
- ・当事者でない生徒がいじめについてどのように考えているか知る機会とすること。

③支援の実施

- ・いじめがあったクラスの生徒全員と面談した。
- ・被害者、加害者とも面談した。

④経過観察

- ・いじめの被害者と加害者の関係は良好である。
- ・同じクラスの生徒も落ち着いて生活している。

(3) 成果

- ・事例の学校で、S S Wがいじめに対する支援として関わった件数は1件で、その1件は解消した。
- ・いじめについて生徒全員と考える有意義な機会となった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 320 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 10 週/週 1 回/1回あたり 1 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・母親が学校や関係機関からの電話に出ない、家庭訪問をしても居留守を使うなどの状況にあるため、S S Wが介入することとなった。

②学校内での方針の検討

- ・当該児童は不登校であるが、学校に来る日を週1回、本人と母親の意見を入れて決定すること。

③支援の実施

- ・S S Wが関係機関やその家庭の児童生徒の学校と情報交換をし、家族が孤立しないように配慮した。
- ・S S Wが介入することで、当該児童及び家庭を学校や関係機関とつないだ。

④経過観察

- ・当該児童は、週1回学校に登校している。

(3) 成果

- ・事例の学校において、児童虐待について1名の児童に関わり、当該家庭と関係機関をつなぐことで学校の継続的な見守りにつながり、好転した。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 6 週/週 1 回/1回あたり 1 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・学校集金滞納家庭に対する対応として、相談を受けた。

②学校内での方針の検討

- ・集金のための家庭訪問は学校職員が行うが、必要に応じてS S Wが帯同する。

③支援の実施

- ・学校側と対応策を検討した。
- ・保護者不在時の対応としてS S Wの帯同訪問の目的を記した周知文を添えて督促を実施した。

④経過観察

- ・家庭訪問実施後、集金の不足分が家庭から支払われた。

(3) 成果

- ・事例の学校において、貧困について1名の保護者に関わった。学校側と保護者の間に入り、対応した結果、集金の不足分が支払われた。現在も支援継続中である。

<発達障害等に関する問題>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 200 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 5 週/週 1 回/1回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・当該児童はADHDである。突然教室を飛び出す、集団行動に参加できない、思い通りにならないとパニックを起こすなどの行動が見られた。

②学校内での方針の検討

- ・関係機関職員からの指導や助言を仰いで当該児童の支援に当たること。
- ・楽しく学校に行くことを目標とすること。

③支援の実施

- ・関係機関職員からの情報を元にケース会議を実施し、教職員と情報を共有して支援を行った。
- ・当該児童と面談を行った。

④経過観察

- ・徐々に教室には入れるようになり、他の児童とのコミュニケーションがとれるようになってきた。
- ・学習課題にも最後まで取り組める日も増えてきたが、無理させないように対応している。

(3) 成果

- ・事例の学校で、S S Wが発達障害等に関する問題への支援として関わった件数は1件で、その1件は好転した。

岩手県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

①研修の目的

スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修と効果的な事業推進のための協議を行い、学校不適応対策の充実を図る。

②研修回数

年4回（4月、7月、10月、2月）

③研修内容

指導主事による講義、スクールソーシャルワーカーの情報交換、事例検討等

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定・周知

令和2年度に「スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定し、毎年学校、スクールソーシャルワーカー及び関係機関等に配付及び周知した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

県内小中学校、高等学校及び特別支援学校教職員、教育関係者、スクールソーシャルワーカー、県内福祉関係者等に対して「スクールソーシャルワーカー活用指針」に基づいた研修会を実施した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

学校・地域が抱える課題に応じて柔軟に対応できる配置の工夫として、県内6か所にある教育事務所にエリア型スクールソーシャルワーカーを1名ずつ配置、訪問型スクールソーシャルワーカー1～3名を割り当てた。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

文科省の目指す全中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置するには、人材確保と予算確保が課題である。広い県土において、地域ごとのスクールソーシャルワーカーのなり手不足や業務に係る移動時間及び経費等が課題である。

②課題解決に向けた取組内容

年度初めに、通知文書とともに上記活用指針を県内の各市町村教育委員会や各県立学校等に広く周知するとともに、地域によっては域内の小中学校を指導主事とスクールソーシャルワーカーが定期訪問し、地域ごとの相談実績に応じながら、スクールソーシャルワーカーの勤務調整を図るよう体制の見直しを図った。また、エリア型スクールソーシャルワーカーの配置によって、教育事務所の指導主事、スクールカウンセラー、事務所関係者ら他職種連携を進めることで、チーム支援体制の整備を図った。

③成果

支援の対象となった生徒児童数やケース会議の開催状況等から、スクールソーシャルワーカーに対する学校の認知度及び相談ニーズが引き続き高いと考えられる。

・支援対象となった児童生徒数	928人（R5 922人）
・ケース会議（学校、関係機関）	465回（R5 534回）
・ケース会議で扱った件数	1644件（R5 2124件）

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 340 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（ 年 35 週/週 4 回/ 1 回あたり 6 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

対象児童は小学生男児である。高学年進級後、欠席が増えてきた。6月以降は全欠状態となった。保護者からは登校する時だけ連絡があったが、密な連携が取れているとは言えない状況だった。車で送られ昼や夕方タッチ登校が主であったが、同年代に対する対人恐怖感のため、他の生徒から見えないところで車を降りていた。学校からの連絡に対し、保護者の後ろ向きな態度も見られ始めた。

②学校内での方針の検討

6月以降は全欠状態。家庭からの連絡も取れない事が多い。当初、保護者は学校の勧めに従い、教育支援センターやフリースクールを試行してみたが継続につながらなかった。保護者から学校や担任への不信感が見受けられたため、SSWによる支援依頼となった。

③支援の実施

SSWによる面談や家庭訪問を実施した。SSWは対象生徒だけでなく母親や同居親族との信頼関係も確立し、再登校のためにも学校との繋がりが欲しいとの願いを聞き取り、学校側に伝える等、関係調整を行った。

④経過観察

定期的な母親との面談や家庭訪問をしての学習指導を積み重ねた結果、進級後の5月の修学旅行参加に向けて別室登校をすることをSSWと目標共有することができた。別室登校では信頼できる友達や担任・校長との交流が実現した。

（3）成果

進級後（SSWとの関わりから半年経過）は登校日も増え、別室中心であったが登校し修学旅行の事前準備等を行うことができ、目標であった修学旅行に参加することができた。しかし、対人関係の不安は完全に解消していなかったため、SSWは定期的な面接を重ね、中学進学に向けた目標に向けてエンパワメントを継続した。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 420 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 35 週/週 2 回/ 1 回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

母親とＳＳＷの面談の中で、対象生徒へのいじめに関する相談を受けた。事案自体はすでに過去のものであったが、いじめをきっかけに不登校になっていたことから、ＳＳＷから学校に対して、いじめ事案に関する情報提供を行った。

②学校内での方針の検討

いじめ対策委員会を開催し、今後の方針を話し合った。母子が訴える内容に関して再度調査を行うことが決定された。

③支援の実施

学校はいじめ対策委員会を開催後、母子及び関係する生徒への調査を行い、いじめ重大事案として教育委員会に報告した。学校から母親へ、その後の調査等進捗状況を報告し、ＳＳＷによる母面接を継続のうえ、経過観察を行った。また、学校は、生徒とＳＣの面接を設定した。

④経過観察

少しずつではあるが、本生徒の登校状況に改善が見られた。ＳＳＷは、フリースクールの情報提供を行い、対象生徒はそこへも通うようになった。ＳＣと生徒の面談も継続された。

（３）成果

ＳＳＷの関わりを契機に、いじめとして学校が認知したことで、母親は安心し、母親の精神面での安定が対象生徒へも良い影響を与えることになった。学校としても、いじめ対策を組織的に行うことができた。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 約 700 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（ 年 35 週/週 4 回/ 1 回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

対象児童は、学校集金が滞納されるなど、経済的な課題がうかがわれた世帯であった。保護者からの虐待について、児童相談所が一時保護を必要と判断する出来事があり、保護期間は数か月となった。その後、一時保護継続の必要性が解消され、家庭復帰の上、一時保護前と同じ学校へ登校再開したが、欠席・遅刻がちとなった。最初は「友達との会話が不安」「保護されるのではないかと不安」との理由であったが、次第に理由をはっきり言わずに休むことが増えた。

②学校内での方針の検討

S S Wから学校に対して、父親の虐待・ネグレクト等について自治体の子育て世代包括支援センターが児童相談所と協働して関わると想定されると助言した。当面、学校は関係機関と連絡を密にして状況を把握していく方針となった。

③支援の実施

不適応の背景には、一連の事件による環境の変化（数か月に及ぶ一時保護、家族との分離経験、父親の養育態度の変化など）があり、安心して生活できていない状況が感じられた。S S Wから学校に対しての助言を踏まえ、担任から世帯に対してきめ細かい連絡や家庭訪問を行った。

④経過観察

学校は、子育て世代包括支援センターと情報共有を継続し、家庭復帰後の生活についてモニタリング体制の維持に協力した。S S Wは学校訪問時には対象児童と関わる機会を増やすために、積極的に授業等の状況把握を行い、本児への励ましを心掛けるようにした。また、それをもとに学校に対してコンサルテーションを行った。

（３）成果

S S Wからの助言により、学校が世帯に対する関わりを継続して行うことにつながった。対象児童はS S Wが関わったことで、心の整理ができ、学校生活は特に問題はなく、授業にもよく集中して取り組むことができるようになった。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 130 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（ 年 35 週/週 2 回/ 1 回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

小学校から集金滞納の相談があり、児童の生活状況が危惧されたことからS S Wが対応することになった。

②学校内での方針の検討

母親とS S Wの面談を行い、家庭における経済面での困り感を把握し、しかるべき手立てを講じていく。

③支援の実施

S S Wと母親の面談により、父親の収入が安定しないことや、母親も勤務時間を増やして収入を多くするための努力をしていることがわかった。S S Wは、社会福祉協議会にフードバンクの手続き及び当該家庭の支援も依頼した。

④経過観察

フードバンクからの物品を社会福祉協議会の担当者が配達し、その際に母親と話をするようにした。学校集金についてもフードバンクの食糧支援で浮いた分を学校集金にまわすよう、アドバイスをしてもらった。

（３）成果

S S Wと母親の面談は１回だけであったが、その後、社会福祉協議会が中心となって支援を展開したことで、家庭における経済面の課題を解決することができた。その後、社会福祉協議会と学校が直につながり、見守りと支援の体制が維持されている。

<ひきこもり>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 280 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（ 年 35 週/週 4 回/ 1 回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

対象生徒は、小学生時から S S Wが関わってきた。小学校中学年時にコミュニケーションの課題から友達関係について校内でトラブルが生じ、祖父母宅で生活するようになり、以降、ひきこもり状態となった。心理検査は拒否のため、発達面のアセスメントは困難だった。小学生時に放課後等児童デイサービスの活動に参加したが続かず、担任がこまめに訪問しても、生徒に会えない状況であった。

②学校内での方針の検討

S S Wと担任教諭を含む学校内支援者でケース検討を行い、この一家の家族の方針が統一されていないことを共有した。また、家庭内で意見の違いがあること、母は不安や進路へのこだわりのために生徒の気持ちを理解できず関係がぎくしゃくしていることが想定された。そのため学校としては、生徒本人の「社会的孤立の解消」と「学びの保障」を目標に支援を継続することとした。

③支援の実施

家庭訪問を通しての声掛け、訪問学習指導、母・祖父母との面接が中心であった。ひきこもりの度合いが高まった時期は、週 1 回のペースで家庭訪問を実施することとした。

④経過観察

S S Wが週 1 回の家庭訪問を継続するが生徒の状況は変わらず、昼夜逆転の生活をしていた。共有スペースを占拠し発砲スチロールでバリケードを築き、身だしなみを気に掛けない状況だった。訪問時、姿を確認することができる程度で、S S W以外に、精神科訪問看護の看護師が定期的に訪問しても会うことが出来なかった。

（３）成果

卒業間際、進路について保護者との意見の相違から自宅で暴れたが事なきを得た。S S Wはこのまま心穏やかに卒業させることを第一に考えることを母親に助言し、式には出ることはできなかったが卒業証書を渡すことができた。卒業後も S S W が関わることを約束し、信頼関係を構築することができた。その後、医療施設や障害福祉サービスの活用を視野に、諸機関と連携することとなった。

宮城県教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

【義務教育課】

- ・連絡協議会２回（５、１月）：スクールソーシャルワーカー活用事業の在り方等について協議し、事業の円滑な運営を図る。ＳＳＷ及び教育委員会担当者が参加。
- ・研修会３回（５、８、１０月）：教育相談に係る講話や研究協議等とおして、スクールソーシャルワーカーの資質の向上を図り、児童生徒の問題行動等の改善と未然防止に資する。ＳＳＷが参加。
- ・研修内容：ＳＳＷの服務、ＳＳＷに求められる専門性、スクールソーシャルワークにおけるアセスメント、医療との連携（小児科における子供や保護者への対応から学ぶ）、事例検討、スクールソーシャルワークにおける記録、情報交換 等

【高校教育課】

- ・連絡協議会（年１回）、スクールソーシャルワーカー研修会（年１回）

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

【義務教育課】

- ・市町村教育委員会、教育事務所、小・中学校長会、スクールソーシャルワーカー等による運営協議会を実施し、スクールソーシャルワーカーの職務内容について理解を深め、学校現場における理解促進に向けて協議している。

【高校教育課】

- ・連絡協議会で学校担当者がＳＳＷと共に研修等を受ける機会を設けている。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

【義務教育課】

- ・小・中学校においては、市町村教育委員会においてＳＳＷを配置している。市町村教育委員会の配置については、希望する市町村への委託事業として実施し、当該教育委員会が所管する学校等に派遣している。

【高校教育課】

- ・高等学校においては、希望する高等学校４８校にＳＳＷを配置している。また、非配置校の求めに応じ、配置校から派遣することにより、全ての県立高校に対応できるようにしている。問題行動の現状、学校からの希望を調査し、配置校や配置回数、配置時間の見直しを図っている。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

【義務教育課】

①課題とその原因

＜課題＞

- ・「問題が解決した件数」及び「支援中であるが好転した件数」の割合が低下するなど、好転に結び付きにくい深刻化複雑化した事案が多くなってきている。

＜課題の原因＞

- ・深刻化してからＳＳＷが対応するケースが多く、早期発見や早期支援を行うための情報共有の機会が必要である。
- ・ＳＳＷの更なる資質向上が必要である。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ＳＳＷの更なる資質向上のため研修会の内容を工夫した。小児科医の講話を通して、医療の視点からの子どもや保護者のアセスメントについて理解を深めた。グループ討議では、経験年数や地域等を考慮してグループ編成を行い、有意義な情報交換を通して資質向上を図った。
- ・市町村教育委員会や学校、関係機関との連携体制の構築が図られており、早期発見、早期対応に結び付いた地域の好事例を紹介し、共有した。

- ・市町村教育委員会や学校、関係機関との連携体制の構築が図られている地域の情報を好事例として紹介、共有した。

③成果

- ・スーパービジョンや好事例の紹介、インテーク面接の実際を通してスクールソーシャルワークにおけるアセスメントについて理解を深めるなど、ＳＳＷに必要な知識・技能を身に付け、資質向上につなげることができた。

【高校教育課】

①課題とその原因

- ・勤務日が月１～２回程度のため、ケース会議にタイムリーに参加できない等、ＳＳＷの専門性を活かしきれない事態が散見されている。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ケースの重大性等を踏まえ、学校側の要請により配置ＳＳＷの緊急派遣を行い、相談・対応に当たる。

③成果

- ・各校からの要請に応じて緊急派遣を行うことでタイムリーに対応を行うことができている。一方で、予算の組み方において、報酬額を全体としてどこまで増額するか、通常の配置分の緊急派遣分のバランスをどうするか等、検討すべき事項が残る。

【２】対応事例＜令和６年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類 （ 中学校 ） ②児童生徒数 234名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年50週/週1回/1回あたり5時間）

（２）対応内容

①課題の発見

小学校から不登校傾向。母子家庭で母親の仕事の関係で、家庭での生活リズムが崩れやすく昼夜逆転の生活を送っていた。朝起きることができず、学習意欲も乏しく、中学校入学後も不登校傾向が続いた。

②学校内での方針の検討

母親と本人の学習について相談するため学級担任が連絡をしても、連絡が取りづらいつづ状況が続いたので、スクールソーシャルワーカーを活用し、母親と面談を行い、児童の支援につなげるようにした。

③支援の実施

学校の依頼によりスクールソーシャルワーカーが母親と面談を実施した。母親と定期的な面談を行う中で、母親自身が疲弊していることが推測された。一方で、母親も本児の学習の遅れを心配していた。

そこで、スクールソーシャルワーカーが学校側と相談し、母親の家庭での状況が落ち着いた時期を見計らって、ＳＳＷも同席する形で面談を設けることとした。面談では、母親、学級担任、特別支援教育コーディネーター及びＳＳＷで、本児への今後の対応について話し合いを行った。話し合いの中で、本児に合わせた学習支援を行っていくために発達相談を受けることになり、母親が本児とも相談の上、発達相談を受けた。学級担任は、学校の様子を伝えるため、相談の場へ同行した。

④経過観察

その後、本児に合わせた支援が行われ、週１回程度の登校から、週２～３回登校するようになり、別室で本児に合わせた学習支援が行われるようになった。その後の母親との面談では、登校する日が増加したことで、夜は早めに寝ることも増え、以前より生活リズムが整っているという話があった。

（３）成果

不登校支援件数 24件

うち、ＳＳＷが関わったことにより解決または、改善した件数１５件

ＳＳＷが継続して関わっている件数９件

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類 （ 高等学校 ） ②児童生徒数 １０３ 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ）

配置方法（ 年 １８ 週/週 １ 回/１回あたり ６ 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

衝動性が高い生徒であり、クラス内で周囲から距離を置かれるようになり、特に仲の良い時期があった級友からの接し方の変化について「いじめである」と認識し、生徒本人・保護者から学校に相談があった。その際、進路変更も視野に入れているとの話が出たこともあり、ＳＳＷが支援に入ることとなった。

②学校内での方針の検討

ＳＳＷを含む関係職員で情報共有を行った。ＳＳＷの見立てで、生徒・保護者がアンビバレントな状態にあること、保護者を取り巻く環境の整理が必要であることを共有し、生徒・保護者それぞれにＳＳＷが面談を行うこととした。

③支援の実施

ＳＳＷの面談を受け、生徒・保護者の精神状態の安定を図ることができた。また、ＳＳＷから生徒に対し、学校内の人付き合いに関する助言を行うとともに、クールダウンが必要になった際には一日一回保健室で休ませるなど、生活リズムを整える工夫を行った。

④経過観察

学年と教育相談担当で情報交換を行いながら、必要に応じてＳＣと繋ぐ等しながら、経緯を見守っている。

（３）成果

ＳＳＷが受けたいじめに関する相談件数：６件

ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒数：６件（好転１、支援中５）

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類 （ 中学校 ） ②児童生徒数 ３０７ 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（ 年 ２９ 週/週 ２ 回/１回あたり ６ 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

小学校の時から家庭環境の問題により、学校では、他児童とのトラブルがあり、教師との関係性の構築に課題があった。家庭では、母親からの暴言や暴力があり、本人の前で夫婦同士の暴力・暴言が絶えずあった。

また、学校と保護者とのトラブルもあり、学校側も本生徒や家庭に対しての接し方に困り感を持っていた。

②学校内での方針の検討

ＳＳＷと本人との面談を継続して行い、本人が安心して大人に相談できる環境の構築を行う。

③支援の実施

ＳＳＷが学校を訪問するたびに本人と面談を行い、並行して、子育て支援室やＮＰＯ法人の支援者団体が母親や本人

に対して学校外での支援の関わりを継続して行った。

学校でもケース会議を開催し、支援対象者と関係機関の役割分担を明確にし、こまめな情報交換や連絡を取り合いながら支援を行った。

④経過観察

母親が体調不良で入院したことや、本人とＳＳＷとの面談を重ねる中で、本人から家庭環境や自身のことについて話が出るようになった。また、多くの関係機関で支援に当たり母親の体調不良に対しての支援も迅速に行われた。

(3) 成果

児童虐待件数 19 件

うち、ＳＳＷが関わったことにより解決または、改善した件数 6 件

ＳＳＷが継続して関わっている件数 13 件

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (高等学校)

②児童生徒数 709 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式)

配置方法 (年 12 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

両親がそれぞれ障害や精神疾患を抱え、入退院・通院を繰り返す状況があり、生徒本人が家事・介護を行い、家計は生活保護により賄われていた。家事の都合等で欠席をすることがあるが、生徒本人に困り感がない状況から、学校がＳＳＷに助言を求めた。

②学校内での方針の検討

生徒・保護者の面談を通じ、家庭の困り感を詳細に把握し、適切な支援を行うことができる外部機関と繋いでいく。

③支援の実施

民間の支援団体に繋げることで定期的な食糧支援を受けられるようにするとともに、自治体の関係部署の保健師と繋がるように手配し、家庭環境全体の改善を図る。また、卒業後の進路を見据えて給付型奨学金を受けられるように手続きを進めるとともに、卒業後の支援を受けられるＮＰＯ団体も紹介した。

④経過観察

ＳＳＷと関係職員間で連絡を密にとり、生徒の学校での様子や欠席状況等を共有。ＳＳＷとも月一回定期的に面談を実施している。

(3) 成果

ＳＳＷが受けた貧困に関する相談件数：54 件

ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒数：54 件（解決 2、好転 14、支援中 34、その他 1）

<発達障害>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (高等学校)

②児童生徒数 458 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式)

配置方法 (年 18 週/週 1 回/1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

生徒本人の学校生活における無気力状態や学業成績の低下が見られたため面談を行ったところ、過去に発達障害の可能性を指摘されたものの、本人が病院受診や支援を拒み、保護者も本人の気持ちを尊重して、ここまで特別な対応を受けてこなかったことが分かった。学校としての支援の在り方についてＳＳＷに相談した。

②学校内での方針の検討

ＳＳＷの見立てに基づき、生徒本人・保護者の希望を尊重しつつも、現状は発達障害に伴う二次障害の状態にある可能性が高いため、保護者に対し医療機関の受診を勧めるとともに、診断に基づく学校における合理的配慮について医師と相談してくるよう勧めることとした。

③支援の実施

医療機関の受診により、発達障害の診断を受けた。診断書に基づいた合理的配慮により、卒業に向けた支援体制を構築した。

④経過観察

合理的配慮のもと、卒業に向けて学習を継続している。

(3) 成果

ＳＳＷが受けた発達障害に関する相談件数：２０５件

ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒数：２０５件（解決４、好転２６、支援中１５７、その他４）

秋田県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）SSWを対象とした研修の実施状況

- ・全県指導主事等連絡協議会（年2回）
- ・生徒指導総合支援事業連絡協議会（年1回）
- ・教育支援センター等ネットワーク協議会（年1回）
- ・SSW活用事業研修会（年1回）

（2）SSWの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・事業内容やSSWの役割、活動例について記載したマニュアル「SSWの効果的な活用のために」を作成し、市町村教育委員会を通じて各小・中学校に配布することで、SSWの活用を促した。

（3）SSWの配置上の工夫

- ・秋田明德館高校、総合教育センター、北教育事務所、中央教育事務所、南教育事務所、北教育事務所山本出張所、中央教育事務所由利出張所の計7箇所に、校種や地域バランス等を考慮して配置した。
- ・上記の7箇所に、有資格者と教職経験者をペアで配置することで、互いの強みを生かした働き掛けを行うことで課題解決に努められるようにした。

（4）SSWの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・本県では、スクールソーシャルワーカー活用事業の効果検証のための定量的な指標を、「基礎配置課所における配置時間に応じた相談回数を『0.5回以上/h』と設定し、その取組の推進を図った。
- ・令和5年度に配置課所を1課所（2名）増やして相談体制を整えたことで、令和6年度は1時間当たりの相談回数は前年度を上回った。しかし、地域間における要請件数に大きな差が見られることが課題として挙げられた。原因としては、SSW活用事業の周知が不十分であったり、管理職の理解に差があったりすることが考えられる。

②課題解決に向けた取組内容

- ・校長会等の会議や生徒指導主事を対象とした研修会での周知に加えて、要請のない、又は少ない学校への積極的な学校訪問を行った。

③成果

1時間当たりの相談回数が令和5年度のそれを大きく上回る結果となった。引き続き、県内のSSW増員に向けて働き掛けをするとともに、学校や児童生徒及びその保護者からの要請に応じることと、アウトリーチ支援を行っていくことの両立を図っていきたい。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類（中学校）

②児童生徒数 257 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（県内7箇所に配置し、学校からの要請に応じて派遣／一人あたり年間 576 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

当該児童は、小学校6年時の学級編成（事前アンケートが反映されなかった思い）をきっかけに不登校になった。当該生徒及び家族に学校不信があり、学級担任や学校体制での働き掛け等でなかなか効果

が見られなかった。しかし、母親よりＳＳＷに直接、相談依頼のメールが入り、保護者及び当該生徒との面談を行った。その後、学校と情報共有し、ＳＳＷとしての支援がスタートした。家庭では、ゲーム依存の傾向や暴言等についても心配していた。母親は、当該生徒の発達の方面での心配もしていた。

②学校内での方針の検討

学級担任のみならず、管理職等も関わりながら当該生徒や家庭との信頼関係の構築に努め、ＳＳＷ等の外部機関とも連携し、情報共有しながら改善を図り、継続して支援していくことを確認した。

③支援の実施

面談やメールでのやり取り等、主に母親の希望に応じて支援を実施した。また、学校からＳＳＷによる家庭訪問の依頼があり、継続して実施した。

④経過観察

家庭訪問の最初は、保護者の悩みを聞くことを重点に寄り添うようにした。当該生徒は、なかなか心を開かない傾向が見られたが、回数を重ねる中で徐々に話すようになった。学校としても、ＳＳＷの報告を受けながら支援方法を検討するなど、関係機関と連携して関わるようにした。

（３）成果

ＳＳＷは家庭と学校の中継役として関わる部分が多くあった。その後、小学校と中学校の連携を図りながら入学に際して準備を進めた。入学式は欠席となったが、以降、午後の時間帯からスタートし、登校できるようになった。不定期ではあるが、別室に登校できる日が増えてきた。

また、医療へのつながりや市子ども家庭センターとのつながりもできた。子ども家庭センターとは、母親が定期的に面談しており、心の安定が図られてきているようである。そのことが、当該生徒にもよい影響を与えているように感じられる。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校）

②児童生徒数 3 5 6 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 県内 7 箇所配置し、学校からの要請に応じて派遣／一人あたり年間 5 7 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

部活動でのいじめを起因として不登校になった。いじめ問題の解決過程で保護者が学校に不信感を感じていた。当該生徒は、自宅に引きこもり家族とも距離を置くようになるとともに、自宅で暴言や暴力が見られるようになった。そこで、当該生徒に対する福祉・医療からの支援が必要と感じた学校からＳＳＷに相談要請が入った。

②学校内での方針の検討

いじめの訴えが保護者からあつてから学校は教育委員会・スクールロイヤーとも連携を図りながらいじめ問題の解決に取り組んでいる。加害生徒への対応、被害生徒への支援を行ってきたが、被害生徒の心身の状況の改善が見られないため、被害生徒・保護者への支援をＳＳＷに依頼し、支援を行っていくことにしている。

③支援の実施

学校・保護者とそれぞれ面談を行い、これまでの経緯や現状を聞き取り、今後の支援についてアセス

メントを行っている。その上で、いじめ問題の解決とは別に、被害生徒・保護者の心身のケアを行うことがこれからの未来に向けて前向きに進んでいく上で大切であることについて、学校・保護者との間に共通理解が生まれるように支援を行っている。その上で、S S Wから当該生徒に対しての医療機関の受診を勧め、精神科の思春期外来に繋ぎ、S S Wも受診同行を行い、学校が医療機関とも連携を図っていくことができるようにしている。そして保護者に対して、学校以外の第3の居場所として、フリースクールへの見学同行や教育支援センターについての情報提供等を図っている。

④経過観察

当該生徒の状況がすぐに改善されるわけではないため、保護者が孤立しないで、子どもと関わっていくことができるように支援機関が情報共有を図りながら経過を見ている。保護者と面談や電話相談にて、保護者の頑張りを労いながら保護者が疲弊・孤立しないように状況を見ている。

(3) 成果

医療機関の受診に繋ぐことができたため、保護者が学校・S S W以外に医療機関においても相談ができるようになった。保護者が、いじめについては許せない気持ちがあるが、S S Wとの面談を通して、当該生徒の今や将来に対して何ができるかという視点に気持ちの変容があり、フリースクールや教育支援センターの見学に繋がり、当該生徒も教育支援センターの見学に行くことができ、少しずつ社会との関わりをもち始めることができています。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②児童生徒数 581 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (県内7箇所配置し、学校からの要請に応じて派遣／一人あたり年間 576 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該生徒(以下「生徒A」)と、もう一人の部活動マネージャー(以下「生徒B」)の間で意見の対立が発生し、その後生徒Aは情緒が不安定になり、生徒Bからの威圧的な言動を主張するようになった。生徒Bは話し合いを試みるも、生徒Aが感情的になることで話し合いが成立せず、退部を決意した。生徒Bは、生徒Aから加害者扱いされていることに不満を抱き、退部届にその旨を記入した(受理はされていない)。また、保護者同士も対立し、顧問は対応に苦慮していた。

②学校内での方針の検討

生徒・保護者及び学校への対応について、S S Wの派遣を要請した。ケース会議を開催し、生徒・保護者の状況を共有した。生徒Aのこれまでの言動から発達特性が疑われたことを踏まえ、生徒Aへの支援に重点を置く方針を決定した。

③支援の実施

生徒Aは、母親の感情表出に合わせて苦しんでいる様子が見られたため、S S Wが母親に対し、生徒Aのモチベーションを向上させるような声掛けを意識するようアドバイスをを行った。

④経過観察

生徒Bは退部することなく活動を続け、安定した学校生活を送ることができるようになった。

(3) 成果

生徒Bには成果が見られたもの、生徒Aは進路関係の問題で母親との関係が悪化し、母親が入院したこともあったため、引き続き入院中の家庭環境や退院後の母子の関係性を継続して見守っていくこととした。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 203 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (県内7箇所配置し、学校からの要請に応じて派遣／一人あたり年間 576 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該校より、気になる生徒のことでSSWへ電話相談があった。内容は「ある日の放課後、学級担任が当該生徒の机の中を確認すると、理科室から持ち出したと思われるマッチや大きなハサミ、カビが生えたペットボトル、使い古しの汚れたマスクなどが入っていた。居残り学習をさせていたのでその場で学級担任が注意した。その際、何か辛いことがあったのかと尋ねると泣き出し、『母親から殴ったり、蹴られたりされるのが辛い』と話した。」というものであった。学校から児童相談所へ電話で通告した。その際、以前に何度か母親が児童相談所へ当該生徒のことで相談していたことが分かった。

②学校内での方針の検討

教頭と学年主任が父親と面談した。その際、父親が「子どもの部屋からナイフが見付かり、モデルガンも買って所持している。母親が当該生徒に暴力を振っているような状態の時は自分も制止できない状況である。また、母親は当該生徒と父親が別居し、父親の実家で暮らせばよいと話している。」と話した。学校では、家庭訪問して母親と面談したいと考えたが、家が汚れていることを理由に母親が固辞する状況が続いた。学校は、毎日、当該生徒の様子を観察して、声掛けをして見守っている。気になる行動(家庭内からの無断での現金持ち出しによる高額な商品の購入、忘れ物の多さ、宿題をやってこない、他の生徒にちょっかいを出す、制服に着替えないで登校するなど)があり、目が離せない状況が続いていた。そこで、父親をキーパーソンとして支援していくこと、SSWが生徒や保護者との面談し、心情や家庭での状況を把握し、学校と情報共有しながら、連携して虐待や問題行動の改善に努めることにした。

③支援の実施

SSWが、毎月定期的に学校を訪問し、当該生徒や父親と面談を行い、家庭での生活状況の聞き取りを行った。母親から暴力を振るわれるので振り払おうとすることはあるとのことであった。また、言葉で返答することが難しいようなことを母親が言ってくると話していた。本人には、危険を感じたら逃げることを、我慢せずに児童相談所や警察に電話して自分の身の安全を守ることなどを助言した。また、父親には児童相談所での相談を勧め、SSWが付き添いのもと児童福祉司に相談した。児童福祉司からは「虐待があったときには通告してください」と指導を受け、家庭でも母親にその旨伝えてもらった。また、児童福祉司からは当該の市に県の相談室があり、女性の家庭相談員がいるという情報を得たので、連携して支援に当たることにした。

④経過観察

1ヶ月に1回、学校訪問時に、生徒と面談、時には、父親と生徒と面談を重ねた。当該生徒の身なり

も整い、表情にも明るさが見られるようになった。父親との面談では、父親自身が抱える悩みについても聞き取り、相談先として、市子ども家庭課での相談につなげた。家庭内での暴力は見られなくなり、当該生徒も母親と適度な距離を保つことができるようになり、家庭生活はある程度落ち着いた。

(3) 成果

学校へS S Wが定期的に訪問し、生徒や保護者との面談を通して、信頼関係を築き、困っていることを確認したり、必要な情報提供を行ったりするとともに関係機関への訪問に同行したりすることに努めた。母親とは直接面談を実施しなかったが、父親や当該生徒へのS S Wの関与が、間接的に虐待の抑止につながり、当該生徒も母親に対する関わり方について自ら学び、適切に対処できるようになった。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 44 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (県内7箇所配置し、学校からの要請に応じて派遣／一人あたり年間 576 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

S S Wが学校訪問を行った際に、管理職から気になる児童について相談があった。当該児童は、数年前に県外から転入している。小学校入学後から登校しぶりがあり、学校は家庭と連携しながら支援していたが、当該児童は登校しぶりや遅刻、早退を繰り返していた。

②学校内での方針の検討

当該児童の家庭環境に不安な面が見られるため、学級担任や管理職が家庭に働き掛けを行い、状況確認を行っていくことにした。状況確認を進めた上で、ケース会議を実施することにした。

③支援の実施

学校において、県福祉事務所職員、保健師を参集してケース会議を実施した。学校からの情報で、家庭環境が養育に適していない面があることが分かった。学校は当該児童及び母親へのカウンセリングを実施することや、管理職や養護教諭なども含めて当該児童の見守りをする、学級担任が母親の相談窓口になることなどを取り決めた。母親からの相談があった際には、保健師や県福祉事務所職員、S S Wなどを紹介してもらうことにした。保健師は、引き続き地域からの情報収集を行い、危機が生じる前に介入できる準備を整えることにした。

④経過観察

当該児童とのカウンセリングにおいて、学習の理解が不十分なことや他者とのコミュニケーションが心配されることが分かった。母親とのカウンセリングにおいて、特別支援学級入級の話をする、「入級は必要ない」と拒否していた。母親の理解力の乏しさもあり、家庭教育への支援が一層必要であることが分かってきた。

(3) 成果

関係機関との情報共有を行ったことで、学校や地域の関係機関で見守ることができる体制がつけられた。学校も家庭の状況を理解した上で母親と関わり、良好な関係を築くことができた。

家庭の生活状況については大きな変化は見られないが、関係機関が情報共有し、共通の認識をもつことで、家庭が必要とする支援を必要なときにすぐに提供することができる体制が構築された。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②児童生徒数 587 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (県内7箇所配置し、学校からの要請に応じて派遣／一人あたり年間 576 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

新年度になり保健室への来室が増えたため、養護教諭が面談を行ったところ、家庭内の問題に起因する心身の不調や、経済的な困難、将来への不安を抱えている様子が見られた。本人の希望に基づき、学校からスクールソーシャルワーカーへ支援要請を行った。

②学校内での方針の検討

本人が抱える家庭内の問題、経済的困窮、心理的な負担、将来への不安という複数の課題に対し、本人に寄り添いながら、学校内外の関係機関と連携して包括的な支援体制を構築していく方針を定めた。

③支援の実施

SSWによる本人面談を通じて、具体的な困りごと（食料、ライフライン、家族の経済状況、心理面など）に対する支援が提案された。フードバンクや行政支援の利用について情報提供を行い、本人の心理的負担を軽減するための助言も行った。また、家族の就労状況の改善に向けた働き掛けも検討課題として設定した。

④経過観察

本人や家族の状況は少しずつ改善が見られる一方で、母親の支援に対する躊躇や、家族内での新たな問題が顕在化した。本人は引き続き心理的な不調を抱えながらも、自身の状況に合わせて登校や行動を調整している。SSWや養護教諭は、引き続き本人との関係性を維持し、定期的な声掛けと状況確認を継続した。

(3) 成果

家庭内の就労状況が一部改善したことや、本人の社会保険への加入により経済的な負担が軽減された。また、本人が母親に相談を試みるなど、自らの状況改善に向けた行動が見られた。また、SSWや学校の教員との間に信頼関係が構築され、継続的な支援体制が維持されている。

<ゲーム依存>

(1) 学校の概要

①学校の種類

中学校

②児童生徒数 276 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (県内7箇所配置し、学校からの要請に応じて派遣／一人あたり年間 576 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該校より、ＳＳＷに「当該生徒は幼少期の別々の時期に両親と死別し、祖父母が養育している。塾や習い事、学習も熱心で成績もよかったが、中学校入学後、学級担任に自分が認められていないと感じたこと、他の生徒と適切な距離をとって生活できないことなどを理由に学校を休みがちになった。自宅で深夜や朝方までゲームに没頭し、昼夜逆転し、食生活も乱れて肥満になり、健康状態も心配される。祖父母が注意すると暴言や暴力もあり、祖父母が疲労困憊しているので、ゲーム依存症の専門医などを紹介してほしい。」という内容の相談電話があった。

②学校内での方針の検討

学校で管理職、生徒指導担当の職員、学年部職員でケース会議を実施し、次のような方針を立てて支援に当たることにした。ゲーム依存による課金の問題への対応等については、早急にＳＳＷが専門の相談機関につなぎ、祖父母を支援すること。養育者の祖父母の学校への不信感については、信頼を得ている校長と生徒指導主事が窓口になって信頼の回復に努め、時間を掛けて昼夜逆転の生活習慣と過食などの食生活の改善を図ること。教育相談の担当者は、通級している教育支援センターの職員と連携し、学習支援と進路情報の提供を継続すること。

③支援の実施

ＳＳＷが依存症に詳しい病院の医療相談室の担当（ＰＳＷ）に相談し、祖父母との面接を依頼した。その後、祖父母が当該病院に通院し、ＰＳＷに現在の困り感を傾聴してもらうとともに、ゲーム依存症について丁寧に説明してもらった。当該生徒の状況が通院をするような状況ではないという説明を受け、祖父母はとても安心したということだった。また、ＰＳＷから心に余裕をもって見守ることや、一つだけ本人と一緒に決まりごとをつくってみることなどの助言を受けた。同じような悩みをもつ保護者の会を紹介していただき、後日、ＳＳＷと一緒に参加し、祖父母の心の負担が大幅に軽減された。リアルな体験（現実の人間との交流）として、学校以外での活動を大切にしようという助言を受け、以前から継続している地元のヒーローショーへの出演や手品教室への参加などを祖父母が積極的に支援した。その支援をＳＳＷや学校の関係職員が適時聞き取り、認め励ますことを継続した。

④経過観察

生活リズムが改善され、当該生徒が教育支援センターにほぼ毎日通級できるようになったので、ＳＳＷが定期的に訪問し、当該生徒と交流しながら心情や生活状況の理解に努めた。また、祖父母とも定期的に教育相談を重ね、ゲーム依存や生活の様子を聞き取り、祖父母の不安などを傾聴し、適切な助言に努めた。把握した情報については適宜学校の担当教諭らと共有し、学校からも適切な指導や支援を継続してもらった。地元のヒーローショーへの出演や手品教室への参加などについての情報を祖父母からＳＳＷや学校の関係職員が適時聞き取り、価値付け、励ますことを重ねたことも、祖父母の心身の安定や学校との信頼関係の醸成に結び付いた。

（３）成果

祖父母の焦り感も軽減し、学校の職員との信頼関係も深まり、共に同じ方向を向いて支援できるようになった。当該生徒は、３年生になると修学旅行や学校祭などの学校行事や進路指導の学級指導等に参加できるようになり、夏休みに見学した第一志望の高校を受験し合格することができた。令和７年８月現在、欠席することなく、元気に毎日登校している。医療機関や専門分野の資源と祖父母をつなぎ、ゲーム依存症への関わり方を理解してもらい、不安を軽減できたこと、当該生徒と祖父母の話を傾聴し、収集した情報を学校と共有し連携して指導や支援に当たることができたこと、当該生徒が学校以外の方々と交流できていること（地元のヒーローショーへの出演、手品教室への参加など）を奨励し、生徒の強みを認め、励まして自己有用感を高めることができたことなどが成果に結び付いた。

山形県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

目的：①生徒指導に関する支援の在り方について研修し、教育相談活動の充実を図る。

②チーム学校生徒指導支援体制整備事業の一環として、効果的な研修の在り方を探る。

内容：①全体研修「SOSの受け止め方とつなぎ方 ―子どもと周囲の人たちをつなぐことの意味―」

②グループ別研修

時期：6月3日（月）

※この他にも、各教育事務所（4箇所）において、年2回研修会を開催し、特別支援教育についての研修、自殺予防教育についての研修、事例検討等を行った。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

連絡協議会において、事業の趣旨、活動方針等について周知し、事例を用いた意見交換を行い、連絡・協力体制の構築を図った。また、県内4教育事務所の生徒指導主事会議等で事業の趣旨、活動方針等について周知し、効果的な活用及び改善に向けた方策等について情報交換を行った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

市町村教育委員会からの情報を集約し、課題や実態を踏まえて派遣先を決定した。また、特に生徒指導業務に精通しているものを各教育事務所に1名ずつ配置し、域内の諸課題の未然防止や適切な対応に努めた。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・令和5年度は、継続支援対象のうち好転した児童生徒の割合が、5割程度となっており、多様な課題を持つ児童生徒に対し、効果的・継続的に支援を行う必要がある。そのため、雇用形態や限られた予算（県）による、有資格者の人材の確保及び県内全域を支援できる配置の検討が必要である。
- ・限られた機会において、SSWの活用について市町村教育委員会及び学校等へ周知する必要がある。

②課題解決に向けた取組内容

- ・複数市町村をまたいだ配置を可能にし、より広域を支援できる体制を整える。
- ・県ホームページにおいての公募・社会福祉協議会及びSSW養成の大学との連携、情報交換
- ・連絡協議会においてSSW活用の好事例を共有する。

③成果

- ・対応件数が増え、特に児童虐待のケースにおける好転割合が高くなった。
- ・県ホームページによる公募や社会福祉協議会等との連携による、有資格者を確保することができた。
- ・複数市町村をまたいだ配置を行うことで、広域的に支援ができた。
- ・連絡協議会の開催等により、SSW活用について少しずつ周知されてきている。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類 小学校

②児童・生徒数 ※市町村教育委員会への配置、学校名を伏せての事例提供のため不明

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態：派遣方式 配置方法：年35週/週3回/1回あたり4時間

（2）対応内容

①課題の発見

- ・当該児童は、登校しぶりの傾向があり、教室に入れない状況だった。
- ・母は、仕事をしながら、当該児童と過ごさなければならない状況だった。

- ・父は、精神的に不安定な状態にあり、母の家事や育児への負担が増えていた。

②学校内での方針の検討

- ・学校関係者とともに、母と面談を行った上で、方針を検討した。
- ・母親の精神的安定を図るために、S S Wに相談できる体制を取るとともに、父を医療につなぐための支援を行うことを確認した。

③支援の実施

- ・母に対して、「医療保護入院」に関する情報を提供し、精神科救急の連絡先を教示した。
- ・父と面談を行った。精神疾患についての情報提供を行い、医療機関での受診につなげた。

④経過観察

- ・父は医療機関を受診。父が回復に向かったため、より当該児童に関わることができるようになった。そのため、母の負担が以前より軽減した。
- ・父の協力もあり、当該児童は登校することができるようになり、次第に学校で過ごす時間が増えた。

(3) 成果

- ・当該市町村内不登校関係の継続支援対応件数 7 件
うち、S S Wの継続支援により解決・好転した件数 4 件、継続して支援中・その他の件数 3 件

<いじめ>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 小学校
- ②児童生徒数 ※市町村教育委員会への配置、学校名を伏せての事例提供のため不明
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態：派遣方式 配置方法：年 35 週/週 3 回/ 1 回あたり 4 時間

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・当該児童は、幼少期から言語障害が見られ、昨年度まで通級指導教室での支援を受けていた。
- ・今年度に、クラスの何人かに笑われる等のいじめがあり、不登校傾向となる。

②学校内での方針の検討

- ・母への聞き取りを行い、家庭状況を把握した上で、方針を検討。
- ・母との関わりを継続しながら、当該児童への支援について検討していく。
- ・学校と連携しながら、いじめの防止、当該児童が安心できる居場所づくりを行う。

③支援の実施

- ・母と面談を行い、当該児童の通級指導教室の支援の再開を提案。
- ・母と定期的に関わり、家庭の状況や悩み等を聞き、必要に応じて支援ができるようにした。
- ・送迎等の協力を母親にお願いし、当該児童の別室登校につなげた。
- ・別室で当該児童と関わり、家庭の様子や本人の意思等を聞き取り、学校と連携して支援を行った。

④経過観察

- ・母が子育てに対して安心感を持つことができるようになった。
- ・当該児童も別室で意欲的に授業を受けることができるようになった。
- ・学校と連携しながら、いじめの防止、当該児童を含めた居場所づくりの取り組みを継続している。

(3) 成果

- ・当該市町村いじめ、不登校関係の継続支援対応件数 10 件
うち、S S Wの継続支援により解決・好転した件数 7 件、継続して支援中 3 件

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 小学校
- ②児童生徒数 ※市町村教育委員会への配置、学校名を伏せての事例提供のため不明
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態：派遣方式 配置方法：年 35 週/週 3 回/ 1 回あたり 4 時間

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・当該児童は、父からの暴力により、一時保護となる。
- ・同居人が当該児童の父からの暴力を振るわれる恐れがあった。

②学校内での方針の検討

- ・学校で同居人及び父との面談を、管理職が同席の上それぞれ実施し現状を把握した上で、方針を検討。
- ・父との関わりを継続し、面談を実施していく。
- ・同居人が困っていることに対する支援を行う。

③支援の実施

- ・父との面談を継続的に実施した。
- ・同居人とともに、自治体の相談員面談に支援同行。警察通報、シェルター利用、施設利用等の情報提供を受けた。
- ・学校巡回時に当該児童と関わり、家庭での様子を注視。常時対応している支援員と連携し、当該児童の実情を把握した。
- ・自治体の子育て支援担当課と情報を共有し、連携して支援を行った。

④経過観察

- ・再発防止に向けて児童相談所等と連携しながら、見守り体制を構築。
- ・当該児童の家庭復帰のタイミング、復帰後の支援について検討している。

(3) 成果

- ・当該市町村内家庭環境の問題関係の継続支援対応件数 23 件
うち、S S W の継続支援により解決・好転した件数 5 件、継続して支援中 18 件

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 中学校
- ②児童生徒数 ※市町村教育委員会への派遣、学校名を伏せての事例提供のため不明
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態：派遣方式 配置方法：年 35 週/週 3 回/ 1 回あたり 4 時間

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・当該生徒は不登校傾向。
- ・母子家庭で生活保護受給中である。
- ・学校から S S W に、高校進学等に係る費用負担と福祉からの援助について母に情報提供してほしいと依頼があった。

②学校内での方針の検討

- ・学校と相談の上、情報収集を行い、母子面談を行い、情報を提供することを確認した。

- ・ケース会議を実施し、各関係者との情報共有を図った。

③支援の実施

- ・母子面談を行い、高校進学にかかる費用負担と生活保護からの扶助について情報を提供。高校進学に係る国の助成制度について説明。
- ・学習に対する不安について当該生徒から相談があり、フリースクールの学習支援の検討を提案。

④経過観察

- ・当該生徒はフリースクールの利用を開始した。
- ・母の金銭的な不安が軽減したことにより、当該生徒本人が決定し、納得して進学することが大事であることを確認できた。三者面談において、本人が希望する高校を受験することとなった。
- ・当該生徒が希望した高校を合格し、現在毎日通学することができている。

(3) 成果

- ・当該市町村内貧困関係の継続支援対応件数 1 件
うち、S S Wの継続支援により解決・好転した件数 1 件

<発達障害等>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 小学校
- ②児童生徒数 ※市町村教育委員会への派遣、学校名を伏せての事例提供のため不明
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態：派遣方式 配置方法：年 35 週/週 3 回/ 1 回あたり 4 時間

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・当該児童は、発達障害の診断を受け、学校では、授業に集中できず、落ち着かない状況。
- ・家庭での養育状況が把握しづらい状況であり、家庭との連携のあり方について学校から相談があった。

②学校内での方針の検討

- ・学校を訪問し、当該児童の様子確認と教職員からの聞き取りを実施し、今後の方針を検討。
- ・当該児童の家庭とつながりながら、医療機関とともに福祉関係機関と連携した支援の検討。

③支援の実施

- ・S S Wを含めたケース会議を実施した。
- ・子育て支援関係機関と情報共有しながら、当該児童の家庭を支援。

④経過観察

- ・医療機関、福祉関係機関と連携しながら、当該児童の家庭を支援する体制を検討した。
- ・S S Wが家庭と関わりながら当該児童の養育状況を把握し、学校と家庭をつなぐ支援を継続。

(3) 成果

- ・当該地区の発達障害等関係の継続支援対応件数 52 件
うち、S S Wの継続支援により解決・好転した件数 27 件、継続して支援中 25 件

福島県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

○ 新規採用スクールソーシャルワーカー研修会（9月に開催）

新規採用SSWを対象に、研究協議、事例研究、スーパーバイザーからの講義を実施することで、日頃のソーシャルワーク課題を解決し、SSWとしての資質・能力の向上を図っている。

○ スクールソーシャルワーカー研修会（10月に実施）

家庭支援や保護者対応をはじめ、教育相談について造詣の深い有識者を招いての研修、情報交換、スーパーバイザーから指導助言により、SSWの資質・能力の向上を図っている。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

○ スクールソーシャルワーカー推進連絡協議会（4月、1月に実施）

教育事務所や市町村に配置しているSSW、担当指導主事を対象に推進連絡協議会年に2回実施している。SSWの活動事例研究や、情報共有、好事例の紹介等を行い、SSWの資質・能力の向上を図っている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

東日本大震災により被災した児童生徒の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関・団体との連携調整等様々な課題に対応するため、被害が大きく、多くの児童生徒を受け入れている31市町村に配置している。また、7つの教育事務所に2～4名、前年度の実績に応じて配置している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

不登校の児童生徒の増加に伴い、不登校の児童生徒に対応する案件が増加している。不登校の原因は多岐にわたっており、アセスメントや支援に苦慮するケースがある。

②課題解決に向けた取組内容

SSW推進連絡協議会で、県で設置している不登校児童生徒支援センター（roomF）やSSR（スペシャルサポートルーム・校内教育支援センター）の取組について周知した。また、SSWの不登校児童生徒の対応についての好事例を集め、協議会で共有した。

③成果

SSWが不登校児童生徒支援センター（roomF）と連携し、不登校児童生徒に対応したことで、改善傾向が見られるケースがあった。また、不登校児童生徒の対応に対する好事例を共有したことで、SSWの質的向上を図ることができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数 110 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年 45 週/週 2 回/1回あたり 7 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

Aさんは、父親、Aさん（16歳）、妹（中3）の3人家族。中学時代、漢字の読み書きが苦手で、集団での学習理解は難しく、中学校1年生時から学習支援員がついていた。父親は仕事が忙しく、姉妹が炊事洗濯等をしていた。家事で疲れて宿題を提出できなかったり運動着が乾かないことで欠席したりすることもあった。中学校1年の途中で部活動をやめてしまった頃から昼夜逆転の生活になり、中学校2年の途中から完全不登校となった。

②学校内での方針の検討

中学校でケース会議を実施。情報共有し、支援方法や役割分担を話し合った。貧困が不登校の原因の一つとなっていることから、関係機関と連携を図るため、SSWの派遣を要請した。

③支援の実施

SSWは、中学校と情報を共有しながらアセスメントを行い、支援計画を作成した。Aさんの「漢字の勉強をしたい。」という希望から、適応教室につなぎ、そこで学習するようになった。また、関係機関と連携しフードバンク支援を行い、食生活の支援を行った。

④経過観察

適応教室に通い、その後、段階的に学校にも通うことができるようになった。登校し給食を食べるようになったことで、規則正しい生活を送ることができるようになった。

進路について、Aさんは進学を希望したが、父親が就職させることを望んだため、職業体験でお世話になったB社に就職した。就職してからも仕事帰りに適応教室に通い、学習を続けている。適応教室では、学習をするだけでなく、支援員やSSW、生活サポートセンター職員がAさんの話を聞き、B社と連携して支援を続けている。

（３）成果

SSWが中学校と連携しアセスメントを行い、関係機関と連携し支援を実施したことで、就職し、安定した生活を送ることができるようになった。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 350 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（年 45 週/週 2 回/1回あたり 7 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

Bさんは、祖母、父、母（外国籍）、Bさんの4人家族。Bさんから、母親から虐待（叩く・暴言を吐

く・家事強要）されているという訴えがあり事態が発覚した。

②学校内での方針の検討

Bさんの父親が高齢な上、祖母の介護もあり収入が不安定なこと、母親が外国籍であり子育てに困り感があることから、関係機関と連携して対応するため、学校はS S Wの派遣を要請した。

③支援の実施

S S Wは、ケース会議を開き、児童相談所、町の関係機関、学校関係者と情報を整理し、アセスメントを行った。町の保健師は、母親の困り間を受容することや子育てについてアドバイスすること、担任の先生は、Bさんの学習補助やクラスで孤立しない働きかけをすること、部活動顧問は、部活がMさんの居場所になり得るようなサポートをすること、S Cは、Bさんとの定期的な面談をすること、児童相談所は、虐待や本人の行動が過激な場合等に即介入すること等、関係機関の役割を明確にしながら対応した。

④経過観察

父親が復職し収入が安定したこともあり、母親の心の安定も図られ、Bさんはクラスや部活動で笑顔が見られるようになった。

(3) 成果

S S Wが介入し、関係機関と連携し、それぞれの役割を明確にして対応したことで、Mさんの母親とMさん自身の心の安定が図られ、虐待がなくなった。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 3 5 0 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (常年 4 5 週/週 2 回/1回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

Cさんは、父、母、兄（長男）、兄（二男）、兄（三男）、本人、祖父（母の父）の7人家族である。兄（三男）は里親制度により別居している。母親の父である祖父は自宅療養中であり、介護が必要な状態である。Cさんは特別支援学級に在籍する中学校3年生の女子である。中学校入学後から学校は不登校傾向で母親の都合で早退することも多かった。Cさんは祖父の介護もしており、介護のために学校を欠席することもあった。Cさんの家庭の収入は、父親の給与と祖父の年金のみで、金銭的に非常に困窮していた。

②学校内での方針の検討

Cさんの不登校傾向の原因が、家庭の問題（祖父の介護や金銭的な困窮）に起因していることから、S S Wの派遣を要請した。

③支援の実施

S S Wは、ケース会議を開き、町の関係機関や学校関係者とアセスメントを行い、支援計画を立てた。祖父は、認知症が進んでおり、自宅での介護が難しいことから町の福祉課につないだ。Cさんは、特別児童扶養手当を受けるために医療機関を受診した。S S Wは、Cさんの進学支援として、特別支援学校高等部に学校見学や教育相談に同行した。

④経過観察

祖父は、介護認定を受けて特別養護老人ホームに入所した。祖父が入所したことで、母親の負担が軽くなり、夫に対しての負い目を感じなくてよくなったことで、笑顔が見られるようになった。Cさんは、祖父の介護をする必要がなくなったことで、特別支援学校高等部に休まず登校している。

(3) 成果

S S Wが町の福祉課や医療機関等と連携して対応したことで、母親の負担が減り、金銭的にも余裕ができ、Cさんの不登校が解消した。

<発達障がい>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 80 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 45 週/週 2 回/1回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

Dさんは、父、母、姉(18歳・高校中退・ひきこもり)、兄(高1)、Dさん(小5)の5人家族である。Dさんの家族は震災により避難を経験している。避難したことで、父親は職を失った。現在は居酒屋を経営している。Dさんは、聴覚過敏・感覚過敏・偏食・整理整頓が苦手・こだわりが強い等の特性があり、不登校傾向であった。また、姉も高校中退後ひきこもりの生活を送っており、何らかの支援を必要としていた。

②学校内での方針の検討

Dさんの不登校傾向の原因がDさんの特性によるものではないかと推測されること、Dさんの姉のひきこもり状態の解消のためにも医療機関等関係機関と連携して対応するため、学校は、S S Wの派遣を要請した。

③支援の実施

S S Wは、村の関係機関、医療関係者、学校関係者とアセスメントを行った。S S Wは、Dさんと母親から話を聞き取り、学校でのDさんの居場所づくりについて学校関係者に依頼した。また、Dさんの姉に対しても村の関係機関が対応し、就労支援をすることになった。

④経過観察

S S Wと母親及びDさんが信頼関係を構築できたことで、Dさんの医療機関への受診を勧めることができ、就学指導(情緒学級に入級)を進めることができた。その後、Dさんの姉は就労支援のおかげで就職することができた。

(3) 成果

S S Wが対象児童と母親と信頼関係を構築することができたことで、不登校傾向が改善し、対象児童の姉も就職することができ、家庭生活が安定した。

茨城県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- 第1回連絡協議会 令和6年4月22日（月）（義務・高校）
 - ・目的：いじめや不登校等の問題を抱える児童生徒及び保護者に対する対応や支援、関係機関や専門家との連携について講話や演習及び協議を通して、スクールソーシャルワーカーの資質の向上と支援策の充実を図る。
 - ・内容：本年度の活動について（組織及び体制づくり、活動の方向性など）
スクールロイヤーによる講話（いじめ防止対策推進法の理解）
スーパーバイザーによる講話（支援の重点事項、よりよい支援の在り方）
令和5年度の事例発表（義務教育課1事例、高校教育課1事例）
- 第2回連絡協議会
令和6年8月に市町村立学校は5教育事務所で実施、県立学校は茨城県教育研修センターで実施
 - ・目的：教育事務所単位での少人数の実施により、スクールソーシャルワーカーが個別にスーパーバイザーからの助言を受け、今後の活動においてより良い支援の充実を図る。
 - ・内容：各スクールソーシャルワーカーが関わっている事案についての検討
事案の現状と課題を把握し、スーパーバイザーからの助言
- 第3回連絡協議会 令和7年2月3日（月）（義務・高校）
 - ・目的：不登校や家庭環境等の課題を抱える児童生徒及び保護者に対する対応や支援について、講話や協議を通してスクールソーシャルワーカーの資質向上と支援策の充実を図る。
 - ・内容①：行政説明「ヤングケアラー支援について」
茨城県福祉部福祉政策課より情報提供。本県におけるヤングケアラーの現状や課題、対応について共有した。
 - 内容②：講話「発達障害を抱える児童生徒の理解及び関係機関に繋ぐスクールソーシャルワーカーの役割」
「茨城県発達障害者支援センターあい」による情報提供。
 - 内容③：事例検討
令和6年度の実組についてまとめたレポートをもとにグループによる事例検討及び協議を行った。
- 新規採用SSWに対する採用前研修会 令和7年3月26日（水）
 - ・目的：新規に採用されたSSWに対し、本県SSW活用事業の仕組みやスクールソーシャルワークにおける留意点などについて研修を行い、次年度の業務を円滑に進める。
 - ・内容：経験豊富なスーパーバイザーから、SSWとしての心構えや仕事を進めるうえで大切なことなどを話していただく。
新規採用SSWが心配や不安なことなどについて、スーパーバイザーからアドバイスをいただく。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- 派遣事業説明会 令和6年4月30日（火）（高校）
 - ・対象：県立中学校・県立高等学校・県立中等教育学校の生徒指導・教育相談担当職員 95名
 - ・目的：派遣事業の趣旨や、スクールソーシャルワーカーの業務及び活用方法を理解し、事案に応じて適切な連携を図るなど、スクールソーシャルワーカーのより実効的な活用に資する。

・内容：事業説明

内容①：行政説明「茨城県におけるヤングケアラー支援について」

茨城県福祉部福祉政策課より情報提供。本県におけるヤングケアラーの現状や課題、対応について共有した。

内容②：講話「知ってほしい！活用してほしい！スクールソーシャルワーカー」

茨城県スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーよりスクールソーシャルワーカーの役割や現状に対する今後の方向性について共有した。

(3) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- 小中学校、義務教育学校、県立高等学校等の派遣要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣している。
- 豊富な経験と幅広い知見を有したスクールソーシャルワーカーをスーパーバイザーとして派遣し、スクールソーシャルワーカーの資質向上や、必要に応じて複数で対応できる体制を整備している。
- 採用の際、県内とともに隣県を含んだ一般公募で、広域に人材を募っている。

(4) スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

- ・令和5年度は、SSWによる対応件数が1.2倍に増加した一方、支援状況好転割合は前年度（R4）よりやや減少した。
- ・学校側のSSW活用の理解が十分でない学校もあり、早期段階での連携・相談が行われないケースがあった。
- ・校内研修実施率は上昇したものの、SSW自身の資質向上や学校との情報共有の機会が不足していたため、支援の質にばらつきが見られた。

②課題解決に向けた取組内容

- ・令和6年度は、各地区で研修会を実施し、SSWに対する研修機会を充実させた。
- ・年2回、スーパーバイザー（SV）による相談日を設け、各SSWがケース対応や連携上の課題について助言を受けられる体制を整えた。
- ・学校への校内研修も継続的に実施し、SSWへの早期相談・連携の重要性について教職員の理解を深めた。

③成果

- ・令和6年度は支援状況好転割合が35.2%となり、令和5年度（22.4%）から大きく改善した。
- ・SSWがケース対応にあたり、より早期に関与できる事例が増えたことで、支援の効果が高まった。
- ・研修会やSV相談日の実施により、SSW自身のスキルアップが進み、支援の質の均一化が図られた。
- ・校内研修実施率はやや減少したが、今後も研修機会の確保と学校への周知を通じ、SSW活用の定着を図っていく。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

(1) 学校の概要

①学校の種類

（高等学校）

②児童生徒数 948 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（派遣回数 2 回 1 回あたり 2 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

本人から自殺企図を行ったことに関して養護教諭に相談。保護者が本人を迎えに来て、話してくれた内容を養護教諭が保護者に共有。その後、学校を休んで家で休養をしているが、本人が本心を何も話さない状況が続いていた。メンタルクリニックへも保護者で行ったが一言も話さず。その後、保護者（父親と母親）から、今後の本人との接し方についての相談。学校を今後どうするかを目途もたっていない状況。過去のトラウマから大人の男性と話すのが苦手。

②学校内での方針の検討

副校長、教頭、教育相談部長、担任の先生と今後の方針を検討。本人と面談を行った養護教諭からも情報共有を受けた。状況によって、女性のＳＳＷの派遣を提案。本人と保護者の間での安心を感じる対話の場を提案（オープンダイアログの手法を参考に）。本人が家庭内で安心して過ごせて、保護者との意思疎通ができる状況をまずはサポートする方針になった。

③支援の実施

保護者と面談（担任の先生も同席）し、状況を確認した。本人がオンラインでの参加は可能か、母親にその場で聞いてもらい、次回の話し合いに本人が聞くだけ参加をしてくれることになった。２回目の面談では、保護者とＳＳＷが学校で面談し、本人は家からオンラインで参加した。保護者がそれぞれのショックな気持ちや、困惑している気持ちを語ってくれた。本人が YES か NO で答えられる質問をしたところ、Web 会議システムの手を上げる機能で応えてくれた。徐々に元気が回復しており、家では安心して過ごしている、中学校の頃から学校に行くのがつらかった、この形式であれば話し合いを続けてもいいということなどを意思表示してくれた。

④経過観察

冬休み明けに、同じような形式で面談を実施予定。

（３）成果

本人が家で安心して過ごせていることが確認できた。本人が保護者と意思疎通ができるようになった。今後、学校に復帰するかどうかを含めた進路は未定。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（高等学校）

②児童生徒数 708 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（派遣回数 15 回 1 回あたり 2 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・発達障害の可能性
- ・機能不全家族
- ・医療機関に繋げ、主治医の見解を直接学校側が聞くことにより、方向性を共有できるようにする

②学校内での方針の検討

教頭先生を中心に毎回校内ケース会議が開かれる。そこで情報共有と整理がされ、方針がその都度検討、確認されていく。卒業後も受診が継続され、問題行動がなくなるようにしていく。そのために、親子関係を良好にし、本人の能力が上がるようにする。

③支援の実施

学校としては、面談を確実にできるように担任の先生と教頭先生が両親や生徒と関わり、しっかりスケジュールリングしてくれた。母親には面談に来てもらうことにより、本人のために時間をつくるということから、本人のためにできることを少しずつ実行していくステップアップを意識付けした。本人との面談は、W A I S の検査結果をもとに短期間で効果的な S S T をプランニングし、信頼関係の構築を図った。気持ちを表現する力をつけるために、自己表現ノートや実行機能アッププリントに取り組んでもらった。また、コミュニケーション能力を上げるためにカードゲームを導入。S C に繋げメンタル面を引き受けてもらい、S S W との役割をきちんと線引きした。校内ケース会議により視点が広がり、「チーム学校」としての機能がさらに強化された。

④経過観察

S S W との信頼関係が土台になり S S T が進んだ。それにより、生活面での改善がみられ、表情も明るくなってきた。母親も受診や学校の送迎のために、本人と 2 人の時間をつくり関係が良好になりつつある。進路も本人の希望する学校に決まった。

(3) 成果

毎回教頭先生を中心に関わる先生方が全員集まり、校内ケース会議が開かれた。管理職の先生が、細やかに配慮してケースを進めてくださる姿勢が全体に広がり、「チーム学校」としての一体感が生まれ繋がりが強くなっていった。それは先生方の意識、モチベーションアップにも繋がり、本人や母親への適切な声掛けになった。学校全体で関わる姿勢が難しい事案を好転させ、卒業後も医療機関の受診を継続できるようになった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 167 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 12 週/週 1 回/ 1 回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

中学生 A。小学校 5 年生のときに支援開始してから継続的に関わっている家庭。当初、不登校状態にある子が離婚により居所不明になっているとの報告から支援を開始した。居場所を転々としている際の家庭訪問を経て、数年にわたり家庭訪問を重ねる。中学校入学当初、登校を試みた時期もあったが、中一の夏休み明けから再び登校回数が減っていく。家庭訪問を重ねていく中で、過去の虐待歴や保護者の精神疾患の影響から、本人のパワーレスな状態につながっていることをアセスメントする。

②学校内での方針の検討

校内に不登校支援担当教員がいたため、不登校支援担当教員と協同しながら支援に当たっていくことができた。また、長年にわたり教育支援センターの心理師も本人・兄弟・母と関わりがあったため、三者＋ α によるケース会議を定期的に重ね、その都度支援方針を検討していった。

③支援の実施

中学3年生になった年には、本人の進路決定支援に主眼を置き、本人の希望に合わせて（人と会わないかたちでの）校内フリースクールへの登校および教育支援センターへの来所の支援をしていった。また、進路決定にあたり高校見学にもスクールソーシャルワーカーが同行した。

④経過観察

校内フリースクールおよび教育支援センターが安心した場であると本人が理解できたことで定期的な利用につながっていった。保護者が精神疾患の症状が重く、本人の支援ができないときにはスクールソーシャルワーカーや不登校支援担当教員、教育支援センター心理師が本人と保護者に寄り添い、前向きなかたちで登校・来所ができるように声をかけ続けた。また、保護者の病状安定のために、保護者の病院受診に同行したり、行政手続きサポートを行ったりもした。

（３）成果

定期的な登校・来所を重ね、高校見学をしたことで、本人自身が高校入学後の自分の姿を具体的にイメージすることができ、希望に沿った進路選択をすることができた。中学校卒業まで長く関わっていた支援者が高校進学を機に離れてしまうため、市町村のこども課などと連携をはかり、スクールソーシャルワーカーが保護者に今後の支援者となる方を紹介することで、切れ目のない支援ができるようなターミネーションを行った。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 234 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 5 週/週 1 回/ 1 回あたり 3 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

対象女子生徒Aの扶養者は高齢で病を抱えていて手続きなどに関わるコミュニケーションが困難だった。離婚し隣の市町村在住の母親は本児の養育に協力的ではあるが、海外出身なことや商店を営み多忙なことから、学校とほとんどやりとりがなかった。小学校6年時からSSWが支援を行っていたが、中学3年になり受験にかかわる手続きに困難が予想された。

②学校内での方針の検討

- ・家庭環境が複雑なAに対し、入学時から継続して部活動顧問や特別支援学級担任が中心となり、学校教職員みながあたたかく見守り、小学校で緘黙傾向だったAが中学では喋るようになっていた。先生方には継続してあたたかな見守り・指導を行いながら、家庭での様子をAから確認していただく。
- ・Aの高校受験にむけて、対策を関係教職員と話し合った。

③支援の実施

- ・S S Wは、前年度から依頼していた市のこども課や父親あてに家庭訪問などの見守りを依頼した地域包括支援センターとも連携しながら、家庭支援を継続し、父親やAとの信頼関係を構築した。就学援助にかかわる書類作成の手伝いを行った。
- ・多忙で休みがない母親に会いに、経営する店舗までS S Wが訪問した。ときに筆談も交えながら、日本の高校受験制度について説明し、私立高校説明会参加の重要性を説明して日程をいっしょに確認した。

④経過観察

- ・欠席が多かったAだが、受験にむけて母親の支援もあり、学習塾に通い始め、高校進学に前向きに取り組んでいる様子があった。登下校は父親の送迎ではあったが、欠席も少なくなっていた。
- ・成人している兄とコンタクトを取り、中学校で行われた県立高校出願の説明会にS S Wも同席し、説明会後に兄とA、担任、教頭とS S Wで面談し、Aの進路について話し合った。

(3) 成果

昨年まではS S Wによる介入は父親とAに対してだけであったが(父親の了解が得られなかったため)、離婚し別に住んでいる母親や独立している兄とも接触し話し合いができ、Aに関わり将来まで見守っていくべき家族の絆をそれぞれが再確認できたように思う。母親の職場訪問の後には、コーディネートの教頭先生ばかりでなく、校長先生も話し合いに参加くださり、いっしょに考えて直にアドバイスをいただくことができ、これまでの活動でも感じていたが、やはり教職員の先生方がいっしょに考え動いてくださる状況だといいい支援活動ができると実感した。

<発達障害>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 330 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 12 週/週 1 回/ 1 回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

小4 女兒 登校しぶり、友達関係のトラブル等により、アセスメント。

学校としては、特に問題はない。母親が心配して相談に来ている状況。板書ができない、勉強をやらない、家庭学習をどこまでやったら良いかわからない、無理にやらせると腹痛等を訴え、学習・登校を拒否する。医療機関は受診しており、A S D の診断を受けている。L D の指摘はなかった。読み書き苦手、勝手読みあり、理解低い、文章をまとめられない等の問題がある。

②学校内での方針の検討

A S Dの診断を受けていることでの特性理解と読み書き困難なことに対して、宿題・課題を配慮することを検討。

③支援の実施

学校での配慮を受けるにあたって、適切な検査実施や受診を勧めた。また、福祉面でのサポートを受けていなかったため、放課後等デイサービスによる学習支援を提案、サービス受給までの流れを説明し、受給まで母親のサポートをした。

平仮名の特殊音節に困難感があることなどを学校側が把握しきれていないことを、全体共有し、児童への支援体制を構築している。

④経過観察

放課後等デイサービスに通所することになり、週2日継続利用、LD対応の学習支援を受けている。その他、情緒面やコミュニケーションスキルなども丁寧に見守られ、トレーニング等を実施している。学校と放デイ、相談員の連携も構築でき、適宜、モニタリングを実施しながらサポート体制が作られている。

(3) 成果

発達障害の診断は受けていたが、そこに隠れたLDを知らなかったことにより、情緒面の崩れ、登校渋りが出現しやすかった。A S D特性もあるため、特性理解は必須だが、LDの支援を受けられること、理解してもらえることにより、児童も母親も安心して過ごせるようになっている。

栃木県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- 令和6年12月10日(火)：スクールソーシャルワーカー研修会(県・市町SSW、担当者等対象)
 - ・ スクールソーシャルワークにおける地域アセスメントと学校アセスメントについての講話や演習を実施した。
- 各教育事務所が指定した日：地区スクールソーシャルワーカー連絡協議会
 - ・ 支援活動等に関する情報交換や事例検討会を実施した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

県スクールソーシャルワーカーの学校訪問及び県教育委員会主催の会議等において、スクールソーシャルワーカーの役割、相談内容、活用事例等を掲載した「スクールソーシャルワーカーガイドブック」(H29.3)等を用いてスクールソーシャルワーカーの職務等を周知した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

中核市を除く全124中学校区に中学校区配置スクールソーシャルワーカーを38名配置したほか、県内を4地域に分け、県立学校スクールソーシャルワーカー4名配置した。

- ・ 中学校区配置スクールソーシャルワーカー：市町の実情に応じて、巡回型、拠点校型等にて活動。
- ・ 県立学校配置スクールソーシャルワーカー：配置校を拠点校とし、同一地域内の要請に応じて活動。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- 経験豊富なスクールソーシャルワーカーが新任のスクールソーシャルワーカー等に対し、家庭訪問等への同行や指導・助言を行うための時間が不足している。
- 県立学校（高等学校、特別支援学校）対応の一人当たりの担当学校数が多いこと、担当エリアが広いため移動に時間がかかることなどから、支援要請に対応するための時間が十分ではない。

②課題解決に向けた取組内容

- 教育事務所単位地区に1名ずつ、新任のスクールソーシャルワーカー等に対し、家庭訪問等への同行や指導・助言を行う県スクールソーシャルワーカーを地区スーパーバイザーとして指名した。
- 県内を県北・県央・県南の3地域から県北・県央東・県央西・県南の4地域に変更し、県立学校対応のスクールソーシャルワーカーを4名配置にした。

③成果

- 以前に比べ、地区スーパーバイザーからの指導・助言の時間は増えたが、地区スーパーバイザー自身も相談対応等の時間があるため十分な時間は確保できなかった。
- 県立学校からの相談件数は、地域によってばらつきはあったが、SSWの周知が広がり、相談する学校は増えてきた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童数 150 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年 42 週/週 3 回/1 回あたり 6 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・ 当該児童(以下、A)は、４年生から長期の不登校であった。
- ・ ５年生になり、登校したい気持ちはあるが学校に足が向かず、学校以外の居場所は望んでいなかった。
- ・ 保護者からは、Aは「先生」という存在にプレッシャーを感じてしまい、嫌いではないが緊張感が高いため、登校できないとの相談があった。

②学校内での方針の検討

- ・ 学校からAの今後の支援に対してS S Wに相談があった。
- ・ 保護者の希望でS S Wと保護者が面談することになった。
- ・ Aは、学校に行きたい気持ちはあるが、まだ教室に入ることができない。教師、集団への不安が強い。教師以外の第三者の交流を希望しているとのことであった。

③支援の実施

- ・ 別室でS S WとAが面談し、関係を構築した。
- ・ 別室でのリモート授業から、S S Wと一緒に始めた。
- ・ 週に１回、短時間からスタートし、一緒に給食を食べて下校することから始めた。

④経過観察

- ・ リモート授業の時間が増え、登校の日数が増えてきた。
- ・ S S Wと一緒に実際の授業にも少しずつ参加できるようになった。
- ・ 休み時間はクラスメイトや担任と交流できるようになった。

（３）成果

- ・ ６年生になり、自信がついたため、教室に戻りたいとのことで、教室で過ごした。
- ・ 別室にS S Wに待機して欲しいと希望があり、休み時間は別室でS S Wと過ごし、授業は、教室に戻るという生活リズムを作った。
- ・ 生活リズムにも慣れ、自信をつけ「もう大丈夫。」とAからの申し出があった。
- ・ 現在、欠席することなく登校し、落ち着いた学校生活を送っている。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童数 140 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 42 週/週 6 回/1 回あたり 3 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・ 小学１年生男児（特別支援学級）（以下、A）の母親より、Aが帰宅すると「同じ情緒クラスの子に叩かれた」と話したと訴えがあった。
- ・ Aは、時々ズボンを汚して帰宅することがあり、背中にアザのようなものもあった。

- ・ 学校は事実関係を調べたが、支援学級の担任も加害の疑いのある児童に聴いても事実は出てこなかった。
- ・ Aは、アザを作ってきた翌日から不登校になった。

②学校内での方針の検討

- ・ 母親が学校に不信感を抱き、学校と母親の直接の関わりが困難になったため、SCとSSWが母親の面接を通して関わるようになった。
- ・ Aへの支援については、特別支援学級の担任が家庭訪問等を行った。

③支援の実施

- ・ SCとSSWが連携して母との面接を継続した。
- ・ 母は、当該小学校での面接を拒否したため、拠点校の中学校と連携し、中学校の相談室での面接ができるよう配慮した。
- ・ SSWは、母との面接と合わせて、Aのアセスメントや直接の意思を確認する必要性から、Aの通う放課後デイサービスを訪問し、Aとの関係性の構築を図った。
- ・ 特別支援学級の担任は、放課後家庭訪問に行き、Aとの関係改善を図った。

④経過観察

- ・ SCやSSWとの面接では、Aへのいじめの訴えを続けていたが、面接を重ねるうちに母親の実家にある課題を吐露するようになり、精神的な辛さを語るようになった。
- ・ 母親との関係性ができてからは、いじめの訴えはなくなった。
- ・ 特別支援学級の担任が訪問しても玄関先で母のみの対応だったが、次第にAも顔を出してくれるようになり、担任に笑顔も見せるようになった。

(3) 成果

- ・ 担任が、Aに対して、学校の行事への参加を促したところ、母親からの勧めもあり、参加することができ、次の日から登校できるようになった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②生徒数 220 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 42 週/週 3 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 校内相談室において、教育相談の際、当該生徒(以下、A)から「死にたい」と訴えがあった。
- ・ 公認心理師の資格を持つSSWがAと面談をし、困りごとなどを聴き、状況が明らかになった。

②学校内での方針の検討

- ・ 管理職、担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭及びSSWが、Aとその家族の状況について情報共有した。
- ・ SSWと情報共有できるよう校内支援体制を整えた。

③支援の実施

- ・ S S Wとの面談を実施した。
- ・ 校内でケース会議を実施し、生徒の支援に対し役割分担を行い、支援を実施した。

④経過観察

- ・ 面談後、Aからは「70%すっきりした」という感想があった。
- ・ 面談後、Aは、担任に対して、親への不信感など弱音を表出するようになり、担任との関係性ができてきた。
- ・ Aは、「以前は本気で死にたいと考えていたが、今は落ち着いている」と話している。
- ・ 早く独り立ちし家を出たい気持ちは変わっていない。

(3) 成果

- ・ 毎日登校できるようになり、クラスの友人と話をすることができるようになった。
- ・ 高校には進学したいという目標がはっきりし、入学のため頑張っている。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②生徒数 570 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 42 週/週 3 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 当該生徒(以下、A)は、は外国籍の生徒である。
- ・ 母親も母親のパートナーも働いていない状況であり、Aは生活に困っていた。
- ・ Aの家族は、市営住宅で生活していた。

②学校内での方針の検討

- ・ 担任やS S W担当者がケース会議を行った。
- ・ 担任が、就学支援金や教科書給与等について事務を確認し、食生活についても確認した。
- ・ 母親は外国籍で日本語が難しいため日本語指導支援員とS S Wが連携した。

③支援の実施

- ・ Aや母親に教科書や体育館シューズの購入を促したがお金がなく購入できなかった。
- ・ S S Wが、社会福祉協議会に協力を仰いだ。
- ・ S S Wや社会福祉協議会が連携し、Aのアルバイト先を探した。
- ・ 社会福祉協議会は、Aの家族に対して、米等の食料支援も行った。
- ・ S S Wは、Aと一緒に子ども食堂に訪問した。
- ・ S S Wは、未納金等改善のため「奨学のための給付金」をAが得られるよう関係者（学校事務、社会福祉協議会、市の税務課、日本語指導支援員等）と連携した。
税務課に行く際はS S Wと日本語指導支援員等が本児の母に付き添い手続き等を手伝った。

(3) 成果

- ・ 就学のための支援金の申請ができ、未納金等にあてることができた。
- ・ Aの食料や生活面でも改善があった。

群馬県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

巡回型ＳＳＷ、派遣型ＳＳＷを対象に、年に１回研修会を実施した。「関係機関との効果的な連携」について、派遣型ＳＳＷによる講演を行い、その後、班別協議の中で「学校や関係機関等との連携」について、巡回型ＳＳＷそれぞれが抱える課題や解決方法についての協議を行った。さらに、それぞれの課題について、派遣型ＳＳＷより具体的な解決策についての助言を行った。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

ＳＳＷやＳＣの職務内容の理解や協働体制の構築に向けたリーフレットを県教育委員会ホームページに掲載するとともに、小学校・中学校生徒指導対策協議会（年各１回開催）において、県内全ての生徒指導主事等担当教諭に対して、リーフレットを基にＳＳＷの役割や、教育相談体制の構築、ケース会議の開き方等について、説明を行い、各学校での共有を依頼した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

ＳＳＷ３２名を巡回型として、県内７０指定中学校区に配置し、隔週で対象中学校区を巡回し、継続的な支援ができるようにした。さらに、６名のＳＳＷを派遣型として、県内に５つあるうちの４教育事務所に配置し、市町村教育委員会からの要請により、巡回型未配置の学校も含め、県内全域の学校に幅広く支援できるようにした。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・学校が、福祉機関等と連携して支援するためにＳＳＷを有効活用し、福祉機関等と円滑な連携が図れるように、ＳＳＷの役割や有効性を学校及び市町村福祉部局等に周知する必要がある。
- ・地域や学校ごとにＳＳＷの活用方法等に差があるため、ＳＳＷ自身だけでなく活用する学校の職員に対してもＳＳＷ活用に関する方針を周知していく必要がある。
- ・教育及び社会福祉に関する専門的な知識・技術を有し、活動実績をもつ人材を確保し続けることが必要である。

②課題解決に向けた取組内容

- ・小・中学校の生徒指導主事等を対象とした協議会や市町村教育委員会の指導主事を対象とした会議において、ＳＳＷの役割や関係機関との連携に向けた役割分担等について説明を行った。さらに、教育事務所指導主事による学校訪問の際には、ＳＳＷの役割等について管理職と情報交換を行った。
- ・人材確保に向けて、例年の募集方法に加え、県の社会福祉協議会等と連携し、ＳＳＷ募集の周知に取り組んだ。

③成果

- ・ＳＳＷが新規に配置される学校もあったが、ＳＳＷの役割等の理解により、ＳＳＷによる支援件数の増加につながった。
- ・様々な機会でも周知を図ったことにより、募集の増加につながった。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（1回あたり 3 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

一昨年度より遅刻早退が増え、昨年度より欠席が目立つようになった。また、心身両面からの心配があり、自傷行為等を起こしたことにより、今後の支援についてケース会議をする際に、教育事務所配置の派遣型ＳＳＷへ要請があった。

②学校内での方針の検討

家庭がつながっている関係機関等を事前に整理し、その上でケース会議にて、当該生徒の命の安全を最優先する対策を考えるとともに、短期・中期・長期目標の共通理解と支援計画を策定し、役割を分担しながら支援を実施していくことを決定した。

③支援の実施

○ＳＳＷが教職員に対して、危機介入等について研修を行い、全教職員が共通理解のもと支援を行えるようにした。

○病院関係者や市町村福祉部局担当者、学校、ＳＣＳＶ、ＳＳＷ、家族でケース会議を行い、それぞれの立場からの支援方法を検討した。

○ＳＳＷが保護者と面談をしながら、保護者の不安に寄り添ったり、当該生徒の様子を聞き取ったりし、関係機関と情報共有を図った。

④経過観察

保護者面談やケース会議を定期的に行いながら、情報の整理や現状の把握に基づいて計画を修正しながら支援を継続的に行った。学校は家庭訪問等で当該生徒と接する際に、登校刺激に配慮しつつ学校の話題を出し、学校への所属感を醸成するようにした。また、関係機関も積極的に訪問し、家庭や当該児童を支えるようにした。年間を通じて対応してきたことで、連携体制は構築されたので、連携体制を継続し支援していく。

（３）成果

不登校生徒数 20名（うち、ＳＳＷがかかわったことにより好転した生徒数 1名）

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数 350 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（1回あたり 3 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

当該児童は人と関わることが好きだが、一方で関係性を上手く築けず、自分の思い通りにならないと暴力

等のトラブルを起こしてしまい、いじめの加害者となってしまうことがあった。家庭でも自分勝手にしてしまうことも多く、保護者からどのように関わっていけばよいか不安があるとのことで、教育事務所の派遣型 S S W へ依頼があった。

②学校内での方針の検討

当該児童の兄弟関係で S C が既に関わっていたことから、保護者の本人に対する考えや、担任等による本人の学級での様子をもとに、ケース会議において S C や S S W が保護者と面談を行い、保護者の困り感に寄り添いながら関係機関につなぐことや、学校は本人が落ち着いて学習に取り組めるような静かな環境を用意したり、本人が上手く気持ちを伝えられない時の支援を行ったりすることを決定した。

③支援の実施

- S C が保護者と面談を行い、本人に関わることにに対して保護者が後ろ向きであることを把握した。
- 情緒面に課題がみられるため、S S W が医療機関で検査を受け支援につなげることを保護者へ提案したが、保護者が自分自身に迷惑がかかる可能性があるとのことから提案を受け入れられなかった。
- 本人に対しては、人があまりいない所で教職員と一対一で話すときは落ち着いていられるので、できるだけ多くの教職員が色々な場面で関わるようにした。

④経過観察

児童相談所に養育相談や医療機関で検査を受けることで、支援の幅が広がることを S S W が伝えたが、保護者の同意を得ることが難しかったため、そのような支援も含めつつ、継続的に S C や学校による当該児童や保護者のサポートを行う。保護者の困り感から別の支援を望む様子があった場合は、S S W が保護者面接を行い、関係機関につなげるようにしていく。

(3) 成果

いじめ認知件数 5 件（うち、S S W が関わったことにより解消した件数 0 件）

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②児童生徒数 570 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 1 回あたり 3 時間 ）

(2) 対応内容

①課題の発見

当該生徒は発達特性が強く、前年度は通級指導を受けていた。4 兄弟のうち、当該生徒のみが父親より継続的に言葉による暴力を受けている状況であった。本人は、大学進学を希望しているが、家庭の経済状況は厳しく、父親の理解も得られていない。母親は、家庭内の状況について話すことを避ける傾向にあり、外部関係機関との連携も十分に進んでいないことから S S W の派遣依頼があった。

②学校内での方針の検討

S S W を交えたケース会議において、家庭環境の課題、本人の発達特性、さらに自殺念慮の訴えを把握したため、当該生徒及び保護者の要望を確認しながら、早期に関係機関と連携を図る方針となった。

③支援の実施

- ・父親からの言葉の暴力については、母親との定期的な面談を実施しつつ、児童相談所にも相談を行い、学校と連携して対応した。
- ・感情の起伏に起因すると考えられる自殺念慮については、月経前症候群による服薬治療の影響も考慮し、婦人科への相談を提案した。
- ・小学校1年生以来となるWICSに準ずる検査の実施を勧めた。

④経過観察

- ・父親との関係改善には至っていないが、母親が学校と連携し対応したことで、家庭内で父親と当該生徒が接触する機会を減らす工夫がされ、心理的負担減少につながった。
- ・自殺念慮については、婦人科に相談した結果、落ち着いた様子が安定して見られるようになった。
- ・WICS検査に準ずる検査の実施について医療機関に相談することとなった。

(3) 成果

- ・虐待件数2件（うち、SSW関わったことにより好転した件数1件）

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②児童生徒数 700 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（1回あたり 3 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

当該生徒と母親の2人暮らしで、母親は日本語が苦手で、入院歴もあり、安定した収入が見込めない状況である。当該生徒の関しては、幼少期より多くの公的機関との関わりを持っている。しかし、多くの外部関係機関と繋がっているがため、様々な支援の提案に対して、選択できずに混乱が生じた。

②学校内での方針の検討

家庭の収入が少ない上に母親の健康状態も思わしくない。SSWの助言により、当該生徒に対する支援の整理及び生活の安定を図るための支援について外部関係機関を交えたケース会議を実施することになった。

③支援の実施

- ・当該生徒の支援及び生活の安定を図るための支援は、市のこども支援課が取りまとめて行うこととなった。また、市のこども支援課と学校で連携し、当該生徒への支援にあたった。

④経過観察

- ・支援会議を経て、市のこども支援課は、母親が就労できなくなった場合等を想定した貧困支援の提案を母親に対して実施したが、改善が見られていない。
- ・当該生徒は、同校を退学の希望の意思を表明していたが、学校及び市のこども支援課からの助言もあり、中断生となった。学校は、その後も定期的な面談等の支援を継続的に実施している。

(3) 成果

貧困件数1件（うち、SSW関わったことにより好転した件数 0件）

埼玉県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ①新規採用対象：1回（4月）
- ②全員対象：2回（5月、10月～11月）
→5月：地区別で実施 10月～11月：オンライン研修（SCとの合同）
- ③市町村教育委員会配置対象：1回（10月） →地区別で実施
- ④県立学校・事務所配置対象：1回（10月・11月） →4つに分けて実施

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

「埼玉県スクールソーシャルワーカー活用指針」を作成し、市町村教育委員会及び学校へ配布し、活用を図っている。また、市町村教育委員会に対して、生徒指導に関する会議で各学校への周知の依頼を行っている。併せてSSWに対しては、年度当初の連絡協議会で周知している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

小・中・義務教育学校対応のSSWについては、配置を希望する市町村教育委員会から配置申請書を県に提出する。県教育委員会は、申請書と市町村教育委員会の生徒指導上の課題等を踏まえ、県内のバランス等を考えて配置している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題＞・早期段階からのSSWとの連携ならびに支援体制の構築

＜原因＞・SSWのより一層の資質向上が必要である。

・学校とSSWの連携に向けたより一層の体制構築が求められる。

・事後対応でのSSW活用はされているが、未然防止や早期発見の観点では活用が進んでいない。

②課題解決に向けた取組内容

- ・学校等の各配置先に対し各種教員研修等を通して、SSW連携の在り方や「スクールソーシャルワーカー活用ハンドブック（埼玉県教育委員会発行）」の内容を周知し、未然防止や早期発見の観点も含めたSSW活用を推進している。
- ・SVによるSSWへの研修の実施、またSVの活用について各配置先へ周知し、SVからの指導や助言を受けることによるSSWの資質向上を推進している。

③成果

- ・県内公立学校児童生徒（政令市・中核市を除く）6,681人（昨年度5,218人）の支援となり、多くの児童生徒を支援につなげることができた。
- ・支援の対象となった児童生徒の内容別対応状況について、9,534件中3,349件（35.1%）が「問題が解決した」又は「支援中であるが好転した」となった。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （ 中学校 ）
- ②児童生徒数 470 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（派遣方式）

配置方法（ 年 4 5 週/週 1 回/1回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

令和４年７月（該当生徒中１）本人の不登校対応について、学校より相談を受ける。

（小５から要対協要支援家庭としての申し送りあり）

②学校内での方針の検討

学校、市教委、家児相等の支援機関 でのケース会議の実施

- ・学校、家庭での様子について、またそれに対する学校の対応
- ・考えられる背景、要因について
- ・支援内容の検討 目標とプランニング

③支援の実施

- ・１学年 ケース会議の実施 父・祖母との面談 定期的な家庭訪問
保護者の反応は好意的であったが、家庭訪問において本人との面会は叶わなかった。
- ・２学年 定期的な家庭訪問（週１程度） 家庭訪問では本人との面会は叶わず。
夏季休業中の教育センターでの面談で祖母同席のもと本人との面会が叶う。
学校、適応指導教室、自宅でのリモート学習等の活用について話し合いを行った。
保護者との面談は容易であったが、本人との関係構築は困難な状況であった。
- ・３学年 定期的な家庭訪問（週１程度）の継続 家庭訪問では本人との面会は叶わず。
夏季休業中に祖母同席の面談を設定し、面会が叶う。適応指導教室を紹介し、体験に至る。
体験後は、適応指導教室指導員、教育相談員との繋がりにより、本人が心を開くようになる。

④経過観察

- ・２年の月日を要したが、定期的な家庭訪問や保護者との面談などにより、徐々に本人と関われるようになった。それにより、徐々に適応指導教室や教育相談に繋がるようになってきた。
- ・３学年になり、学校の相談室にも顔を出せるようになってきた。それにより、学校関係職員とも関われるようになってきている。

（３）成果

- ・定期的な家庭訪問や面談の実施により、保護者（父、祖母）がＳＳＷの関りを好意的に捉えてくれた。それにより、本人へのアプローチが可能になった。
- ・本人との関係性の構築により、適応指導教室や教育相談へと繋げることができた。
- ・適応指導教室での自習や、家族以外の人との関わりが増えたことで、自ら会話をするようになった。それにより、学習に関する質問をするなどの学習意欲がみられ、進路について具体的に志望校を決め受検の準備もするようになった。

<育児放棄・虐待>

（１）学校の概要

- ①学校の種類 （ 小学校 ）
- ②児童生徒数 4 7 9 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 4 5 週/週 1 回/1回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

前年度、ネグレクトのため学習道具が揃わない、登校出来ない状況について、SSWに要請があった。
本年度9月、該当児童の成長が見られ、自力で登校出来るようになったが、相変わらず保護者のネグレクトが継続しており、服の汚れ、学習道具の不足等が改善がされてないという報告を受けた。

父、兄2人との4人暮らしである。実母は実家に家出状態で、父親は養育に全く関心をもたず、子どもの面倒を一切見ない状況である。母親は育児に関して兄に指示することはあるが、自分では何もしない。兄の一人はひきこもり状態で、もう一人の兄はアルバイトで自分の生活をするのが精一杯の状況。該当児童は、ほとんど面倒を見てもらえず生活している。洗濯等は、父や兄は自分で行うものの、該当児童の服は洗ってもらえない。また、歯の治療に関しても放置状態である。

担任、教頭等による定期的な家庭訪問、保護者（母）への連絡。学習道具の準備等は、学校で道具を準備し、必要金額を保護者から受け取る。様々な依頼をしても、保護者はいっこうに対応しない。また、服は洗濯されておらず、季節にあった服装も出来ていない。汚れた服は学校で洗うこともある。

②学校内での方針の検討

- ・保護者の養育の改善をはかり、学校との密なる連携のもと健全な生活を送れるよう両親に働きかける。
- ・保護者の養育力の向上と責任の理解とそれに対する支援、そのために、SSWや家庭指導相談員等との面談を実施し、生活改善について話し合う。

③支援の実施

- ・考えられる背景・要因の検討

両親による養育放棄・無関心が主たる要因である。子どもたちの養育に全く関心を示さず、面倒を全く見ていないのが現状であり、当該児童にとっては、現状が日々の生活そのものと理解している。

- ・SSWは学校からのインテーク・家庭訪問の随行
- ・昨年度に学校からの要請を受け、現況の確認をするとともに、家庭訪問に随行した。

自宅にて、本人には会えたが、保護者には会えなかった。父は帰宅が遅い。

母は実家に家出の状態で、自宅には、父・兄二人と本人で住んでいる。家の中は散乱していた。

- ・SSW、相談室、家庭指導相談員との情報共有、ケース会議の開催

再度の支援要請を受け、現況の把握と具体的な支援について検討した。家庭児童相談員に協力を依頼し、学校の管理職や担任も交えてのケース会議を開催した。該当児童への支援、保護者との関係構築を図った。今後、保護者との面談等を通して養育改善を進めていく。

④経過観察

保護者との連絡、養育の責任感の高揚には時間がかかる。保護者との面談が実施出来ていない。

(3) 成果

家庭児童相談員との連携により、本人に対する家庭児童相談員の働きかけが定期的に行われ、児童の学校生活に改善が見られた。3学期は、ほぼ毎日登校できるようになり、新年度に向けて前向きに学校生活を送っている。保護者とのコンタクトがとれず、保護者の養育態度は改善に至っていない状況ではあるが、母親が本人に新しいジャージを買ったことが確認された。

<貧困・虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (高等学校)

②児童生徒数 133 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 45 週/週 3 回/1回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・本人からの訴えによる。

母親が退職をして生活費が無くなった為、本人のアルバイト代を搾取するようになったとの訴え。

本人は大学進学希望に向けてアルバイト代を進学費用として貯蓄したかったが、出来ず悩んでいた。

(母親は精神障害者手帳2級だったが更新しなかった為手帳がない)

②学校内での方針の検討

- ・SSWが母親と面談を行い、生活保護申請を勧める。
- ・生活保護を申請し、受理されれば生活費が確保されることの説明をする。
- ・本人のアルバイト代を進学資金として別途預金出来るように担当ケースワーカーに伝え、進学資金を確保する。

③支援の実施

- ・生活保護の申請に同行し、受理された。
- ・アパート家賃が上限を超えていたため転宅指導が入り、不動産会社に繋ぎ物件紹介の上、転居する。
- ・転居後の困りについて確認するため、家庭訪問を実施した。それにより生徒本人には寝具が無く、床に直に寝ていることが判明した(母親に確認すると「本人が欲しいと言わないから」との返答だった)。
- ・本人と面談を学校で行い、母親との関係等についての聞き取りを行った。

＜明らかにになったこと＞

高校の授業料や定期代に支払われているお金が本人に渡されていなかった。

水道代や電気代を請求されていた。

家にある食料は使うなどと言われ、本人のアルバイト代で支出していた。

- ・母親から何かしらされた場合には、直ぐに連絡するように伝えた。
- ・本人に対し、「自立援助ホーム」について紹介した。
- ・現在の高校に継続して通学が可能な自立援助ホームを探し、ホーム長へ連絡を行った。
- ・自立援助ホーム長に対し、「もしもの場合は入居させて欲しい」と連携を図った。
- ・生徒から、医者を受診中の母親から「アパートの玄関のチェーンを掛けたので友達を頼るように」とメールが来たと連絡があった。自立支援ホーム長へ連絡(土曜日のため緊急連絡)し、状況を伝え、「緊急保護」として対応を確認。同日夕刻に本人に同行し、保護をしてもらう。
- ・児童相談所に同行し、事情聴取を受け自立援助ホームの契約をした。
- ・市役所に同行し諸手続きを行った。

(住民票異動に際し非公開手続き、国民保険証の発行手続き、マイナンバー発行申請の手続き)

④経過観察

- ・自立援助ホームに入居したことでの変化

朝・夜の食事が用意されるため健康的になり、痩せすぎであったが少しふっくらしてきた。

個室がもらえ落ち着いた生活が送れるようになり、表情が明るくなった。

元々成績も良かったので大学進学を勧めると将来の夢を語り進学したいと言うようになった。

利用料が徴収されなくなった為、アルバイト代を進学用に貯蓄できた。

(3) 成果

- ・本人が「母親とは縁を切る」と決心し、自分の道を歩む決心が出来たこと
- ・大学の「独立自活支援」推薦制度を利用した大学進学を勧めた。それにより、本人の進学意欲が増した。
- ・学校のサポートもあり、上記「独立自活支援」推薦合格を叶えることができた。
- ・「社会的養護の子」となった事で多くの給付型奨学金を受けられるようになった。

千葉県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

目的：SSWの資質向上を図るとともにSSW相互の情報交換や支援の在り方について協議を行う。

内容：年間7回実施し、講話や講義、グループ別研修や事例検討を行っている。（内訳：訪問相談担当教員等との合同研修3回、SC等との合同研修2回、単独実施2回）また1～3年目の初任SSW向けには別に2回の研修も実施している。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

勤務形態、派遣手順、校内での受け入れ態勢を明記した「活用の指針」を策定し、配付するとともに、各教育事務所、各市町村教育委員会担当指導主事へ周知を図っている。また、管理職を対象とした会議で周知を図る他、各教育事務所主催の研修会で小・中・高の生徒指導主事を集めSSWの活用を促している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

様々な困難を抱える児童生徒の状況について、家庭や福祉機関への働きかけ及び関係者に対する支援・相談を行うため配置している。担当地域を市町村ごとに細分化し、その地域の小・中・高・特支を一人のSSWが担当する。地域ごとの担当とすることで、小・中・高・特支との系統的な支援ができ、支援が途切れずに、子どもを長期的な視点で支えることができる。

各教育事務所5か所にSSWを4名ずつ配置し、虐待等、児童生徒を取り巻く緊急・困難事案に迅速に対応できるようにしている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

学校によっては、SSWの活用方法やどのような案件に対応してもらえるかの理解が乏しく、介入することができていないケースもあると考えられる。学校へのSSWの活用周知が必要と考える。また、自治体ごとに独自に採用しているSSWとの情報共有も重要であり、取り組む必要がある。

②課題解決に向けた取組内容

年度初めに、市町村教育委員会のSSW担当と一緒に学校訪問をし、身近に感じてもらうように関係づくりに努めている。県SSWと市町村SSWが同席する連絡協議会で情報共有を図っている。

③成果

県SSWと市町村SSWが情報を共有することで、中学卒業後も切れ目のない支援を行うことができる。多種多様な課題を抱えている児童生徒や家庭への支援のニーズは高まっているので、今後の拡充を目指して取り組んでいきたい。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類（小学校）

②児童生徒数 580 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年35週/週2回/1回あたり7.75時間）

（2）対応内容

①課題の発見

小3頃から不登校になっていた児童について学校からの支援が届きにくくなっていることと、学校と保護者との関係が不良となってしまったことで、SSWの申請があった。

②学校内での方針の検討

保護者と学校との関係修復のためにSSWが橋渡しをする。その上で児童の不登校の原因を検討し、支援を行う手立てを探る。児童自身の支援のため、訪問相談担当教員を繋げて少しずつ学校に近づけていく。

③支援の実施

児童へは訪問相談担当教員が主に担当し、関係を構築し、保護者担当はSSWが支援を行った。始めは保護者は

学校側からの電話も出られなかった（児童が保護者が学校からの電話にでるだけで拒否反応を示したため）ので、連絡は SSW の方から指定された時間に行った。

④経過観察

保護者との面談を通し、医療、不登校親の会等にもしっかりと繋がっていることが明らかになった。学校側の予想以上に児童は、発達特性（限局性学習症含む）が強いこともわかり、学校の特性理解が進み、学校の対応もよりきめ細かく穏やかに行うことが出来た。訪問相談担当教員の丁寧な支援により、児童は次第に心を開き、保護者も学校との間に SSW がはいったことでストレスが減り、次第に他の児童がいない時は登校することができるようになった。6年生になり、中学校への進学についても本人に合うようなフリースクールを保護者が探し出すとともに、SSW が同行して学区の中学校を見学することができ、学校側には SSW から児童の様子を丁寧に説明し、引き継いだ。その後、中学校に少しずつ登校できるようになったと聞いている。

（３）成果

当该校では類似ケースを他に数ケースの支援を行った。どのケースを保護者の力（多寡があるとしても）はあり、保護者との関係構築ができると共に医療等の連携もスムーズに行えた。訪問相談担当教員の尽力も支援効果の要因であるが、学校にとって発達特性の理解が深まることで学校側の対応が的を射たものとなり、こども達にとってストレスが軽減され、好転するに至った。どのケースも不登校が完全な登校に変わるのは困難であった（集団行動が難しい等）が、学校という社会が穏やかで温かいものであるという実体験がこどもに安心感を与え、次のステップに飛躍する力となったと感じる。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類 （ 小学校 ）

②児童生徒数 492 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年35週/週2回/1回あたり7.75時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

保護者より教頭に依頼があり、派遣申請が行われた。当初はいじめの存在というより、きょうだい共に登校渋り、不登校の原因と解決についての依頼であった。

②学校内での方針の検討

SSW の親子への聞き取りの中で、登校渋り、不登校が友人の悪口がきっかけ（学校を休んだことをさぼりと言われる、自分の話し方の真似をしてからかわれるなど）、であることが語られる。また、勉強や人間関係の難しさ、家庭の不和、母の育児不安、疲れなども語られた。学校は人間関係の調整、居場所作り、SSW は保護者支援と学校内外での行動観察、関係機関へのつなぎ、通院など同行支援を主とすることになる。

③支援の実施

人間関係や勉強やその準備など年齢相応というより多少幼さが見られ、保護者の要望もあり、発達検査を行った。若干の知的な幼さや発達の特性がみられたため、放課後デイサービスの利用を行い、SST なども行われた。また、腹痛など身体症状がでており、小児科受診後メンタルクリニックも受診した。周囲の雰囲気敏感で鬱の傾向有りとのことで、一時服薬により、対人関係の不安の減少を図った。席替え、クラス替えなど十分な配慮を行った。SSW も聞き取りから人間関係について情報提供を学校に行った。加害者も不安定な家庭環境があり、被害生徒と共に見守りを厚くして人間関係の悪化を防いだ。欠席時はリモート授業の参加、校外支援教室への参加など行い、登校可能な場合は希望のあった保健室登校を行い、そこを拠点に本人の希望に合わせ、本人の希望する

授業、行事参加を中心に活動できるよう学校の努力、支援があった。

④経過観察

きょうだいということで、お互いに不登校、登校渋りに影響を与えてしまうことがあり、それぞれの担任のフォローが不可欠であった。SSW は児童が登校しなくても保護者と面談を校内で行い、家庭と学校の関係が途切れることがないよう配慮した。一時期は完全に不登校となったが、力をためている時期と家庭、学校と共に捉え、SSW はいらだつ母への支援を特に厚くした。先生が見守りを行う中、人間関係の落ち着きが見られ、さらに加害生徒との距離感を持つように担任が配慮すると、児童が安心感を深めていった。担任だけでなく、管理職、養護教諭、など複数の職員で連携を行い、安心できる居場所づくりを行う中で、半年ほどかけ不登校も解消された。

(3) 成果

児童、保護者、家庭への理解が SSW の面談や支援を通し深まり、同時に関係機関や学校や支援者との情報共有会議も頻繁に行われることとなり、児童とその家庭を中心にした支援関係の構築が進んでいった。学校含めた支援者が一人で抱え込むことなく役割分担をして、児童のための第三の居場所作りに理解を深め、児童や保護者の立場に立った支援を行っていく中で、児童は学校の中に居場所を見出し、安心感の中で再登校や人間関係の再構築につながっていった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (高等学校)

②児童生徒数 615 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年35週/週2回/1回あたり7.75時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

高校入学当初、生徒から「家のことを聞いてほしい」と教員に話し、被虐待体験や中学校での不登校経験、母親の精神疾患や精神状態によって暴言暴力があることがわかった。当時、生徒は母親の学校への過干渉により安心して学校生活が送れないかもしれないという不安があった。

②学校内での方針の検討

生徒からは「相談していることを母親には言わないでほしい」と強い要望があった。これをふまえ、支援会議で、母親が学校生活に安心感を持ってもらえるよう教員が丁寧な対応を行うこと、母親の精神的安定を目的に生活保護担当者や保健師が支援を行い、SSW は関係機関との連絡調整を行うこととなった。

③支援の実施

生活保護担当者と保健師は家庭訪問や電話連絡を行った。SSW は生徒と面談を行いながら関係者と情報共有を行った。問題が起きた時には、警察とも情報共有を行った。

④経過観察

学校の丁寧な対応もあり、母親は学校生活に干渉することはなかった。支援開始当初は、家庭内で警察が介入することもあったが、徐々に減っていった。母親の特性もあり、支援者が母親と関係性を構築することは難しく、緩やかな支援を継続していたが会えないことが続き、支援を中止したが、その頃には、生徒は母を客観視したり、家庭内の問題をうまく対処することができるようになっていた。SSW は定期的に生徒と面談を続け、面談の主目的を関係機関との連絡調整から、生活の困り事や進路について一緒に考えることに支援内容を変更した。

(3) 成果

学校と生活保護担当者や保健師との連絡調整として SSW が介入し、関係者が家庭内の状況を共有しながら、そ

れぞれが支援を行ったことで、「安心した学校生活」につながった。また、母親や生徒に直接支援を行うことで、生徒が「自分は助けてもらえる」「相談しても良いんだ」と思えるようになった。このことは、被虐待体験のある生徒が「助けを求める力」を得たと言え、大きな成果と考える。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 400 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (年35週/週2回/1回あたり7.75時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

父母ともに外国人の家庭であり、生徒は学校生活を問題なく過ごしているが、母は日本語を話せず、父は片言の日本語を話す。中学1年から学校費の滞納があり、中3になっても滞納状況に変化はなく、学校は父が仕事を解雇され、生活が困窮している状況であると聞き取る。兄は授業料が払えず高校を中退した。10月に学校がSSWの派遣を申請。父とSSWで面談後、市役所にて生活保護申請の相談を行う。

②学校内での方針の検討

当該生徒は中3で県立高校の受験希望あり、学習支援や高校進学を安心して進めることができるよう早急に支援する必要がある。SSWは父と面談を実施、状況の確認を行う。その後、父の希望に添い同行支援を検討する。

③支援の実施

生活保護申請を希望したため、福祉関係機関へも事前に情報を共有し、生活保護申請がスムーズに進むように協力を依頼する。学校費については滞納分を分割で支払いしていくことが父と学校とで話し合いを行う。高校受験費用、制服など入学準備に関しては生活保護から支給される。生徒は無事に高校を合格し、今後の生活や養育の相談窓口は生活保護CW、福祉関係機関がフォローする。

④経過観察

生徒は高校に元気に登校できており、父と兄は仕事を見つけ働いている。

(3) 成果

その後、家族それぞれの生活が保たれ、安定している。このような成果がみられた要因は、父が生活に困窮しており、生活保護を受給したいという意見がはっきりとしており、市役所での聞き取りも誠実に対応する気持ちがあったことが支援をスムーズに進行できた理由のひとつである。現在、最低限の生活は守られているが、一時的な状態である。今後の貧困状態の繰り返しがないように、生活保護のCWが支援を行う。

<発達障害等>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (高等学校)
- ②児童生徒数 478 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)
配置方法 (年35週/週2回/1回あたり7.75時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

制服の汚れや臭いが目立っていた生徒について、担任と養護教諭が衛生面の指導助言を行い、生活状況の聞き取りを実施した。課題背景として、家庭でのネグレクトの疑いや住居の衛生課題、生徒の特性に起因する生活課題などが考えられたため、養護教諭の提案でSSWの活用に繋がった。担任や養護教諭から情報を得たSSWは生徒と初回面談を実施。生活課題に対する自覚の乏しさに加え、母子関係や家族関係が悪化し心理的な葛藤を抱えており、SSWを含めた周囲の大人への不信感や反発心も生じていた。

②学校内での方針の検討

担任・養護教諭とSSWの三者でこれまでの情報を整理し対応を協議した。SSWは事前に、中学からの引き継ぎ資料に基づいて過去に支援を終結していた機関に状況を問い合わせ、今後連携が考えられるいくつかの機関の参考意見等を聴取し、教員に提示した。事前の問合せの中で、過去に母親が自ら支援を求めた経緯が判明した。そのため一見ネグレクトが疑われるものの、母親は現在も育児の悩みを抱えている可能性や、支援への理解・協力が得られる可能性もあると考え、まずは母親と面談し支援機関に繋ぐ方向で検討した。これら協議内容やその後の支援については常に管理職に報告し、学年職員にも共有された。

③支援の実施

担任の仲介によりSSWが母親と面談し、現在の課題点を説明しながら母親の子育て上の困り事や葛藤について傾聴した。母親からは、過去の療育手帳の更新時に非該当となったことや、その後に育児の大変さを理解してもらえる機関がなく、孤立を深める中で修復不可能な程に母子関係が悪化したこと等が語られた。SSWは母親に対して異なる切り口から援助を受けられる可能性を示し同意を得て、地域の保健センターへの同行支援を行った。保健センターでは担当者や担任・SSWが母親の思いを傾聴しながら生徒の課題を共有し、支援内容を提案した。同行前の協議によって初めに最も協力的な機関に繋がれ、母親の不安が軽減された。校内では担任・養護教諭が生徒との関係性を深めて受診を促し、保健センターでは担当者が母子の精神科受診に同行した。SSWは心理検査や医師の所見を踏まえて生徒や母親との面談を重ねて母子間の葛藤をケアすると同時に、障害者就労に向けて障害者職業センターやハローワーク、進路担当教員等と協議を行った。加えて、保健センターにはグループホームの入所を見据えた庁内連携を依頼し、障害福祉サービスの申請に繋いだ。

④経過観察

継続受診の結果、生徒は軽度知的障害により精神保健福祉手帳を取得した。SSWはこれを受けて生徒参加の支援会議を実施。その後も障害者職業センターでの職業評価に同行するなど、生徒の希望と検査結果を踏まえた就職活動を後押しした。障害者職業センターと障害者就業・生活支援センターの連携により、職場見学や職場体験、面接の同席に至る一連の就労支援が行われた。担任は生徒と、障害特性を踏まえた履歴書の作成や面接練習を行った。一方、地域の保健センターと役所担当課の庁内連携により、特定相談支援事業所に繋がり、グループホームの見学や利用契約に至った。

(3) 成果

卒業後の本人は障害者雇用による就労を開始し、グループホームに入所することで母親とも適度な距離を取れている。生活面は相談支援専門員やグループホームの支援員、就労面はジョブコーチが企業との間に入るなど卒業後も支援体制が作られているが、同時に本人の生活上の希望条件も踏まえた環境となっている。

支援前の本人は課題への認識が乏しく、周囲の大人への不信感や反発心があり、受動的であった。しかし一連の支援を通じて、卒業時には生活課題を自分事として捉えることができ、表情も明るく積極性も高まった。心理的にも改善・成長が見られた。加えて、本人の就職後の努力と企業と支援機関間の関係性の深化により、就労先企業が高校からの障害者雇用数を増やそうと検討しているという。ミクロの支援がそれを超えて良い影響を生み出している。

東京都教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

ア 研修の目的

スクールソーシャルワーカーに期待される役割について共通理解を図ることにより、公立学校におけるスクールソーシャルワークの一層の充実を図る。

イ 研修の内容及び実施時期

（イ）スクールソーシャルワーカー研修

実施時期：令和6年6月～令和7年3月（計8回）

対象：ユースソーシャルワーカー、区市町村に配置されているスクールソーシャルワーカー

内容：不登校の児童・生徒の理解と対応

虐待の現状と児童相談所等との連携の在り方

子供の体験格差の実態

地域資源の理解と連携

外国籍の児童・生徒が抱える課題と支援の在り方

非行や家庭の問題の背景理解とアセスメント 等

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

区市町村の生活指導を担当する指導主事や校長を対象とした連絡会において、スクールソーシャルワーカー一等と連携することでチーム支援の充実を図ることの重要性を説明した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

実施主体を区市町村教育委員会とし、学校や地域の実態に応じた配置をしている。

都立高校においては、自立支援チーム派遣事業として、就労支援系・福祉支援系のユースソーシャルワーカーを配置している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

（課題）

- ・スクールソーシャルワーカーの更なる配置の拡充、質の高い人材を確保できる仕組みの構築
- ・スクールソーシャルワーカーの役割や連携についての理解の促進
- ・スクールソーシャルワーカーの資質・能力の向上

（原因）

- ・区市町村が主体となり配置するため、区市町村の体制の整備や人材の確保方法により、配置に偏りが生じる場合がある。
- ・スクールソーシャルワーカーの役割や活用法について、研修や周知が十分に行えていない。

②課題解決に向けた取組内容

- ・専門性の高い人材を週1回3時間以上配置や研修・連絡協議会に係る経費を支出できるように補助金を交付する。
- ・スクールソーシャルワーカー活用ガイドラインを作成する。
- ・スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の構築について、指導主事や教職員対象の連絡会で周知する。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類（中学校）

②児童生徒数 約 350 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（巡回方式）

配置方法（週1回 / 1回あたり3時間）

（2）対応内容

①課題の発見

不登校の原因が家庭環境と関係があることが判明した。養育者が親権者でないことから各種手続きが困難になったことから様々な連携先につながった。

②学校内での方針の検討

管理職、校内特別支援コーディネーター、子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカーで関係者会議を実施した。

③支援の実施

学校は生徒の登校時に発達特性に対応する支援を実施した。子ども家庭支援センターは月1回～2回の家庭訪問を実施した。スクールソーシャルワーカーは別室で本人と面談し、養育者と情報共有した。

④経過観察

校門でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが出迎えることにより、登校出来なかった生徒が、毎日通学できるようになってきた。

（3）成果

別室登校ができるようになり、学習の遅れの挽回に努めている。本人が話のできる大人が増えた。

<不登校>

（1）学校の概要

①学校の種類（小学校）

②児童生徒数 約 600 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（週1回/1回あたり3時間）

（2）対応内容

①課題の発見

当該児童は、ほとんど登校できない状況のため、担任は対応に苦慮していた。担任によると、本人が好きだったクラブ活動に参加させたいとのことだった。

②学校内での方針の検討

校内会議において、子ども家庭支援センターに要保護児童の案件として取扱い、医療機関を含めた関係者会議を開催するよう依頼することとした。また、当面の間、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行っていくことを確認した。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行い、当該児童や家族と関わる中で、生活上の課題が見つかった。関係者会議では主治医の見立てを関係者が共有し、役割分担を行った。

④経過観察

生活習慣の乱れと学習環境への不適応が課題だった。スクールソーシャルワーカーは、保護者を支えるとともに家庭訪問で当該児童に声をかけ、学校行事等で外出が必要な際は、一緒に登校した。

（3）成果

スクールソーシャルワーカーが介入したことにより、当該児童は物事への意欲を取り戻した。また、現

実的な対応を進めるとともに、保護者が子供と向き合えるよう支援した。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 約 350 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (巡回方式)
配置方法 (週 1 回)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該生徒は、家庭で虐待の疑いがあった。校内での徘徊や教員への暴言・暴力、通行人への暴力があり、児童相談所で一時保護となった。当該生徒の希望で家庭復帰に向け、スクールソーシャルワーカーが介入することとなった。

②学校内での方針の検討

関係者会議では、別室支援や医療導入が検討された。地区の担当課が経済・食糧支援と家事支援を導入し、児童相談所は家庭支援と当該生徒への心理教育を担当することとした。また、スクールソーシャルワーカーは家庭訪問の継続や医療連携や障害福祉サービスの導入に動き、学校を所管する課の指導主事との連携を行うこととなった。

③支援の実施

別室での個別支援から開始することとなったが、校内での暴言・暴力が収まらず自宅学習となった。学校では暴れることがあるが、自宅では落ち着いて過ごしていることから、児童相談所は介入せず、地区の担当課の支援も終結し、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を継続して行うこととなった。

④経過観察

関係者会議を開催し、医師の所見や発達検査結果のフィードバックから、学校での受け入れ体制を教職員と検討した。保護者に校内会議への参加を求め、服薬と保護者の送迎への対応の協力を得て、別室支援を再開した。

(3) 成果

学校・教育行政・家庭・福祉・医療・心理の連携により、別室で落ち着いて過ごし、家庭では落ち着いて学習に取り組むことができるようになった。当該生徒の在籍学級への復帰に向けて支援を継続している。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 約 350 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (派遣方式)

(2) 対応内容

①課題の発見

母子家庭の生徒であり、母親が精神疾患を抱え、心身共に不安定な状況にあることに加え、養育不安もあって母子間でのトラブルが起きていた。当該生徒は発達の特性があり、集団での指導が難しい状況であ

った。

②学校内での方針の検討

母子間でのトラブルの際に当該生徒が児童相談所に一時保護になることがあり、児童相談所から学校へ報告があった。担任、コーディネーター、管理職等の関係者で校内会議を実施し、当該生徒の放課後の状況や家庭の状況把握をする必要性、福祉的な支援も入れて生活の安定を図る必要性があることから、スクールソーシャルワーカーの派遣を決定した。

③支援の実施

家庭での母子のトラブルが減り、安定した登校につながることで、進路を生徒が自己選択して取り組むことを目標に、学校や関係機関と役割を確認した。スクールソーシャルワーカーは、定期的な家庭訪問及び保護者・当該生徒との面談を実施した。

④経過観察

進路について、学校の要請に応じて生徒本人を支援するとともに、生徒を中心とした周りの関係者が共通認識をもてるように働きかけた。

(3) 成果

定期的な面談によって、生徒本人及び母親の精神的な安定を図ることができ、母子間のトラブルが減少し、本生徒の登校も安定してきた。生徒が意欲的に学習に取り組み、進路先を決定することができた。

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②児童生徒数 約 450 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式)

配置方法 (常駐 週 1 回 / 1 回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該児童は、母子家庭であり、日常的に買い物や洗濯、食事等の家事を行っていた。友達や地域住民とのトラブルが頻回に起こっており、警察や児童相談所が介入することがあった。このため、母親が次第に当該児童を学校に行かせないようになり、外部機関と連絡を断ち、引きこもるようになった。

②学校内での方針の検討

ケース会議を開催し、毎週電話で話をすることや、家庭訪問の際に当該児童を連れ出して外で遊ぶなどの関わりを続ける方針を立てた。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーが電話でつながったことをきっかけに、毎週電話で話をしたり、家庭訪問の際に当該児童を連れ出して外で遊んだりするなどの関わりをもち続けた。

④経過観察

支援を継続することで、スクールソーシャルワーカーと母子の信頼関係が構築されていった。

(3) 成果

母は本児を 1 時間ずつ学校へ登校させるようになり、児童は学校生活を送ることができるようになっていく。

神奈川県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

【新規採用研修会】（令和6年3月開催）

公務員、スクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）としての自覚と責任感をもつとともに、事故・不祥事防止や、ソーシャルワーク業務力の向上を図るための研修を行った。

【アドバイザー連絡会議】（月1回開催）

令和5年度に新たに各教育事務所に配置したＳＳＷアドバイザーを対象に年11回開催。ＳＳＷの育成を図るアドバイザーの資質向上とともに、各地区の課題等について協議を行い、県内の「ＳＳＷの質の平準化」について検討した。

また、「周囲に相談できない」、「声を上げられない」子どもを含め、こうした状況にある子どもを早期に発見し、教員だけではなく、スクールカウンセラー（以下ＳＣ）やＳＳＷなど心理や福祉の専門人材と協働しながら、その課題や困難を積極的に把握し、支援につないでいく「かながわ子どもサポートドック」（令和5年度から実施）の推進について協議した。

【連絡会】（令和6年4月、11月開催）

年2回開催。第1回は、令和6年度ＳＳＷ活用事業の方向性等について共有した。また、学校の教育相談体制の充実にむけた「かながわ子どもサポートドック」について、情報提供するとともに、ＳＳＷの役割について共有した。第2回は、小・中・県立高校のＳＳＷの合同開催で、令和5年度神奈川県問題行動・不登校等調査の概要、神奈川県のＳＳＷ資質向上の取組、勤務上の留意事項について情報提供した。また、「校内研修の作り方～メゾ・ソーシャルワーク～」というテーマで、講義を行った。

【連絡協議会】（令和6年6月、令和7年2月開催）

第1回は小・中・県立高校のＳＳＷの合同で開催した。令和5年度神奈川県の不登校対策等に係る事業、県立総合教育センターの活動状況、不登校対策自然体験事業「きんたろうキャンプ」、青少年センターの相談活動、虐待防止に関わる取組について情報提供をした。また、「他機関連携の支援を考える」をテーマに、保健福祉事務所や市町村福祉部局、児童相談所、フリースクール等とともにグループワークを行い、機関連携のポイントを共有した。

第2回は、ＳＳＷ活用事業の神奈川県の取組状況について情報提供をした。また、「子どもの自殺予防」について講演を行い、「子どもの命と心を守るためにできること」をテーマに協議を行った。

県立高校のＳＳＷについては、第1回は県立高校配置のＳＣと合同で実施、全校配置なったことを受け、それぞれの役割や協働について再確認を行うとともに、「かながわ子どもサポートドック」の実施に向けた「模擬スクリーニング会議」を実施した。第2回は、小・中学校ＳＳＷ連絡協議会との合同開催、第3回は小・中学校ＳＳＷ連絡会と合同で開催するなど、ＳＳＷとしてのスキルアップや資質向上に努めた。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

ＳＳＷが学校教育における役割や、学校と関係機関との連携が円滑に進んだケースを示した「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」及び「関係機関との連携支援モデル」を策定した。また、学校とＳＳＷが協働する際の参考になるよう、「学校向けＳＳＷ活用ハンドブッカー児童・生徒を支える学校とＳＳＷの協働一」とともに、保護者等にＳＳＷを紹介するチラシを作成した。これらのことについて、県のホームページに掲載するとともに、県教育委員会や各教育事務所、市町村教育委員会が実施する研修会等で活用し、教職員等がスクールソーシャルワークの視点に立った支援の手法等を取り入れ、児童・生徒指導・支援の充実に努めるための取組を推進している。

また、ＳＳＷが各学校等において、実情に応じて職員会議などを通じてＳＳＷの理解促進に向けた情報発信

や教員向け校内研修を行っている

(3) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

政令市・中核市を除く市町村立学校においては、各教育事務所に配置されたＳＳＷが、中学校区を単位とした重点対応地域を中心とした活動と、管内の市町村教育委員会や学校からの要請を受け、長期化・重大化を防ぐ必要がある事案への対応を行っている。

令和５年度から各教育事務所に新たに配置したＳＳＷアドバイザーは、同教育事務所に配置されているＳＳＷに対し、ＯＪＴや事例検討等で育成を担うとともに、市町村教育委員会や学校と連携し、学校の状況に応じた「かながわ子どもサポートドック」の推進を図る。また、市町村が雇用している相談員等に指導助言を行う。県立学校においては、令和５年度より県立高等学校及び県立中等教育学校に原則週１日の全校配置となった。

(4) スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

<課題の概要>

近年、子どもの貧困、ヤングケアラー、自死等の深刻な課題が顕在化している。問題の長期化・重篤化の未然防止につながるマクロ的アプローチができる教育相談体制づくりが課題である。

<課題の原因>

子どもが抱える困難は、自覚しづらく、自ら声を上げづらく、周囲から見えづらい。潜在化している子どもが抱える困難を積極的に把握し、早期に対応し、アウトリーチによる支援につなげていく体制づくりが必要である。

②課題解決に向けた取組内容

指導主事等とＳＳＷＳＶが配置校、教育事務所を訪問し、スーパービジョンを行うとともに、ＳＳＷからの個別相談等に対応し、ＳＳＷの資質向上に努めている。また、各教育事務所に配置しているＳＳＷアドバイザーとともに、「かながわ子どもサポートドック」を推進することにより、潜在化している子どもが抱える困難を積極的に把握し、早期に対応し、アウトリーチによる支援につなげている。

③成果

潜在化している子どもが抱える困難を、ＳＳＷ等によるスクリーニングによりキャッチし、プッシュ型面談でニーズを把握し、アウトリーチにつなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組により、虐待を早期に発見し、児童相談所につなぐことで改善に向かったケースや、子どもの課題の背景が貧困であることがわかり、保護者を福祉機関につなぐことができたケースなどがある。

【2】対応事例<令和６年度>

<不登校>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 441 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (年 35 週/週 1 回/学校訪問月 1 回/1 回あたり1校 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

・小6児童。小4の夏休み中、学校外の活動の宿泊で不安を抱え、夏休み明けから登校をしづらくなる

り、給食のみ別室に登校し喫食した。

- ・本人に付き添うために父は退職し、母が仕事に出るようになる。
- ・小2妹が「姉、父は休んでずるい」と言い、妹も姉と一緒に給食のみの別室登校となってしまったため、教育相談C oがS S Wに相談した。

②学校内での方針の検討

- ・本人・家族を理解し、支援策を立てるため、S S Wは本人・保護者、関わりのある教育支援センターと一緒にケース会議を開催し、本人理解のための協働アセスメントをして支援策を立てることを提案し、実行される。

③支援の実施

- ・両親、教育支援センター(支援員・心理士)、教員を参加者とするケース会議を開催し、本人理解を深め、強みを生かした具体的な支援策を立てた。
- ・S S Wは会議に向けた事前準備を行い、会議当日は司会と板書にて課題を整理し、支援策を視覚化した。
- ・本人は会議には参加できなかったが、別室にて待機し、終了後の板書を確認することができた。

④経過観察

- ・学校は本人の興味・関心を活かした支援を開始、給食後に学習時間ができ、教員との交流も増えた。
- ・S S Wは本人に登校する時間に合わせて訪問し、本人の様子を観察、付き添う父から様子を聞き、支援状況をモニタリングした。
- ・教育支援センターと連携し、本人の様子、父の関わりについて共有し、中学校生活に向けた意向を確認した。

(3) 成果

- ・保護者、教育支援センター、学校と一緒に会議し、支援方針を共有、支援策と一緒に決めたことで、本人に合った支援ができ、学習保障にもつながった。
- ・保護者と協働したことで学校と保護者の協力関係が築かれ、その後の支援や妹の支援について連携しやすくなった。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 583 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 52 週/週 1 回/1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・保護者から学校への欠席連絡により発覚した。理由は別の児童から学校で性的強要をされたことから行きたくないとのことで学校はいじめとして対応を開始したとS S Wへ相談があった。

②学校内での方針の検討

- ・校内委員会にて、情報整理、被害児童へのケアについて、本人、保護者の気持ちを確認しながら、や専門機関への相談、欠席期間の学習保障、再発防止に向けた支援策を保護者へ提案した。
- ・加害児童について、加害児童自身も性被害にあっていないかということも視野に入れてアセスメントし、保護者のニーズを引き出しながらやりとりし、加害児童へ指導をしていくこととした。

- ・授業中に教室離脱し、教員の目が届かない密室で過ごすことが当たり前になっている状況の改善を図ることとした。

③支援の実施

- ・いじめが起きた要因をアセスメントし、個別の課題、学級の課題、学年の課題を学校と一緒に整理した。
- ・教員・ＳＳＷと連携し、被害児童・加害児童それぞれに担当を決めて心理的サポートを行った。
- ・被害児童が安心して登校できるような具体的な支援を立て、保護者と協力して実行した。
- ・児相へ相談、被害・加害双方が児相とつながるための手順を確認した。
- ・学年のルールの確認、共通指導の徹底を図った。
- ・ＳＳＷは対応に抜けているところはないか確認をしながら助言し、外部機関についての情報提供を行った。

④経過観察

- ・被害児童は登校を再開し、授業参加できるようになった。
- ・被害児童・保護者はＳＣとつながり、定期面談を実施している。
- ・課題のある児童への個別支援を開始した。

(3) 成果

- ・被害児童・保護者に寄り添い、早期に重点的な支援がなされたことで早い段階で再登校が実現できた。
- ・学級・学年の課題が背景要因にあると捉えて環境改善に努めたことは再発防止・予防につながっている。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 434 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 1 回/1回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

両親の再婚を機に転入した女子児童（以下A）。養護教諭は来室時のAの臭いに気づいた。また、校内サポートスタッフからも「Aの臭いや行動面で気になることある」との声が挙がったことから、AとS Cとの面談を実施。面談では、家庭環境が複雑であり、家庭内が落ち着かない様子が話された。学校はS S Wに介入を依頼。AがS S Wとの面談を希望したことから、改めて話を聞いたところ、義父への嫌悪感やネグレクトが疑われる内容が確認できた。

②学校内での方針の検討

S S Wは、本人の安全を最優先にしながら、児童虐待防止法に基づく「通告義務」を適切に果たすために、管理職へ市町村の虐待対応窓口へ通告することを促した。また、今後の支援策を検討するために関係機関を交えたケース会議を開催することを提案した。

③支援の実施

S S Wはケース会議に向けて、管理職や担任と共に、「学校が心配していること」や「ケース会議で確認したいこと」を整理した。また、関係機関とも事前にケース会議の目的や学校の思いを共有するなどして、参加者にとって有効なケース会議になるよう前準備を行った。

当日はファシリテーターを行い、決定事項を板書に整理した。学校での具体的な支援策は、「Aが安全

に過ごせているかの観察」「A が安心して話せる場の設定」「A 母と担任との関係づくり」「地域での見守り体制づくり」であった。

④経過観察

ケース会議後、各機関が支援を開始し、当初気になっていた A の臭いや行動面が収まってきた。また、母と学校との関係性も深まりつつあり、学校と関係機関との連携も円滑になった。ケース会議を定期的に開催している。

(3) 成果

学校現場では「通告義務がある」と理解していても、「本当に虐待なのか？」の判断、保護者との関係性、関係機関との連携などの不安要素が多くある。今回は、SSW が根拠を持った説明を行い、学校が安心して通告義務を果たして関係機関とつながり、子どもの環境改善につながっていった。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 311 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 1 回/1 回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

3 年生の男子生徒 (以下 A) は、入浴していない様子があり、不登校傾向であった。家庭との連絡も取りづらく、担任が家庭訪問した際に洗濯物が汚れた状態で干してあったことから、家庭での養育環境が心配された。また、妹も登校しぶりが始まった。

夏休み前の三者面談では、父から「不登校に困っている」「経済的に困窮している」という訴えがあったため、担任は父へ SSW を紹介した。

②学校内での方針の検討

校内では、「経済的な課題が改善することで、子どもたちの不安や不登校傾向が改善される可能性がある」との方針から、SSW は父の困り感を聞いたり、ニーズに合った情報や支援を紹介したりしながら、「持続的なつながり」を作ることを目標とした。

③支援の実施

SSW は定期的に父と連絡を取った。父は SSW の電話には必ず出て、次第に色々な話をしてくれるようになった。日雇いのアルバイトを掛け持ちしていること、以前から生活困窮が続いていること、奨学金や就学援助制度を知らないこと、妻が妊娠しているが新生児の準備ができていないことなどが確認された。SSW は保護者の了解を得て、生活困窮者の公的な相談窓口と子育て支援の窓口へ相談することにした。

生活困窮窓口では家計相談に応じたり、フードバンクの提供をしたりできることを父へ伝え、学校では就学援助制度の紹介、入試受験料の免除申請、高校入学後の奨学金の情報提供などを行った。子育て支援窓口では、新生児を迎える準備ができていないことから「特定妊婦」として受理し、家庭への介入が始まった。母へのアプローチの中で、ライフラインが止まりそうだったことも分かり、他の子どもたちを「要保護児童」として受理。要保護児童対策地域協議会でケース会議を開き、方針を確認していった。

④経過観察

要対協のケース会議を継続的に行い、役割分担を確認している。学校は不登校支援と進路支援を継続

し、SSWは定期的に父と繋がり、困り感の改善状況を確認している。母は子育て支援の介入を好意的に受け取り、出産へ向けての心配ごとを話せるようになってきた。

(3) 成果

「公的機関には相談しづらい」と話す父にとって、学校への相談は抵抗感が低く、SSWは『SOSを出せる窓口』として機能した。SSWが間に入ることで、父が安心して機関と繋がり、適切な支援を開始することができた。現在も細い糸で繋がっているような家庭であるが、SSWが複数の支援先との橋渡しができたことは大きい成果である。

<心身の健康・保健>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②児童生徒数 920 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (年 35 週/週 1 回/1 回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・1年次から薬物の過剰摂取や、リストカットなどがあった生徒。2年生になり状況が悪化し、保健室に来校した際にSSWとつながった。

②学校内での方針の検討

- ・ケース会議を開催し、専門職による面談の実施を検討したが、本人が面談への拒否感が強く実施することが困難であった。そのため、本人を支える大人への支援を実施することを検討し、保護者との面談を実施。

③支援の実施

- ・保護者との面談を実施する際には、家庭環境や、親子関係を整えることで本人の問題行動が落ち着くと見立てをし、保護者には本人への接し方や声掛けにおける助言をした。また、保護者の意向を確認しつつ、本人の医療機関への受診を進め、医療につなげることができた。夏季休業明けには、本人との面談を実施することができ、定期的な面談を通じて本人の思いを傾聴することで、信頼関係を築いた。また、修学旅行先では民泊を行うということで、民泊先の家庭に迷惑をかけないように、問題行動を起こさないことや、薬を持参しないことなどの約束をすることで、本人が自分自身で問題行動を解決しようとするモチベーションを高めることができた。

④経過観察

- ・修学旅行先では問題行動を起こすことなく無事帰ることができた。その後は落ち着いた学校生活を送ることができている。

(3) 成果

- ・本人が学校生活を問題なく送ることができている要因として、保護者との関係が良好になったことがあげられる。問題行動が減ることで、本人、保護者が互いに話し合いを行い、家庭のルールについて決めることなどが可能となり、親子関係の修復ができた。その結果、欠席や、遅刻、早退等も減少し、本人が保健室に来ることなく学校生活を送ることができている。

新潟県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

S S Wの対応力向上を目的とした研修会を年に3回実施した。事例検討を中心としながら、講義や伝達講習会などS S Wのニーズに沿った研修も行った。また、施設訪問研修を年に1回実施した。令和6年度は新潟県少年自然の家を訪問し、学校に行けない、学校を休みがちな児童生徒が取り組むプログラムを実際に直接学び、不登校児童生徒の支援等について理解を深めた。

また、S S Wと担当指導主事が年間の方針確認をする「S S W連絡協議会」を年1回実施した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

令和5年度に「S S W活用リーフレット」を学校、保護者、市町村教育委員会へ配布し、S S Wの職務内容や支援方法の例、学校が派遣を依頼する際の手続き等について周知を図った。令和6年度は併せて各種研修会でもリーフレットを配布し、S S Wの積極的な活用について働きかけを行った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

①市町村立小中学校、特別支援学校に対応するS S Wを県内3ヶ所の教育事務所に7人（上越地区2人、中越地区3人、下越地区2人）、県立高校や中等教育学校に対応するS S Wを県教育庁生徒指導課（以下、生徒指導課）に5人配置している。令和6年度は、県立定時制通信制高校に対して週2日配置を1校、月1日配置を8校とし、令和5年度より配置校を8校増やし、生徒や保護者、学校の支援にあたった。

②課題を抱える児童生徒が置かれた家庭環境等への働きかけや、関係機関等のネットワークの構築、連携・調整等の業務を円滑に推進できるように、社会福祉士等の専門的な資格を有する者を採用している。また、一定の要件を満たせば資格を有していなくても準ずる者として採用する場合もある。

③学校や市町村教育委員会からの派遣要請に応える「単独派遣型」と、教育事務所指導主事と連携する「連携派遣型」の支援を行っている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

S S Wの派遣について、学校から要請があつてから対応をはじめるまでに、すでに事案が複雑化、重大化してしまい、数回の介入では事案が解決、好転しないことが報告されている。一方で、S S Wの活用にあたり、その専門性の理解が乏しく、S Cと混同されている事案やマンパワーとしての派遣要請も見受けられる。

これら原因として、学校や市町村が、まずは自分たちで対応を進めていこうという気持ちが強かったり、学校がS S Wの活用についての認識が不十分であったりすることが原因と考えられる。

②課題解決に向けた取組内容

S S W活用リーフレット（令和4年度末作成）を令和5年度に引き続き、学校、保護者、市町村教育委員会へ配布し、令和6年度は併せて各種研修会でも配布することで周知を図り、S S Wの積極的な活用について働きかけを行った。リーフレットには、S S Wの派遣要請について、どのような事案で申請できるか、事案に介入した結果、どのように事案が解決に向かうか、具体例を示した。

③成果

S S Wについて、学校や保護者、市町村教育委員会の認知度が高まり、積極的にS S Wを活用しようとする学校や教育委員会が増加した。令和7年度以降は、S S Wが早期に事案に介入できるよう、電話相談やオンラインでのケース会議参加も視野に入れ、対応を検討したい。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 150 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 1回あたり 約2.5 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・当該生徒は、中学校1年時の6月後半から不登校になった。
- ・中学校1年時に、「家族から毎日学校に行けと言われることがつらく、特に日曜日は死にたいと思うほどつらい」とSNSで相談窓口相談していることが判明。
- ・本人は、兄弟たちの面倒見がよく「しっかりしている子」とみられることが多かった。本人なりに周囲に迷惑をかけずに過ごそうとする様子があったが、眠れない様子や、手洗い、消毒などの強迫行為が出ていた。家庭内で子育ての方針の違いから両親のケンカも多かった。
- ・母の勧めで、SCによるカウンセリングを実施したが、その後本人からカウンセリングの希望はなかった。母は、休職をして本人と向き合う時間をつくり、SSWへの相談を希望した。

②学校内での方針の検討

- ・管理職、学年部、担任および養護教諭との情報共有、支援方針の検討を行い、SSWの要請をした。
- ・SSW等を含めた校内ケース会議を実施した。
- ・今後の支援のため、SSWは本人および保護者と面談することとなった。

③支援の実施

- ・SSWは生徒本人、および保護者（母のみ、その後両親）とそれぞれ面談し、家族関係の改善に向けて働きかけを行った。
- ・面談で登校した際、SSWは本人に対し言語化することを強要せず、本人のやりたいことをして一緒に過ごす時間を共有した。
- ・学校と情報共有し、職場体験や修学旅行などについて、本人の考えを尊重しながら支援した。

④経過観察

〔本人〕

- ・家族が「本人の学校に行きたくても行けない」状態を受け入れたことで、精神的に落ち着くことが増え、生活リズムが整った。
- ・SSW面談時に登校し、余裕のある時は校内SSRを利用。職場体験などの活動にも参加できるようになった。仲の良い友人との交流が継続し、「高校に進学したい」という意向を示している。

〔家庭〕

- ・面談を通して、母が本人に理解を示し、家族との調整役となったことにより、家庭内での関係が改善した。医療機関の受診について、母は本人と話し合った。

（3）成果

SSWが介入し、本人と家族、学校をつないだ結果、家族の本人への理解が深まり、関係性が改善。医療機関受診にもつながった。本人は自分のペースを大事にしながら、登校できるようになった。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 201 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (1 回あたり 7.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

学校の要請で学級崩壊による年度途中の学級編成変更の一因となった発達特性の強い指導困難な児童の支援を実施。個別支援を重ねる中で当該児童から仲間外しの訴えを聞く。

②学校内での方針の検討

担任、特別支援・通級担当等の級外職員、管理職で構成された当該児童の支援チームに、仲間外しの訴えを報告した。いじめ事案として認知し、SSWも協議に加わり、当該児童・保護者・加害児童への対応を役割分担した。

③支援の実施

休み時間等の教員の目が届きづらい遊びの場に、SSWも加わって当該児童を見守りながら他児童との関係調整を実施した。定期的に実施された保護者と支援チームによる会議の場で、SSWの所見を伝えて児童理解と協働関係の構築を促進した。

④経過観察

週単位の継続的な支援で当該児童を見守りながら、他児童との関係をアセスメントし、所見を学校へフィードバックしていった。支援会議の場では、アセスメントした当該児童の困り感や意向を代弁擁護し、参加者全員の児童理解が深まるように働き掛けた。児童間関係が少しずつ良好になり、当該児童も穏やかに過ごす時間が増えていくことで、担任や級外職員の指導が入りやすくなっていた。

(3) 成果

仲間外し行為は解消した。当該児童の特性を児童本人、他児童ともに理解を深めたことで学級全体の成長に繋がり、安定した学級経営が実現した。また、いじめ対応を通じて当初は対立していた当該児童の保護者と学校は協働関係を築くことができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②児童生徒数 1082 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (学校の要請で配置。支援回数 年 9回 / 1 回あたり 約2時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

Aは入学後、特段目立つ様子はなく学校生活を送っていたが、2学年進級直後、保健室に来室し、退学の意向を申し出た。話を聴くと、母からの暴言暴力があり、現在は親族宅に住んでいることが発覚した。

学校は児童相談所に通告し、児童相談所職員とAが面談したところ、Aは親族宅に残る意向を示した。次第にAは遅刻欠席が増えてきた。児童相談所と連携しながら本人、母にそれぞれ適切な対応をしていくことを目的にSSWへの要請があった。

②学校内での方針の検討

まず、管理職、担任、養護教諭らとケース会議で状況を整理した。その結果、①児童相談所との連携を目的に、同所と学校でケース会議を行うこと、②母へのサポートを目的に、Aの欠席増加に対して母にSSWとの面談を勧めること、③Aへのサポートを目的に、養護教諭、SCで対応することとした。

③支援の実施

児童相談所とのケース会議を実施し、お互いの役割を確認した。また、学校から母への働きかけを行ったが母の希望がなかったため、現在の養育者である親族へ働きかけ、SSWがつながり、親族の意向を確認した。AはSCと定期的に面談するようになった。

④経過観察

Aは医療機関へ通院し、体調が回復し登校が安定してきた。しかし、母がAに保険証を渡すことを拒否していたため、親族が医療費を全額支払う状態が続いていた。親族・A共に保険証がないことへの困り感が認められたため、SSWからAに弁護士相談を勧め、Aと弁護士がつながった。その後、弁護士が児童相談所、市役所に働きかけ、国民健康保険に加入することができた。

(3) 成果

Aと母の不安定な関係は続き、一時期Aと親族の折り合いも悪くなったが、学校、児童相談所、弁護士、市役所等と連携してAと親族への対応を続けた結果、おおむねAの生活は安定してきた。3学年に進級すると受験勉強に専念するようになり、志望校に合格した。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②児童生徒数 699 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (学校の要請で配置 支援回数5回 1回あたり1.5時間 ※電話相談等も含む)

(2) 対応内容

①課題の発見

Aは母子家庭、母は精神疾患があり治療中、生活保護世帯である。高校2年時の夏以降、学校諸経費の未納が続き、行政機関と連携したい旨を母に伝えるが、担当者を教えてもらえていなかった。Aが3年生となり、担任との面談の中で、進学に係る経費について心配していることや母の症状が良くないことを話した。Aが母や家庭の状況について誰かに相談したいと申し出たため、学校が生活保護担当係に直接相談できるか、Aに対してどのような支援ができるか検討することを目的にSSWへの要請があった。

②学校内での方針の検討

Aとの面談、校内で、管理職、担任、特別支援コーディネーター等とケース会議で状況を整理した。その結果、生活保護担当窓口訪問、Aの相談同行をすることとした。

③支援の実施

Aの生活保護担当係への相談同行し、Aの状況を伝えて支援を相談した。生活保護担当係からは「進学準備給付金」の支給は可能との話があったが、不足分については世帯内でやりくりすること、Aの貯金か

ら工面する場合における収入認定除外等の必要な手続きについて説明があった。

④経過観察

学校から生活保護担当係に「諸経費」の細目を明示したことで、「進学準備給付金」や「教材費」に相当するものがあることが判明し、支給されることとなった。また、行政機関から学校の学年会計通帳への直接入金が可能となった。さらに、入試に係る受験料も領収書があれば補助できることがわかった。Aと生活保護担当係の面談も行い、Aが直接相談できる関係性を築くことができた。

(3) 成果

A及び学校が生活保護担当係と直接連絡を取り合うことができるようになり、Aの懸念であった経済的な問題の解決の見通しが立ったことで、Aも安堵し、進学希望を達成させることができた。

富山県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・スクールカウンセラー（以下SC）・スクールソーシャルワーカー（以下SSW）合同研修会（4月・8月の2回実施）
- ・趣旨「学校における多様化、複雑化する事案に対して、よりの確な助言や支援を行うために、カウンセリングやコンサルテーション等の専門性の向上を図るとともに、不安や悩みを抱える児童生徒士に対して、SCやSSWが学校のチームの一員として対応できるように連携強化を図る。」
- ・内容 第1回 県公認心理師協会 学校臨床委員会コーディネーター 山下 委希子 氏による講演
演題 「学校緊急支援 ～令和6年能登半島地震被災地への支援から～」
第2回 富山国際大学子ども育成学部子ども育成学科 教授 公認心理師・社会福祉士・精神保健福祉士 村上 満 氏による講演
演題 「チームとしての学校の一員であるSCとSSWとの有機的な連携に向けて」

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・1回目のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会において、スクールソーシャルワーカーの役割や活動方針等について周知している。また、市町村教育委員会事業担当者にも参加していただきスクールソーシャルワーカーの職務について説明を行った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・県内全ての公立中学校区（中核市として単独実施の富山市を除く47校区）と義務教育学校（4校）に派遣し、各中学校区において、小・中学校のスクールソーシャルワーカーの活用時間等を調整している。
- ・市町村教育委員会へ派遣し、学校の要望に応じてスクールソーシャルワーカーを活用できる体制を整えている。
- ・県立高等学校（定時制）4校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、他の県立高等学校へは要請に応じて支援している。
- ・緊急に支援を要する事案が発生した場合は、機動的な派遣が可能な体制を整えている。
- ・深刻ないじめ事案については、いじめ対策ソーシャルワーカーを機動的に派遣している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

- ・人数が十分ではなく、遠方の校区や複数校区の勤務となっているスクールソーシャルワーカーが複数名いる。
- ・スクールソーシャルワーカーの経験年数、資質、能力は様々であり、個々のニーズに応じた研修内容を組み立てることが難しい。

②課題解決に向けた取組内容

- ・合同研修会の回数を2回に増やすとともに、2回目には講師を招き、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの職務内容や活用事例についての研修を行った。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを交えた「グループ協議」の場を設定した。
- ・スクールソーシャルワーカーが希望すればスクールカウンセラースーパーバイザー（公認心理師）のコンサルテーションを受けることを可能にした。

③成果

- ・「グループ協議」を導入したことで、それぞれのスクールソーシャルワーカーがもつ課題に焦点を合わせた研修が可能となり、参加者の満足度の高い研修を実施することができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数 434 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 35 週/週 1 回/1回あたり 1 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

苦手なことから逃避する傾向が中学校入学時からあった。文字を書くことに強い苦手意識を持ち、体育が苦手で授業を休んだり見学したりすることが多かった。

中1の中旬、同学年の生徒から体形について馬鹿にされたことをきっかけに、学校を欠席するようになり、登校しても相談室で過ごすようになった。

②学校内での方針の検討

特別支援教育コーディネーターと母親は小学校のころから面談を繰り返しており、SSWを含めて検討し、本人と母親の希望もあり家庭訪問を行う。

③支援の実施

SSWは本人の特性を理解しながら、話を聞いたり言葉掛けを行ったりした。SSWによる家庭訪問を継続して行った。

④経過観察

夏休み明けに、再び連続して欠席するようになり、母親の希望があつてSSWが家庭訪問した。自室でSSWに進学についての悩みを相談し、SSWは逃避したい気持ちを軽減する具体策を提案した。

（3）成果

欠席が減り、進路実現に向けて少しずつ行動するようになった。

教員とは異なる視点で話をしてもらえることで、進路について悩んだ時に気持ちの切り替えができた。継続して関わり続けたことで、成長に応じた対応ができた。

母親は、登校できないときは、家庭訪問してもらおうことができるという安心感をもつことができた。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数 248 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 35 週/週 1 回/ 1 回あたり 3 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

所属していた美術部でトラブルが起こってからは、自信をなくし、保健室に行く回数が増加し、学校生活が後ろ向きになっていった。自傷行為がみられるようになった。

②学校内での方針の検討

保護者への連絡や本人との関わり方など適切な対応を行えるように共有し、ＳＳＷと学年の教員や養護教諭と情報を共有した。

ＳＳＷとの面談を継続的に行うこととする。

③支援の実施

相談室で本人の悩みや母との関係、趣味等の話をしながら、本人の思いに寄り添うように支援を行う。

④経過観察

ＳＳＷとの面談を進めていくにつれて、自分を認めてほしいという思いや、友達との交流を広げたいこと、母親に対する思い等、悩みを打ち明けるようになった。

保護者の理解を得て、医療機関を受診し、服薬処方された。

（３）成果

継続して面談等を行うことにより、自傷行為はおさまっていった。級友との会話も増えたり、母親との関係も良くなったりして、表情が明るくなった。また、学習意欲も高まってきた。

ＳＳＷとの面談を通して、情報共有ができたことで、学年や養護教諭が適切な対応をとることができるようになった。その結果、生活が向上し、自己指導能力が向上している様子が見られた。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②児童生徒数 564 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 拠点校は年 162 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

5月の連休明けより週2～3日休むようになった。担任との面談の中で、5月から母に「毎月2万円あげるから、これで生活して。」と言われたと話した。5人家族であるが、父は県外に単身赴任、兄は県外で生活、姉は自宅近くで一人暮らしをしており、現在は母と2人暮らしである。当該生徒は、自分で料理をして食事をとり、体調も悪くないと話しているが、見るからに体調が悪そうであった。母親の育児放棄（ネグレクト）が心理的負担となり、安定した学校生活を送ることが難しい状況になっていた。

②学校内での方針の検討

当該生徒は「今はやりたいことを探していて、学校にこだわりはない。」と話しているが、安定した

学校生活が送れるように、当該生徒及び保護者への支援や、関係機関との連携等、S S Wを交えて支援方針について検討を行った。

③支援の実施

- ・当該生徒に関するケース会議を実施し、当該生徒及び保護者への支援等について、専門的な立場から助言をしていただいた。
- ・S Cとの連携を図り、S Cとの面談と並行してS S Wとの面談を行った。

④経過観察

- ・S S Wは、当該生徒から母親との関りや家庭の状況について丁寧に話を聞き、気持ちの持ち方や母親との関り方、家庭での過ごし方等について具体的なアドバイスをした。
- ・自分の悩みや学校に対する考えなどについて、S CやS S Wに話すようになった。また、家庭以外のことについてもS S Wに打ち明けるようになった。

(3) 成果

- ・当該生徒の話を丁寧に聞き、具体的なアドバイスを行うことにより、学校生活に対して少しずつ前向きな気持ちになってきた。
- ・母親はS S Wとの面談に応じていないが、担任を通してS S Wからの助言を母親に伝えている。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 288 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 1 回/ 1 回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

要支援の家庭であり、一つ上に姉がおり、一緒に登下校している。家庭の事情 (きょうだいの世話) のために休みがちであり、家庭内に自分の居場所がないと感じている状態であった。

②学校内での方針の検討

学力がとても低く、人間関係を上手く築くことができないため、学校にも居場所を作ることができない状態であった。担任とS S Wと相談し、姉と一緒に通級指導教室に行くことを進め、通級指導での支援を行った。

③支援の実施

通級指導で支援を受けることで、「できた」と感じられる経験を積み重ね、学習にも前向きに取り組もうとする姿がみられたため、7月から本格的に通級指導を開始した。

④経過観察

夏休み明け頃から家庭内でトラブルが続いたことで情緒不安定な状態になり、欠席も増えた。S S Wは市役所子ども子育て課と連絡をとり、学校に様々な情報を提供した。

学年全体と養護教諭、カウンセリング指導員で情報を共有し、学校内に落ち着く場所を提供することとなり、相談室に入室しやすい環境を整えた。

体調不良を訴え保健室で休むことがあったことから、養護教諭とカ運セリング指導員が連携して声をかけ続けた。

(3) 成果

10 月以降相談室に来室する回数が増えた。少しずつではあるが S 子の心の不安定さが和らいでいるように見受けられた。

関係機関との連携を図るなど S S W のおかげで、学校でも様々な支援を行えている。

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②児童生徒数 753 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (拠点校は年 142 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

2 学期より、遅刻や欠席が多くなり、心配した担任が当該生徒と面談を行った。面談を通して、母親がうつ病で自宅療養中であること、障害を持っている妹の世話や家事などを行っていること、父親が家族に対して高圧的であることなど、当該生徒が負担に感じている状況を把握した。当該生徒は心理的な負担が重なり「朝起きても登校する気持ちにならない。」と訴えている。

②学校内での方針の検討

当該生徒の心理的負担を軽減できるように、家庭の状況を把握し、当該生徒及び家庭に対する配慮や支援等、S S W を交えて支援方針について検討を行った。

③支援の実施

- ・当該生徒に関するケース会議を実施し、当該生徒への丁寧な聴き取りの継続と並行して、弟妹の学校関係者とのケース会議を行うようにとの助言をいただいた。
- ・小学校、中学校、カウンセリング指導員、S S W、担任、学年主任、教育相談担当等でケース会議を行った。情報交換する中で、母親のうつ状態に加えて、妹の特別支援学級在籍、弟の不登校傾向等により、当該生徒の家庭での役割がヤングケアラー状態で、大変な状況にあることが確認できた。

④経過観察

- ・S S W は、当該生徒から家庭の状況について丁寧に話を聞き、気持ちの持ち方や父親との関り方、家庭での役割等について具体的なアドバイスをした。
- ・当該生徒が欠席や遅刻をする際の、家庭との連絡の取り方を小・中学校に確認したことで、確実に連絡が取れるようになった。

(3) 成果

S S W からの助言により、小・中学校等と連携を図ることができ、正確な実態把握や家庭への支援につながった。また、家庭との連携が図られたことで、家庭での当該生徒の負担がについて、家庭と話し合うことができた。

石川県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・県内教育事務所管内ごとに毎月ミーティングを実施し、事例検討等から、指導主事やスーパーバイザーの役割を担うスクールソーシャルワーカーが、他のスクールソーシャルワーカーに対して、支援や連携等の在り方について指導・助言を行う。
- ・県教育委員会主催の研修会を年間2回（8月・2月）実施し、スクールソーシャルワーカーとしての資質及び指導力の向上を図る。
- ・関係機関が実施する研修会を周知する。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・小中学校においては、各教育事務所及び各市町教育委員会が参加する生徒指導担当指導主事会議、高等学校においては、各学校の教育相談担当者が参加する高等学校教育相談研究会にて事業説明を実施している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・各教育事務所管内における児童生徒数及び問題行動等の発生状況を勘案し、35名のスクールソーシャルワーカーを4教育事務所に配置、学校へ派遣する。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題＞

- ・スクールソーシャルワーカーの人材の確保。
- ・スクールソーシャルワーカーに対して専門的な見地からの迅速な指導・助言。
- ・必要性の高い研修を開催し、効率よくスクールソーシャルワーカーの資質向上を図ること。
- ・スクールソーシャルワーカーの役割を学校に周知徹底すること。

＜原因＞

- ・職務遂行のために高度な専門性が求められること。
- ・支援にあたり、問題が複合的な場合が多く、幅広い知見が必要。
- ・スクールソーシャルワーカーの活動時間・研修機会の確保が困難。
- ・スクールソーシャルワーカー派遣に関する認識に差があり、校内での情報共有が不足。

②課題解決に向けた取組内容

- ・社会福祉士会・精神保健福祉士会にスクールソーシャルワーカーの推薦を依頼。
- ・集合型のミーティングの他、オンラインでのミーティングを実施。
- ・市町教育委員会にスクールソーシャルワーカー活用事業について周知。

③成果

- ・ミーティングの参加率が向上し、幅広く意見交換ができた。
- ・派遣実績のない学校からの派遣依頼が増えた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 378 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 42 週/週 1 回/1回あたり 3 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

生徒Aは3年前より不登校となっている。生活リズムの乱れもあり、登校しても給食を食べずに午前中に下校する。不登校が長期化していることや保護者と学校の関係構築が難しいことからSSWの派遣を依頼。

②学校内での方針の検討

校内のケース会議にてSSWが学校と生徒Aと保護者の間に入り、適切な支援につなげることで不登校や生活改善を目標とした。

③支援の実施

SSWが生徒A、保護者と面談。不登校の要因として、体調不良が多く病院への受診に同行したが検査の結果、異状は認められなかった。その後、学校だけでなく市の子育て支援課とケース会議を行い、支援について検討を重ねた。当該校のSCとも連携することで心理面からの支援も実施できた。

④経過観察

生徒Aや保護者との面談を重ねるにつれて信頼関係を構築することができ、学校と保護者との関係も改善された。不登校の改善傾向は認められないが、面談時の生徒Aの表情が明るくなっていることから、継続的な支援が効果的であると考えている。

（3）成果

SSWと学校がケース会議において、方針決定や役割分担を行い、支援したことで生徒Aの家庭環境の改善につながった。今後も引き続き、支援を行っていく。

＜虐待・不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類 （ 小学校 ）

②児童生徒数 325 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 42 週/週 1 回/1回あたり 3 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

児童Bの不登校の要因として虐待の影響が考えられたため、SSWの派遣を依頼。

②学校内での方針の検討

児童の家庭環境を整えるため、母親と児童Bと面談を行い、親子関係の改善を目標とした。

③支援の実施

SSWが児童Bと保護者と面談を重ね、学校と情報共有を行った。また、学校と保護者、地域支援室、SSWで話し合い、児童Bへの具体的な対応方法について支援を行った。

④経過観察

児童への支援として「甘えられる環境」を整えることを助言したことで、親子関係の改善につながった。登校に関しては、児童Bの気持ちを尊重しつつ、児童Bの様子を保護者、学校と共有し、連携を図りながら安心して学校生活を送ることができるよう準備を行った。地域支援室と連携しながら、必要な支援について模索している。

(3) 成果

親子関係の改善が図られたことから、徐々に児童Bの心が安定し、登校機会も増えていった。登校した際は、友達と楽しく過ごす姿が見られ、登校意欲の向上が感じられた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (高等学校)

②児童生徒数 451 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 42 週/週 1 回/1回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

生徒Cは保護者との関係が悪化し、アルバイト先の社員寮で一人暮らしを始めた。一人暮らしの際にかかる生活費や学校の経費等の金銭的な負担が大きく、生活支援が必要となりSSWの派遣を依頼。

②学校内での方針の検討

学校、自治体の福祉部局、SSWにてケース会議を実施。自治体の福祉部局との連携や可能な支援の検討。生徒が通院していることから、主治医との連携や受診同行等の支援の検討。

③支援の実施

自治体の社会福祉協議会と連携し、生活に必要な電化製品の支援を行った。生活費や学校の経費については、自治体や県の奨学金制度の申請を行った。また、病院へ受診同行するとともに、主治医や病院のソーシャルワーカーとの連携した。

④経過観察

生徒Cは一人暮らしを始めてから、必要な生活費を稼ぐためにアルバイトを徐々に増やす一方、少しずつ欠席日数が増えていった。今後は、アルバイトと学校生活への時間の使い方のバランスの取り方を伝え、学校生活への意欲の継続が大切となる。また、不眠症状があり予定を早めて病院に受診することを勧め、受診同行した。

（３）成果

自治体の福祉部局、病院と連携し、金銭面や医療面において適切な支援を行うことができた。関係機関で情報共有することで、新たに生じた課題に対し早期支援が可能な枠組みが形成できた。今後も、連携を継続しながら、生徒の環境改善を図っていく必要がある。

＜発達障害＞

（１）学校の概要

①学校の種類 （ 高等学校 ）

②児童生徒数 4 5 1 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 4 2 週/週 1 回/1 回あたり 3 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

保護者が児童Cへの関わり方や問題行動、学校生活での困り感について教育支援センターに相談したことをきっかけに、保護者の了承を得たうえで学校と教育支援センターが情報共有を行い、SSWの派遣を依頼した。

②学校内での方針の検討

ケース会議を開催したところ、学校生活の困り感を解消するためには、SSWが保護者や生徒への面談を実施し、生徒の環境調整を行う方針となった。

③支援の実施

SSWは保護者や児童Cとの面談において、学校生活の気になる点や困り感を丁寧に聞き取り、学校と情報共有しながら改善方法の提案又は分かりやすい説明を行った。

④経過観察

児童Cが気になる点について相談できる環境が整ったことと、担任との意思疎通が進んだことで、学校内での支援体制が安定した。

（３）成果

児童Cにとって分かりやすい環境が整備され、自律的な行動がみられるようになった。次年度も引き続き、校内にて情報共有を行い、児童理解を深めることで児童Cの学校生活の意欲につなげていきたい。

福井県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

○研修会について

目的：教育相談業務等において、適切な支援・助言ができるよう研鑽を積むとともに、情報交換等により業務のあり方等を見直すなど、その改善を図る。

内容：講義、グループ協議、スーパーバイザー指導助言

実施時期：2回（8月、11月）

○事例検討会について

目的：情報交換やスーパーバイザーによる指導・助言等から、スクールソーシャルワーカーの資質・能力の向上を図る。

内容：事例検討、グループ協議、スーパーバイザー指導助言

実施時期：6回（4月、6月、7月、10月、12月、2月）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

○担当者連絡協議会（オンデマンド配信）の実施

- ・主に各学校の教育相談担当者、各市町教育委員会のSSW配置事業担当者を対象に4月に実施。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

県内9市に22名配置（福井市・越前市各5名、敦賀市・大野市・鯖江市・坂井市・あわら市各2名、他2市各1名）するほか、県下全域担当5名、県南部担当2名、県立高等学校定時制7校には7名を配置している。また、SVを1名配置し、困難事案への対応の支援とSSWの資質・能力向上のための指導助言を得ている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

- ・支援する児童生徒がより適切に関係機関との連携をスムーズに行えるようにするために、研修等を通じてSSWの力量を高めていく必要がある。
- ・地域や学校によって、SSWの理解と活用に差がある。ケース会議による役割分担等がなく、SSWにすべての対応を任せる場合がある。

＜課題の原因＞

- ・経験年数の少ないSSWが配置されている。
- ・SSWの効果的な活用方法についての教職員の理解やチーム学校として取り組む認識や意識が不足している。

②課題解決に向けた取組内容

- ・今までは、与えられた内容に参加する研修会であったが、県配置のSSW（5名）が自ら研修内容を考える取組を行った。事例検討会の中で「基礎講座」というテーマでSSWに必要な知識を伝達し、グループ協議やまとめをおこなった。
- ・ガイドラインの内容を見直し、学校とSSWとの連携方法、家庭との関わり、関係機関との連携等、チーム学校としての体制作りを記載し、SSWの役割や活用方法について教職員の理解を深化させる。

③成果

- ・SSWの研修に対する意識を高めていくことができた。
- ・SSWの仕事内容に対する学校の理解は少しずつ深まってきている。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童数 312 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（常駐・年 40 週/週 2 回/1 回あたり 6 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

児童は登校を渋るようになり欠席が続く。母親からの連絡もなく、学校から母親に連絡をしても繋がらない。また、家庭訪問をしてもなかなか会うこともできず、児童の安否確認も困難な状況。

②学校内での方針の検討

学校から連絡をとることが難しいため、SSWは家庭訪問で児童・母親の状況を確認し、学校に情報共有をする。学校は、児童が登校した際に適切な学習環境を整える準備をする。

③支援の実施

- ・SSWが家庭訪問を実施する。母親が精神的に安定していないため、最初の数回は、近くの公園などに場所を移し、児童と一緒に遊びながら日々の生活の様子を児童より聞き情報の収集を行った。
- ・SSWの週に一度の家庭訪問を継続。母親とは面談できない状況のため、関わりのある行政機関から母親についての情報収集をする。
- ・児童の登校意欲が高まってきたため、学校と連携しながら登校支援を行う。まずは、給食の時間までに登校することを目標とする。

④経過観察

- ・徐々に児童は学校に行く意識も高まり、継続して登校できるようになった。
- ・新学期より、校内にサポートルームが設置されたこともあり、児童の登校後の居場所に繋がる。当初は母親が登校に同行していたが、児童ひとりで登校できるようになった。
- ・当初は給食時間前の登校だったが、徐々に時間が早まり、3校時の開始前には学校に登校できるようになった。
- ・サポートルームでは、支援員の協力により学習の遅れを取り戻し、学習意欲を高めることができた。

（3）成果

児童の登校への意欲が高まるにつれて、母親の状況にも改善が見られた。これまで面談が難しかった家庭訪問では、母親との面談が可能となり、体調も回復して仕事に復帰することができた。児童はサポートルームを安心できる居場所と感じるようになり、継続的に登校できるようになった。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童数 220 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 40 週/週 2 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

学校で友達間でのトラブルがあり、両者に聞き取りを行って、相手が謝罪する場を設けた。その場で、本人からの訴えはなく、謝罪を了承した形で下校した。学校から保護者には報告を行った。

後日、いじめを受けたことが要因で、本人が「学校に行きたくない。」と言っているという訴えが、保護者から学校にあった。その後、学校が再度対応したが、保護者は教員やＳＣの対応に対して不満が募って、子どもを登校させないという事態になった。

②学校内での方針の検討

本人が安心して登校できるように、対応するための教員や場所を確保することを母に伝えた。担任は本人への手紙をポストに投函することを継続した。管理職等は、母が来校する機会に、関係が再構築できるように対応を継続した。

③支援の実施

学校と保護者が話をする場に同席し、母の気持ちや困り感を聞き取って、本人と面談することの許可を得た。面談では、本人の困り感を聞き出しながら、理解を深めるとともに本人の状況を明らかにした。教員に本人の状況を共有して、本人への関わり方について教員に提案した。母への対応についても、母が理解できるように管理職等に説明して、対応方法について提案した。

具体的な方法としては、会議に同席、母親面談、家庭訪問にて本人と面会し、その後は学校での本人面談や支援、母親面談を数回実施した。

④経過観察

本人は登校すると基本別室で過ごししながら、学級での授業に参加するなどして、毎日登校できるようになった。担任に、下校する前に本人と気持ちを振り返る時間を設けるようお願いしたことにより、家庭での本人の気持ちが落ち着くにつれ、母も精神的に安定し、登校支援に前向きになった。

(3) 成果

学校配置ではない立場のＳＳＷが介入したことで、保護者が学校への本音が言いやすくなった。また、学校が教員とＳＣ以外の第三者機関の専門職を介入させたことで、保護者が自分たちの気持ちに寄り添った対応をしてくれたと感じることができた。学校と何度も話し合いを持って共通理解を持って対応できるようにした。

本人や保護者のそれぞれの困り感を聞き取って、学校での関わりについて支援することができた。

<家庭環境>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②生徒数 573 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 40 週/週 2 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

小学 6 年より完全不登校

②学校内での方針の検討

学校とケース会議を設け、見立てや手立てを計画。

③支援の実施

- ・家庭訪問を行い、本人や家族状況、困り感を聴き取った。母親は突然の息子の不登校状態に戸惑い、精神的にも不安定なため、福井県教育相談センターのカウンセラーを紹介。継続的に相談を受けていった。
- ・中学 1 年から SSW が支援開始。(令和 4 年度より)
- ・本人は部屋に引きこもっているため、SSW は母親の了承を得て、市役所総合福祉相談部の臨床心理士に家庭訪問を依頼。その後、市職員と SSW が家庭訪問を行い、本人と面談。
- ・SSW は母親との面談を重ね、家庭訪問も継続。母親から度々 SSW に電話相談があり、本人が暴れているなど緊急相談もあり。SSW は児童相談所に連絡し対応などを検討する。本人の精神的な不調が生じたため、県教育相談センターと連携し、医療受診を勧めた。本人も医療受診を了承し、医療機関に繋げることができた。
- ・本人は高校進学を希望していたが、学習面など不安があったため、学校や教育支援センター、教育相談センターや市役所職員と連携し、学習支援や面談等を通じて心身の安定を図る支援を継続した。

④経過観察

- ・母子家庭かつ要保護児童で以前に母親から虐待を受けた経緯あり。
- ・中学 2 年の時、登校 3 回、教育支援センター 3 回ほど利用できたが、継続には結びつかず。
- ・精神面で落ち着きがみられるようになり、中学 3 年生の 10 月頃より中学校と教育支援センターに約週 3 回ほど通えるようになった。

(3) 成果

希望した高校受験を乗り越え合格し、今後の見通しが立った。本人も自己理解が進み、自分の心情なども他者に伝えられるようになった。以前は、母親は学校との連絡などがまったくない状況だったが、現在では直接学校と連絡を取り合い、母子ともに自立に向けて前進することができた。

山梨県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・運営会議＜年2回＞ 担当者会議＜年2回＞

【内容】

事例検討会を行い、相互の研鑽・学習の機会とした。

学習会として、特別支援教育課の指導主事を講師とした研修を実施した。

関係機関との情報交換、連携方法、支援における課題を協議した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ガイドラインやリーフレット（A4枚1枚表裏）を作成し、全小・中学校、高等学校に配付し、小中高等学校への定期的な巡回訪問によって周知を図った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・全県の小・中学校を網羅するため、県内の4教育事務所に配置（教育事務所管内の学校数や経年の対応件数や対応状況を考慮し、2名～5名を配置）している。また、高等学校への対応も必要な事例が増えているため、総合教育センターに2名配置している。
- ・社会福祉の専門家と教育関係の専門家を複数で配置している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者が少なく、関係機関との連携についての知識が不足している。
SSWを必要とする問題が多様化しているため、SSWのさらなる資質向上は課題となっている。
- ・SSWの活用について、各学校への周知は行ってきたが、保護者や家庭には周知がまだ足りていない。
- ・学校への周知はできていても、各学校のSSWの積極的な活用には繋がっていない。
- ・児童生徒を取り巻く社会や家庭環境の複雑化により、ひとつの案件に対して解決までの時間がかかる。

②課題解決に向けた取組内容

- ・新規採用のSSWに対し、県がSV的な役割として採用した統括SSWによるスタートアップ研修や事前準備の学習会を実施し、SSWのあるべき姿、具体的な支援事例を共有し、関係機関との連携についての研修を行った。
- ・各教育事務所での情報交換会や定例会議に統括SSWが参加し、助言等を行っている。
- ・問題未然防止等に係る学校内外での研修会へ参加し周知活動を行ったり、所属事務所から数回に渡ってSSWの申請書やガイドラインの周知を図ったりした。

③成果

- ・SSWが会議や学習会に積極的な姿勢で参加し、研鑽を積むことで資質向上に繋がっている。また、研修会等で得た繋がりを活用し、一人で抱えずに協力できる体制が構築されていることも様々な案件への対応に役立っていると考えられる。各教育事務所が統括SSWとも連携をとり、統括SSWが学習会等で指導助言を行ったり、事例の相談を受けたりしていることも、対応に役立っていると考えられる。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ① 中学校 ② 生徒数 420 名 ③ スクールソーシャルワーカーの配置形態【派遣方式】

（2）対応内容

①課題の発見

感染症をきっかけに自室に引きこもり、不登校となる。家族から相談を受けた学校が、SSW 派遣要請を行い、SSW につながる。

②学校内での方針の検討

- ・小学校では、家族が孤立しないよう、担任が家庭に寄り添い、その担任を管理職・養護教諭が後方支援をする体制を作る
- ・中学校においては、入学前に、自室から出てこられた本人の気持ちに沿って中学校生活を送ることができるよう、本人・家族の話を聴くことを大切にする。できるだけ、見通しをもって考えられるよう選択肢や必要な情報を事前に伝え、本人が選択できる形を大切にする。関係機関と協働し、要対協の枠組みを使って、関係機関で支援体制をつくり、学校だけで抱え込まないようにする。

③支援の実施

支援開始当初は、あらゆる可能性が考えられたため、県保健福祉事務所と共にアセスメントし、両親を面接において力づけ、医療機関へ相談できるようアシスト。家庭訪問を通して、少しずつ本人に支援者の存在を伝え、手紙等で語りかけた。ある出来事をきっかけに、半年以上ぶりに自室から出てこられた後は、本人の「できるだけみんなと同じように」という気持ちに沿って学校生活を送ることができるよう、面接や先生方との連絡調整、関係機関（医療機関・市役所等）との体制作りを行い、本人が安心して生活できるよう支援を行った。入学にあたって物品の準備を手伝い、入学前に本人や父親が中学校の先生方と時間をもつことができ、いざとなった時に使える静かな部屋の確保や困ったときにどうするかなど一緒に考え、環境調整を行った。また、家族の話を聴かせてもらい、息を抜きながら、本人への関わり方を共に考えた。

中学入学の節目の時に、本人が少しでも「みんなと同じよう」と感じられるような支援を心掛け、しばらくの間は、精神的に不安定になったが、本人の意識と環境の変化の中で、学校生活を軌道に乗せていき、ほぼ欠席なく登校、部活動にも参加し、今は夢に向かって学校生活を送っている。

④経過観察

不登校は解消されたが、複合的な課題は残っているため、引き続き、学校や関係機関と連携しながら、家族と共に、これからを考えていく方向。

（３）成果

- ・本人が望む状態（皆と同じように学校生活を送る事）に歩み始めたこと
- ・本人にとっての成果とは別に、本人と家族に出会えたことを通して、学校や地域の人間関係が深まると共に、それぞれの仕事に必要なことを、本人や家族から聞き出せたことは、ワーカーとしての成果であった。

<いじめ>

（１）学校の概要

- ① 小学校 ② スクールソーシャルワーカーの配置形態【派遣方式】

（２）対応内容

①課題の発見

児童Aと児童Bのトラブルがあり、児童Aはクラス全体から悪者扱いされた。児童Aの親は憤慨し、学校の対応を訴えた。児童Aに特性が見られたため、SSWの支援の要請があった。

②学校内での方針の検討

児童Aに関してはそれまでも様々な出来事があり、虚言とみられるような言動もあるため、それが本人の特性からのものなのか、周囲の子どもたちの捉え方が問題なのか、慎重に対応する必要があった。

本人の特性をきちんと捉え直す部分をSSWが担当、本人に合わせた校内での個別の配慮を学校が取り組むこととした。

③支援の実施

児童Aの母と面談し、本人の特性をクリアにしたいという意向があったため、SSWは医療・相談機関への繋ぎの支援を行った。

(3) 成果

本人の不登校状態は改善され、特に学校生活の友達との関わりの中で大きな問題は見られなくなった。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ① 高等学校 ② スクールソーシャルワーカーの配置形態【派遣方式】

(2) 対応内容

①課題の発見

高校入学後、うつ的な症状があり、SCによるカウンセリングを受けていたが、両親から、お金に困っているからアルバイトをするよう強い口調で言われたり、家庭内で、仕事やお金、本人の勉強のことで両親が激しく喧嘩する状況が続いたりしたことで精神的苦痛を感じ、警察や児童相談所に相談した。警察からの連絡により学校は状況を把握した。本人が進学を希望しているが、経済的に厳しい家庭であることと安心できない家庭環境であるため、学校はSSWの派遣相談を行い、SSWが介入することとなった。

②学校内での方針の検討

高等学校にて、本人面談を実施した。家計支援を理由に保護者と関わることを本人から了解を得て、保護者とつながることとなった。学校は、SSW派遣のための連絡調整や外国籍の父親面談に通訳派遣の手続きを行った。また、本人のメンタルケアのためSC面談につなぎ、教育相談担当者も相談に応じた。

③支援の実施

- ・本人と両親、別々に面談を実施。
- ・病院受診を希望した本人支援として、病院（精神科）受診同行を開始。
- ・親支援も実施し、役所や病院に同行し、手続き支援を実施した。日本語表記の書類の理解が難しいため、税務署にも同行し、債務整理の相談をサポートした。学納金の未納についても相談に応じ、家計急変申請ができるよう支援し、就学支援金がおおりるようにした。また、食糧支援を紹介したところ、両親が希望したため、社会福祉協議会に連絡し、手続きを進めることができるようにした。生活上の困りごとの相談先として、外国人支援センターがあることを情報提供した。
- ・幻聴や妄想に悩む本人と本人を心配する両親それぞれに相談を実施。病院受診同行は継続し、医師と学校と情報共有しながら相談に応じた。

(3) 成果

- ・両親が就労し、返済が進み、両親の喧嘩がなくなった。「家庭内が落ち着いた」と本人が実感できるまでになった。
- ・本人の病院受診は継続中だが、前向きに進路を考えることができるようになった。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ① 小学校 ② スクールソーシャルワーカーの配置形態【派遣方式】

(2) 対応内容

①課題の発見

生活保護世帯であり、子どもが不登校状況になっていることでSSW要請があった。

②学校内での方針の検討

要保護対策児童協議会対象の家庭であったが、学校からの連絡も親にはなかなか繋がらず、関係者はたくさ

ん繋がっているものの、様々な支援を断り続けている状況。それぞれの支援者がなかなか介入できずに困惑している状況であった。

③支援の実施

不登校に対する困り感を持ったことから SSW が繋がり、親との連絡が取れるようになった。登校支援を投げかけたところ、運動会も近い時期であったため長女が「自分たちで行く！」と翌週から登校できるようになった。弟と妹は欠席することも度々あったが、2 学期まではほぼ登校できる状態となった。

④経過観察

冬に入り、長女の寝起きが悪くなったことから再度不登校状態となってしまった。

しかし、学校と親との連絡は、波はあるものの以前よりはやりとりができるようになり、懇談も日時を何度も調整しながらなんとか実施することができるようになった。

(3) 成果

SSW の介入がきっかけで不登校状態が改善された。

<全日制高校から通信制高校転学後のフォローアップ支援（切れ目のない支援）>

(1) 学校の概要

①スクールソーシャルワーカーの配置形態【派遣方式】

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・軽度 ASD の診断を受けていた支援生徒である。全日制高校入学後に不登校が続き、単位取得や進級が困難になったため、SSW に支援要請が入った。
- ・本人、保護者及び全日制高校教職員との面接で、通信制高校の情報提供と紹介を実施し、本人、保護者の意思確認を行い、通信制高校への転学となった。
- ・転学後も登校やリポート提出が不安定だったので、SSW による支援を継続することになった。

②学校内での方針の検討

- ・通信制高校には、本人の特徴や全日制高校での支援の経緯などを情報提供し、学校側のできる範囲での配慮をお願いした。さらに、SSW からの適宜の連絡や登校支援などを実施することを伝え、理解と協力を求めた。

③支援の実施

- ・本人や通信制高校と適宜連絡を取り、登校状況やリポート提出状況を確認し、必要に応じて登校支援や学習への取り組み支援を行った。
- ・医療（主治医）との連携のために、病院への同行支援を実施し、学校生活の様子や単位取得、卒業後の進路に関する情報提供を行い、主治医からの助言を得るようにした。
- ・本人が語る生育歴での家族との軋轢や療育機関や学校での出来事、今後の人生の展望などについて、SSW がナラティブに聴くように努め、本人の心理的な安定に務めた。また、今後の進路や生涯に渡る福祉制度（サービス）の利用などについても情報提供し、本人自身が具体的な将来展望が持てるように支援した。
- ・本人の卒業後の進路として、就職を選択することが決定できたので、ヤングハローワークやジョブカフェ、学校と連携し、具体的な支援（職業適性検査の実施、求人票の見方、会社訪問、履歴書作成、面接の受け方）を実施した。さらに、就職後の早期退職も予想されたので、対処法についてもレクチャーを実施した。

(3) 成果

- ・就職内定を得ることができた。通信制高校も卒業できた。
- ・継続支援を実施し、「切れ目のない支援」を実施することができた。

長野県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- （対象）県で任用しているSSW41名（市町村で任用しているSSWにも指定研修のうち3回案内を通知）
- （回数）指定研修（年7回）、選択研修（年1回、3hを上限）
- （内容）・いじめ不登校地域支援事業 全県研修会（年2回実施）
 - ・SSW実務者研修会（年5回 うち2回は全県研修会と兼ねる）
 - ・SC/SSW合同研修会、教育相談者連絡会議（年1回実施）
 - ・SV研修会（年1回実施）→チーフSSWと中堅SSWを対象に、SSWに対する助言及び援助力を高める研修
 - ・初任者研修会（年2回実施） ・選択研修（年1回3hを上限）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・年度当初に県で任用しているSSWを集め、事業の目的とSSWに期待する役割について周知するとともに、他地区の支援体制や関係機関との連携方法等を研修
- 新規SSWへの研修含め、制度説明と年度初めの確認を行いスムーズな事業の進行を推進
- ・「長野県スクールソーシャルワーカーガイドライン」の作成
- 今後の支援活動が適切かつ有効に実施されることを目的にした、県SSWの任務、職務内容、業務体制を共有するための活動指針を作成し、令和7年度から施行
- ・市教委派遣SSWによる中学校区ごとの定期的な巡回訪問（小学校、中学校）
- ・教育機関等職員向けの啓発・研修等の実施

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・県内5ヵ所にある教育事務所に配置し、事務所内の「いじめ・不登校地域支援チーム」で活動
- ・配置人数や配置時間を有効活用し、学校からの派遣要請により全県を広域的にカバー
- ・16市教育委員会へ派遣し、スクリーニング会議や要対協へ参加
- ・各教育事務所にチーフSSW1名を配置し、SSWへの日常的な助言や援助を実施

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

1. SSWの人材確保 →募集に資格条件があり応募が少ない
2. SSW、チーフSSWの資質向上と支援の質の均質化 →事業拡充に伴い、新規SSWの割合が高くなった
3. SSW活用に関わる学校側への周知

②課題解決に向けた取組内容

1. 社会福祉士等の有資格者のほか、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者も任用
2. 初任者研修やチーフSSWの育成及び資質向上のためのSV研修実施
3. 定期的な学校訪問や学校配布リーフレット等を作成して周知を拡大

③成果

教頭会等での周知の効果が表れ、支援件数が増加している。SSWの認知は広がりつつあるため、更に学校へ活用についての働きかけを継続する。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （ 中学校 ） ②児童生徒数 170 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（県内5箇所配置し、学校からの要請に応じて派遣 / 一人あたり年間589時間（平均））

（2）対応内容

①課題の発見

小学校から不登校。母面談の中で、学校や先生だけでなく本人に対してもネガティブな感情吐露が多く、また本人面談ではたくさん語れるが話題が飛んでまとまらない。登校したい気持ちはあるが、どうするのが良いかを考えることができない。家にいても家族とうまく関われない状況。

②学校内での方針の検討

校内での居場所、学び方、行事の参加の仕方、先生の関わり方等を小学校からの情報やSSW面談内容から探り、本人の調子と合わせながら進めていたが、本人の特性から見通しをもつ難しさがあつた。

③支援の実施

母の育児疲れ、祖父母や兄との関係の悪さからのショート利用と、会話の展開の独特さから医療に繋がる前段階として臨床心理士の見立てを目的とし担当課に繋ぐ。SSW面談に担当課CPが同席する形でスタート。

④経過観察

CPと関係構築ができ、母子共に医療を求められ、外来通院を続ける中で入院を選択される。入院中はリハビリや院内学級での勉強等を前向きに取り組み、退院後の生活を描きながら関係者会議で準備を進め、本人に診断名がつき、自己理解も進み、自信がついたところで退院。

（3）成果

本人の特性がはっきりしたことで、周りの関わり方や環境整備方針が明確になった。入院中の定期的な支援会議で連携がスムーズになり、退院後も情報共有がしやすくなった。支援のモニタリングは担当課CPとSSWが主に担い、卒業進学に向けて本人のペースを尊重した支援ができるようになった。学校と地域の居場所も併用しながら生活ができている。

<いじめ>

（1）学校の概要

①学校の種類（中学校） ②児童生徒数 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（県内5箇所配置し、学校からの要請に応じて派遣 / 一人あたり年間589時間（平均））

（2）対応内容

①課題の発見

1 学期の終わり頃、保護者から担任へいじめ被害の相談があったことをから、学校は直ちにいじめ対策委員会を開催。重大事態が発生したものとして、全容把握と対応とに乗り出したが、被害生徒は不登校状態に陥ってしまった。

夏休み明けには保健室登校まで回復したものの、教員が配慮し加害生徒と接触させてしまったことをきっかけに、再び完全不登校へと後退してしまった。この経緯から保護者は学校への不信感を募らせ、学校単独での解決が極めて困難な状況となったため、SSWに支援が要請された。

②学校内での方針の検討

SSWの介入を受け、学校は改めて支援方針を検討した。方針の柱は以下の通り。

●加害生徒への指導：いじめ行為に対しては毅然と指導する一方、行為に至った動機や背景を理解し、

根本的な解決を目指す。

●**被害生徒の支援**：被害生徒が安心して登校できる環境を確保する。教職員が、組織的に家庭訪問などを通じて本人と保護者を支え続ける。

●**外部機関との連携**：教育委員会や外部の専門機関にも協力を仰ぎ、本人が学校に対して抱える抵抗感に配慮しながら、本人と家族を支援する多角的なアプローチを模索する。

③支援の実施

S S Wは、まず本人および家庭との信頼関係構築を最優先した。

家庭訪問を重ね、本人と、外国にルーツを持つ保護者とがそれぞれ抱える困難や要望を丁寧にヒアリング。定期的に支援会議を開催する際には、S S Wが本人と保護者の代弁者として想いを学校に的確に伝える「橋渡し役」も担った。

また、本人の心の回復にも注力。学校を休んでいる間も、本人が好きなスポーツに打ち込める環境を整えることで、自信や意欲を取り戻すことを支援した。

④経過観察

こうした福祉的なアプローチを継続する中で、硬直していた保護者の学校への態度が次第に和らぎ、協力関係が再構築されていった。その結果、教員も本人と直接関わる機会が増え、生徒の気持ちも徐々に登校へと向かっていった。

（３）成果

最終的に、生徒は再び登校できるようになり、無事に高校進学を果たした。

さらに、S S Wの介入により、家計の状況を含めた家族全体の生活基盤が安定したことで、保護者が精神的な余裕を取り戻し、子どもの困難に改めて寄り添えるようになった。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類 （ 小学校 ） ②児童生徒数 250 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 県内5箇所配置し、学校からの要請に応じて派遣 / 一人あたり年間589時間（平均） ）

（２）対応内容

①課題の発見

小学校入学後、本人の持ち物が揃わないこと、午前中から空腹を訴える、保護者との電話連絡が取りにくいなどの状況からS S Wが介入した。

②学校内での方針の検討

学校とS S Wで役割分担を行なった。多子世帯であるため、きょうだいの様子をS S Wからそれぞれの学校に確認した。その際、保護者が夜の時間帯に不在が多く、近隣住民から子どもの泣き声が聞こえるなど虐待を心配する相談が児相に寄せられたことを知った。過去に市町村で要対協を組んでいた家庭であることが判明した。

③支援の実施

保育園、小学校、中学校、高校、市町村担当部署、S S Wにて関係者会議を行なった。家庭訪問を学校の先生が重ね、保護者と定期的に会うことができるようになったところで保護者にS S Wを紹介していただく。S S Wと保護者の信頼関係が構築できたタイミングで担当部署につないだ。

④経過観察

児相と子育て支援担当部署から保護者に指導が入ったこともあったが継続的な支援には至っていない。

その一方で、学校からの電話連絡に保護者が応じることも多くなったため、学校中心に子どもたちの様子を見守っている。

(3) 成果

本人の学校での状況から家庭環境に目を向けたことで保護者の抱える課題が浮き彫りとなった。家庭訪問や細やかな学校からの連絡を繰り返す中で保護者に対する働きかけが可能となった。学校と行政が連携することで子育て支援担当部署の介入を見極めながら今後の支援を検討している。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (高等学校) ②児童生徒数 400 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (県内5箇所配置し、学校からの要請に応じて派遣 / 一人あたり年間 589 時間 (平均))

(2) 対応内容

①課題の発見

入学時に必要な納入金が納まらず、教材代等は未払い、入学手続きに必要な書類等も揃わないといった状態で高校生活がスタートした。生徒本人が保護者に伝えても対応が図られず、学校から保護者にも連絡がつかないため、学校がSSWを要請した。

②学校内での方針の検討

きょうだいの通う学校と連携しながら保護者との接点を探り、不登校の小学生のきょうだいの支援を軸に保護者と関係を作った上で、本児に必要な手続き面の支援や経済的困窮に関する手立てを共に検討できるよう探っていくこととした。保護者にアプローチするSSWとは別に、本人が安心して家庭の状況を話せるSSWを作るため複数のSSWで対応する方針となった。

③支援の実施

SSW1が保護者へ手続き面の同行支援を行うことで就学支援金および奨学給付金制度や生活保護制度への理解が進み、生活保護の申請を経て受給開始となった。生徒本人は、SSW2の支援により民間の給付型奨学金の受給決定に至り、福祉事務所の許可のもと奨学金と本人のアルバイト料を本人の自立のために貯金することとなった。

④経過観察

必要な物品が揃い、手続き等も完了したため、SSW2は間隔を空けながら本人と面接を継続し、学校生活と家庭生活の状況の確認を続けた。SSW3は福祉事務所の生活保護担当ケースワーカーとも連携を図り、自立に向けた経済的な基盤が築かれていることを確認している。

(3) 成果

複数のSSWが同時並行的に関わることで、短期間のうちに生活保護制度と各種奨学金を活用し、本人の高校生活の安定や自立への意欲を維持・向上することができた。

<発達障がい等に関する問題>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (高等学校) ②児童生徒数 20 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法（県内5箇所配置し、学校からの要請に応じて派遣 / 一人あたり年間 589 時間（平均））

（2）対応方法

① 課題の発見

発達障がいがあると思われ、静かな場所でじっとしてられず、教室を飛び出してしまう。大勢の人がいるところでは、感覚刺激に苦勞するなど学校生活への適応が難しい。パニックになると暴言暴力が自制できない。学力も低く授業についていけない。昼夜逆転し気持ちの浮き沈みが激しくリストカット、喫煙、飲酒に逃げてしまう。中学でも家庭内暴力があり児童園にショートステイ、自殺未遂で入院に至った経過がある。最近では、SSWとの面談で「私なんかなくてもいい」「橋の上から飛び降りようとした。」など自殺をほのめかす発言が増えた。家庭では夫婦喧嘩が絶えず養育能力も低く安心して過ごす場所がない。担任との関係性は本人、保護者ともに良くない。

② 学校内での方針の検討

定時制課程3年生のため自分の特性や生活リズムにあった福祉的就労先を検討したい。本人や保護者に対して相談先を増やしたい。

③ 支援の実施

関係者会議を実施（教頭、担任、養護教諭兼特別支援コーディネーター、SSW）
支援会議（本人、母、担任、養護教諭兼特別支援コーディネーター、SSW）卒業後の就職に向けて発達検査の実施を希望

1. 保護者面談（母、養護教諭、SSW）家庭内での困り事の確認、
2. 本人面談（本人、養護教諭、SSW）家庭、学校での困り事の確認
3. 市保健師、子ども福祉課相談員の担当確認をし、つなげる（SSW）
4. 療育センターに発達検査依頼し校内で検査を実施
5. 本人面談（本人、養護教諭、SSW）気分が不安定で自殺をほのめかす発言が多く面談中断し、校長、教頭、担任、SSWで緊急に関係者会議開催し、県教育委員会へ連絡をした。子どもの自殺危機対応チームにも報告をした。本人にはライフリンク紹介をした。
6. 医療受診同行（本人、母、担任、養護教諭、SSW）学校での様子を伝えた。入院の方向も相談をした。
7. 子どもの自殺危機対応チームと関係者で会議を開催し、支援者の支援やアドバイスを受ける。医療のつなぎを強化する。
8. 保護者面談（父、教頭、SSW）
9. 本人面談（SSW）

④ 経過観察

入院の方向になっているがそれまでの間も不安定なので服薬確認、定期的に面談を継続していく。
（養護教諭、保健師、SSW）

（3）成果

今回SSW、子どもの自殺危機対応チームが介入した事で中学時から不安定な状況が継続されていたが、発達検査の実施、入院への具体的な方向が示された。
今後は福祉課との連携、手帳取得や訪問看護サービスを利用しながら学校生活が送れる事が期待される。

岐阜県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

年3回（6月、9月、12月）にわたり、各教育事務所配置スクールソーシャルワーカー及び学校安全課配置スクールソーシャルワーカーを対象とした研修会を実施した。

＜主な研修内容＞

- ・スクールソーシャルワーク実践の理論的根拠
- ・トラウマインフォームドケアについて
- ・服務について
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業の活用状況と課題
- ・岐阜県の学校の現状

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・策定した「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）をもとに作成した「活用ハンドブック」を用いて、スクールソーシャルワーカーの活用を推進するために、会議や研修等でスクールカウンセラー等及び県内全小・中・義務教育学校、公立高等学校・特別支援学校の校長、生徒指導主事や教育相談担当者等を対象に、スクールソーシャルワーカーの活動内容を説明した。また、スーパーバイザーによる講演を行った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・県内の6つの教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、全ての公立小・中・義務教育学校、公立高等学校及び特別支援学校からの要請に応じて派遣する。
- ・岐阜県教育委員会学校安全課にスーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、研修やスーパービジョンの実施、個別の案件についての相談等を行う。
- ・岐阜県教育委員会学校安全課に、暴力行為等の問題行動の未然防止に特化したスクールソーシャルワーカーを配置し、要請のあった学校に計画的に派遣する。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題＞

- ・各学校のスクールソーシャルワーカーの積極的な活用
- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上及び人材確保

＜原因＞

- ・教職員が、スクールソーシャルワーカーを活用することによる効果を実感できていなかったり、どのような活用が可能なのか、どのように活用することが有効なのかを知らなかったりする。
- ・派遣型で実施していることもあり、学校や市町村教育委員会において様々な支援を実施したが状況が好転せず、場合によっては時間が経って状況が悪化してからスクールソーシャルワーカーの派遣を要請するケースや、スクールソーシャルワーカーの継続的な支援ができないケース（状況が好転するところまで支援が継続できず打ち切られる）が多い。
- ・スクールソーシャルワーカーの離職率が高く、資質や経験に違いがある。
- ・要請による派遣型であるため、勤務スケジュールや収入が不安定である。

②課題解決に向けた取組内容

- ・各学校の校長や教育相談担当者、生徒指導主事等が集まる会議、経年研修等にて、スクールソーシャルワーカー活用事業担当者やスーパーバイザー等がその活動や活用事例について話す機会を設けるなど、早期の活用や中長期的な活用等、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を促した。
- ・問題を把握してから継続して長期にわたりスクールソーシャルワーカーが関われるように、特定の学校への月1～2回の定期派遣を実施した。

③成果

- ・スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を推進することで、支援の対象となった生徒数が前年比10%以上増加した。生徒の抱える問題が「解決」または「好転」となる事例の件数も前年比約30%増加した。
- ・スーパービジョンの効果的な活用により、スーパービジョンによる研修効果を向上させることができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （高等学校）
- ②児童生徒数 約130名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（派遣方式） 配置方法（年3回/1回あたり2時間）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・不登校傾向にあり、前年度も欠席は多かったが、4月中旬以降、長期欠席が続いている。
- ・本生徒には登校したい気持ちはあるが、朝になると体調が悪くなり登校することができない。

②学校内での方針の検討

- ・本生徒の「登校できるようになりたい」という気持ちに寄り添った支援を図る。
- ・SSWによる母への面談を通して、本生徒の現状・生育歴・経過を把握後、今後の方針をさらに具体化する。

③支援の実施

- ・定期的に学級担任による本生徒との面談を位置付ける。
- ・希死念慮はないため、登校刺激を継続することに問題はないことをケース会議で共有する。
- ・学級担任は本生徒に対して欠課等を丁寧に知らせながら、本生徒の登校を誘い続ける支援を継続する。本生徒が願う将来像や、卒業後の進路や夢について話し合う機会も位置付ける。
- ・学校は医療機関受診の経過を母から聴取しながら、必要に応じて医療連携を検討する。
- ・一度も出席できていないゼミや久しぶりの授業に対する不安はあって当然であることを踏まえ、不安軽減のための具体的な支援を行う。また、行事やトピック的な内容は定期的に本生徒に情報提供する。
- ・学級担任は、これまで通りの対応を行う。電話回数も増やしたり減らしたりすることなく継続する。常に安定して本人とつながっていることが重要であることを職員間で共有する。

④経過観察

- ・夏休み前や夏休み後の9月の定期テストは、すべて登校することができ、修学旅行も全行程に参加することができた。母から学校に対する相談や訴えも無い状態が続いている。
- ・面談の中で友人のイベントへの応援について、友人に対して「行かない」と意思表示できたと話した。
- ・欠課時数を数えながら、絶対休むことができない授業に対しては、遅刻はあるが参加できている。遅刻をすることができるようになったことは、本人なりの成長とも捉えて、保護者とも共有している。
- ・母は本生徒のリズムを重視し過干渉にならないように接している。

（3）成果

- ・継続して登校することができるようになった。
- ・学校職員と家庭で情報共有を図り、今後も本生徒のリズムや行動パターンを尊重し、見守りを継続していくことで、自主性・自発性の育成を図る見通しをもつことができた。
- ・学校が注意するポイントを明確にすることができた。今後も本生徒が自己決定し対処できることや、親の干渉が行き過ぎにならないよう注意してモニタリングしていく。

＜虐待＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （小学校）
- ②児童生徒数 約230名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（派遣方式） 配置方法（年9回/1回あたり2時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・父、祖母と同居。登校しないため、学校が家庭訪問をしたところ、祖母が本人を叩いて学校へ行かせようとしたができなかったことが分かり、祖母の虐待が発覚し、児童相談所へ通告される。

②学校内での方針の検討

- ・祖母任せではなく、関わりの少なかった父親が祖母と子育てを分担して関われるよう自治体の子育て支援課等と連携して父親を支える仕組みを作ることが必要と判断。そのため、父親へ支援することで、本人が登校でき、友達とのトラブルなく落ち着いた学校生活が送れることを目標とする。

③支援の実施

- ・定期的にケース会議を開き、S S Wを中心に、現状における課題を共有。担任、管理職、子育て支援課が役割分担をして、父親を支えるためにできることを出し合い、実行していくことを繰り返した。

④経過観察

- ・父親が自治体の窓口に来た際に子育て支援課が声をかけ、子育ての悩みを聞いたり、利用できるサービスを紹介したりした。また、担任や管理職は、父親に対して本人の頑張りを積極的に伝えた。

(3) 成果

- ・本人の頑張りを父親が喜んで聞くなど、子育てに向き合うようになってきた。また、本人も元気に登校できており、課題となっていた感情のコントロールについても学び始めている。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (高等学校)

②児童生徒数 約590名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年6回/1回あたり2時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・高校に入学後から教材費等の未納延滞が続いており、学習活動への支障も心配された。
- ・就学支援金の手続きができず、必要な支援に結び付いていない可能性があった。
- ・家庭への連絡がつかないことが多いため、学校からのアプローチが必要であった。

②学校内での方針の検討

- ・本生徒からの聞き取りや相談を通して、家庭背景を把握し、本生徒の悩みに寄り添って必要な支援を検討する。
- ・安定した学費納入を目指す。そのうえで、就学支援金の手続きの可否を検討し、可能であればその手続きを保護者に働きかける。

③支援の実施

- ・面談を通して、教材費等の引き落とし口座は別居中の父親から家計の支援を受けるための口座であったことや、父による金銭的な支援がないことが原因で、引き落としできなかったことがわかった。引き落とし口座の変更手続きを実施した。
- ・学校が、マイナンバー通知カードを活用し、可能な範囲で就学支援金の申請書類を作成し支援した。
- ・父から母へのドメスティックバイオレンス事案の過去があったことがわかった。離婚が成立すれば受けることができる、児童扶養手当や親の資格取得支援について、市が作成している子育てガイドに沿って母へ説明を行った。
- ・S S Wとしては、離婚等の法的な対応は他の専門センターへつなぐ一方、母への心理的な支援やその

後の生活設計、及び学費納入に向けた計画の支援として、母を支えることとした。

- ・ 本生徒に対して給付型奨学金の説明を行った。

④経過観察

- ・ 教材費等は問題なく引き落としできており、学習活動への支障もないことを確認した。

(3) 成果

- ・ スクールソーシャルワーカーの見立てや支援により、家庭が利用できる支援や方法について、母に丁寧な説明を行うことができた。
- ・ 教材費等の引き落としができるようになり、学習活動への支障もみられない。2年生時の6月に修学旅行に参加することができた。
- ・ 市の児童福祉担当窓口と連携し、今後も就学支援金や児童扶養手当の活用につながるよう働きかけを行っていく見通しをもつことができた。

<発達障がい等>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②児童生徒数 約400名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年8回/1回あたり1時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 当該児童が発達の特性により家で暴れることや、その状況により母と兄が困っているという状況があった。一方で、当該児童の学校での様子は、比較的落ち着いていたが、登校できない日が増加しつつあった。これらのことから、学校は、当該児童の発達の特性に応じた家庭での支援が必要であると考え、SSWを要請した。

②学校内での方針の検討

- ・ 支援開始時、SSWは生活のために長時間就労している母親(母子家庭)から、生活上の困っていることを聞き、支援を受けられる機関の紹介等を行った。当該児童は、発達障がい支援センターで支援を受けたり、医療機関を受診したりしている状況であったので、効果的な支援を進めるためにSSWも含めた関係者が参加するケース会議を定期的を開催することにした。

③支援の実施

- ・ ケース会議では、医療モデルと生活モデルの両面で該当児童の支援について考えることを確認し、それぞれの機関が担う役割を明確にした。SSWは、母親が生活を安定させ、該当児童の特性に応じた関わりがもてるような時間を生み出せるよう生活保護の仕組みや扶助費の試算について説明した。また、当該児童の状態から、医療受診について新たな提案をした。学校は、当該児童が登校できるよう家庭訪問をしたり、当該児童の思いを聞きながら学校での活動を支援したりした。

④経過観察

- ・ 学校では当該児童の特性に配慮した支援を続けると共に、進学に備え、ケース会議に中学校関係者の参加も依頼した。また、放課後等デイサービスや宅食サービス等の利用を始めた。

(3) 成果

- ・ 本事例では、母親は家庭生活の苦しさから当該児童の発達の特性に応じた関わりができない状況にあったが、定期的にケース会議を開き、SSWを含めた複数の機関が協働して当該児童への支援を進めたことにより、母親の気持ちに落ち着きがみられるようになった。それに伴って、当該生徒も学校への登校が増えた。校内教育支援センターで過ごすだけでなく、学級の活動に興味を示し、廊下から学級の活動の様子を見ることができるようになってきた。

静岡県教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

【小中学校】

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会（４月）
→行政説明、ＳＳＷの職務説明、市町教育委員会担当者と任用ＳＳＷの打合せ
- ・第１回スキルアップ研修会（５月）
→講義１及び協議「スクールソーシャルワーカーとしての変遷」、講義２「学校との協働～学校のアセスメントから～」
- ・第２回スキルアップ研修会（７月）
→講義「アセスメントについて」、演習「模擬事例の検討～外国人児童・生徒への支援デザイン～」
- ・第３回スキルアップ研修会（１２月）
→講義「静岡県の児童相談所について」、グループワーク「支援事例の共有及び協議」

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

【小中学校】

- ・４月にＳＣ・ＳＳＷ合同連絡協議会において、各市町教育委員会担当者が悉皆として参加している。本県の活用ビジョンについて説明したり、連絡協議を行ったりしている。
- ・スキルアップ研修会に各市町教育委員会担当者を参加させることで、理解を図っている。
- ・要望があれば、ＳＳＷが講師となり、各学校で研修会を行っている。

【高校】

- ・高等学校特別支援教育コーディネーター研修会（悉皆）にてＳＳＷ活用事業について紹介し、ＳＳＷの職務の理解促進と活用促進を図った。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

【小中学校】

- ・政令市を除く全３３市町へ配置した。
- ・各市町や各学校の実態に合わせて運用できるよう、配置時数を学校数、児童生徒及び活用状況をもとに８段階で算出し、配置している。各市町の判断によって配置方法を工夫できるようにしている。
- ・児童生徒数が多い市町に対し、優先的に配置時数の拡充を実施した。
- ・各市町が活用ビジョンを作成し、計画的に運用できるようにした。

【高校】

- ・高校は、単位制定時制高校の３校には年間３５０時間から４００時間に拡大した。他の８校にも年間１７８時間から２５０時間に拡大して配置した。配置校以外の学校は、配置校に派遣依頼をし、配置校が調整した。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・勤務日数や時間が少なく、学校のニーズに合うタイミングでの活用が難しく、学校体制に働き掛けることが思うようにできていない。
- ・経験年数の短いスクールソーシャルワーカーが多く、学校体制への働きかけではなく、問題解決を

中心とした活用が多く見られるため、S S Wについての学校の理解をさらに深めていく必要がある。また、S S Wの資質の向上も必要である。

②課題解決に向けた取組内容

【小中学校】

- ・不登校の重点配置を拡大し、市町教育委員会と協働し、配置計画を工夫した。
- ・スキルアップ研修会の内容に模擬事例の検討や関係機関との連携を踏まえ児童相談所長の講義を取り入れ、S S Wの資質の向上を図った。
- ・経験1～2年目のソーシャルワーカーを対象としたスーパービジョンを年4回実施した。
- ・スキルアップ研修会に各市町教育委員会担当者の参加を呼び掛け、理解を図った。

【高校】

- ・高等学校特別支援教育コーディネーター研修会（悉皆）にてS S W活用事業について紹介し、S S Wの職務の理解促進と活用促進を図った。

③成果

【小中学校、高校】

- ・支援件数及び問題が解決した件数及び好転件数ともに減少傾向であるが、児童生徒が抱える問題が複雑化していることから支援が継続している件数が増えていると考えられる。
- ・スクールソーシャルワーカーを交えたケース会議の実施により、対象児童生徒が抱える問題とその背景を教職員が共有し、問題解決に向けた支援の役割分担を明確にすることができてきた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （ 中学校 ）
- ②児童生徒数 288 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 巡回方式 ）
配置方法（ 年 34 週/週 3 回/1回あたり 6 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

中学生で不登校となる。スクールカウンセラーと本人、母との面談の中で、同級生からのいじめの訴えがあったため、いじめ案件として対応している。スクールカウンセラーが心理面での支援を継続していたが、昼夜逆転、ゲーム依存、保護者の養育態度など別の課題も見えてきたため、スクールソーシャルワーカーも協働することとなった。

②学校内での方針の検討

市内に学習支援教室があるが、学校の連携が円滑とは言えない。

③支援の実施

スクールカウンセラーは心理面のサポート、スクールソーシャルワーカーは環境調整と保護者へのアドバイスというように役割分担し、支援をしていくことにした。学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それぞれが本人や家庭にアプローチをしているので、学年主任に情報を伝えるようにして、支援の際にはきちんと情報収集や報告をすることに努めた。

学習支援教室と学校の連携の橋渡しが必要であると考えた。

④経過観察

保護者と面談したのち、家庭訪問し本人には入浴などの整容、ゲームの時間など生活リズムを整えるためのアドバイスや自分で考えて選択するような支援をした。また、保護者には、子育ての不安に寄り添いながらも、何でも先にやってあげるのではなく、本人が自立できるような接し方、言葉のかけ方のアドバイスをした。母親だけでなく、父親とも話す機会を持ち協力体制を作ることを促した。

高校進学希望を持ち始め、学習支援教室には興味があるもののなかなか足が向かない生徒に対し、学習支援教室で待ち合わせて面談するなどの工夫をした。また、校内の相談室の相談員と一緒に家庭訪問し、校内にも安心できる場所があることを紹介した。どの場面においても本人が自ら選択し行動することを大切にした。

家庭訪問や電話連絡に本人が対応するようになった。高校進学を希望するようになり、学習支援教室に通いはじめた。入浴し散髪もして身なりも整えるようになった。本人と保護者が話し合う機会が増えた。学校と学習支援教室の連携が以前に比べて深まった。

(3) 成果

不登校児童生徒で S S W が継続支援した児童生徒数 775 人

うち、S S W が関わって課題が解決した児童生徒数 30 人

S S W が支援中であるが、好転した児童生徒数 117 人

S S W の支援が継続している児童生徒数 605 人

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校 ・ 中学校)

②児童生徒数 小 814 ・ 中 471 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (常駐 ・ 年 35 週/週 1 回/1 回あたり 2~6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 兄は中学生、妹は小学生で、母子家庭であり、生活保護を受給している。DVのトラウマを抱えている。
- ・ 兄は、小学生の時から不登校であり、母に対してゲームの課金を請求する、昼夜逆転、風呂に入らない生活が続いていた。ゴミ屋敷のような部屋の中でゲームを常に行っている状態であった。
- ・ 妹は、欠席が増えて週2回ほどの出席である。勉強がついていけない、嘘をつくことがあった。

- ・母は知的障害で DV のトラウマを抱えている。母の養育能力が低く食事を準備できないため、妹がカップ焼きそばを作ったときにやけどしてしまったことがある。

②学校内での方針の検討

- ・兄は、不登校が継続し、ゲーム依存、昼夜逆転となっている。
- ・妹は、母のできない家事の一部を担い、不登校傾向となっている。
- ・家庭が地域から孤立していた。

③支援の実施

- ・病院の相談員、訪問看護師、市、学校とケース会議を行い、各機関との情報共有を行い、細かな打合せを重ねた。
- ・母の力を奪わないように支援をしながら、母との関係を築いた。
- ・市のこども未来課が間に入り、親族（叔父）に母への支援の協力を求めた。

④経過観察

- ・病院からの紹介で週 4 回訪問看護が入ったことで、食事等の生活が改善した。
- ・母のトラウマ治療が終了し、笑顔が増え、兄への接し方も変化した。
- ・兄は、入院治療を受けた。新しい環境にも慣れて、学校にも通うことができるようになった。
- ・妹は、軽度知的障害であると分かり、学校が宿題の量を調整等の支援を行ったところ、学校に登校する日が増えた。

（３）成果

虐待児童生徒で S S W が継続支援した児童生徒数 281 人

うち、S S W が関わって課題が解決した児童生徒数 11 人

S S W が支援中であるが、好転した児童生徒数 26 人

S S W の支援が継続している児童生徒数 218 人

愛知県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・ 7月と11月に、県内のスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）を配置している市町村の生徒指導担当指導主事及びSSWが参加する連絡協議会を開催した。
 - 7月…49市町村が参加
 - ◇ 大学教授による講話「こども家庭ソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカー」
 - 11月…49市町村が参加
 - ◇ ヤングケアラー支援体制の整備に向けた市町村モデル事業事例紹介
 - ◇ ヤングケアラー支援の強化に係る法改正及びヤングケアラー支援についての研修・グループ協議

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ 4月に県内53市町村の生徒指導担当指導主事及び7か所の教育事務所・支所の担当指導主事を対象に、スクールカウンセラー（以下「SC」）とSSWについての研修会を開催。スクールカウンセラースーパーバイザー（以下「SCSV」）による講話「SC・SSWとSCSVの活用について」と、県教育委員会作成のSSWガイドラインを基にしたSSWの職務や専門性についての確認を行った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・ 補助事業として、各市町村が配置しているSSWにかかる費用の一部を補助している。
- ・ 全中学校区へのSSWの配置を推進しており、令和6年度は192校（政令市・中核市を除く全209校）の中学校区へ配置となっている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・ 児童生徒を取り巻く環境が多様となっており、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うSSWのニーズが高まっている。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ 未配置の市町村に配置を促し、実施主体の市町村に配置人数の増加を促したりした。

③成果

- ・ 令和6年度のSSWを配置した市町村は、44（全49市町村）となっている。
- ・ 令和6年度のSSWの配置人数は110人であり、支援対象となった児童生徒数は8,848人となっている。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類（中学校）

②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年 48 週/週 5 回/1回あたり 7 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・ 前年度の2月に学級担任より、12月頃から全く顔を見ることができない中学2年生の生徒がいるの

で、ＳＳＷに支援をお願いしたいとの要請があった。

②学校内での方針の検討

- ・ 同２月にＳＳＷが母親と生徒の面談を実施した。生徒はＳＳＷとの継続的な面談は不要だと意思表示をしたため、家庭教育支援員を紹介し、登校支援や交流活動を随時行うこととした。母親へは不定期の面談を継続することとした。

③支援の実施

- ・ ＳＳＷは母親に対して、仕事に打ち込む姿を受容しつつ、家庭で生徒の話をじっくり聞くように働きかけた。生徒が登校する日には、ＳＳＷが本人と会話する時間を設けるように努め、関係構築を図った。
- ・ 週１回のＳＳＷの訪問日に母親と面談を継続し、家庭での様子や親子関係の改善を促した。幼少期の実父から実母へのＤＶ等に起因する発達の遅れがあることが分かり、小集団から経験を積み重ねる必要性を感じた。１２月に父親と会うことができたが、義父であり、生徒との関係が陰悪であることが分かった。

④経過観察

- ・ 当初の家族の送迎での登校から、自力で登校するようになり、進級した４月からは給食を別室で食べることができるようになった。修学旅行に向けて教室で過ごす時間をつくり、修学旅行にも参加できた。
- ・ ９月からは校内教育支援センターを利用しながら、終日学校で過ごすようになった。１２月以降、進路決定に向けてＳＳＷと生徒、母親の３者で相談する機会が増えた。進路への不安から欠席が目立ったが、ＳＳＷが家庭訪問を継続し、父親との関係改善や本人の精神的自立を促した。

（３）成果

- ・ 令和６年度に「不登校」でＳＳＷの支援対象となった児童生徒数は、２，６１８人である。

①継続支援の対象となった人数 １，９６９人

（問題が解決 １０２人、支援中であるが好転 ４７３人、支援中 １，２４８人、その他 １４６人）

②①以外的人数 ６４９人

（問題が解決 ７４人、解決していないが好転 ３００人、その他 ２７５人）

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類 （小学校）

②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 ５２ 週/週 １ 回/１回あたり ７ 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・ 小学３年生の秋ごろに、学級内でいじめを受けた。家に引きこもりがちになり、不登校になる。生活習慣の乱れや体調不良、メンタルヘルスの不調等が併発し、不安定な状況となっていた。母親も精神的に不安定となり、児童本人の今後について父母間で意見が合わず、家庭内不和の状況が続いていた。
- ・ ４年生となり、ＳＳＷに支援の要請があり、母子への面談を実施した。

②学校内での方針の検討

- ・ 欠席が長期化しているため、学校と児童との関係が途切れないよう、４年生の担任の働きかけにより、週１回の夕方登校を実施していた。母子ともにＳＣとの面談を行っていたため、ＳＣ、担任、養護教諭、ＳＳＷの４者で見立てや情報共有を行い、家庭に対する理解を深めながら、今後の方針を検討した。

③支援の実施

- ・ 夕方登校の際に母親と面談を実施した。母親は涙ながらに経緯を語り、児童と一緒に家で過ごす時間が長いことへの疲弊感や不安感を吐露した。
- ・ 児童に自宅以外の居場所がほしいという希望があったため、S S Wが社会福祉協議会の居場所支援事業を紹介した。児童、母親ともに興味を示し、定期的に参加するようになった。

④経過観察

- ・ 母親とS S Wとの信頼関係が構築されたことにより、母親自身の困り感や、生活のつらさなどを打ち明けるようになり、家庭の状況が把握できたため、支援の幅が広がった。
- ・ 地域に本人の居場所や母親の相談先ができたことにより、家庭が安定に向かった。S Cと情報や見立てを共有し、それぞれの役割を確認しながら連携することができた。
- ・ 社会福祉協議会の居場所支援事業への参加をきっかけに、教育支援センターへの通所を開始した。

(3) 成果

- ・ 令和6年度に「いじめ、暴力行為、非行等の問題行動」でS S Wの支援対象となった児童生徒数は、373人である。

①継続支援の対象となった人数 273人

(問題が解決 32人、支援中であるが好転 69人、支援中 157人、その他 15人)

②①以外的人数 100人

(問題が解決 24人、解決していないが好転 34人、その他 42人)

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (高等学校)

②スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 80 週/週 2 回/1回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ ヤングケアラーの疑いがある生徒に対して、S S Wや教員が面談を行ったところ、当該生徒に過剰な家事育児負担があることと、母親からの身体的虐待が発覚した。

②学校内での方針の検討

- ・ 児童相談所や子ども・若者総合相談センターなどの外部機関につなぐなど、虐待への対応とヤングケアラー支援の両面から当該生徒を支援することとした。

③支援の実施

- ・ 当該生徒は、児童相談所による一時保護ではなく家庭に残る選択をしたため、こども家庭センターが定期的に当該生徒の家庭訪問を行うこととした。
- ・ 学校外の相談先として、当該生徒を子ども・若者総合相談センターとつなげた。

④経過観察

- ・ ③による支援により、当該生徒の安全確認体制が構築された。
- ・ 子ども・若者総合相談センターが、ヤングケアラー支援のために、家庭への介入のタイミングをうかがう状況となった。

(3) 成果

- ・ 令和6年度に「児童虐待」でSSWの支援対象となった児童生徒数は、648人である。
 - ①継続支援の対象となった人数 479人
(問題が解決 46人、支援中であるが好転 137人、支援中 252人、その他 44人)
 - ②①以外的人数 169人
(問題が解決 42人、解決していないが好転 48人、その他 79人)

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (高等学校)
- ②スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (拠点校方式)
配置方法 (年 80 週/週 2 回/1回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 母子家庭で、生活保護を受けている生徒について、本人の大学進学希望と、進学のための費用に不安があることを担任が把握し、SSWにつないだ。

②学校内での方針の検討

- ・ SSWは市のケースワーカーと情報共有し、その後学校にて、本人、保護者、市役所の担当課職員、関係教員でケース会議を開き、支援方針を検討した。

③支援の実施

- ・ SSWは市が家庭の状況を把握できるよう、保護者に対して滞りがちであった市への状況報告や書類提出について、遅延なく提出できるよう支援した。

④経過観察

- ・ 遅延していた書類などが提出されるようになり、市が家庭の状況を把握できたことで、進学に向けての金銭支援の計画を具体的に立てた。
- ・ 本人は就職を志望することになった。

(3) 成果

- ・ 令和6年度に「貧困による課題」でSSWの支援対象となった児童生徒数は、344人である。
 - ①継続支援の対象となった人数 261人
(問題が解決 15人、支援中であるが好転 41人、支援中 168人、その他 37人)
 - ②①以外的人数 83人
(問題が解決 24人、解決していないが好転 20人、その他 39人)

三重県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・大学教授によるスーパービジョン（年間2回10月、2月）＜スクリーニングについての講義、事例検討＞
- ・事務局職員を講師とした研修会及び事例検討会等（年間13回）＜教育財務課職員による高校進学後の各種支援制度について等、スーパーバイザー主催の事例検討会等＞
- ・各種研修会への参加（適宜）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

スクールソーシャルワーカーが教職員を対象に研修会を行い、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について説明し、周知を進めている。また、高等学校の生徒指導担当者が集まる会議でスクールソーシャルワーカー活用事業の周知やスクールソーシャルワーカー等の外部人材と連携した生徒指導の在り方について話をした。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

各市町に年間の時間を配当し、拠点となる中学校区を中心に必要に応じて、近隣の小中学校の支援を行えるよう、市町の実情に合わせて活用されている。

令和6年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱等に基づき、県教育委員会に38名を配置し、市町等教育委員会および県立学校からの要請に応じて派遣している。また、県立高等学校24校および67の中学校区、教育支援センター22箇所配置し、必要に応じて地域の関係機関等との連携を図りながら問題の早期発見・早期対応を行っている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・スクールソーシャルワーカーが事案を一人で抱え込んでしまう
- ・質の高いスクールソーシャルワーカーの人員を継続して確保していくこと。
- ・スクールソーシャルワーカーの経験値の差が業務に影響を与えていること。
- ・スクールソーシャルワーカーが、面談してこそ意味があると考え、当事者と直接向き合うことを求めていること。教員や関係機関につなぐための面談というよりも、自分で関わってなんとかしようと思ってしまうことが原因である。
- ・貧困やヤングケアラー等、スクールソーシャルワーカーに対する学校現場のニーズは多様化しており、経験値の差によってその対応の仕方にも差が生まれていること。

②課題解決に向けた取組内容

以下のポイントを焦点化した研修会を開催する

- ・管理職を含む教員らと協働したチーム支援の構築
- ・SSW不在時の学校が行う対応やシステムの構築
- ・関係機関と学校、SSWの連携

③成果

スクールソーシャルワーカーの研修を定期的に行うことにより、事例検討が効果的になされ、現場の多様な課題について幅広く対応ができた。また、スクールソーシャルワーカーの人数が年々増えていることから、県内を4地域に分けて地域リーダーを任命したことで、同じ地域に配置されたSSW同士できめ細やかな共有が随時行えた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 約 200 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（1回あたり 7 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

昨年度から登校しづりがあった。理由のひとつに特定の友達との関係が上手くいかないことを保護者は挙げている。本人は発達面の支援の必要性があり、通級を利用している。学校への登校状況は、保健室等で養護教諭および教頭が対応する、もしくは、欠席することが多い。

②学校内での方針の検討

学校の困りごとは、別室対応の人手が足りず、十分な支援ができないことや、保護者が友達を理由にして訴えてくるが、学年1学級のためクラス替えができないことだったため、保護者の思いと学校ができることのすり合わせをすることにした。

③支援の実施

校内ケース会議に保護者が参加。SSWが発達面のことからアプローチをした。

④経過観察

通級は利用しているが、具体的な相談場所にはつながっていなかったため、市の発達支援室相談につながった。その後、放課後等デイサービスを利用することになった。登校はできないが、放課後等デイサービスには行けたので、放課後等デイサービスと連携して登校支援、本人の対人関係スキルの向上等に取り組んだ。学校と放課後等デイサービスが連携して本人および保護者支援できるよう調整を行った。

（3）成果

本人はほぼ毎日、教室で過ごすことができるようになった。また、保護者からの訴えも少なくなった。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 約 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（1回あたり 7 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

隣市町から転入し、母親の実家が生活の拠点であるとして学区外通学の形をとっている。母親の対応に難しさがあり、提出物が出ない、持ち物がそろわない等課題がある。本人は知的障害、愛着障害、てんかんの診断を受けている。他児への暴力、過干渉、特定の女児への過剰なスキンシップ等問題行動が生じていた。

②学校内での方針の検討

- ・学校が医療機関と連携し、本児の様子を医療機関に伝え、支援への助言をもらえるようにする。
- ・伴走支援、制度利用、定期的通院、服薬支援の補助。
- ・母子に関する情報の整理。
- ・支援方法の整理および共有。
- ・放課後デイサービス、市町福祉部局、相談支援事業所との連携。

③支援の実施

- ・SSWが定期的に受診同行する。
- ・SSWが母親と定期的に面談し、母親が信頼している支援者をつなげる。
- ・校内ケース会議をファシリテートし情報をまとめる。

④経過観察

学校が母親との連絡を密にし、見守り体制をしっかりと行った。定期的な受診同行があることから、母親とコミュニケーションおよび信頼関係を構築していった。

(3) 成果

- ・定期的に通院ができるようになった
- ・母親が学校からの電話に出るようになり、持ち物等は学校と工夫しそろうようになった。
- ・宿題ができるようになった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 約 100 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (1 回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

学校から虐待通告を受け、本人は一時保護されて数日後に自宅に戻ったが、母親が本人を学校に通わせなくなった。祖父が虐待通告前になぜ学校は相談しなかったのか、「言い訳をするな」「担任が気に入らない」「保護者会を開け」と管理職や教育委員会に苦情を訴える事態となった。

②学校内での方針の検討

関係者会議（学校、教育委員会、福祉課）を開き、母親らが担任の対応をよく思わず、学校と教育支援の対応のズレに不信感を抱いていること、母親は児童相談所に虐待の事実を認める中で養育に困っている

ことを明かしていること、虐待通告をきっかけにくすぶっていた担任への不満を表出させていることを共有した。ＳＳＷからは、学校と保護者の連携が課題であり、母親の担任への思いをしっかりと受け止める場が必要であり、担任と母親の関係修復のためには管理職も積極的に係わること。福祉機関からは、虐待通告は法に則った行為で、学校が責めを負うところではなく、学校に情報提供を求めていくことを保護者に伝えていくこと。教育委員会は保護者の担任への思いを丁寧に聴き取り、本人のために何ができるかを一緒に考えていくという方針を伝え、学校と保護者の話し合いに教育委員会も加わる了承を得てもらえるよう提案した。

③支援の実施

教育委員会は、保護者と面接し、担任は本人の保健室利用等の事実を伝えるだけで、家庭での本人の様子を聞くなどの気遣いが無い等の思いを聴き取り、その思いを管理職と共有した。その後、母親と管理職が話し合う場に教育委員会と担任が加わり、新学期から本人を第一に考えて支援することを確認した。

④経過観察

担任は、本人や母親への関わりに躊躇する態度だったが、教頭が母親との窓口を担って担任を支え、本人は新学期初日から登校し、母親からの苦情は減った。

(3) 成果

虐待通告をきっかけに教育委員会が母親の思いを受け止めて仲介し、管理職が保護者との調整役を担って担任を支える体制を整えることができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②児童生徒数 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式)

配置方法 (1 回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

本人が友人との話の中で、SNSで出会った男性と関係を持ち、生理が来ていないという話が挙がる。本人ではなく、友人が担任に相談し、担任および養護教諭との面談で事実確認が行われた。ＳＳＷへは、保健室および担任より相談が入った。

②学校内での方針の検討

医療受診と本人のメンタルケア、家族との情報共有を実施するため、支援方法を検討。性被害であり、数週間経過しているため、学校医とも相談のうえ早急に医療機関を受診。

③支援の実施

本人および家族に警察への相談、性暴力被害者センターを紹介。本人と性暴力被害者センターがラインでつながり、緊急派遣ＳＣの対応ができた。また、家庭内離婚の状態で生活困窮と分かる。その後母子で転居するが経済的・生活支援のため、市の福祉課へつないだ。

④経過観察

母親と本人が関わり、見守られている状態。福祉課からの支援を受けている。

（３）成果

学校と関係機関が直接連絡を取り、ケースの詳細を共有できた。背景にある母子関係、母親の生活環境の課題を支援機関と共有し支える体制づくりができた。

<性的な被害>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ １回あたり 7 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

本人の望まない妊娠について友人から担任への相談について事案を把握した。

②学校内での方針の検討

県の性暴力被害者支援センターに相談するとともに、本人の「ＳＳＷからこの件を母親に伝えてほしい」「処罰は望んでいない」「今後も接触することがないようにしてほしい」との意向を受け、母親への連絡、児童相談所への連絡、本人の安全の確認および今後のケアの方法の検討を行った。

③支援の実施

本人との面談後、母親に来校してもらい、状況を説明。母親の承諾の元、児童相談所へ連絡。市外に住む祖母にしばらく来てもらうことになった。登校の無理強いはせず、本人の気持ちを第一として本人確認を怠らず対応を繰り返した。本人の希望がある際にはＳＳＷ面談を実施した。母親は警察からの聴き取りおよび病院受診の予約を行った。

④経過観察

信頼できる環境を整えながら、見守り体制を行った。本人の気持ちを最優先し、どのタイミングでも相談できる状況を作りながら観察した。

（３）成果

本人は信頼している養護教諭との日々の面談、病院受診、カウンセリングと進み、落ち着いた毎日を送っている。

母親は、ＳＳＷとの面談の中で本人の守り方等を考え、行動していった。

滋賀県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・スクールソーシャルワーカー研修会
S Vが講師となり、全S S Wを対象に研修を実施。年間6回（1回4時間）の開催。
- ・新規スクールソーシャルワーカー研修会
S Vおよび指導主事が講師となり、新規S S Wを対象に研修を実施。
（第1回…4時間 第2回…4時間 第3回…4時間）
- ・1年目～3年目へのスーパーバイズ
対象S S Wの配置校にスーパーバイザーが訪問し、日々の校内での活動やケース会議での発言等について指導助言を行う。（1年目…年間4回 2、3年目…年間2回 1回3時間）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・滋賀県が大切にしているスクールソーシャルワーク的視点という考え方、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用、職務内容、ケース会議の進め方などを「活用リーフレット」に明記し、S S W活用事業連絡協議会、学校教育の指針説明ならびに経営等連絡会、県立学校対象学校経営等協議会・学校運営等協議会等で周知。
- ・指導主事による学校訪問における助言。
- ・S Vを講師とした教職員対象の研修会を実施することで、教職員へのスクールソーシャルワーク的視点の広がりを目指す。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

さまざまな課題を多く抱える小学校にS S Wを配置し、配置したS S Wは同一市町内小中学校を訪問することを可能とする。また、S S Wおよび教職員に対し、適切な指導助言ができるスーパーバイザーを県教育委員会に配置し、必要に応じて公立学校、市町教育委員会等を訪問する体制を整えている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

- ・教職員が子どもたちを取り巻く環境にも着目し、その調整や改善を積極的に図ろうとする視点の定着が不足している。
- ・S S Wのさらなる資質向上に向けた研修の内容の検討と人材確保。
- ・いじめ・不登校、児童虐待対策に関して、重点配置校の方が好転率が低い値となっている。

＜課題の原因＞

- ・生徒指導上の課題に対しては、子どもたちを取り巻く環境にも着目し、その調整や改善を積極的に図ろうとする視点が必要であるが、教職員の年齢の若返りに伴い、そのような視点を持ちながら、適切なアセスメントとプランニングで支援することに不慣れな者がまだまだいることから。
- ・生徒指導上に課題のある児童生徒数が増加しており、さらに高いスキルを求められるため。
- ・重点配置校は、困難な課題を抱える児童生徒が多く在籍しており、好転には時間を要する場合があるため。

②課題解決に向けた取組内容

- ・指導主事による学校訪問での協議や、教職員向け研修会の進め方の工夫。
- ・SSWに対する研修会の持ち方や内容の検討についてSVと協議。

③成果

- ・指導主事による学校訪問において、スクールソーシャルワーク的視点の重要性や教職員向け研修会の進め方の工夫を示すことができた。
- ・SVを講師とした教職員への研修会を開催し、スクールソーシャルワーク的視点を広げることができた。
- ・SSW研修会を定期的実施することにより、SSWとしての基礎が定着するとともに、SSWとしての困りごとや悩み事等をワーカー同士が共有することで、資質向上を図ることができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 400 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 50 週/週 1 回/ 1 回あたり 6 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

1年生男子。入学当初から自分の興味のある活動には参加することもあるが、集団での一斉指導など、他児と一緒に同じことをするような学習にはなじまず、登校をしぶるようになり、4月から母子登校となる。校内で検討し、母子登校を継続しながら、少しの時間でも母に別室にいてもらうようにして、少しずつ教室に母がいなくても過ごせるように促そうと試みたが、教室内でのしんどさも増している状況で、母と離れてしまうことが本児の不安を増大させる一因となり、小学校の前を通るだけでも身体が震えるなどの症状が出て、登校できない状況になった。

②学校内での方針の検討

担任と教育相談担当とSSWは情報共有できる関係。本児の発達特性については特別支援コーディネーターと支援の必要性について相談した。以下の3点について方針を示した。

○本児が安心して登校できるまでは無理に登校を促さず、担任Tが家庭訪問したり、SSWが保護者面談をしたりすることで、本児や家庭の様子を共有しながら、保護者を通じて支援をする。

○SSWの面談において、学校以外の居場所の提案や、本人に発達特性があるので、特別支援の対応ができるように保護者に提案していく。

○本児の学校への不安が軽減したら、本児が参加できそうな行事などには誘いかけるようにする。

③支援の実施

しばらくは家から出たがらなかった本児であるが、保護者面談で提案した町内の教育支援センターの見

学に応じてくれ、5 月末に教育支援センターを訪問して、スタッフや同行した S S W と関わることができた。その後、民間のフリースクールや子ども食堂なども提案した。保護者面談で本児の発達特性について説明したが、保護者は本児の発達特性を理解されてはいるが、本人が医療や検査をひどく嫌がるので、今はまだ対応は考えられないという状況。2 学期頃に本児が参加できそうな学校の行事などに誘い、登校を促した。

④経過観察

その後も学校には登校できない状況は続いたが、誕生日には給食の時間に、クラスみんなで牛乳で乾杯することになっているので、本児の誕生日に給食に誘うと、給食時に登校してお祝いしてもらうことができた。また、次年度の新 1 年生との交流の行事があるからと誘うと、その時間は部分登校できた。

提案した町内の教育支援センターと、民間のフリースクールに母子で継続的に通所できるようになっている。他児の様子を見て、少し学習しようとするようになってきている。教育支援センターからは、利用した日には学校に連絡が入り、出席扱いとされている。S S W や教育相談担当が教育支援センターに随時訪問して情報共有している。民間のフリースクールにも訪問、電話で状況の共有をしている。フリースクールからは月ごとに利用状況を学校に報告され、出席扱いとされている。

子ども食堂にも時々参加して、本児の居場所、保護者が他の保護者と話せる場として定着してきている。S S W も時々訪問して本児や保護者と関わる機会になっている。

(3) 成果

小学校には継続して登校できていないが、外部の教育機関に通所し、家族以外の人と関わる機会がもてるようになった。

不登校に関して S S W が関わった件数 34 件

問題が解決する又は支援中であるが好転している件数 20 件

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 400 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 37 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

6 年生男子。自分の机に「死ね」と書いてあると本人が発見し担任に報告。担任が確認するが、写真を撮る前に本人が消してしまった。同日に、自分のロッカーに置いていた水筒の下にも「死ね」と書いてあると本人が発見して担任に報告したが、担任が確認する前に本人が消していた。

担任は校内で共有する前に教室内で全体指導をしたが、加害者は見つからなかった。放課後、担任は被害児童の保護者に電話連絡したが、保護者がそんなことを書く児童がいることと、担任の対応に立腹して、加害者が見つかるまでは登校させないと言われた。その後、校内に共有される事態となった。

②学校内での方針の検討

この事例には、後日生徒指導担当へのコンサルテーションという形で間接支援した。担任が発見した時点で学校内のいじめ対応組織に共有せずに、クラスの児童に全体指導をしてしまったことは不適切であったと指摘。方針としては、以下のように示した。

○対応が適切ではなかったと、生徒指導担当と担任とで家庭訪問して、保護者に謝罪と事情を説明し、学校としては再度クラスで話をして、加害児童の特定と、クラスで考える時間をもつと具体案を保護者に提示して、登校してもらいたい旨を伝えるという方針をとった。

③支援の実施

謝罪と説明のための家庭訪問の実施。被害児童が欠席しだして2日目に、クラス全体で落書きについて考える時間をもった。加害児童の特定はできなかったが、クラスの児童は真剣に考えていた。その状況を伝えるために、管理職、生徒指導担当、担任が家庭訪問して保護者と被害児童に説明した。加害児童が見つかるまでは登校させないと言われるなど保護者の不安は払拭されず、すぐには登校させられないとしながらも、クラスの児童の様子を聞いて少し安心されたようでもあった。

④経過観察

説明のために家庭訪問をした翌日、被害児童は欠席したが、その翌日の土曜、日曜にスポ少で何人かの同級生と出会う機会があり、親子ともに安心されたのか月曜日から登校。その後、担任、校内の教職員やSSWがクラスの様子を観察するが、トラブルは見られていない。3ヶ月後のモニタリングをするようにとSSWは助言した。

(3) 成果

いじめ発見時の対応は適切ではなかったが、その後、学校がチーム体制をとり、誠意をもって被害児童が安心して登校できるよう対応すると保護者に説明し、被害児童や保護者の不安を少し軽減させることができ、欠席が長期化することなく、その後登校できるようになった。クラス児童に指導の機会にもなった。

いじめに関してSSWが関わった件数 7 件

問題が解決する又は支援中であるが好転している件数 6 件

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 1000 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 59 週/週 1 回/1回あたり 6 時間)

（２）対応内容

①課題の発見

５年生になって、頻繁に頭痛や腹痛を訴え、保健室に行くようになり、繰り返し帰りたいと言うようになった男児。日を追うごとに保健室で本人が自分の状態を書く来室カードの内容が「死」につながるが増え、書きなぐるように荒れてきたので、本人の面談をした日に、下校後、弟とケンカになり、母親から自分だけが怒られて叩かれたので、家に帰りたくない、学校に戻ってきて訴えたことで発覚した。

②学校内での方針の検討

本児の訴えを受けて、すぐに校内のケース会議を開き、子家相にも来校してもらい状況の説明し、今後の対応について一緒に検討をした。本児の意向で、父親には連絡をしても良いと言うので、父親に来校してもらい状況を伝え、家での様子などの聞き取りをした。

③支援の実施

父からの情報で、母が不安定なことがわかり、学校からの連絡は父の方に入れることや、別室の利用の拡大、本児が帰りたいと言った時の対応について、どうするのかを話し合って決めた。更に、定期的に本児と保護者と担任と教育相談とで振り返りと次の目標を決める会議をした。

また、医療にかかっていることから、ドクターの見立てをうかがうと、できるだけストレスを与えないようにということだったので、なるべく本児が自ら動こうと思えるように対応した。

④経過観察

母の負担を軽減し、本児の育てにくさに寄り添うことで、母の本児へのかかわり方が変化してきたのか、しばらく姿を見せなかった母が迎えに来てくれるようになった。

（３）成果

学力が高い方なので、気づいてもらえずにいたが、音への過敏さがあり、教室で過ごすのが辛かったことに気づけて良かった。また、ドクターのアドバイスを受け、無理のない程度に別室を利用しながら、教室にも行くことができるようになったことは大きな成果である。また、母との関係も少し改善されたのか、家で安心して過ごせるようになった様子である。

虐待に関してＳＳＷが関わった件数 4 件

問題が解決する又は支援中であるが好転している件数 0 件

支援中の件数 4 件

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 600 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 28 週/週 1 回/ 1 回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

夏休み明け、小６男子、小１双子が一週間登校してこなかった。

②学校内での方針の検討

母と学校のつながり強化

子育て支援課との連携を強め、家庭内での様子の把握

小１双子の特性についての情報収集

③支援の実施

子育て支援課とSSW、１年生担任による訪問実施

日本語の話せる親戚を交えての面談を実施

④経過観察

日本語の話せる親戚を通じて小１双子への家庭学習実施。日本語能力の飛躍とともに発達特性も浮き彫りになってくる。学校の道具が揃わないことがあるため子育て支援課とともに訪問し支援。

（３）成果

学校からの連絡が以前に比べスムーズになってきた。

小１男子双子の特性についても少しずつ母が理解し始める。

貧困に関してSSWが関わった件数 3 件

問題が解決する又は支援中であるが好転している件数 0 件

支援中の件数 3 件

<ネグレクト>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 400 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 51 週/週 1 回/１回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

要対協の対象児童のＢ家庭（ネグレクト）の支援を学校の依頼で、引き継いだ。このケースの場合は、貧困についての課題が大きい。

家庭の概要としては、母、高校３年女子、高校１年男子、中学２年男子、小学校５年男子（本児）。子どもは長期間入浴してなく、また洗濯をしない服を長期着て、食事も三食は食べていない状況が常態化している。また、小学校。中学校の子どもは不登校傾向にある。

②学校内での方針の検討

この家庭のケースは、長年に渡り支援が続いているケースで、学校と関係機関の連携、家庭訪問やケース会議の開催、情報共有を今後も継続的に行っていく。学校は、子どもの洗濯をしたり、食べ物を提供したりするような支援をしてきた。

③支援の実施

この家庭の支援として地域の協力を得て、トワイライトスティ（月に一度、社会福祉協議会の関係施設で、この家庭の子どもと保護者を夕食、入浴等に招待し、ボランティアの人たちと時間を共にする）の取り組みが始まった。SSWとしては、保護者との懇談。また、トワイライトミーティング（トワイライトスティを運営する社会福祉協議会とボランティアの人たちの運営会議）に参加し、学校の支援状況の報告やボランティアの人たちのエンパワメントをおこない、会議の状況を学校に報告し、支援のネットワークをより確かなものにする努力をしている。

④経過観察

経済的な状況はあまり変わらない。学校は、関係機関と連携し、その都度に生活困窮対策、フードバンク等の支援をしている。

（３）成果

継続して支援が必要であるが、この家庭を支援するネットワークは機能してきている。学校も、子どもたちへは丁寧な関わりをし、他機関との情報共有もできている。今後もこの家庭に対しての丁寧な見守りが必要だ。

ネグレクトに関してSSWが関わった件数 2 件

問題が解決する又は支援中であるが好転している件数 0 件

支援中の件数 2 件

京都府教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・府教育委員会主催のＳＳＷが参加する研修を年２回実施している。（７月～９月及び３月）
- ・全ＳＳＷに対して、スーパーバイザーの巡回相談を年１回実施している。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・例年５月と３月には、校内コーディネーター（教員）及び市町教育委員会担当者向けの、ＳＳＷの効果的な活用を進めることをテーマとした研修を開催している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・学校や地域的な課題に応じて、配置時間を工夫している。
- ・小学校の単独校には、「社会福祉士会等の資格を持たないが、教育や福祉分野での経験が豊かな者（退職教員等）」を配置することで、地域や学校のニーズに対応している。
- ・府教育委員会社会教育課の施策と連携した配置を行っている。（一部の小学校）

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

【課題】

- （1）ＳＳＷの資質向上と配置校の校内コーディネーターのＳＳＷの業務についての理解向上及び協働体制の構築が不十分である。
- （2）ＳＳＷ（有資格者）の配置校と未配置校との協働体制の構築が不十分である。
- （3）教育支援センター等に配置したＳＳＷを効果的に活用できていない。
- （4）教職員がＳＳＷの業務内容を理解しておらず、本来活用しないといけないところでの活用ができていない。また、ＳＳＷ自身も学校とどのように関わればよいか、理解できていない者もいる。
- （5）ＳＳＷによって、他機関との連携に差があり、差異をなくす必要がある。

【課題の原因】

- （1）ＳＳＷの配置時間が少ない学校では、教員とのコンサルテーションや連携が十分に取れないことがある。
- （2）児童生徒の継続的な支援や見守りのためには小学校、中学校、高等学校等が連携して、児童生徒に係る情報を共有することが必要であるが、それぞれの学校におけるＳＳＷを中心とする支援において必要な情報が共有されていないケース、ＳＳＷが情報を把握できていないケースも見られる。
- （3）教育支援センター等に配置したＳＳＷの業務についての理解がＳＳＷ及び教職員共に進んでいない。
- （4）教育相談担当者が１～３年で変わり、ＳＳＷに対する理解が深まらない。ＳＳＷも新規者が増えたりしており、学校現場での経験が少ない方がいる。
- （5）ＳＳＷによって、今までに働いていた環境の違いによって、自身が知っている関係機関に違いが生じている。

②課題解決に向けた取組内容

- ・研修会には、ＳＳＷや校内コーディネーター（教員）だけでなく、市町教育委員会担当者も出席できる機会を設けることで多くの方にＳＳＷの働きや活用について理解を深めた。

- ・今回、S S Wの資質向上としてアセスメントシートの作成について、事例を踏まえてスーパーバイザーによる講義を行った。
- ・スーパーバイザーによる巡回相談により、S S Wの幅広い支援につながるように指導・助言を実施している。（教育支援センターにも実施）
- ・地域で研修等を実施し、S S W同士で地域の関係機関による情報共有を行う。

③成果

- ・アセスメントシートの活用について講義を行ったことで（様式等も提供）、多くの学校で導入し、活用しているとの報告が上がっている。
- ・スーパーバイザーの巡回相談や研修を実施することでまなび・生活アドバイザーの方の業務への理解が徐々に深まり、年度末の活動状況報告書に好事例の記載が増えている。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年35週/週2回/1回あたり6時間＋年間30時間）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・本生徒自身の病気の課題、家族の課題があり、昨年度は全欠席で不登校の生徒が対象である。中学2年生の半ば頃、伯母や支援級の友達と外出ができるようになり、その間担任や養護教諭のきめ細やかな連絡により、家庭訪問時に本生徒と会えるようになった。
- ・病気の課題は、本生徒の治療が進まず治療が中断され、自身の姿を人に見られたくない思いがあった。
- ・家庭は三世代での家族で、両親ともに障害を抱えながら地域で暮らしている。祖父母と同居であり、祖母は入退院を繰り返し要介護状態で、介護については両親の力が弱く、別世帯である伯母が祖母の介護を中心的に担っているが、夜間などは本生徒に負担がかかっていた。

②学校内での方針の検討

- ・アセスメントシートを作成し校内でケース会議を実施した。
- 学校の対応方針を検討しチームでかかわっていく。
- 本生徒の思いを大切にする。
- 本生徒に寄り添い、見守っていく。
- 本生徒との関係性の構築に努める。
- 本生徒の学習支援を行う。
- 本生徒が自らの力が育つように支援を行う。
- 本生徒が望む進路支援を行う。

→スクールカウンセラーとつながり、カウンセリングをすすめる。

③支援の実施

- ・連絡や家庭訪問を重ね、本生徒が短時間でも登校できる校内環境が整えられた。
- ・本生徒の思い「見られたくない」を大切に、送迎にて登校し、在校生の目に触れないルートで、別室へ誘導後、個別対応を実施した。
- ・市教育支援センターにつなぎ、最初は伯母の送迎協力で通学が始められ、徐々に本生徒の力がつき自転車で通うことができるようになった。
- ・3学期は、教育支援センターへ週2回午前中の利用をし、昼頃に登校して給食を摂った。午後は支援室で学習ができるようになりその様子を見守った。
- ・自宅では、祖母の介護が負担になってきている。三者面談（父親・伯母）時、家族と学校で本生徒の生きづらさを一緒に支援をしていくことを確認した。

④経過観察

- ・まなび・生活アドバイザーが、養護教諭と家庭訪問や送迎にかかわり関係性の構築を図った。
- ・校内で支援にかかわる担任たちの企画で、他生徒が校内に居ない時間帯に、体育館でコミュニケーションを図り、本生徒の体力の向上を目指した。まなび・生活アドバイザーも参加し、本生徒の笑顔を沢山見ることができた。2学期に好きだった祖母が亡くなったが、立ち直りが早く周りが心配するほどではなかった。
- ・本生徒と将来の話題で、人とかかわる仕事に就きたい思いの確認ができた。本生徒は、実際に自宅で祖母の介護を担っていた経験が強みに、福祉や介護の仕事について話すと関心度が高まった。しかし、家族等の反対に悩まされ、本生徒の気持ちは揺れ動き、その揺れに付き合いながら、本生徒自ら決められるように関係教職員と支援を行った。

(3) 成果

- ・自分のことが考えられる力がつく過程には、担任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、不登校支援、そして教育支援センターの先生方による相互作用が大きかったと考える。
- ・たくさんの人とかかわりが継続されていたことにより、学校への気持ちが前向きになり、3学期はほとんど登校ができ、教科によってはクラスに入ることもできた。
- ・まなび・生活アドバイザーとしては、祖母の介護保険制度について説明するも、第三者による支援は希望しない家庭（本生徒も含めて）だったことから、見守る状態であった。
- ・本生徒の進路の選択肢の一つとして、福祉に関心をもつことで両親のこの理解につながるきっかけになるのではないかと意図をもってかかわりながら説明した。
- ・目の前の支援も大切にしつつ、将来的なことを見据えながら支援を進めることを大切にすることで、本生徒の自己決定につながったと考える。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 35 週/週 1 回/1 回あたり 6 時間＋年間 20 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・11 月に母親からスクールカウンセラーへのカウンセリングの申し込みがあった。母親は、「今迄からちょこちょこ嫌なことをされる事があったが、友達同士のことだからと深く考えず今まで過ごしてきた。でも本人は嫌がっている」と話された。お話を伺う中で、いじめの疑いがあるとカウンセラーは判断、学校に報告。本人には兄姉がおり、兄に重度の障害がある。思春期の姉が思春期の兄の入浴の手伝いをしていることで要対協にあがっている事案。本人はいつも、いろいろなことが後回しにされるのが当たり前の生活をしている。

②学校内での方針の検討

- ・さっそく、管理職に報告。いじめ防止対策委員会を開催し、学校内で協議。母親への聞き取りや定期的な本人へのモニタリングを開始した。カウンセリングを継続。S S W とも連携が必要だと考え、教頭と S S W コーディネーターから S S W へ報告することが決まった。担任との関係を密にし、学校内で本人にとって嫌な事が起こっていないかどうか、定期的に声をかけ、見守りを続ける方針。母親のカウンセリングを継続する。いじめ防止対策委員会を継続的に開催して学校全体で経過観察することが決まった。

③支援の実施

- ・いじめ防止基本方針、「いじめに関わる指導マニュアル」を管理職、コーディネーターと一緒に確認、これに基づいて対応することが大切だと S S W は助言。いじめ防止対策委員会では情報共有するだけでなく、今後の方針とそれぞれの役割を会議で明確にさせていただきよう願った。また、S S W は組織的対応について確認を行い、要対協連携について助言した。記録の重要性についても再確認した。

④経過観察

- ・いじめ防止対策委員会を継続的に開催して学校全体で経過観察することが決まった。S S W は、障害のある兄弟を持つ「きょうだい児」の特性があることを指摘。学校内で「きょうだい児に共通する特性」の資料を情報提供、学校内で共有した。

（3）成果

- ・学校への支援を意識的に行った。学校はマニュアルに沿った対応を行い、問題を早期に発見し、いじめがエスカレートする前に対応することができた。家庭内の問題についてゆっくりきくことができ、家族間の意見の違いなど学校内で情報を共有できた。学校内で問題が解決しているかどうか状況を注視し続けている。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式)

配置方法 (年間 945 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 7 月に本児の母が、市の子ども政策室に「子どもを叩いてしまうことがあるので、心のコントロール方法について知識を得たい。」という内容で相談したことにより、身体的虐待として要保護児童対策地域協議会の進行管理開始となった。そのことにより学校に連絡があり、まなび・生活アドバイザーが対応することになった。

②学校内での方針の検討

- ・ 本児は遅刻がちであり、学力が低く、通級指導教室に通っている。また、本児が 2 年生の時に両親が離婚している。保育園の弟がいる。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の進行管理ケースになったことで、学校内で本児のケース会議を持ち、本児と家庭への連携を密にすることにした。子ども政策室とは元々月一回定期的な情報共有を持っていたが、気付いたことや本児の様子、母との電話のやり取りなどの情報を頻繁に伝えた。また、11 月には家庭内が安心安全の場となっておらず、本児の表情が暗く登校しにくい時があったので、他機関との拡大ケース会議を行った。

③支援の実施

- ・ 朝は遅刻がちであるので、まなび・生活アドバイザーが母と朝の連携をして本児の登校を促した。また、本児を家まで迎えに行き、一緒に登校をすることになった時には、本児の願いや家での様子を聞いた。登校後は、少人数での学習補習や教室に入るなどして、学校の中で本児が安心できるように支援した。母には本児の様子を伝えるとともに、母を安心させ、子育ての悩みなどを聞いた。頼れる人がいるということ、一人ではないと感じられることが重要だと考えた。

④経過観察

- ・ 本児が家や学校であったことを安心してまなび・生活アドバイザーに話すようになった。その内容や本人の様子については、担任や教育相談部などとも共有し、チーム学校で引き続き本児を支援している。また母は月一回児童相談所で面接している。そこでは母子とも互いの良いところを見つけ、言葉かけの大切さに気づいてもらうよう指導されている。母子でうまくコミュニケーションが出来ること、本児にとって安心の基地が増えて行くことが重要である。

(3) 成果

- ・ 担任だけでは難しい朝の家庭支援や日中の子ども政策室との連携について、まなび・生活アドバイザーが関わることにより、スムーズに進めることができる。また、学校の中では見えにくい家庭の様子を知ることができた。そのことで幅広く深いアセスメントが出来ることになり、適切な支援に繋げることが出来た。朝、気持ちの良いスタートを切り、楽しく学校生活が送れている児童の様子を母に伝えることにより、母をエンパワメントすることもできる。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 40 週/週 1 回/ 1 回あたり 7 時間+年間 60 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 以前から要対協に上がっていた複雑な環境の家庭。
- ・ 毎年何度か関係機関を含めたケース会議がもたれている。
- ・ 1 年の 2 学期に転入してきたが、転入当時から必要なものを買ってもらえず、諸費の支払いも滞りがちな家庭だった。
- ・ 本人はあまり学校に来なくなり、当初は取れていた保護者（母）との連絡も次第に取れなくなっていた。
- ・ 1 年生に妹が入学してきたが、母は入学式も欠席、連絡は全く取れない状況だった。
- ・ 妹は 2 学期が始まったころから登校しなくなってきた。
- ・ その下の妹が在学している小学校からは「中 1 の生徒が妹を送ってきた。おなかがすいているようだったので給食の残りを食べさせたら、すごい勢いでたくさん食べた」という情報がはいった。

②学校内での方針の検討

- ・ 電話にも出ない、折り返しもない、家庭訪問しても留守、という具合に、母とはずっと連絡が取れなかった。懇談会も無断欠席だった。
- ・ その後も不登校、諸費の滞納、兄の進路など、保護者と連絡を取る必要があるにも関わらず、連絡が取れない状況が続いた。
- ・ 唯一、たまに連絡が取れるのがこども福祉課の担当者だったため、こども福祉課と連携を取りながら、何とか S S W と母がつながることができれば、学校と母がつながるきっかけになるのではないかと話し合い、介入することになる。

③支援の実施

- ・ 3 年生の兄が 2 年生の時には担任とともに家庭訪問し、放課後登校を促したりもしていた。3 年になり、週 1 の放課後登校が定着したので、その時には同席して本人とのかかわりを持つようにした。
- ・ 収入は多いが家計は苦しい家庭だったので、少しでも母の負担（経済的・精神的）を減らすことができる制度を紹介することができれば、と考え、まず子供たちのお弁当（居場所の事業、無料）を進めることにした。
- ・ こども福祉課の担当者と調整して、母が家にいるであろう時間帯に訪問することを何度か繰り返した。何度目かにやっと母と出会うことができ、立ち話だったが、母の思いを聞くことができ、子供たちのお弁当の配達につなげることができた。

④経過観察

- ・ 2 週間に 1 度のお弁当の配達時には子供たちの様子（服装等含む）を知らせていただくよう、居場所

の担当者に依頼し、その都度連絡をもらっている。その様子を校内で情報を共有している。

- ・ 1年生の妹の担任から、「母と会うことができた。母は妹だけでも登校してほしいと言っているので、別室登校を案内した」との報告があった。
- ・ 2学期の終わりに妹の別室の体験があり、3学期から別室登校をするようになった。
- ・ 兄の担任も母と進路のこと等を話しすることができた。

(3) 成果

- ・ SSWがお弁当配達につなげたことで、少しだけでも母の負担を減らすことができた。
- ・ 母と学校がつながることができたのも、SSWがつながることで母の警戒が溶けたのではないかと考えている。（今までの学校からの連絡は諸費の請求だと思われていた。）また、母自身にも余裕ができたのではないかと感じている。
- ・ こども福祉課と密に連携をとったことで、別の生徒の支援も連携がとりやすくなった。
- ・ 課題の多い家庭で、今後も同様の子が起こりうる可能性は極めて高い。校内での情報共有、関係機関との連携は必須と考えている。

<外国籍児童の転入>

(1) 学校の概要

①学校の種類

（小学校）

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（単独校方式）

配置方法（年 945 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 12月から小学校4年生の外国籍児童が転入したが、日本語は殆ど理解できない状況であったことから、どの様に受入体制を整えるかが差し迫った大きな課題であった。授業中は担任一人では困難が伴う場面もあると思われるため、支援員等が個別に対応することで本児が安心して学校生活を送れるよう配慮に努めることとした。

②学校内での方針の検討

- ・ 翻訳アプリの導入や個別の教材の準備など、本児ができるだけ早く日本語に慣れ、学校生活に馴染めるよう、担任をはじめ管理職や支援員、まなび・生活アドバイザー等でチームとして組織的に取り組むこととした。本児に対する支援と合わせ、担任が抱える不安や負担感にも配慮する必要がある、まなび・生活アドバイザーとして担任への相談・協力にあたることも心がけるようにした。

③支援の実施

- ・ 転入当初は、毎日1～2時間を別室での個別学習に充て、日本語習得のための時間として別教材を用意し、担任外の教員・支援員等で指導体制を組み学習支援を行った。その後、本児の保護者からできるだけ他の児童と同じように授業を受けさせてほしいという希望があり、通常通りの授業を受けることとした。その際、翻訳アプリや教科書を現地語に翻訳した紙ベースの教材を活用することで、効率

的に授業内容を理解することができるよう工夫・配慮した。

④経過観察

- ・全く言語も文化も異なる集団の中で、本児の戸惑いやストレスは相当なものであったと推察され、当初は終始緊張した表情・様子であったが、現在では笑顔が見られることもあり、次第に自ら考えて行動することもできるようになってきた。これには、隣席の児童をはじめ他の児童の関わりによる効果も大きい。

(3) 成果

- ・転入してまだ3ヶ月足らずの取組なので、成果とまでは言いづらいが、本児が元気に登校・学習している様子や本児との関わりを通して成長している他の児童の姿を見ると、これからますます増えると予測される外国籍児童への対応の一つのモデルケースになると感じている。まなび・生活アドバイザーとして今後このようなケースへの関わりも必要になると思われることから、参考事例として報告をさせていただく。

大阪府教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

○ＳＳＷ連絡会（兼 研修） 【年間5回（うち1回は府内4地区のブロック別に開催）】

- ・府からの補助事業として実施する各市町村のＳＳＷ事業におけるＳＳＷ活用体制の構築及び充実をめざし、生徒指導上の課題への対応や社会資源の開拓・連携等、喫緊の課題をテーマに実施。
- ・テーマは以下のとおり
 - 要保護児童対策地域協議会を始めとする福祉と教育の連携
 - 児童虐待防止とヤングケアラーの理解とその対応、いじめ問題の現状と学校・教職員に求められる対応
 - 不登校児童生徒へのアセスメントに基づいたチーム支援の在り方
 - （府内4ブロックに分けて実施）地域に応じた社会資源との連携等、支援ネットワーク構築の在り方
 - ＳＳＷとＣＳＷとの組織的な連携による教育と福祉の連携のすすめ方、重層的支援体制整備事業について

○システム構築検討会 【年間3回】

- ・市町村教委が明確な事業方針を持ち、府雇用の市町村担当ＳＳＷスーパーバイザー（以下ＳＶ）、市町村雇用ＳＳＷとともに有機的に連携しながら、市町村の事業体制の見直し、学校でのＳＳＷ活用体制の機能充実を図る機会として実施。当該自治体に関わるＳＳＷＳＶ等がマクロ的な観点を持って事業運営に携わる資質等を高めることを目的のひとつとする。
- ・テーマとして、①市町村事業の1年間の事業目標、成果指標の設定、②上半期のＳＳＷ事業の進捗確認と下半期の活動計画修正、次年度ＳＳＷ予算編成に向けて、③ＳＳＷ事業のアウトカム指標に基づいた次年度の活動計画の設定を取り上げた。

○ＳＳＷ育成支援研修（概ね勤務1～2年の市町村雇用ＳＳＷを対象に実施） 【年間5回】

- ・いじめや不登校、虐待等の喫緊の課題対応に必要なスキル等の定着をめざす。
- ・テーマとして、①ＳＳＷの価値と倫理、ＳＳＷが校内に位置付くために、②児童虐待への対応、③ケース会議のすすめ方、④社会資源等への「つなぐ」役割とは、⑤法に基づくいじめへの対応とＳＳＷの役割を取り上げた。

○ミドルリーダー研修（勤務3年以上の市町村雇用ＳＳＷを対象に実施） 【年間4回】

- ・困難なケースや緊急支援等、高度な専門性が求められる対応に必要なスキル等の定着をめざす。
- ・テーマとして、①重大な事案・事故等への緊急支援時におけるＳＳＷの関わり、②関わりが難しい不登校児童生徒への支援、③深刻ないじめ対応等に求められるＳＳＷの役割と専門性、④性被害・性加害等の事案が生じた際に求められるＳＳＷの役割と専門性を取り上げた。

○地区別生徒指導対策連絡会 【地区ごとに年1回】

- ・警察や福祉の関係機関連携の充実を目的として府内7地区に分けて実施する連絡会。子ども家庭センター、少年サポートセンター、ＳＳＷＳＶ、チーフスクールカウンセラー（以下、ＣＳＣ）、市町村指導主事が参加。

○専門家多職種連携地区別ブロック連絡会 【ブロックごとに年1回】

- ・ケース対応における専門家多職種連携推進を目的として府内4ブロックに分けて実施する連絡会。スクールロイヤー（以下、ＳＬ）、ＳＳＷＳＶ、ＳＣＳＶ、ＣＳＣ、市町村指導主事が参加。

○ＳＳＷＳＶ活動交流会 【年1回】

- ・府雇用の市町村支援担当ＳＳＷＳＶが、担当市町村での効果的な助言や研修実施に資するため、その資質向上を図るべく、1人ずつ取組みの成果と課題を報告し、府内全域担当ＳＳＷＳＶ等が助言を行う。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- これまでの活用事例の実践をまとめ、指針を示した「ＳＳＷ活用ガイド」を府内全公立小中学校、市町村教育委員会に配付し、市町村におけるＳＳＷの活用促進を図っている。
- 府が実施する「ＳＳＷ連絡会」、「システム構築検討会」において、市町村教育委員会に対し、府が望むＳＳＷの果たすべき役割と、そのための事業体制へのＳＳＷの位置付けについて理解促進させるとともに、府雇用のＳＳＷＳＶに対しては、これらの機会に加え、「ＳＳＷＳＶ活動交流会」を通して、市町村に適切な助言等を行うことができるよう自身の役割や活動の目的を明確化させている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- 市町村によるＳＳＷ配置への補助
政令市・中核市を除く府内市町村の中学校区に1名、ＳＳＷを配置できるよう補助を行う。
- 市町村への府雇用ＳＳＷＳＶの派遣
高い専門性や経験を持つＳＳＷＳＶを府より派遣し、市町村雇用ＳＳＷへの助言や研修、市町村支援等を行う。
- ＳＳＷＳＶの資質の維持向上のため、毎年度公募審査を行う。

(4) スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- I 不登校や暴力行為の低年齢化等、その要因や背景が見えにくく、また、子どもを取り巻く環境の改善を図らないといけな
いケースが増加している。難解かつ複雑なケースに対応できるよう、多角的なアセスメントと、地域に応じた社会資源と
の連携等、支援ネットワーク構築を含めた多様な支援メニューの整備を、各市町村で充実させる必要がある。
- II 府が市町村への補助事業を開始して6年経ち、市町村によってS S W事業体制の構築状況に差異が生じている。例えば、
事業予算確保の状況、S S W事業担当者交代等による明確な事業目的や取組みの継続性の有無等が挙げられる。また、市
町村で新たに雇用されるS S Wが増えているものの、自治体によって資格要件が異なることから専門性が担保されない
こと等に起因して、その資質に課題があるS S Wも一定数いる。

②課題解決に向けた取組内容

- I 「専門家多職種連携地区別ブロック連絡会」により、S S W、S C、S L等の専門家が連携して多角的なアセスメントを
可能とするためにどうすればいいのか、各専門家の専門性を発揮したプランニングにどうつなげるかについて検討した。
また、「S S W連絡会」の第4回を、府内4ブロックに分けて実施し、地域の支援ネットワーク充実や具体的なケースに
おける関係機関との連携について、近隣自治体の取組みの進捗や工夫等について交流し、各自治体の取組みの見直しを
図った。
- II 市町村のS S W事業の運用や構築を見直す機会として、「システム構築検討会」を年3回実施し、アウトカム（成果指標）
とアウトプット（活動指標）を明確に意識したうえで、目的に沿った事業構築やS S W予算確保等について、講義や協議
等から深める機会を設けた。また、市町村で雇用したS S Wが自身の資質不足等を理由に辞めることのないよう、「育成
支援研修」や「ミドルリーダー研修」等の通年で定期的を実施する研修の機会を府が設定した。

③成果

- I 各市町村での専門家配置等の状況に応じて、専門家と連携したケース分析を進める方法を各自治体で深めることがで
きた。特にS S Wについては、福祉的な観点での支援に加えて、ケース会議のコーディネート役を担う等の役割を今後ど
う域内で果たしていくかについて、検討を進めることができた。また、地区別のブロック連絡会等の機会を通じて、各自治
体が把握した社会リソースの共有や、社会資源の把握に向けた好事例の報告から、各自治体における支援ネットワーク
の充実に寄与した。
- II 「システム構築検討会」を通じて、市町村の指導主事や市町村で雇用されているチーフ的役割のS S W、そして府が雇用
する市町村支援担当のS S W S Vが、それぞれの勤務自治体ごとに分かれて協議を行った。このプロセスを通じて、各市
町村は明確な事業計画に基づいた運営方針を設定することができた。計画には、新規の不登校者数減少や改善されたケ
ース数の増加などのアウトカム（成果指標）を基に、そのために必要となるS S Wの能力向上や学校でのケース会議参加
等に関する具体的なアウトプット（活動指標）も明確にできた。この検討会を通じて、S S Wの資質向上をめざす各市町
村から、府が実施する研修への参加者の増加や、参加したS S Wが雇用される市町村で研修内容をフィードバックする
などの好事例が見られた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式)

配置方法 (年間 45 週/週 1 回/ 1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

中学 1 年生徒（以下、A）は、小学生の頃から欠席が多く登校しぶりがあると中学校は引継ぎを受けていた。それを受け
て、中学校としては、校門で教員がAの登校を待ち受けて、教室につなげるなどの校内体制をとっていた。夏休み期間中に
Aの保護者から、Aに幻聴の症状が出現したがどうしていいかわからない、と担任に相談が入った。

②学校内での方針の検討

電話連絡を受けて、管理職、学年主任、担任、養護教諭、生徒指導担当が集まり情報の集約等を行い、ＳＳＷとＳＣとともに、今後の支援方針について検討することとした。Ａの保護者は、Ａを受診につなげるなど適切な医療を受けさせることができない状況（小学生の頃、複数回にわたり歯科受診が必要な状況にも関わらず保護者は放置したまま。学校から通告をして要保護児童対策地域協議会に登録されている）であったため、子ども福祉部局と連携してＡ及び保護者の支援を行うことになった。

③支援の実施

ＳＳＷが保護者と面談を実施し、保護者の困り感を聞きとり、子ども福祉部局に保護者をつないだ。子ども福祉部局のＣＷが医療機関へ同行して受診することができた。校内では、担任や副担任、ＳＳＷが中心となりＡの観察を行うとともに、Ａに対してＳＣがカウンセリングを行った。また、保護者に対してはＳＳＷが継続的な面談を実施した。

④経過観察

子ども福祉部局と医療が連携し、訪問看護サービスを導入。これらの関係機関と学校が定期的に連携ケース会議を実施し、ネットワークを組んでＡと保護者のサポートを行った。統合失調症の診断を受けて、中学校に登校することは難しい状況であったが、中学卒業後の支援をみすえて、福祉部局の計画相談の担当者にも関わってもらい、放課後等デイサービスにつなぐことで、家庭や医療、学校以外にＡの居場所を作っていった。

（３）成果

医療受診が必要であるが受診させることができないなど保護者の養育力に課題があり、保護者もＡも孤立しがちである状況を学校と関係機関がネットワークを組んで支援を実施することで、子どもに適切な医療を受けさせ、家庭、学校以外の居場所につなげることができた。関係機関と学校をつなげる役割をＳＳＷが担い、ネットワーク間を調整し、継続的な支援につなげることができた。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 530 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年間 35 週/週 1 回/1 回あたり 3 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

小学 6 年被害児童（以下、Ｂ）の母より、学校に連絡があった。「小学 6 年加害児童（以下、Ｃ）に何度か体を触られた。逃げようとしても腕をつかまれたり、やめると言っても暴言を言われてやめてくれないと、家に帰ってきたＢが言っている。」とのこと。電話対応をした首席教諭は、母親に対して、校内で事実確認を行い、適切に対応する旨を伝えた。

②学校内での方針の検討

電話を受けた日の夕方、いじめ対策委員会（第 1 回）を開催して、今後の学校の対応について方針を決めた。翌日、担任と副担任の 2 名でＢとＣの両児童にそれぞれ聞き取りを行うこととした。また、聞き取りでの情報や当該児童の考えをふまえて、いじめ対策委員会（第 2 回）を開催することとし、ＳＣとＳＳＷの専門家も出席して、今後の方針について再検討することとした。

③支援の実施

BとCは同じクラスに在籍しているので、休み時間には担任だけではなく複数の教員で見守る体制を整えた。また、Bに関しては、安心して登校できるように担任以外にも養護教諭や副担任も関わりを増やし、日々の学校での様子を母親と共有し、Bとその保護者の気持ちを最優先に考えた対応を行うことを確認した。また、Bの母は、Bへの対応や予後に関して不安を感じていることから、性暴力支援センター（大阪 SACHICO）を紹介することとした。児童Cに関しては、保護者に事実を伝えるとともに、自分のした行動を理解させるために個別対応を行うこととした。その後、本人の発達課題や家庭内での養育に関する課題が感じられたため、保護者に対して子ども家庭センターへの相談を促すこととした。

④経過観察

Bの保護者は、性暴力支援センター（大阪 SACHICO）へ相談に行き、学校も保護者の了解を得て、本センターの助言等をふまえた今後の対応を検討することができた。Cは、保護者とともに子ども家庭センターへ相談に行き発達検査を受けた。検査結果について、保護者から情報共有してもらえたので、保護者了解のもと、Cに対してプライベートゾーンや人との距離の取り方について話をする機会を設定した。B、Cともに保護者対応については、首席教諭が窓口となり情報を整理し、ケース会議を行い丁寧な経過観察を続けることになった。Bは、徐々に不安感も軽減したことで、学校生活を落ち着いて過ごすことができおり、Cとも日常的な会話を交わせるようになった。Cは、発達検査の結果を参考に、個別支援を行うことができたことで、Bを含めクラスメイトとのコミュニケーションの取り方に好転的な変化がみられるようになった。

（３）成果

問題が生じた早い段階で事案のリスクを考えＳＳＷをはじめとして、市の学校支援チームが入ったことで、教育の観点だけではなく福祉や医療などとの連携の観点に沿った対応ができるとともに、機関同士の調整をＳＳＷが担うことでスムーズにすすんだ。当該児童の見立てだけではなく、両家庭を含めた丁寧なアセスメントを行い、双方への関わり方のアドバイスをすることで、保護者対応に疲弊している学校を支えることができ、見通しを持った対応につなげられた。Cに対しては、今回のことを機に発達面の課題に応じた個別支援を継続的に行うこととなり、状況の改善につなげることができた。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 450 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 35 週/週 1 回/ 1 回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

1 学期途中に転入してきた小学 2 年児童（以下、D）は遅刻・欠席が多く、以前から担任が気にかけていた。夕方、Dが未就学の弟を連れてスーパーに買い物に行く姿を別の教員が見かけた。学校が把握している情報としては、母子家庭で母は若年である。仕事を掛け持ちしており、帰宅が遅くなる日が多いことがわかった。

②学校内での方針の検討

上記の状況について、校内の子ども支援委員会で報告された。今後の支援方針として、母をＳＳＷにつなぐことで、生活面についての現状を丁寧に聞き取り、母の意向を確認しつつ、福祉面に関して利用可能な制度等につなげていくことが必要であると決定した。

③支援の実施

学校にてＳＳＷが母と面談を実施。昨年の離婚後、経済的に苦しく、夜間も就労していること、下の子が体調不良で保育所に登園できないときはＤが学校を休んで面倒を見ていることがわかった。ＳＳＷから母に、児童扶養手当の申請と生活保護の申請を勧めた。「以前断られた経験があり、相談に行くのがこわい。」と母が訴えたため、母の了解を得て、市役所の福祉部窓口にてＳＳＷが同行支援し申請に至った。

④経過観察

生活保護の申請が受理されたことで、母はダブルワークをやめ、子どもたちと過ごせる時間が増え、本児の遅刻・欠席は減った。ＳＳＷの働きかけにより、市福祉部の協力を得ながら生活面への継続的なサポート体制を整えることができた。今回の件をきっかけに、未就学の弟も含めて、弟が通う保育所と小学校の管理職同士がつながったことで、定期的にケース会議を開催することになった。

（３）成果

家庭の経済状況が安定し、母が子どもたちと過ごす時間が確保されたことで、Ｄの登校が安定し学習状況も改善した。引き続き、学校生活における支援等については学校がサポートすることを母に伝え、学校としては市福祉部や保育所と連携しながら、ＳＳＷも関わりながら持続可能な支援を行っている。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 600 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 35 週/週 1 回/1 回あたり 3 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

小学４年児童（以下、Ｅ）が祖母から暴力を受けている疑いがあるため、通告とともにＳＳＷによる支援を開始した。父子家庭で祖父母と同居しており、祖母は介護が必要な状態であった。Ｅは支援学級に在籍しており、学校も休みがちで父親との連絡もつながりにくい。Ｅの身なりも整わずに忘れ物も多く、学校諸経費の支払いが滞納することもある。

②学校内での方針の検討

Ｅは積極的に家庭のことを話さないため、Ｅ自身が家庭のことを話せるキーパーソン（ＳＣ・ＳＳＷ・養護教諭等）を設定することや、学校や家庭以外にＥ自身の居場所をつくるためにも、放課後等デイサービスにつなげること、父親との面談を通して、家庭内における課題を明確にすること、祖母による虐待の疑いがあるため関係機関への通告とともに、ヤングケアラー防止の対応を行うことについて検討をすすめていく。

③支援の実施

Ｅ自身がＳＣとのカウンセリングを希望したため定期的な面談につなげることができた。ＳＳＷが父との面談にて把握した家庭の課題等をふまえ、相談窓口等の紹介を行ったことから放課後等デイサービスの利用に加え、医療機関とも連携することとなった。また、祖母に対する支援も必要であることから福祉担当課と連携し、介護支援を行うこととなった。

④経過観察

ＳＣがＥと良好な関係を築くことができ、ＳＳＷや支援学級の担任に対しても自分の気持ちを開示できるようになった。ま

た、放課後等デイサービスへの利用も定着し、継続して通うことができている。祖母による虐待の疑いを受けて、要保護児童対策地域協議会への名簿登載となり、関係機関と連携した継続的な支援を行うこととなった。

（３）成果

S S Wが、学校と専門家、他機関の役割を明確にし、お互いが連携し具体的な支援を行うことで、Eが安心して学校生活を送ることに寄与できた。また、E自身が「困ったときは誰かに自分の思いを話せば良い」と、S Cとの連携により援助希求能力を獲得できたことは大きな成果であるとする。

＜暴力行為＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 400 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 35 週/週 1 回/1 回あたり 3 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

校長から、市教委に対して「校内における荒れの状況」が深刻なため、学校支援チームの支援要請があった。特に中学１年の、授業妨害やエスケープ、教職員に対する暴言等が毎日のように生起している状態。

②学校内での方針の検討

学校支援チーム（教育委員会指導主事、S S W S V、S L等）が入り、現状やこれまでの対応等について整理を行い、学校への指導及び助言を行った。改めて、学校経営方針の共通認識を教職員間で図り、具体的な取り組みを着実に実行していくことを確認し、生徒指導における統一した指導と、授業改善を並行して行うこととした。

③支援の実施

初回、学校支援チームが生徒の状況を視察した上で、学校としての課題や必要な支援について指導及び助言を行った。２回め、問題行動等の実態について層分けを行い、とくに気になる生徒に対する具体的な支援に向けて検討を行った。暴力行為を行う生徒に対しては心理面への支援としてS Cが面談を行い、その保護者に対しては福祉面への支援としてS S Wが面談を行うこととした。

④経過観察

学校支援チームが定期的に学校訪問を行い、取組みの進捗確認を行い、状況に応じた助言を行っている。校区合同研修において「PBS（ポジティブ行動支援）」や「アセスメントを意識したケース会議の開催」をテーマに実施し、問題行動等の未然防止、困難課題対応の在り方について、教職員の資質向上を行っている。

（３）成果

管理職と生徒指導担当教員を中心に、校内全体で課題に対する改善意欲が強く働きはじめたことで、「チーム学校」としての具体的な支援体制が整い、S S WやS C等専門家の活用も定着するようになった。

兵庫県教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・県教育事務所配置スクールソーシャルワーカー（以下、「ＳＳＷ」という。）、県内市町組合教育委員会が配置しているＳＳＷ（中核市は希望者）及び担当指導主事（希望者）等を対象にした連絡協議会の開催（２回）
- ・県教育事務所配置ＳＳＷを対象にした合同研修会の開催（１回）
- ・教育事務所配置ＳＳＷ、市町配置ＳＳＷを対象とした、ＳＳＷ活用事業に係る学識経験者（スーパーバイザー）の派遣（６回）

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

ＳＳＷに関する指針をまとめた冊子（「ＳＳＷの効果的な活用のために」）県教育委員会のホームページで公開している。また、ＳＳＷに相談できることをまとめたリーフレットを作成し、生徒指導担当等教員研修会の研修等で配布説明をしている。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・指定都市・中核市を除く３６市町の全１６６中学校区に配置を補助
- ・県内６か所の教育事務所に配置し、学校問題サポートチームの一員として活動

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

近年、児童生徒や家庭が抱える課題は不登校、いじめ、虐待、貧困、保護者の精神的問題など、複雑かつ多様化しており、学校単独での対応には限界がある。こうした状況の中で、ＳＳＷの専門性を活かした支援の重要性が高まっているが、勤務日数や人員不足により、迅速かつ継続的な対応が困難な場面も見られることがある。

そのため、教職員の理解促進や校内体制の整備、スクールカウンセラー（以下、「ＳＣ」という。）との役割分担と連携、関係機関との協働体制の強化が求められている。また、未然防止・早期対応の支援体制の構築や、情報共有・支援の質の向上に向けた研修・スーパービジョンの充実も急務である。

＜課題の原因＞

- ・管理職や教員がＳＳＷの専門性及び役割についての理解不足
- ・未然防止・早期対応に向けたＳＣ・関係機関との連携、支援体制の構築が不十分
- ・社会福祉士や精神保健福祉士といった有資格者の確保等が困難

②課題解決に向けた取組内容

- ・生徒指導担当研修や各種研修において職務内容を周知する。
- ・チーム学校の一員として、教員と協働し、子どもの多面的な課題に対して校内研修やアセスメント及び問題解決のプランニングのサポートを行う。（ＳＣ、関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整）
- ・ＳＳＷの資質向上に向け、実績や経験年数等に応じた研修等の工夫及び充実に努める。
- ・国に対して、ＳＳＷを教職員定数として、全小中学校に配置するよう要望する。
- ・各教育事務所に設置している学校問題サポートチームにおいて各事案の情報の一元化を図り、ＳＳＷ、ＳＣ等がチーム内での情報・支援方策の共有を図ることで、横断的な対応を実施する。
- ・学識経験者の指導のもと、ＳＳＷの専門的な視点での支援や役割等への理解を深めるために、ＳＳＷ活用ガイドの作成を検討する。

③成果

- ・令和6年度のＳＳＷによる支援の対象となった児童生徒数は12,246人と、令和5年度の11,138人と比べて、110%となっており増加している。
- ・令和6年度の児童生徒の相談件数18,208件のうち、6,068件と33%が課題が解決又は好転している。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （小学校）
- ②児童生徒数 297名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（拠点校方式）
配置方法（年52週 /週1回 /1回あたり7.75時間）

（2）対応内容

①課題の発見

Aは小学生。母と中学生のBの3人暮らし。5月に他地区から転入してきた。仕事の関係で母親は帰りが遅く、土日でも家を空けることが多い。日常生活は子ども自身に責任を持たせる傾向が強い。Aは転入後しばらくして友達と衝突したことをきっかけに欠席が続き、母親から学校に「Aが家で暴言を吐いて、暴れている」という電話があった。母親の希望もあり、適応指導教室に参加することになったが、ＳＳＷの見立てでは、不登校は友達関係だけでなく、本人のゲーム依存や家庭環境にも原因がある様子であった。

8月末、母親が中学校の担任に「Bは、Aが家で暴れることでストレスが溜まっている」と相談。担任の勧めでＳＣによるカウンセリングを受けたところ、本人はあきらめているが、家事についてのBの負担が大きい実態が判明した。

②学校内での方針の検討

小学校は、市こどもサポートセンターに相談するとともに、Aに適応指導教室への参加を勧め、中学校は、BにＳＣによるカウンセリングを始めた。ＳＳＷは小中学校がそれぞれに対応するのではなく、関係機関も含めて情報を共有し組織的に対応する必要があると考え、関係機関を交えた小中合同のケース会議を開くことを提案した。

③支援の実施

Aの参加する適応教室にＳＳＷが定期的に訪問し、母親も適応指導教室のカウンセリングを受けるようになった。また、市こどもサポートセンターは、定期的に家庭訪問し、本人・母親の見守りと夕食の準備支援を行うようにした。Bに対しては、ＳＣによるカウンセリングを継続している。ＳＳＷはそれぞれの動きを把握し、各部署で必要な情報を共有し連携できるように努めた。

④経過観察

波はあるが、しだいにAは落ち着きを取り戻していった。市こどもサポートセンター支援員との散歩の際、Aが「今の小学校よりも自宅から近い別の小学校なら行けるかも知れない」と言ったことをきっかけに母親も転校を希望するようになり、就学指定校変更を申請し、新学期から隣の小学校に転校することになった。

(3) 成果

- ・ Aは4月から新しい学校で友達もでき、毎日元気に登校している。
- ・ 母親も、以前よりは子どもと接する時間を作るようになり、子どもとの関わりを意識するようになった様子である。
- ・ Aが登校するようになり、母親が家にいる時間が増えて家事の負担も軽減されたことで、Bも進路に向けて学習に集中できるようになってきた。

<いじめ>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童生徒数 336名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (拠点校方式)
配置方法 (年52週 /週1回 /1回あたり7.75時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

12月に、本人が体調不良での保健室利用が増え始めた。養護教諭が本人に話を聞くと、同じクラスの児童らに、「自分の容姿についていじられた」、「太っている」、「足が太い」と言われたと話した。

養護教諭から担任、管理職に報告を行い、担任は、本人、関係児童にも話を聞いた。担任からの提案で、互いに距離を置こうと話したが、距離を取る感覚が違ったり、クラス内で一緒に過ごす友人関係が同じであったりすることから、共に過ごすことや関係児童の姿を見ることにストレスを感じるようになった。

SSWが勤務した際の校長、教頭、養護教諭との面談の中で、いじめの被害児童として報告があった。

②学校内での方針の検討

校長、教頭、養護教諭、担任、SSWで話し合いを持ち、以下のような性格から、本人へSCとのカウンセリングを勧奨することにした。

担任の見立てでは、本人は、素直で、何事にも一生懸命に取り組もうとする。一方、柔軟に物事を考えることが難しく、白黒はっきりさせないと気が済まないこともある。また、自分が相手を傷つけたり、きまりを破ったりしたときは、ひどく落ち込み自分を責めるような性格である。

③支援の実施

SCが異性のため、本人がカウンセリングを拒否した。すぐにSSWは、学校以外の臨床心理士のカウンセリングを案内し、総合教育センターのカウンセリングを利用した。カウンセリングは継続したが、学校には行き渋り、教室に入りづらい状況が続いたので、校内サポートルームを案内し利用を開始した。そこに来ている不登校支援員に自分の気持ちを伝えることができたため、学校内の居場所として定着できた。校内サポートルーム利用時は、SSWとの面談を行い、また、本人の様子を総合教育センターのカウンセラーに連絡し、連携を図った。

④経過観察

臨床心理士によるカウンセリング継続しつつ、校内サポートルームの利用と面談を継続する。卒業までに、教室復帰するまでには至らなかったが、卒業式練習には参加し、当日も参加することができた。

(3) 成果

中学校入学後は部活動にも所属し、登校ができています。総合教育センターのカウンセリングは継続し、学校生活上の相談をしている。関係生徒は、別の学校に進学したため登校につながる要因になっている。本人や保護者も、SSWとの関わりを継続している。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 190名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (巡回方式)
配置方法 (年52週 /週4回 /1回あたり7.25時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

本人と父親の二人暮らし。S Cがカウンセリングを行っていたが欠席が続く。学校とS Cが家庭訪問をすると、本人はやつれており「エアコンがない」、「自傷をしている」、「精神科に行きたいが、連れて行ってもらえない」、「母親(別居中)なら連れて行ってくれるかもしれない」と話した。

後日、学校より「本人・母親と面談を行うことになった。福祉や医療のサポートが必要と思われ、S S Wにも来てほしい」と依頼があった。

②学校内での方針の検討

当初、学校と他機関との間での捉え方に差があったため、本人・家族・学校・S C・関係機関が、それぞれのストレングスを活かせるように、面談前に方向性の確認をすることをS S Wより提案し、実施した。S S Wは事前にアセスメントをして参加、本人を中心とした相互作用と交互作用について皆で話しあった。

その中で、普段から学校との連携は母親が担っていることがわかる。しかし、母親に医療と生活のことを一度に依頼すると負担が大きい可能性があるため、まずは、本人の願いでもある医療への受診を最優先する方向性が確認できた。その他、面談時の役割分担の打ち合わせを行った。

③支援の実施

面談時は、本人を支援している教員やS Cに寄り添ってもらいながら、本人から母親に自分の思いを伝えた。母親からは、本人を病院に連れていくことと現状について父親に伝えることの話があった。

面談後は、S S Wより管理職へ「虐待の疑いがある。本人は精神的に課題を抱えている可能性もあり、いつ急なことが起こってもおかしくない」と話しがあり、虐待部署との早急な連携を助言した。

④経過観察

保健師が近隣病院とのコーディネートを行い、早期に児童思春期外来を受診できた。

(3) 成果

管理職から虐待部署へ連絡し、相談員が家庭訪問を実施した。父親から話を聞くとともに、エアコンを含む住居環境を確認し、家庭支援にも踏み出すことができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童生徒数 518名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年39週 /週1回 /1回あたり6時間）

（2）対応内容

①課題の発見

前任のSSWからの申し送りにより、父と離婚し、母子家庭かつ多子世帯であること、また学校諸費の滞納もあることから、引き続き支援が必要な家庭であると判断した。さらに、持ち物が揃っておらず、朝食を食べずに登校することから、給食をおかわりする様子が見られた。

また、きょうだいが通う中学校にも週に1度訪問する中で、学校諸費の滞納や、授業で使用する教材を購入できていない状況であることも明らかになった。

②学校内での方針の検討

児童の学校での様子、家庭状況、福祉制度の活用状況を確認した。また、公的な制度の活用だけでなく、民間事業者による食支援の必要性も検討した。

③支援の実施

児童の様子を観察した結果を踏まえ、市が実施している無料の学習支援制度を継続して利用できるよう、申請手続きのサポートを行った。また、就学援助や児童手当などの各種手続きが適切に行われているかを母親に確認し、関係部局とも連携を図った。さらに、校外学習に伴う費用や学用品の購入費については、社会福祉協議会が実施している善意銀行を活用した。加えて、多子世帯で食費の負担が大きいことから、子ども食堂やフードバンクなどの食支援に関する情報提供を行い、手続きの支援や弁当の配布も実施した。

④経過観察

定期的に母親と連絡を取り、生活状況や困りごとについて丁寧に聞き取りを行った。また、きょうだい3人が通う中学校にも訪問し、先生方から諸手続きに関する困りごとがないかを確認した。

（3）成果

SSWが経済的な支援制度につなげたことで、学用品を購入することができ、児童達も安心して学校生活を送ることができている。また、子ども食堂やフードバンク等の利用も母子ともに喜んでおり、次年度の継続利用にもつながり、SSWとの関係性も深まった。

<ヤングケアラー>

（1）学校の概要

①学校の種類（中学校）

②児童生徒数 299名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年40週 /週0.5回 /1回あたり7時間）

（2）対応内容

①課題の発見

Aは、母、きょうだい3人との5人暮らし。中学入学時より欠席が多く、給食時には過剰なまでの食欲が見受けられた。母親はAにきょうだいの食事の世話や家事を任せており、きょうだいの面倒を見るため

に学校を休ませていたことが分かった。Aは穏やかな性格で、自宅での食事はほぼきょうだいに分け与え、きょうだいの面倒も自発的に見る姿勢が伺えた。

チーム学校として要保護児童としての通告を行い、校内体制としてはS S Wの介入、校外体制としては市のこども家庭支援室と県のこども家庭センターとの連携を適宜行うこととしていた。

学校長より本事案についての相談があり、県S S Wとして市町S S Wへのスーパーバイズを行うことと、学校支援体制への助言を行った。

②学校内での方針の検討

母は家庭への支援を拒否する傾向にあり、家庭訪問についても拒否を示すこともあったため、校内支援体制として、Aの登校時にS O Sが出せる環境を作るために声掛けを行うこと、普段と違う様子がないかどうか注意深く見ておくこと等が共有された。

またA本人が「ヤングケアラー」の自覚がないため、尊厳を傷つけないような対応を行うことも併せて情報共有した。Aは高校進学への希望があったが、家庭環境のこともあり難しい現状も確認していた。

③支援の実施

市町S S Wは、家庭訪問を継続し、配食サービスの情報提供を行った。Aには、放課後面談を行いながら信頼関係を築いた。また、定期的にこども家庭支援室とこども家庭センターとの情報共有も行っていた。しかし、長期休暇に入り、親の養育負担も多く精神的に不安定な状況となったため、保健所とも連携し、精神科入院の運びとなった。そのため自宅にいたAをはじめ子ども4人全員が一時保護となった。

④経過観察

Aは里親委託となり学校復帰をしている。学校では以前と変わらず接し、Aの思いをより丁寧に聞きながら、関わることを校内支援体制として取り組んでいる。

(3) 成果

母親やきょうだいとは離れている現状ではあるが、里親の元で高校進学という希望をもつことができ、安定した学校生活を送れるようになっている。

奈良県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

年間17回のスーパービジョン会議を開催した。当会議では事例検討を中心に行い、スクールソーシャルワーカー（以下、SSWという。）の実践力の向上を図った。また、すべての会議においてスーパーバイザーより助言を受け、SSWの専門性の向上に努めた。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

市町村教育委員会や派遣校の担当者を参加対象とした連絡協議会を年2回開催した。第1回連絡協議会では「奈良県SSW活用マニュアル」を配布し、本県SSWの在り方の周知に努めた。また、第2回ではSSWから取組の実践報告を行い、理解促進に向けた情報共有や協議を行った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

前年度のいじめ等の県独自調査の結果、児童生徒数、市町村教育委員会等の連絡・連携の中で共有した情報や本県SSWからの聞き取り内容等をもとに派遣計画を作成した。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

学校へのコンサルテーションが十分に行えず、未然防止の取組に課題を残した。その原因は、ケース相談の多さにより相談対応が中心となったことや、未然防止も含めた本事業への理解が進まなかったことにある。

②課題解決に向けた取組内容

事例検討会等の研修やスーパービジョンを実施し、個別ケースを通してコンサルテーションが行えるようSSWのスキル向上に努めた。また、派遣校のSSWコーディネーター（以下、コーディネーターという。）を中心に、コンサルテーションの重要性の周知を図った。

③成果

未然防止も含めた本事業の理解が徐々にではあるが浸透してきており、派遣校において、個別ケースを通して学校アセスメントを行う意識が高まっている。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数 約450名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年24週/週1回/1回あたり4時間）

（2）対応内容

①課題の発見

2学期から不登校となったAについて、SSWが参加する校内の不登校対策委員会で話し合われた。これまで、学校は家庭訪問等を行っていたが、不登校の原因については把握できない状況であった。

②学校内での方針の検討

現時点で把握している情報から本人が安心できる環境づくりや、登校するきっかけづくりをＳＳＷが提案し、Ａが学習の遅れを気にしていることから放課後、学習の機会を設けることにした。

③支援の実施

放課後、Ａのための学習会を実施した。また、Ａがスポーツ好きなことから、体育館で教職員と運動をする機会も設けた。

④経過観察

放課後、学習やスポーツで教職員とつながることで、Ａは安定し、通常登校できる日が増加している。

（３）成果

不登校の原因が不確定であっても、Ａが安心できる環境づくりに目を向け、学校ができることを検討・実施することで、Ａへの具体的な支援を行うことができた。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 約 400 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 24 週/週 1 回/ 1 回あたり 4 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

登校渋りがあるＢが登校した際、友人から嫌なことを言われたことをきっかけに、学校を連続して休むようになり、担任からＳＳＷにいじめではなく、不登校として相談があった。

②学校内での方針の検討

ＳＳＷが、Ｂの登校渋りと友人トラブルを分けて考えることを伝え、Ｂの気持ちを確認した上で、友人トラブルをいじめとして認知し、対応することとした。

③支援の実施

担任がＢへの家庭訪問を行い、登校を促すのではなく、今回の事象について、Ｂの気持ちに寄り添うことを大切にしていってほしい。また、不十分であった友人への聞き取りを再度行い、指導した。

④経過観察

担任がＢに寄り添い、また友人が謝罪したことで、Ｂの様子は安定していった。また、Ｂと担任との関係が築かれたことにより、Ｂの登校状況は改善している。

（３）成果

いじめの定義に沿って認知し対応したことにより、Ｂの不安を解消することができた。関連する事象であっても一つ一つの事象を整理し対応することの大切さを教職員間で共有することができた。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 約 400 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 24 週/週 1 回/ 1 回あたり 4 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

Cが朝食を食べていないことをきっかけに、担任がCに話を聞いたところ、自分だけが朝食を与えられなかったり、外出時に置いて行かれたりすることがわかり、担任からSSWに相談があった。

②学校内での方針の検討

虐待が疑われる事案として市町村福祉担当課に通告することを学校は多少の躊躇いをもっていたが、SSWから通告の必要性を教職員に伝え、管理職から通告することになった。

③支援の実施

市町村福祉担当課の職員がC宅を訪問し、指導を行った。また、学校と福祉担当課が連携して、Cの家庭を継続的に見守り、適宜、情報共有した。

④経過観察

福祉担当課のC宅への訪問により、保護者がCの特性も含め悩みをもちながら子育てされていることがわかった。しかし、母親は自身がCに対して行った行為については反省していたとのことであった。訪問以降、Cから朝食を食べていない等、以前のような訴えはなくなっている。

（３）成果

この事象を通して、法律に則った対応が必要であること、また、通告することで子どもたちへの支援につながることを教職員が認識することができた。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 約 450 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 24 週/週 1 回/ 1 回あたり 4 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

Dは父子家庭であり、多くのきょうだいがおり、生活保護を受給している。Dの進路について、経済面や父親の無関心さから、進学か就職かを決められない状況の中、担任からSSWに相談があった。

②学校内での方針の検討

SSWから、まずはDの希望をしっかりと聞き、その上でケース会議を行い、支援を検討すべきであると提案した。進学したいというDの気持ちを確認した上、ケース会議を行い、学校がすべき支援と関係機関につなげる支援を整理した。

③支援の実施

教職員が市町村福祉担当課と連携を行い、どのような経済的支援を受けられるかについての確認を行った。また、Dの進学希望校へも連絡を取り、授業料以外の費用について情報を得た。その内容を踏まえ、担任が父親に働きかけ、Dが父に自分の意志を伝えるための調整を行った。

④経過観察

Dの経済的な不安を軽減し、安定して学習に取り組むことができた。また、教職員が父親に働きかけたことにより、Dが自分の意志を父親に伝え、父親の承諾のもと、進路を決定することができた。

(3) 成果

生徒を支援する上で、本人の意志を確認・尊重することの重要性が再確認できた。また、ケース会議を開いたことにより、学校ができる支援と関係機関につなげる支援に整理することができた。

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 約 450 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 24 週/週 1 回/1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

Eの家庭は多子家庭であり、幼いきょうだい2人の世話のため、学校への登校は週に数日であり、登校しても授業中に居眠りが多い。学校は関係機関との連携が必要であると判断し、SSWに相談した。

②学校内での方針の検討

SSWから校内ケース会議を開催することを提案した。ケース会議では、Eのヤングケアラー状況を確認するとともに、その内容をこども家庭相談センター（児童相談所）や市町村教育委員会、市町村福祉担当課に共有することになった。

③支援の実施

学校の働きかけにより、本人やきょうだいが通うそれぞれの小・中・高等学校、市町村教育委員会及び市町村福祉担当課が参加するケース会議を開催し、要対協への登録と見守りを開始した。また、きょうだいが通うそれぞれの学校で、当該児童生徒の見守りをするとともに、学校間で情報共有を行った。

④経過観察

家庭の様子やEの出席状況は、改善はされていないものの、今後、関係機関や学校間の連携をより密にしていき、Eやそのきょうだいへの支援を継続的に行っていく。

(3) 成果

学校としてすべきことが明確になり、関係機関ともケース会議を行ったことにより、教育と福祉の各視点をもったチームとしての対応する体制が構築することができた。

和歌山県教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

○連絡協議会：１回

【目的】ＳＳＷ等の業務内容について理解を促すとともに、資質向上を図るため有識者による研修を実施し、チーム学校の一員としての機能充実に資する。

【日程】４月

【内容】市町村教育委員会・県立学校担当者との協議。

テーマ：「多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導 生徒指導提要改訂版 第13章を中心に」

○研修会：８回

【目的】ＳＳＷ等に対し、事業理念の共通理解を図るとともに、児童生徒の問題行動の背景にある様々な課題に対する効果的な働きかけや、学校と関係機関等との円滑な連携に資する。

【日程】・全体研修会 ３回 （４月・６月・１１月）

・経験年数別研修会 ４回 （５月２回、１０月２回）

・いじめ対応研修会 １回 （８月）

【内容】講義及び協議

テーマ：「スクールソーシャルワーカーの業務について」、「ＳＳＷを効果的に活用し、活動するためには」、「いじめ重大事態から学ぶ、いじめ対応のポイント」、「課題への初期対応のポイントとＳＳＷ活用の在り方」、「いじめ対応における事実調査、指導・支援・モニタリングプラン及び保護者対応等に係る実践的スキルについて」、「虐待と不登校について」、「不登校対応のアセスメントについて～不登校に潜むヤングケアラーと性的被害への対応～」、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン改訂について」

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・連絡協議会では、ＳＳＷ担当指導主事が、市町村教育委員会担当指導主事、県立学校担当者及びＳＳＷ等に対してＳＳＷ等の活用について所管事項説明を行い、スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーから児童生徒のアセスメント及びスクリーニングにおけるＳＳＷ等の活用の重要性について、講義を行った。また、市町村教育委員会担当指導主事、県立学校担当者及びＳＳＷ等が、事例をもとに協議し、対応力向上を図った。
- ・管理職を対象にした「不登校に特化した研修」において、外部講師によるＳＳＷ等の効果的な活用等を含めた不登校に係る支援の充実についての講義を実施した。
- ・県立学校生徒指導部長会議、市町村立学校担当教員及び市町村教育委員会指導主事を対象とした生徒指導研究協議会で、ＳＳＷ等の専門職を含む「チーム学校」による生徒指導体制を構築することで期待できる効果等について、講義を実施した。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

①学校が抱える課題に応じた配置上の工夫

- ・市町村教育委員会及び県立学校から提出される申請書に基づき、児童生徒数及びケース発生の多い地域や学校に重点的に配置するよう調整を行う。

- ・対象校においては、定期的な支援ができるよう、年度当初に拠点校と対象校が協議し、年間勤務計画を作成し、年間計画に基づいた運用を促すとともに、緊急的な支援が必要な場合には追加の配置を行う。

②教職員の負担軽減に資するチーム学校としての取組を促す配置上の工夫

- ・スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーが配置校を訪問し、管理職等に指導助言を行う。

③福祉との連携による配置上の工夫

- ・各市町村教育委員会に、ＳＳＷ等の配置に係る申請書を提出させる際、各学校における重点課題（虐待、貧困、不登校・いじめ対策等）や配慮が必要な事由の記載項目を設ける。

④他の事業を活用した配置上の工夫

- ・ＳＣ等、訪問支援員、不登校児童生徒支援員の配置とＳＳＷ等の配置を併せて検討する。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

【課題】

- ・多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導に係る課題に対して、ＳＳＷ等の更なる効果的な活用のために、学校の支援体制の検討を行う必要がある。
- ・こどもを取りまく背景の複雑化に伴い、解消が困難なケースが増加している。

【原因】

- ・ＳＳＷ等の経験や対応力に個人差がある。
- ・学校がＳＳＷ等の活用方法の理解に乏しいことや、ＳＳＷ等の勤務日数が少ないため、教職員との情報共有の機会が限られる。

②課題解決に向けた取組内容

- ・効果的な活用方法や活用に向けた体制づくりを促進するため、市町村教育委員会担当指導主事、学校の担当者及びＳＳＷ等の多職種を対象とした研修を企画し、スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーから講義と演習を受けられるようにした。
- ・対応が困難な事例が生じた場合は、ＳＳＷ等が、スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーから直接助言や指導を受けられる体制を整えた。

③成果

- ・ＳＳＷ等への相談件数が前年度より増加し、適切なアセスメントにもとづいた組織的な対応ができたことで、好転に至った件数が増加した。

【２】対応事例＜令和６年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

- ①学校の種類 中学校
- ②児童生徒数 約１５０名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
 - 配置形態 拠点校方式
 - 配置方法 年４２週/週１回/１回あたり６時間

（２）対応内容

①課題の発見

入学前に市町村要保護児童対策地域協議会から申し送りがあった生徒である。当該生徒は、小学校低学年時に発達検査を受け、ADHDと診断され、高学年時から不登校である。学校行事（遠足、運動会）等にも興味や意欲は見られず、時々参加する状況であった。

母親は、適応障害等と診断されており、自殺企図及びオーバードーズを行い、救急搬送されることがある。

②学校内での方針の検討

- ・ S S W等が、学校や関係機関から正確な情報を収集し、アセスメントシートを作成の上、ケース会議を実施した。
- ・ 担任等が生徒及び保護者と継続した面談を行い、関係構築に努める。
- ・ 関係機関と連携し、支援方針の決定と学校の役割を整理し対応する。

③支援の実施

- ・ 福祉、医療及び精神保健福祉センターが家庭への介入を実施した。
- ・ 教職員等が生徒と関わりやつながりを持ちながら、生徒の見守りと学習支援を行った。

④経過観察

- ・ 担任の家庭訪問だけでなく、訪問支援員や精神科病院相談員及び市町村関係機関による定期的な居宅訪問を実施した。
- ・ 当該生徒の妹も不登校となったため、当該市町村教育委員会も含め、S Cや不登校児童生徒支援員及び訪問支援員等との連携を図り、児童生徒等へ支援を行った。
- ・ 当該生徒及び妹が在籍する学校では、相談を定期的の実施している。

（３）成果

- ・ 福祉や保健行政が継続的に家庭へ介入し、継続して家庭支援を行っている。
- ・ 生徒は「高等学校に入学後、生活が安定すればアルバイトも、頑張りたい。」など、具体的な将来の見通しを持てるようになった。

<いじめ・発達障害等に関する問題>

（１）学校の概要

- ①学校の種類 高等学校
- ②児童生徒数 約300名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 単独校方式
配置方法 年42週/週1回/1回あたり6時間

（２）対応内容

①課題の発見

入学時に関係機関を通じて情報共有の機会があった。生徒は自閉症スペクトラムの診断されており、

感覚過敏（聴覚）があること、友人等との距離感が近く、相手に負担をかけたことをきっかけに登校できない状況であった。高校入学後、当該生徒から「いじめアンケート」でいじめの訴えがある。

保護者から、家庭内でゲームがうまくいかないことで暴れたため、医療機関を受診したことがあると、情報提供があった。

②学校内での方針の検討

- ・情報をもとに、ＳＣ、ＳＳＷ等を含めた複数の教職員でスクリーニングを行い、ＳＳＷ等は正確な情報を収集し、アセスメントシートを作成した。スクリーニングの結果及びアセスメントシートを基に、ケース会議を行った。
- ・いじめアンケートの結果を受け、校内いじめ対策委員会にて、事実確認等を行った。
- ・担任等が生徒、保護者と継続した面談を行い、関係構築に努める。

③支援の実施

- ・いじめに関しては、周辺生徒に聞き取り調査を行ったが、事実は確認できなかった。
- ・生徒指導担当者と担任が、関係する生徒及び保護者に概要を説明し、学校の方針について関係する生徒の保護者に説明を行う。
- ・担任は、保護者から生徒に登校できない状況等についての悩みを聞いており、ＳＣとの面接を勧めた。ＳＣは、保護者と面接を行った。

④経過観察

- ・母子関係の悪化を受けて、学校は再度アセスメントシートを作成した。
- ・学校職員及び福祉担当者によるケース会議を開催した。

（３）成果

- ・ＳＣ、ＳＳＷ等を含めた複数の教職員によるスクリーニングの実施や関係機関との連携により、生徒理解が進み、適切な指導・支援を行うことができた。
- ・いじめについても、組織的な対応と早期発見、早期対応が実施できたことにより、重大化を防ぐことができた。

<貧困>

（１）学校の概要

- ①学校の種類 高等学校
- ②児童生徒数 約２００名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 拠点校方式
配置方法 年４２週/週１回/１回あたり６時間

（２）対応内容

①課題の発見

学級費の支払いが滞っていた生徒の保護者に、担任が連絡をするが電話に出ない状況があり、ＳＳＷ等に相談した。

②学校内での方針の検討

- ・ S S W等が正確な情報を収集し、アセスメントシートを作成しケース会議を行った。
- ・ 関係機関と連携し、学校の役割を整理した上で支援方針を決定し、対応した。
- ・ 担任等が、生徒及び保護者との面談を継続し、関係構築に努める。

③支援の実施

- ・ S S W等が関係機関に問い合わせを行い、ケース会議の開催を依頼した。
- ・ 生活の状況等について、生活保護担当課室課及び家庭支援担当課室と情報共有を行い、家庭支援が実施された。
- ・ 奨学給付金等については、学校の事務担当者が保護者に制度と記入内容等の説明を行った。

④経過観察

- ・ 保護者は、奨学給付金の受給について検討した。
- ・ 家庭支援は、関係機関が行った。
- ・ 生徒の様子の確認については、教職員が継続的に観察を行った。
- ・ 学校と関係機関は定期的に、情報共有や協議を行った。

(3) 成果

- ・ 関係機関が継続的に家庭に介入し、家庭支援を行うことで、保護者の経済的状況が改善された。
- ・ S S W等が教職員にコンサルテーションを行い、組織的に対応できた。
- ・ 保護者に奨学給付金等の情報共有ができた。
- ・ 学校及び関係機関による支援が継続できている。

鳥取県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

【目的】スクールソーシャルワーカーの職務内容と職務に必要な知識について理解を深め、資質の向上を図る。

○資質向上研修2回（8月）

- ・「複合化、多様化する課題に対応する学校におけるソーシャルワーク実践」
- ・「子どもの育ちを支えるつながり」～学校におけるソーシャルワーク実践～

○連絡協議会2回（5月、9月）

- ・「スクールソーシャルワーカーに求められる法律知識」「学校におけるリスクマネジメント」
- ・「性的虐待、性的被害・加害の現状と支援」「関係機関と学校の役割」

○基礎研修（オンデマンド形式・通年）

- ・「ソーシャルワークの基礎」「スクールソーシャルワークの基礎」「アセスメントの基礎」

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

○スクールソーシャルワーカーの職務や活動方針等を記載した「教育相談体制充実のための手引き」を平成30年7月に作成（令和元年9月一部改訂）し、県内の学校に通知するとともに、市町村教育委員会事務局職員等との連絡協議会や県教育委員会主催の研修会等で周知している。

○スクールソーシャルワーカー連絡協議会において、学校で起こる緊急事態において早期発見・早期対応はいかに行うべきか、また事態が起こった場合には学校はどう対応すべきなのか、その際スクールソーシャルワーカーはどのように位置づけられ、どのように動くのかそれぞれの対応や支援について理解を深める研修を行った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

○事業実施している市町村に県から補助金を交付。各自治体の実情に合わせて週時間数及び年間時間数を設定。

○県立高等学校においては、東部地区2校・中部地区1校・西部地区2校に拠点校方式でSSWを配置し、対応している。（県内私立高等学校にも対応している。）

○県立特別支援学校においては、東・中・西部各地区の1校に拠点校方式でSSWを配置。

○スーパーバイザーの配置。県教育支援センターへ重点配置。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

（課題）

「不登校」及び「貧困の問題」について、解決や好転までには至らず、半数以上が支援を継続していること。

（原因）

「不登校」及び「貧困の問題」は相談件数が年々増加している状況にも関わらず、「不登校」は長期にわたり状態が続いている事案の増加、「貧困の問題」は家庭へのアプローチが解決に必要な等、短期間で解決や好転に向かうことが困難なため。

②課題解決に向けた取組内容

○令和6年度も引き続き県と市町村教育委員会とで行う「いじめ・不登校等対策連携会議」にスーパーバイザーを招聘し、研修を通してアセスメントの重要性や有用性を示すとともに、教員が行う簡易アセスメントシートを作成し、各学校が「不登校」をはじめとした諸課題の早期解決に向けて取り組めるよう周知を図った。

○また、連絡協議会や生徒指導担当者、教育相談担当者を対象とした研修で、スクールソーシャルワーカーの効

果的な活用の紹介や諸課題の早期解決におけるアセスメントの重要性や有用性についての説明を行った。

③成果

○市町村教育委員会担当者の困り感を抱える児童生徒の要因・背景を見立てる力を向上させることで学校への指導・助言に繋がるとともに、学校でのアセスメントの重要性と考え方が広まってきた。

○スクールソーシャルワーカーの活用実績が増加した。

- ・支援対象となった児童生徒・・・前年度比 18%増
- ・相談件数・・・前年度比 37%増

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜貧困＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（高等学校）

②児童生徒数 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（常駐）

（2）対応内容

①課題の発見

- 入学後、保護者より生徒情報の引継ぎがあり、担任や教育相談担当教員等から SSW に共有する。
- 提出書類を確認したところ、生活保護世帯であることが判明。

②学校内での方針の検討

- 市町村要対協事務局より要対協登録ケースであることの連絡があり、引継ぎの依頼をする。
- 要対協個別ケース検討会が開催され、情報共有（学校、要対協事務局）を行う。

＜課題の明確化・アセスメント＞

- 本人は進学を考えているが、費用の面で課題がある。
- 保護者、本人共に精神疾患を抱えており、医療機関との連携、情緒面でのサポートが必要である。

＜支援内容の検討・プランニング＞

- 欠席数の増加などがあれば、受診同行を本人や保護者に提案する。
- 配慮を要する生徒として、全教職員に周知する。
- 情報共有のルートを設定する。…学校⇄事務局⇄担当 CW（ケースワーカー）、医療機関

＜モニタリング＞

- 登校は、欠席少なく出来ている。
- 生活保護世帯の「アルバイトをするまでの流れ」や「部活動費を工面する方法」などで不明点があると教職員より SSW に相談がある。
- 在校生の中に、当該生徒以外にも生活保護世帯の生徒がいる。

＜プランニング＞

- 職員会の際、「生活保護世帯の制度について」の研修を実施し、全教職員に周知する。

③支援の実施

○懇談時、保護者より「奨学金のこと等が分からず不安。」と担任が聞き、SSW と共有する。

<課題の明確化・アセスメント>

○保護者、本人共に、進学については前向きに検討している。

○保護者は、申請手続きに困難さを抱えている。

○本人と担当 CW との関係があまり良好ではない。

<支援内容の検討・プランニング>

○学校、本人、CW の 3 者で進路について共有、検討出来るようにする。

○CW と共に学校で進路に関する話が出来ないか、本人には SSW が面談で意向を確認。

○保護者には、担任から電話で確認。

○保護者、本人に了承を得られた後、SSW が担当 CW に電話で打診。

④経過観察

○担当 CW より承諾を得られ、学校にて、本人、担任、SSW の四者で面談を実施。

○進学先や、費用、進学までの流れ、その他本人の心配ごとについて共有。

○進学費用の概算表を作成し、より具体化した金額を共有。

<支援の検討・プランニング>

○生徒に対する手続き支援…学校（担任、SSW、事務室）

○母に対する手続き支援…（担当 CW）

○グーグルクラスルームを開設し、担任・SSW・本人で、情報共有やスケジュール管理などを行う。

<モニタリング>

○本人、保護者同意のもと、学校と担当 CW がやり取りできるようになり、進学について【学校・本人保護者・担当 CW】の 3 者で検討出来るようになった。

○当該生徒以外の生活保護世帯の生徒についても、事前に対応を確認することが出来た。

<その他>

（１）学校の概要

①学校の種類

（高等学校）

②児童生徒数 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（常駐）

（２）対応内容

①課題の発見

○幼少時、高機能広汎性発達障害の診断を受けている生徒。高校生活において不安や緊張が強く、イレギュラーな対応やコミュニケーション（特に同年代との）が苦手で、学校行事前や定期考査前は、不安定になることが多い。１，２年時は、休憩時間毎に相談室や保健室に来室して気持ちを落ち着かせてから授業に出ている。

たが、3年になってからは、授業を欠席することが多くなった。以上のような状況からSSWが関わることとなった。

②学校内での方針の検討

<課題の明確化・アセスメント>

1) 学校・家庭での様子

- 3年になってからは、相談室を拠点に授業に出席していたが、体調不良を訴えて欠席することも多くなった。
日によっては、授業の途中で相談室に戻って、物を投げたり壁をたたくななどの行為が目立つようになった。
自分の意に沿わないことがあるとそういった行動に出る。
- 両親は、生徒に、高校を卒業して欲しいとの思いがあるため、毎日学校に生徒を送り出すことで精一杯のようである。
- 生徒は家庭では両親に自分の気持ちを話すこともあるが、理解してもらえないこともあるため、学校と同じようにイライラして物に当たったりすることがある。それが日を追うごとに多くなってきている。
- 部活動（運動部）では、普段の様子とは正反对で、生き生きと楽しそうな表情で活動している。

2) 現在行われている学校の対応

- 年度当初の職員会議や個別支援会議（外部機関も交えて）で、生徒の状況及び授業での対応の仕方について情報共有をしている。
- 担任が、定期的に生徒との面談の機会を設け、生徒の思いを聴き取りストレスを溜めないよう配慮している。

<支援内容の検討・プランニング>

1) 目標

- 高校を卒業する。
- 心身ともに安定した学校生活を送る。

2) プランニング（手立て）

- 生徒を理解し、関わる教員が生徒に対し統一した支援を行う。
- 登校時の朝、その日の予定を特別支援教育担当教員と一緒に確認し、あらかじめ一日の流れがわかるようにする。
- SSWは、夏休みを利用し、学校以外の居場所（教育支援センター）で心穏やかに過ごしてみようことを提案。
- 学校は生徒が関わっている関係機関（放課後デイ等）と情報共有を行い、日々の支援に繋げる。
- 生徒の家庭や学校での様子について保護者と情報共有を行う。

3) 支援の実施

- 生徒の意志で、学校に籍は置いたままで夏休み明けの2学期から教育支援センターに通うことになった。
- 進路は、進学か就職かは決めかねていたが、学校の勧めもあり高卒認定資格試験合格を目標に据えた。
- 教育支援センターと学校とで定期的に情報共有しながら生徒の様子を見守っている。
- その後、生徒は高卒認定試験に合格した。今後、高校卒業が叶わなかったとしても進学を希望した場合、大学等への受験が担保されることになり、生徒の心の安定にもつながった。

4) 経過観察

- 両親は、高校卒業がゴールではないことに理解を示されるようになった。
- 生徒は学校で過ごしていた頃より、表情が生き生きとしてきた。

島根県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・県が主催する初任者等基礎研修を5月、研修会を12月に実施した。1年目SSWは初任者等基礎研修を悉皆研修とし、さらに希望者には基礎的な内容の研修を個別に実施した。
- ・県主催の連絡協議会（8月、2月）には、ミニ研修を合わせて実施した。
- ・市町村単位、または近隣の市町村と合同での定例会を3～12回実施し、事例検討や情報共有を行った。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・年度初めの管理職の各会や、管理職の研修の際に事業説明を行った。
- ・指導主事の学校訪問にSSWが同行し、必要に応じて業務説明やチラシの配布を行った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・SSWが組織の一員としての認識が深まるよう、学校訪問に同行した。
- ・小学校と中学校とのつなぎや連携が円滑に進められるよう、各中学校区に複数のSSWを配置し、複数の学校を担当するようにした。
- ・巡回訪問と派遣訪問を組み合わせながら、スクリーニングと事案への対応とができるようにした。
- ・相談対応者が一人で抱え込むことがないよう、定期的にSSW同士や、SSWと指導主事等のやり取りができる機会を設けた。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・SSWの職務についての理解が十分でないため、問題が複雑化してから介入することが多く、解決に時間がかかったり、解決が困難になったりしてしまう。
- ・SSWへの相談内容の多様化・複雑化が進んだことと、ある程度SSWが認知されたことによって、相談件数が激増しているが、それに対応できるだけのSSWと予算の確保が難しい。
- ・離島地域を中心に一部の地域では、SSWの対応が困難であったり、福祉資源が乏しく、必要な福祉サービスにつなげられなかったりする場合がある。

②課題解決に向けた取組内容

- ・校内のケース会議や支援委員会にSSWが積極的に参加した。
- ・SSW向けの研修は県内外を問わず、様々な分野の研修を紹介して参加を促した。
- ・スーパービジョンの活用を促した。

③成果

- ・支援委員会でスクリーニングを行うことや、定期的に学校を訪問して気になる子どもたちについて情報を共有することで、早い段階で問題に気づくことができた。
- ・各会議に参加することで、多面的な支援を考えることができるようになった。また、チームとして組織的に対応することが出来るようになり、円滑な支援につなげられるようになった。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （ 小学校 ）
- ②児童生徒数 176 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 派遣方式 ）
配置方法（ 1回あたり 2 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

当該児童は、3年生の2学期から腹痛、頭痛などを訴えるように欠席が増えてきた。5年生から自情学級に入級し、登校できるようになってきた。6年生になり、学級に入りにくくなってきた。昼休みの時間に登校し、給食を担当と別室で食べることで、登校できるようになった。医療機関につながっているが、母の話を聞いてもらうことを目的に本人、保護者と信頼関係のできている担任からSSWにつながった。

②学校内での方針の検討

当該児童の気持ちや考えを大切にしながら家庭は関わっているため、安心して過ごせるようになったが、保護者には焦りがあり、医療機関とは別で母の話を聞ける人が必要だと考えた。担任と当該児童、保護者との信頼関係は築けているが、当該児童が6年生ということで中学校への進学に向けて、担任自身が不安を抱えていた。教頭を中心に担任をサポートしているが、母と直接つながっているSSWに担任の不安を聞いてもらうことで、担任が安心して当該児童に関わることができると考えた。

③支援の実施

毎回、母への面談の前に担任との面談を実施。担任の思いや考え、不安などを聞いた上で母との面談に臨んだ。母との面談後は、担任と母とSSWで話をする時間を作った。また、学期の1回の関係機関を交えてのケース会にもSSWは参加した。

④経過観察

中学校進学に向けての準備を進めていくというスタンスで取組を進めていき、入学説明会への参加、中学校の見学会、体験会なども小中連携の中で実現した。3学期のケース会には中学校からも参加してもらい、良い方向に進んでいった。

（3）成果

担任が築き上げてきた当該児童、保護者との信頼関係があったことがよかった。その信頼関係をSSWが関わることで、いろいろな関係機関がそれぞれの立場で動くことができたことが、本人、保護者、担任の安心につながったことが一番の成果と考える。

＜虐待＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （ 中学校 ）
- ②児童生徒数 186 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年35週/週 5 回/1回あたり 1 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

数年前に、当該生徒のきょうだいの家庭内暴力が発生したことでSSWが家庭に入っていた。当時、父からの暴力や厳しいルールで抑圧を受けての行動であることが分かった。その後、2番目のきょうだいも同じように暴力行為が出た。3番目である当該生徒も、中学2年生になり家庭内暴力が出てきたため、母から相談があった。

②学校内での方針の検討

本人は自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍しているが知的面での困り感もあるため、養護学校への進学を進めていた。主治医も自立活動で自己理解が必要と判断して母にも伝えていたので、養護学校へ進学して家庭から離れて寮に入り、自立を目指すことを検討していた。

③支援の実施

定期的に家庭訪問し、当該生徒のしんどさや思いを確認し父母と思いを共有した。また、進路についても当該生徒に寄り添い将来について一緒に検討した。学校にも共有し、当該生徒の話を聞く人を増やした。警察、児童相談所、子育て支援課、医療とも連携しチームで家庭支援をした。下のきょうだいも在籍する小学校とも連携しフォローを依頼した。

④経過観察

家庭ではきょうだいと母とのトラブルから居場所確保が難しく、学習に向かない環境のため、放課後等デイサービスの検討や学校利用も考えたが上手くできなかった。高校受験前後は大変荒れたのでその都度対応して当該生徒と面談した。警察が介入することもあった。母の大変さも子育て支援課が聞き取りした。

（3）成果

当該生徒は全日制の高校に合格でき、満足そうであった。家庭内での暴言暴力が減り、笑顔が増えた。

<貧困>

（1）学校の概要

①学校の種類（中学校）

②児童生徒数 24 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（1回あたり 1 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

曾祖母、祖母、父、長女、長男（当該生徒）、次女、従姉妹（父の妹の実子）の7人家族である。祖母は養育にあまり関わらず、祖母と曾祖母が不仲、祖母と父も不仲の状態である。これら大人3人の間で金銭的な揉め事が絶えない。長男は特別支援学級に在籍している。父は早朝出勤で帰宅時間もまちまち、子どもたちは夕食をそれぞれで摂ることが多く、食事の時間も内容も安定していないため、長男は

かなり痩せている。

②学校内での方針の検討

校内の支援会議で経済的支援のためにＳＳＷの介入が有効でないかと判断し、依頼した。

③支援の実施

ＳＳＷが介入して特別児童扶養手当申請を２度にわたり試みたが、却下されている。

④経過観察

ＳＳＷ定例会等で定期的に状況を確認している。

（３）成果

経済状況の改善までまだ至っていないが、市福祉部局総合支援課が生活困窮者支援の一環で、ＳＳＷ介入家庭に食事支援事業を始めるため、当該家庭を最優先にと考えている。父も賛同している。令和７年度中に実施の予定である。

<貧困・子育て>

（１）学校の概要

①学校の種類 （ 小学校 ）

②児童生徒数 １０９ 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ １回あたり ３ 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

学校生活が落ち着かないきょうだい（２人）がおり、保護者との連携がとりにくいということで学校からＳＳＷ派遣の要請があった。

②学校内での方針の検討

母が未成年で２人を出産。その後、乳児院に２人は預けられ、上の子どもが小学校入学の時期に母は現在の父と結婚し、家族４人で生活することになったという背景があったので、ＳＳＷが関係機関と連携しながら母を支えることを第一目的とした。

③支援の実施

母とＳＳＷとの信頼関係づくりからスタートした。これまでの背景を詳細に情報共有することを目的に児童相談所、子育て支援課などとのケース会、校内ケース会などの調整、母のみとの面談、母と担任や養護教諭を交えて面談、関係機関への訪問同行などを重ねた。

④経過観察

関わりを続けていく中で、母と学校との関係もできていき、父も学校との関わりが増えてきた。当初、児童相談所との関わりを拒絶していた母も児童相談所に家族で相談に行くようになった。子育て支援課とも父母で相談に行けるようになり、サービスを受けられるようになった。

（３）成果

母の不安定さはあるが、父のサポート、父方祖父母のサポートを受けながら子どもと関わりを持てるようになった。学校と保護者との関係性も更によくなった。

岡山県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

年間通して、新規採用者対象研修を4回（11時間）、実地研修を合計6時間。全員対象の研修を年間2回、地区別研修を年間3回。高校担当者研修を年間1回。スーパービジョンは、各市町村ごとや地区ごとのグループスーパービジョン及び必要に応じて個別のスーパービジョンを随時、実施した。

内容としては、スクールソーシャルワークの専門性や学校教育への理解（学校組織の理解や義務教育と高校の違いなど）、個別の支援ケースの検討、長期欠席・不登校対策について、外国にルーツを持つ子どもの現状や家庭環境についての知識を得る講話及びSSWの役割等についての協議を行った。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

年間3回の市町村教育委員会担当者と連絡協議会、学校の生徒指導主事研修会や教育相談担当者研修会において、SSWの職務の理解を図るとともに、教育相談体制の状況や課題を共有し、さらなる充実に向けて協力を要請している。

また、SSWが緊急の対応がなくても定期的に学校へ巡回訪問し、各種会議への出席や校内を巡回することにより、些細なことからSSWへ相談できる状況を作ること、教職員とのコミュニケーションが図られ、SSWの職務の理解促進につながっている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・県内各市町村を複数のSSWが担当。岡山市立学校を除く、県内全公立学校に、担当SSW（巡回型）を割り当てた。
- ・県立特別支援学校は、別枠で5名配置（派遣型）した。
- ・担当校を巡回訪問するとともに、要請のあったケースについて、市町村教育委員会や地域の関係機関等と連携しながら、児童生徒や保護者、学校の支援を行った。
- ・各市町村教育委員会の担当指導主事等と地区担当SSWによる定例会議と、各リーダー（市町村にリーダーを配置）と県の事業担当者及びスーパーバイザーとの会議を月1回程度実施した。
- ・新規採用者は原則、小学校の担当のみとし、その校区の中学校担当のSSWがフォローできる体制を整えた。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

各市町村や学校におけるSSWの効果的な活用には差がある。不登校や問題行動等の未然防止、早期に支援につなぐ重要性の理解を進めるとともに、全教職員にSSWの役割について周知していく必要がある。

原因の1つとして、担任によるケースの抱え込みがあったり、SSWとの連携体制が脆弱であったりと重篤化してからSSWが対応することがあり、その場合はSSWが介入しても改善を図ることが難しく、効果的な活用として教員の実感が伴わないため、SSWを活用する機会が少なくなってしまうことがある。

②課題解決に向けた取組内容

県立学校等の教員が参加する児童虐待等対応研修にSSWが参加し、担当教員等と一緒に事例検討を行うことによって、教員の生の声を聞くことができたり、SSWの効果的な活用に向け一緒に考えたりするなど、理解を深めた。また、SSWによる校内研修の実施や、全員で共通の事業説明資料を用いて、年度当初からSSWの役割を学校に周知し、問題行動等の早期発見・早期対応につなげるためSSWとの連携体制を強化した。

③成果

- ・SSWの周知が進んだことで相談件数が増加し、SSWのニーズは高くなっている。そのうち約85%が好転している。
- ・SSWに関する各校のアンケートでは、「SSWと連携しチーム支援が可能となった。」「本人や保護者への面談、アセスメントを行い、福祉的な観点からの支援策の立案や情報提供等が得られた。」「専門的な知識・技能による多角的な視点からの支援につながった。」といった肯定的な回答が多くなっており、SSWと学校の風通しや連携体制の強化は進んでいる。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （ 小学校 ）
- ②児童生徒数 830名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態等 （ 巡回方式 ）
配置方法 （ 年52週/週0.9回/1回あたり1.3時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

登校渋りがあり、親と一緒に登校していた。その後、何とか登校することができていたが、今年度2学期の運動会後から連続して登校できない日が見え始め、登校している時でも気分不良で早退することもあった。3学期に入ってから車からも降りられず完全不登校となり、管理職からSSWに支援要請の依頼があった。

②学校内での方針の検討

校内ケース会議の開催についてSSWより担任へ提案し、学校内での方針の検討を行った。その結果、担任より保護者にSSWを紹介し、両親が来校し、SSWとの面談後、本人が学校の敷地内に入ることは難しいことから、本人のニーズ確認も兼ねて家庭訪問を行った。

③支援の実施

SSWが家庭訪問を実施して本人のニーズを確認した結果、本人は「クラスメイトや先生の視線が気になるので、学校の敷地や教室に入ることは難しい」「学校が嫌な訳ではない」ということが分かった。それを踏まえて、岡山県教委が運営している「オンライン応援室『まんまリンク』」の活用や教室とオンラインでつないで自宅から授業に参加することなどを提案した。その他、母親の不登校に対する不安感が強かったため、不登校親の会を紹介した。

④経過観察

「オンライン応援室『まんまリンク』」を利用するようになり、オンラインで他校の児童ともチャットで会話をしたり、担当教員とやり取りができるようになったりした。また、教室をオンラインでつないで授業に参加し、画面をオンにしてクラスメイトと会話ができるまでになり、来年度から教室復帰を目指す予定となっている。母親も、SSWが紹介した不登校親の会につながり、以前よりも精神的に安定している。

（3）成果

放課後登校と併用しながら、時々教室にも入ることができている。母親も安定している。教員が「オンライン応援室『まんまリンク』」を知ることができた。SSWの活用方法の周知にもなり、SSWへの相談件数も増えた。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （ 小学校 ）
- ②児童生徒数 335名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 （ 巡回方式 ）
配置方法 （ 年52週/週0.5回/1回あたり2時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

教員より、「先週、A君へのいじめが発覚し、いじめ対策委員会を開き対応方針を決定し、児童への聞き取りや学年指導を行った」と職員会議の中で情報共有があった。この時点でA君は1週間学校を欠席していた。

②学校内での方針の検討

加害児童への指導は学校が組織的に対応し、SSWはA君とその保護者のケアを担当等と連携して行う事となった。SSWは、A君の登校について学校の方針を尋ね、校長・教頭・養護教諭・担任・生徒指導主事が集まり、校内のミニケース会議を行った。SSWは、学校と父親、母親それぞれの方針のずれが今後の回復に影響すると説明し、両親と一緒に来校してもらい、支援方針を相談する会をもつことを提案した。学校の方針は担任から伝え、両親それぞれの心配は管理職も同席して丁寧に聞くことを申し合わせた。

③支援の実施

SSWからは、A君は我慢強い児童だが頑張りすぎるところもあることを伝え、出来たことを認めていく回復過程の支援について説明した。両親は納得し、学期末まで1ヶ月スパンの短期目標を学校と相談し、本

人のペースに合わせた登校に協力していく方針でまとまった。

④経過観察

担任と本人が相談しながら少しずつクラスに入れるようになった。学校は、組織的に複数の教員で毎日クラスの様子を観察し、担任と養護教諭は本人にさりげなく声を掛けながら経過観察を行った。

(3) 成果

S S Wを含め、校内で役割分担を行い、加害児童への指導と被害である児童の見守り及びケアを学校で、保護者のケア等をS S W及び担任が中心に行ったことにより、安心してクラスで過ごすことができるようになった。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 295名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (巡回方式)
配置方法 (年52週/週0.5回/1回あたり2.2時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

卒業間際に本人が養護教諭に相談し父親のDVが発覚。本人が入学後スムーズに高校生活に移行できるように春休み中に中高の学校間(S S W間)の連携を図った。入学後、支援過程で母親と子どもが一時避難のため父親と別居したことによる貧困、母親からの虐待、母親の鬱状態により、欠席が増加するなど急激な変化があった。

②学校内での方針の検討

校内ケース会議、母を交えた支援会議、本人・母を交えた支援会議等で、本人・母の意向確認を行い、支援方針の共通理解、役割分担を行った。学校は本人が安心して生活できる環境をつくり、登校が継続するように、担任を中心に定期的な面談を行い、家庭との連携を図った。要保護児童対策地域協議会との連携体制を強化し、本人・家庭の状況に応じた適切な関係機関との連携などコーディネーター役をS S Wが担った。

③支援の実施

転居の度に居住地の地域・社会資源を活用しながら、本人・家庭のサポートを行った。要保護児童対策地域協議会担当者との連携、N P Oのフードバンクの利用、生活保護等福祉課との連携、医療連携などS S Wがコーディネートを担当した。S S Wが学校巡回時にミニケース会議を開催し、本人の意向確認を行いながら、情報共有・支援検討を重ねた。

④経過観察

本人は不登校になることなく登校が継続でき、良い表情で意欲的に学校生活を送ることができている。関係機関が継続的に母・家庭の支援を行うことで、現在は母、本人、兄弟それぞれが落ち着いた生活ができている。

(3) 成果

関係機関との連携を適切に行ったことで、安心して家庭で生活できるようになるだけでなく、中学校から高等学校への引き継ぎが丁寧であり、入学当初から支援体制・構築がしっかりできていた。また、切れ目なく支援を行ったことによって、不登校の未然防止にもつながった。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童生徒数 160名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (巡回方式)
配置方法 (年52週/週0.5回/1回あたり1.9時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

本人より母が病気にかかっており入院するということを聞く。同時期に、経済的な問題等で父から地域包括支援センターに相談があったということの子育て支援課より連絡を受ける。関係機関と連携し支援を進めている中で本人が体調不良になり1ヶ月程度、学校を欠席する。

②学校内での方針の検討

S S Wは状況把握や役割分担を明確にするため、家庭からの聞き取りや関係機関との連携を担う。そのうえで家庭での生活を学校と話し合いながら支援をしていく。登校がスムーズにいくように学校の環境を整えていくこと、S S Wは本人の体調の安定と家庭環境を整えていくことを目指す。

③支援の実施

家庭の了承のもと、包括支援センターの担当者と連絡を取りながら、家庭訪問を行い母の病状の確認や経済面について困っていることを聞き取り、非課税世帯の確認や高額医療費の限度額適用認定証の交付を支援した。

④経過観察

子育て支援課、包括支援センター、社会福祉協議会、学校S S Wでケース会を開き、母の受診同行について行える機関がなく、今後は包括支援センターが病院と連絡を取りながら健康医療課に相談し検討することにした。経済面については社会福祉協議会の家計改善支援事業につなげていくことになった。また、本人の教室への入りにくさ、学習面の遅れを考慮し、無理のないように保健室登校から再開した。

(3) 成果

様々な関係機関と連携を取りながら、本人や母親の体調面、経済面の支援を行ったことや、本人の学習面については周りの友達や支援員がフォローしたことによって、教室に登校できるようになった。

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (高等学校)

②児童生徒数 675名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (年52週/週0.5回/1回あたり1.3時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

高校入学時に、中学校からの申し送りにより本生徒の家庭環境を知るところとなる。(母親は病気、父親はコンビニでのバイト、弟は障害がある)高校入学直後、申し送りやアルバイトの申請を行ったことで、ヤングケアラー等を心配した学校がS S Wに介入を依頼した。

②学校内での方針の検討

S S W、担任、教育相談担当を中心に、福祉関係者などのネットワークづくり。S S Wによる定期的な家庭訪問により、生活状況を把握。本人、父親、担任、S S Wが話し合う場の設定、拡大ケース会議を開催する。

③支援の実施

本人のアルバイトが学業に支障がでている状況もあることから、経済的な支援として、福祉事務所や社会福祉協議会において、無料の学習支援や子ども食堂の情報提供を受ける。「緊急小口資金」の申請方法、児童発達支援センターによる月に1回の食材配付(家庭訪問を兼ねて)。学校より「高校生等教育給付金(返済不要)」の通知。修学旅行代金の積み立て引き落としのための本人専用の通帳を作成し、アルバイト料もその通帳に振り込まれるように、保護者へ提案した。その為に担任も同席し、内容を確認している。

④経過観察

福祉関係者や学校とS S Wが連携し、サポート体制が構築された結果、学業とアルバイトを両立できるようになった。しかし、数ヶ月後に本人から「通帳を保護者に取り上げられ、金銭の流れを把握できないことがつらい。」と担任へ訴えが入った。保護者によると、水道料金やスマホ使用料などが払えなくなり、本人のアルバイト料を借りたいと思ったとのこと。家庭全体の困窮状況もサポートする必要があると考え、社会福祉協議会の担当者に入ってもらい、貸付金やその他の救済措置について検討、協議した。

(3) 成果

家庭の状況や家族関係のバランスが崩れやすく、本人の学校生活に影響がでる可能性が高い家庭であるが、支援機関が介入することによって、様々な課題の未然防止に努めることができた。S S Wから父親に生活再建のために仕事等も紹介したことで、家庭全体の困窮状況も改善に向かった。

広島県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

○第1回スクールソーシャルワーカー配置校等連絡協議会

【日時】令和6年4月30日（火）

【目的】S S Wの取組の成果及び課題等について情報交換・協議を行うとともに、情報の共有、相互交流を深めることにより、S S Wの力量の向上及び効果的な活用を図る。

【内容】講義「学費負担を軽減する制度について」

事業説明「スクールソーシャルワーカー活用事業について」

講義「学校、家庭、地域をつなぐスクールソーシャルワーカーの役割について」

協議「多様な背景を抱える児童生徒の対応について」

○第2回スクールソーシャルワーカー配置校等連絡協議会

【日時】令和6年9月9日（月）

【目的】S S Wの取組の成果及び課題等について情報交換・協議を行うとともに、情報の共有、相互交流を深めることにより、S S Wの力量の向上及び効果的な活用を図る。

【内容】講話「ヤングケアラー支援について」

協議「実践の共有及び手立ての検証等について ～第一回のグループ別協議を踏まえて～」

○第3回スクールソーシャルワーカー配置校等連絡協議会

【日時】令和7年1月24日（金）

【目的】S S Wの取組の成果及び課題等について情報交換・協議を行うとともに、情報の共有、相互交流を深めることにより、S S Wの力量の向上及び効果的な活用を図る。

【内容】講話「学校とS S Wの効果的な連携に向けて」

協議「設定したテーマに係る実践の共有及び手立ての検証等について」

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

設置要綱をもとに、「スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために」を作成し、各配置校へ配付し、S S Wの基本的な役割や職務内容、効果的な活用のための支援体制、業務遂行に当たって配慮すべき事項等の周知を図った。

また、S S W S Vが配置校への学校訪問及びS S W配置校等連絡協議会等の機会を通じて、管理職等に対して、各学校の状況に応じたS S Wの効果的な活用について指導及び助言を行っている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

市町の派遣申請を受けて、県内22市町の50中学校区へ配置した。また、県立高等学校においては、拠点校配置を行い、県内全域の高等学校を支援対象とした。なお、各中学校区では、中学校を配置の拠点とし、当該中学校区内の各小学校にも勤務する。

人材確保については、広島県教育委員会ホームページに募集案内を掲示するとともに、広島県社会福祉士会及び広島県精神保健福祉士協会と連携し、会員への周知を依頼した。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

令和4年度と令和5年度を比較すると、重点配置校において、いじめ・不登校児童生徒への支援件数が前年度から34ポイント減少し、好転率についても、前年度から9.7ポイント減少した。

要因としては、重点配置校において、S S Wの活用方法の周知やS S Wの専門性の向上に係る取組が不足していたこと等が考えられる。

また、令和5年度分析以外の課題としては、生徒指導上の諸課題の増加やS S Wの役割についての理解の深まりを背景に、S S W配置希望校数が増加しているが予算や人材確保の問題があり、S S Wの配置拡

充が追いついていない状態が続いていることが挙げられる。

②課題解決に向けた取組内容

S S Wの活用方法の周知及び専門性の向上について、S S W S Vによる学校訪問やS S W配置校等連絡協議会等を通して、S S Wが、関係機関等との連携の下、家庭教育に対してより具体的な助言・支援を行うことができるよう、S S Wの力量の向上を図るとともに、組織的にS S Wを活用するための学校の相談支援体制の一層の充実を図る。

S S Wの人材確保については、各職能団体に加え、福祉系の学科を有する大学等の関係機関と連携し、幅広く福祉の専門家へS S Wの職務内容等を広報することにより、希望者の掘り起こしにつなげるとともに、引き続き、退職予定の教職員への働きかけを行うなどして、人材の確保を図る。

③成果

令和6年度の継続支援件数の合計は、計3,666件であり、昨年度より159件増加した。

多くの学校において、課題を抱えた児童生徒についてのケース会議を実施し、組織的なアセスメントやプランニングを行った上で計画的に支援したり、不登校児童生徒等の家庭訪問を行い、実態把握をした上で関係機関につなげたりするなど、チーム学校として取組を進める上での重要な役割を果たした。

また、「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」について、「問題が解決」又は「支援中であるが好転」となった全体の割合は、61.2%であった。その他の項目の「問題が解決」又は「支援中であるが好転」となった割合は次のとおりである。

	いじめ、暴力行為 非行等の問題行動	児童虐待	家庭環境の問題	発達障害等に関する問題
令和5年度	57.3%	47.4%	56.1%	67.1%
令和6年度	67.9%	52.7%	57.8%	67.3%

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数 226 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 48 週/週 2 回/1回あたり 6 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

小学6年生時に登校渋り、遅刻が増加し、登校後の保健室への来室が多いため、養護教諭がS Cに相談、カウンセリングする中で課題を発見した。

②学校内での方針の検討

小中連携で当該生徒の課題を共有し、中学校内のケース会議等を行う中で、生徒への支援方針について検討を行った。

③支援の実施

担任、スクールカウンセラー、S S W等の役割分担を図り、生徒が安心して登校できるような環境づくりや面談、家庭環境への働きかけを行った。

④経過観察

継続的に面談を行い、生徒から自身の感情や意見が表出されるよう傾聴、受容に努めた。

（3）成果

学校による組織的な対応の結果、生徒と保護者との関係も改善され、当該児童は心身ともに安定して過ごす様子が見られるようになった。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 104 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 48 週/週 2 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該児童は特別支援学級に在籍しており、学校では様々なトラブルがあるが、そのトラブルの一つの事実確認の際に課題を発見した。

②学校内での方針の検討

校内いじめ対策委員会を開催し、いじめ事案に係る関係生徒への支援方針について検討を行った。

③支援の実施

いじめ防止基本方針に基づき、関係機関と連携をして組織的に事実確認等を行った。

④経過観察

いじめに係る見守りや、医療連携を図るなど、生徒の状況に寄り添いながら支援を行った。

(3) 成果

学校の丁寧な対応もあり、母親も冷静に対応され、子供も学校内で安定して生活することができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 360 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 48 週/週 2 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該生徒は、当該校に転校した際の引継ぎの中で、母親のネグレクトが原因で父親の実家に転居したことが分かった。

②学校内での方針の検討

子ども家庭センター、市町の子育て担当課、教頭、生徒指導主事、担任、SC、SSWでケース会議を開催し、当該児童及び家庭支援の方針を検討した。

③支援の実施

SSWは祖父や父親と連絡をとり、本人の家庭での様子などを知るとともに、必要に応じてケース会議を継続して実施した。

④経過観察

継続した見守りができるよう、卒業後も、ケース会議を実施し、必要に応じて支援を行う計画を立てた。

(3) 成果

担任が中心となってSSWや家庭と連携することで、登校状況が改善し、進学が決まった。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②児童生徒数 397 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 48 週/週 2 回/1回あたり 6 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

当該生徒は不登校傾向であり、本人とＳＣの面談後に、ＳＳＷや担任等への情報共有を図ったことで、日々の食事が不十分であること、母親が不在になりがちであることなどの課題を発見した。

②学校内での方針の検討

ＳＣ、ＳＳＷの面談等、生徒に係る情報を学級担任、管理職、養護教諭等で共有し、支援方針を検討した。

③支援の実施

ＳＳＷは母親に生活困窮者自立支援制度の相談窓口と地域食堂の情報提供を行った。また軽度認知症の傾向のある祖母への支援促進のため、地域包括支援センターへの相談も促した。

④経過観察

当該生徒について、家庭環境が就学意欲の低下につながっている可能性があるという見立てから、引き続き家庭への支援と本人の登校意欲促進の声掛けに努めた。

（3）成果

当該生徒の保護者について、相談意欲を高めることを短期目標として支援を続けたところ、母親は来校し、ＳＳＷと共に就学支援金、他各種制度の手続きについてサポートを受けながら申請を行った。当該生徒は、遅刻しながらも登校することができた。

＜ヤングケアラーに関する問題＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数 441 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 48 週/週 2 回/1回あたり 6 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

ＳＳＷが当該児童と面談し、両親の帰りが遅いこと、食事づくりが当該児童及びその兄弟の役割となっていること、母親が厳しく怒鳴ることがある等、家庭での生活について聞き取り、課題を発見した。

②学校内での方針の検討

校長、教頭、学級担任、ＳＳＷでケース会議を開催し、学級担任は当該児童の様子を見守り、随時面談し支援を行った。

③支援の実施

ＳＳＷは随時当該児童と面談し支援するとともに、ＩＣＴツールを活用し、当該児童が困ったときに学級担任、教頭、ＳＳＷに連絡ができる体制を整備した。

④経過観察

学級担任は当該児童と随時面談を実施するとともに、ＳＳＷ・学級担任が母親とも面談を行い、母親の支援を継続的に行った。また、定期的に要対協事務局と学校の連携会議を行った。

（3）成果

学級担任が母親との面談を行うことで、母親の当該生徒への厳しい怒鳴り声も減少してきた。また、食事作りについても、母親が当該児童及び児童の兄弟と協力して行うようになった。

山口県教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・ＳＣ、ＳＳＷ、ＦＲアドバイザー連絡会議（年１回、令和６年８月２２日実施）

※ＳＶによる講義・事例検討等の研修を含む。

（目的） 外部専門家、市町教育委員会指導主事等が一堂に会し、いじめ・不登校等の対策に係る国の動向や県の方針等についての理解を深めるとともに、児童生徒の課題や家庭問題等について事例検討・協議等を行い、専門家同士や関係機関と連携した支援の在り方等について研鑽を積み、各事業の効果的な実施、外部専門家の効果的な連携及び支援の質の向上を図る。

- ・市町教育委員会ごとに、ループリック評価を活用したＳＳＷの活動点検や教育委員会との連携強化を図る研修（年１回、令和６年１０月下旬以降、各市町教育委員会で開催日を決定し実施）

（目的） 「スクールソーシャルワーカー資質向上指標」（以下、ループリック評価）を活用して、県のスクールソーシャルワーカー活用事業における支援体制の強化や県内配置のスクールソーシャルワーカーの資質能力の向上を図る。

- ・山口県社会福祉士会や山口県精神保健福祉士協会等の職能団体が実施する研修の後援

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ＳＳＷの役割、支援の重要性、ＳＣとの連携、ケース会議の持ち方等についてまとめた「ＳＳＷ活用マニュアル」「ＳＳＷ実践事例集」を市町教委及び各学校に配布し、周知を図っている。
- ・県教育委員会ＨＰに「ＳＳＷ活用マニュアル」を載せている。
- ・年度当初に県が実施する連絡会において、ＳＳＷの活用事業について市町教育委員会指導主事等に対して周知を図っている。
- ・市町教育委員会の生徒指導担当指導主事が参加する協議会で、ＳＶが講義をしている。
- ・県立特別支援学校を対象に、「ＳＳＷの業務に係る校内研修への講師派遣」を行い、ＳＳＷ業務への理解や事例へのコンサルテーション等についての研修を実施している。
- ・教職員が受講する研修において、ＳＳＷが講義を実施している。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・中核都市を除く県内全１８市町にＳＳＷを配置
- ・やまぐち総合教育支援センターに、エリアＳＶを配置（県立学校対象ＳＳＷ）し、エリアＳＶが市町ＳＳＷにスーパーバイズを行っている。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に当たっての課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

- ・ＳＳＷのニーズが高まっている一方で、ＳＳＷの人員の確保や育成が十分にできていないこと。
- ・ＳＳＷの家庭介入支援等を行っても、早期の解決が困難な事案が増加しているため、ＳＳＷの専門性を高めるための研修やオンラインを活用した支援の充実、情報交換の機会を確保する必要がある。

＜課題の原因＞

- ・予算には限りがあるため、ＳＳＷの増員等、事業の拡充が困難であること。
- ・限られた配置人数や勤務時間の中で、児童生徒の支援に勤務時間が費やされ、地域ごとの情報共有や

事例検討等、ＳＳＷの研修を行う機会が少ないこと。

②課題解決に向けた取組内容

- ・学校が支援の必要な児童生徒を早期発見・早期対応するために、校内研修会等で、ＳＳＷが講師を務めるなど、教職員等の資質向上を図る。
- ・ＳＳＷがケース会議等に参加した際、その他のケースにおいても学校の相談に応じたり、学校へ助言したりするなど広く支援を行う。
- ・ＳＳＷが専門性やスキルを高め、学校や関係機関と連携強化を図るために、ＳＶが市町のＳＳＷや指導主事等が対応している事案をともに支援したり、助言したりするなどを通して、児童生徒支援者の資質向上を目指す。場合によっては、ＳＶが支援ケースの経過確認も行う。

③成果

「スクールソーシャルワーカー活用事業」における活動記録から

「スクールソーシャルワーカーの相談件数」について

	令和５年度	令和６年度
相談等を行った件数（児童生徒・保護者・教職員等）	１１，０６９件	１１，６６８件

- ・児童生徒、保護者、教職員等を対象に相談等を行った件数は１１，６６８人であり、前年度と比較して５９９人増加している。

「主な連携先の関係機関」について

- ・学校だけでは解決することが困難な事案について、専門的な知識を持つＳＳＷが早期に対応したり、他機関につないだりすることで課題の解決につながっているケースが多くある。

	人数
① 教育支援センター、進学・転学先の学校等	７６
② 児童相談所、要保護児童対策地域協議会	１８５
③ その他首長部局等（②を除く）	４６
④ 警察等の刑事司法機関	３４
⑤ 病院等の医療機関	６４
⑥ その他の専門的な関係機関	５８
⑦ 地域の人材や団体等	５５

【２】対応事例＜令和６年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②児童生徒数 ３２７ 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ １回あたり ２ 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

精神障害のある保護者と本人で生活。本人自身には発達障害の診断があり、高校に進学してしばらくしたころから、不登校になった。本人・保護者ともに中々連絡が取れず、学校は対応に苦慮し、ＳＳＷの派遣となった。

②学校内での方針の検討

校内ケース会議では、まず保護者の困り感を確認することとなり、教員と保護者の面談の場にＳＳＷも同席した。保護者自身は、精神的な不調により、子育てがうまくできていない苦しみや書類への記載が困難との話があった。また、保護者の精神的な不調が本人へ影響している様子もあった。

③支援の実施

ＳＳＷは定期的に家庭訪問し、本人や保護者と信頼関係を構築していった。本人は特性のためか、周囲に関係性の良い者が少なく、初めはＳＳＷを警戒していたようだが、徐々に話をしてくれるようになった。

保護者との面談では、体調や書類の確認を中心に行った。当初は書類の確認が中心であったが、精神面での健康ニーズがあり、メンタルヘルスリテラシー（精神的健康と知識や情報などの活用能力）の向上について、一緒に取り組んでいった。

④経過観察

保護者の精神面での安定が図れたことにより、本人の意欲も向上し始めた。それまで自宅内で引きこもっていたが、「〇月からは登校するつもりです」と話すようになってきた。その後、本人は登校すると話していた時期より、登校を始めた。時折欠席することもあるが、卒業に向け頑張るようになった。

（３）成果

１ケースごとの依頼のため、学校全体の不登校に関する児童生徒数は把握していない。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②児童生徒数 381 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ １回あたり 2 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

体調不良による欠席が増えていた。保護者からの情報や、本人とＳＣ・担任との面談の中で、部活動での人間関係にストレスを感じていることが把握され、周囲への聞き取りから具体的ないじめのエピソードも確認し、校内いじめ対策委員会にて協議を行い、対応を開始していた。過呼吸で救急搬送を繰り返す等、

本人の心身状態の悪化・欠席の長期化に伴い、保護者の強い不安感が、学校への不信感・怒りの感情へ転嫁され学校として対応に苦慮されＳＳＷ派遣要請となった。

②学校内での方針の検討

校内いじめ対策委員会で協議。当該生徒への支援とともに、加害とされる生徒・保護者への支援について並行して協議を行った。保護者の意向を汲みながら進めるため、ＳＳＷが保護者と面談。本人の受診する医療機関や、母子の通う不登校支援団体の職員との連携をしていくこととした。同時にいじめ重大事案となることを想定し県教育委員会と管理職の協議も進められた。

③支援の実施

教職員・ＳＳＷ・ＳＣで役割分担をし、関係機関との連携、保護者対応、生徒対応を確実に行うとともに、こまめに情報共有を行い、協働を進めた。関係機関や保護者も同席のケース会議を行うことで、本人を取り巻く支援者同士のネットワークを構築し、保護者の不安感軽減を図った。加害生徒の発達特性に配慮した指導を継続し、加害生徒保護者への寄り添いも継続。

④経過観察

本人が信頼する医師・不登校支援団体と学校とで情報が共有されている安心感から、別室登校が可能となり、自然に心身の状況は安定。進級することもできた。本人はＳＣ面談と医療機関受診を継続し、学校生活の困り感を担任に相談するなど、一人で抱え込まず言語化できるようになった。加害生徒との関係も一定の距離間の下、安定している。保護者へはＳＳＷ面談を継続し、保護者の心身の安定も図れている。

(3) 成果

1 ケースごとの依頼のため、学校全体のいじめに関する児童生徒数は把握していない。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(特別支援学校)

②児童生徒数 387 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (1 回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

知的障害のある保護者と、知的障害及び発達障害のある本人が、祖父母宅で生活。数年前に他県から実家のある本県へ転入。以前は、DVにより他県の母子生活支援施設に避難していたが、祖母が迎えに行き自宅へ戻った。本人は療育手帳を所持していたため、地元の総合支援学校へ転入したが、祖父母と保護者との関係が良くなく、「暴言や暴力が見られるため家庭支援が必要」とのことでＳＳＷが派遣された。

②学校内での方針の検討

ケース会議を行い、定期的に関係機関と情報共有・連携を行うこととなった。療育手帳の更新がされておらず福祉サービスを受けられない状況で、家庭内に問題を抱え込んでいた。このため、SSWが家庭へ療育手帳更新の説明を行い、児童相談所への同行を実施。療育相談へとつなげる、また、毎月家庭訪問を行い、ペアレントトレーニングなどを実施することになった。学校は本人の成長段階に応じた望ましい声かけや対応を行い、必要に応じてSSWと連携し、保護者や祖父母にも子どもの発達段階に応じた支援を行うこととした。

③支援の実施

SSWが児童相談所に事情を説明し施設入所も検討されたが、当時は受入施設がなかったため、虐待対応を念頭に学校や関係機関による家庭支援を開始。福祉サービスの利用も始まり、家庭で過ごす時間を減らす工夫も行われた。SSWと担任が協力して、祖父母と母親にペアレントトレーニングを行うことで、本人の能力に合わせた関わりを理解し、障害受容にもつながっていった。

④経過観察

家庭環境は少しずつ改善が見られ、本人も成長が見られていたが、祖父が突然の病で入院したことをきっかけに、祖母と保護者の関係が悪化。祖母と保護者のストレスが本人に向かい、学校でも不安定な言動が見られるようになった。そのため、SSW・児童相談所・学校・祖母・保護者で協議を行い、家庭が落ち着くまで本人を施設に入所させることとなった。また、家庭には保護者支援としてヘルパーの導入が決定した。

本人が施設に入所したことで、家庭の育児負担が軽減された。今は本人が自宅に帰ることが出来るように、SSWが毎月家庭訪問を行い、ペアレントトレーニングを継続している。本人も施設では暴言や暴力がなく、食事也十分に提供される安定した環境で生活できており、落ち着いた生活を送ることができている。

(3) 成果

1 ケースごとの依頼のため、学校全体の虐待に関する児童生徒数は把握していない。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②児童生徒数 49 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (1 回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

発達障害の疑いのある保護者と本人での生活。保護者は、職場や学校などの社会的な場でうまくコミュ

ニケーションを取ることができず、自分自身を発達障害と感じていた。また、正規雇用でないため、経済的に厳しくなっていた。ある日、本人から学校教員へ経済的に厳しいと相談があり、ＳＳＷへ繋がった。

②学校内での方針の検討

ケース会議では、まずは保護者の話をしっかり聴き、課題の整理をしていくこととなる。その後、ＳＳＷが保護者と面談する中で、課題は保護者の就労だけでなく、精神的な落ち込みや遺産相続、祖父母の介護などの様々な課題があることがわかった。

③支援の実施

ＳＳＷは定期的に家庭訪問し、保護者と面談。様々な課題は同時に解決することが難しいようなので、優先順位をつけ、①祖父母の介護、②精神的な落ち込み、③遺産相続、④保護者の就労、と整理をしていた。祖父母の介護は地域包括支援センター、精神的な落ち込みはＳＳＷが話を聞く、遺産相続は無料法律相談所、保護者の就労はハローワークとそれぞれ対応していった。

④経過観察

それぞれの課題について、社会資源に繋がるまで時間を要したが、概ねの課題は解決傾向になった。これまで、保護者は様々なところへ相談するものの、時間を要しすぎることで相談者との関係性が悪化したようだが、ＳＳＷが保護者のペースで支援をしていったことが良かったようである。その後、本人自身の生活は安定し、無事に希望した進路へ進むことができた。

(3) 成果

1 ケースごとの依頼のため、学校全体の貧困に関する児童生徒数は把握していない。

<心身の健康・保健>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②児童生徒数 327 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (1回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

ひとり親家庭で、生徒本人は自傷行為をしてしまうケース。過去に虐待されていたことが影響してか、自己肯定感が非常に低く、何かストレスがあると自分を責めてしまい、自傷行為をしていた。徐々に自傷行為がエスカレートしていき、対応に困った保護者が学校へ相談し、ＳＳＷへ繋がった。

②学校内での方針の検討

校内ケース会議では、ＳＣの介入も検討したが、本人が登校しておらず、自宅と学校の距離が遠いため、

関わるができなかった。ＳＳＷは、エコマップを記載し、本人を取り巻く環境を確認したところ、本人と関係性の良いものが保護者以外にいなかったため、保護者への支援も必要ということになった。本人、保護者と別々に自宅や学校などで面談していくこととなった。

③支援の実施

介入し、アセスメントしていく中で、保護者の精神状態が本人へも強く影響している様子が伺えた。本人とは話をしたり一緒に活動したりするなどし、徐々に精神状態が改善。受診や内服の確認も行っていた。保護者とは、面談の他、電話等でも相談を受けていった。子育てや経済面など、様々な悩みを抱えており、その都度、一緒に考えていくようにした。

④経過観察

本人、保護者の精神状態がそれぞれ改善され、本人は再度登校するようになった。必要な情報は教員へも共有しておいたことで、教員からも温かい声掛けがあった。また、自傷行為については、「重篤でなく、他の生徒へ影響がなければ、止めるよう指導はしない」ということで統一しておいたが、本人と関係性の良い者が増えるにつれ、徐々に減っていった。

（３）成果

１ ケースごとの依頼のため、学校全体の心身の健康・保健に関する児童生徒数は把握していない。

徳島県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

① 第1回スクールソーシャルワーカー連絡協議会（令和6年4月8日）

② 第2回スクールソーシャルワーカー連絡協議会（令和7年2月17日）

ヤングケアラーについての研修や事例検討を実施し、資質の向上を図った。

③ 3S連絡協議会（令和6年8月28日）

スクールカウンセラー、スクールロイヤー、スクールソーシャルワーカーが、研究協議を行い、互いの職務内容を理解し、連携を深めた。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

徳島県スクールソーシャルワーカー設置要綱および実施要綱を作成し、公立学校の校長会及び生徒指導主事研修会等において、スクールソーシャルワーカーの活用について周知した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

定期的な配置と、学校からの要請に応じた派遣を組み合わせることにより、継続的な事案と緊急的な事案に対応できるよう工夫している。

週4日配置の常勤的な配置を試験的に2カ所で実施し、令和7年度は、週3日配置を2カ所で実施している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

児童生徒の生徒指導上の諸課題が複雑化・多様化する中、課題に応じた適切な支援や対応を行っていく必要がある。現在全ての市町村への配置を行うなか、生徒数や学校数等、規模に応じたより効果的な配置の検討が必要である。また有資格者の確保や地域による偏りがあり、県内全域を支援しやすい体制づくりが課題である。

②課題解決に向けた取組内容

有資格者の人材確保に向けて、県ホームページにおいて公募、県社会福祉士会や県精神保健福祉士協会、SSW養成の大学と連携し、周知を行った。市町村の規模に応じて、複数名のSSWの配置を行った。

③成果

県ホームページによる公募や関係機関との連携により、有資格者を確保することができ、さらに複数の市町村を担当するSSWを配置できたことにより、県内全域を支援できる体制を改善することができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数 137名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年42週/週1回/1回あたり6時間）

（2）対応内容

①課題の発見

小学5年生女子（以下「本児」）

家族構成：父（令和6年6月急逝）、母（無職）、本児の3人暮らし
小学校入学以来、一度も登校していない。
小学3年12月頃から母との連絡が困難に。
小学4年以降は父母ともに連絡が取れず、本児の状況が不明。

②学校内での方針の検討

令和6年6月、父の急逝に伴い母が役場に死亡届を提出。その際に本児の姿が確認される。
役場→学校→SSWへ報告が入り、支援のチャンスと捉えケース会議を提案。

③支援の実施

学校管理職、児童相談所、役場児童福祉担当、スクールロイヤー、スクールプロフェッサー（社会福祉士）などが連携。

スクールロイヤーからは法的見解と介入の限界について助言。

スクールプロフェッサーからは母との接点を活用した支援方法の提案。

④経過観察

今後、どのように教育を受けるのか、再度、本児と会えなくなった時のこと、経済的なこと等の課題があり、事前に関係機関と話し合う必要がある。

（3）成果

現在は役場児童福祉担当者が児童福祉手当の現況確認として、家庭訪問し本人と面談が出来ている。その状況は学校、児相とも共有してくれている。

<虐待>

（1）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数116名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年42週/週1回/1回あたり6時間）

（2）対応内容

①課題の発見

前SSWからの引継ぎ案件で、A小学校より当該児童について相談あり。

母親の養育能力に課題があり、児童に対して日々暴言が繰り返されているとのこと。

子ども自身にも愛着障害と思われる行動も多々見られ、その結果、母親も余計に苛立ち、きつく当たってしまうことが繰り返されている。

本人、言語発達に課題あり。

②学校内での方針の検討

学校長と特別支援コーディネーターと情報共有がなされ、学校生活での安心基地の確立に向け、教員間と当該児童の信頼関係の構築、学校生活での環境改善に支援を行っていきながら、当該児童の父親と定期的（月2～3回）に面談を実施。

③支援の実施

家庭内のトラブル、経済的問題、母親の精神疾患からくる家庭内不和について、傾聴、共感をおこないながら、面前DVの予防的回避に向けた、父親のストレスコーピングの方法を共に考えていった。

④経過観察

父親が家庭の事情という理由で、仕事を退職し、当該生徒の面倒をみたいので、夜の仕事（警備）就きながら、朝の登校支援を行っている。

週1回、B病院での言語訓練により、改善がみられ、通常のコミュニケーション障害については支障がなくなってきている。

（3）成果

ストレスフルな状態であった父親が、面談を重ねることにより、妻の病気（精神疾患）、息子の障がい（発達障がい）の理解を行うようになり、家庭内での行動変容への添加が徐々にではあるが、家庭環境においても関係改善、回復がなされるようになっている。

<貧困>

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 91名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年42週/週1回/1回あたり6時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

対象生徒が小学生の時に母を病で無くし、父一人で対象生徒と妹を育てるひとり親世帯で父の勤務上の都合で対象生徒の登校準備前には出勤をしているため、朝は子供たちのみでの支度が必要な状態。父は調理などの家事全般が苦手な様子で家の中は荷物など物であふれ返っている。朝ごはんはコンビニで買ってきたおにぎりやパンを用意して仕事にでかけ、子供たちはそれを食べている。

②学校内での方針の検討

対象生徒は特性があり中学校では通級による指導を受けている。日々の生活リズムが安定せず、連休や長期休み明けは朝起きられず朝食を食べずに遅刻して登校することが日常的になっている。生徒の自立の為に先生方も積極的に介入や指導を行い、対象生徒の困り感や身だしなみなど対応を行う。

③支援の実施

8時に学校の先生が電話をし、直接家に行き準備を促している。SSWとして毎週学校へ訪問し、登校していない時は指示を得て家に訪問し準備の促しや気持ちの確認など行った。

④経過観察

来年度受験を控えているため生徒への継続的な支援が必要。

(3) 成果

3学期は朝から登校できる日が増える、春休みの部活の朝練にも休まず参加するなどの成果が見られ始めた。

<暴力行為>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 173名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年42週/週1回/1回あたり6時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

令和6年9月から転校してきた小学4年生男児。前籍校では、対教師暴力があり、父親が男児の登校を約1年間禁止していた。家族の転居を理由に転校してきたのだが、男児も学校に行きたい気持ちがあったので、朝から登校し、1日学校生活を送るようになった。

②学校内での方針の検討

男児は発達障害(疑い)があるため支援学級でのマンツーマン対応になったが、はじめは5分と席に着くことは不可能だった。自分の意に沿わないことがあると、かんしゃくを起こし、ランドセルを投げ飛ばしたり、暴言を吐いたり、学校から飛び出したりした。幸いに対人には暴力行為は出なかった。休み時間には上級生がドッジボールをしているところに割り込み、勝手にボールを横取りしたりして皆から嫌われていた。トラブルを起こすたびに、教頭、担任が粘り強く指導していった。2,3か月が経過するころには、暴言を吐いたり、学校から飛び出したりする逸脱行動の回数がかなり減った。

③支援の実施

転校当時、低学年女児に近づこうする傾向が見られたため、前籍校の時から見守っていた児童相談所職員が性加害防止プログラムを男児に実施した。

④経過観察

教頭、担任との愛着関係がうまく築かれていき、男児が学校内を徘徊し、他の学年の体育の授業に入ろうとすると担任が注意をすると、授業妨害をすることもだんだん減っていった。学校で過ごしている時間は、ほとんど体育館、運動場で過ごしていることが多く、担任と一緒にキャッチボールをしたり、バッティング練習をしたりしていた。その中に本職も加わって、ボール拾いをしてあげ、キャッチボールの相手をする機会を増やしていく中で親しく話をするできるようになった。

(3) 成果

教頭、担任の粘り強い指導で、スモールステップではあるが、男児は学校でのルール、気持ちの収め方、人に対してしてはいけないことを身に付けることができたと思われる。

香川県教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

（義務教育課）

①研修目的

スクールソーシャルワーカー等の一層の資質向上に資する。

②研修内容

ＳＳＷ等月例研修会における関係機関からの講話、スクールソーシャルワーク専門領域（概論、アセスメント等）の講話・演習、事例検討、情報交換、警察ＯＢ等で構成するスクールサポートチームとの合同研修を行っている

③実施時期

毎月１回実施（年１２回）

（高校教育課）

児童生徒を取り巻く課題に関する講演会を実施したり、他校のＳＳＷや教育相談担当教員等で協議したりすることで、よりよい教育相談体制を構築していくことを目的とし、年２回の教育相談連携協議会を実施した。

＜令和６年４月実施＞

- ・情報提供「性暴力被害者支援センター『オリーブかがわ』について」
- ・講演「思春期の子どもをのころを考える」
- ・グループ協議

＜令和６年１１月実施＞

- ・アドボケートについて（ＳＳＷのみの研修会）
- ・研修報告「教職員支援機構 教育相談指導者研修会」
- ・講演「発達障害のある生徒の将来を見据えた支援について～おとなの発達障害の事例より～」
- ・情報交換「各校の教育相談体制の整備状況について」

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

（義務教育課）

年度初めの校長会や教頭研修、また生徒指導主事研修会において、「チーム学校」やＳＳＷの活用等について周知を図っている。また、年２回、教育相談担当教諭、ＳＣ、ＳＳＷが出席する連絡協議会を実施している。さらに、市町教育委員会指導主事会において、ＳＳＷの活用等に関する理解を深めるための講話・研修を行っている。

（高校教育課）

教育相談連絡協議会については、学校の教育相談担当者等も参加し、他校のＳＳＷと協議したり、事例検討を行ったりしている。他校と情報交換できる機会となるため、よりよい教育相談体制の構築につながっていると考えている。ＳＳＷの効果的な活用等については、活用ガイドラインを策定し、第１回教育相談連絡協議会で周知している。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

（義務教育課）

- ① 公立小・中学校については、市町教育委員会（以下「市町」と言う。）がＳＳＷを配置するための経費を補助し、それぞれの実情に合わせて配置している。
- ② 県教委が委嘱するＳＳＷを市町や学校の要請に応じて派遣し、市町が雇用するＳＳＷへのスーパービジョンや教職員へのコンサルテーションを行っている。

（高校教育課）

各学校に対し、スクールソーシャルワーカー活用状況調査を実施し、ＳＳＷの派遣要請の多い学校を拠点校とするなど、適切な人員や配置時間になるように検討している。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

（義務教育課）

①課題とその原因

- ・教育相談体制が十分に確立できていない。予算不足による時間的制約により、学校が希望する派遣時間の確保が困難である。また、ＳＣ、ＳＳＷがお互いの業種の理解が不十分であり、必要な場合にも

両者が連携できる時間を十分に持つことができていない。

- ・ S S Wが市町単位で雇用されている現状において、児童生徒への対応に差が見られる。主な原因として、地域間の連携が十分に図られていないことがあげられる。市町ごとに S S W の配置や活用方法について独自に方針を定めているため、情報共有や効果的な対応等の検討が不足している。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ 県が財政当局に対して予算請求を行い、予算を確保し、時間の確保を目指す。また、ガイドラインを活用し、S C、S S Wおよび学校が互いの役割について理解を深め、効率的な連携を図ることにより、教育相談体制の充実を目指す。さらに、S C・S S W・教員が情報を共有できるよう、連絡協議会を開催し、連携強化に努める。
- ・ 指導主事会等において、情報交換や協議の場を設け、S S Wの配置や活用方法の共有を図る。

③成果

- ・ 予算の増加により、わずかではあるが派遣時間の確保ができた。また、S CおよびS S Wのお互いの理解度が深まり、両者が適切に児童生徒に関わる等各学校での活用が増加しつつある。
- ・ 他市町の取組内容を参考にすることで、アセスメント等の視点が広がり、支援の質の向上が図られている。

(高校教育課)

①課題とその原因

- ・ 令和5年度の課題としては、生徒が抱える問題が複雑化し、家庭に起因することも多いため、学校が介入しづらい点から需要が高まってきていると感じる。その結果、各学校からの派遣時間に対する要望に十分応えられていない現状がある。
- ・ S S Wの活用が多い学校とそうでない学校に差がある。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ 令和6年度のスクールソーシャルワーカー活用状況調査において、本来S S Wが対応すべき相談を、配置時間が少ないため、代わりに教員が対応した相談件数を調査したところ、のべ752件あった。この結果を受け、財政当局に令和7年度の予算要望を行った。
- ・ 学校の教育相談担当教員やS S W、S Cが集まる、教育相談連絡協議会でS S WやS C関わった好事例の情報交換を行っている。S S Wに関わってもらった事案を共有していただくことでS S Wの活用方法を周知している。また、学校やS S Wに対しては、S Vの活用も周知している。

③成果

- ・ 令和6年度当初予算において、S S Wの配置時間が前年度比86時間増加でき、生徒に対応していただけの時間が増えた。相談件数件の相談を需要も高く効果的に活用できている。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校・いじめ＞

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校) ②児童生徒数 430 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式) 配置方法 (週 4 回/1回あたり 5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

いじめが原因による長期欠席が続く生徒と、学校がなかなか繋がらないこと、本人が学校への拒否感も抱いていることから、担任がS S Wへ相談した。

②学校内での方針の検討

担任を含め、学校が生徒と会えない状況であったため、S S Wが生徒と会える存在になるように、定期的に家庭訪問を行う。そこで得た生徒本人の思いや学校・家庭での状況を担任、学年団主任と共有し、必要な際には学校の環境を調整したり、対応の検討が必要な際にはケース会議を行ったりする等S S Wと学校が共通理解を図りながら今後の対応を検討することとした。

③支援の実施

家庭訪問を1か月ほど続けた後、S S Wが本人と会えるようになった。そこで、本人の強みを見つけたり、本人が好きな事を一緒に取り組んだりすると共に、家庭でもそのような時間をとってくれるようになってきた。その強み等を担任にも伝えた結果、生徒とS S W, 担任の3者で生徒の家で過ごす時間も増えてきた。三人で過ごす場を家庭から放課後の教室へと少しずつ移行し、学校と家庭との関係の再構築を図った。

④経過観察

週1回定期的に行う家庭訪問で子どもと会う時間を少しずつ延ばしていった。最初は本人の話せる話題（強み、好きなもの）を基に関わりを続けると、「生活リズムをなんとかしたい」と本音を漏らすようになってきたため、その対応を本人と共に試行錯誤するようにした。その後、学校や同級生に対するマイナスの感情もあるが、「誰かと話をしたい」という思いも抱いている事が分かった。そこで、話せる相手を少しずつ増やすため、担任や学年団主任だけでなく、養護教諭とも繋がるきっかけづくりをしていった。

また、学級全体に対人関係スキルの未熟が見られ、それが本人へのいじめの要因の一つとして考えられた。そこで、SSWとSCが協働して学級でのグループワークを行い、学校と連携して本人が安心して学級でも過ごせる環境づくりを行っていった。

なお、家庭も学校不信を抱いていたが、少しずつ本人と話せる大人が増えていることに安心感をいさぐようになっているようだった。担任を中心とした学校と家庭が、密に情報交換等を行うことで、共通理解をもって支援をする関係性になることができた。

(3) 成果

本人が教室で過ごすことはまだできないが、本人や家庭が学校との関係性を再構築しながら、登校へと繋げることができた。

<不登校>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類（ 高等学校 ） ②児童生徒数 600 名
③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 拠点校方式 ） 配置方法（年 16 週／1回あたり 4 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

ゲーム・スマホ依存による昼夜逆転及び怠惰により、4月からほとんど登校できていない。家族に暴力をふるうこともあった。登校しさえすれば、友人もおり、穏やかに過ごすことができる。

②学校内での方針の検討

担任は登校時の本人の様子に気を配り、必要に応じて声かけをするとともに保護者と密に連絡を取り合う。SSWへ相談。

③支援の実施

SSWによる家庭訪問3回。

④経過観察

SSWのアドバイスもあり、1学期は本人の意思を尊重。2学期以降欠課時数がオーバーし、休学することとなった。

(3) 成果

- ・担任が抱えている悩みを共有し、対応についてのアドバイスを受けられたことで、精神的に楽になった。
- ・本人が教員・家族以外の大人と話すことができた。
- ・SSWが家庭訪問をすることで、保護者の精神的サポートができた。
- ・SSWが保護者と学校の橋渡しをしてくださった。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類（ 中学校 ） ②児童生徒数 460 名
③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 拠点校方式 ） 配置方法（週 4 回、1日 6 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

教育相談の日に、本人が担任に家庭への不満を漏らしたことから、担任が管理職と相談後、SSWに相談した。

②学校内での方針の検討

まずは校内でケース会議を行い、本人は一時保護された経験もあることから、児童相談所等への通告の必要性や、本人が安心して話せる担任との関係の維持強化、その担任のサポート体制を検討した。その後、関係機関を交えてケース会議を行い、家庭へのアプローチの仕方を協議する中で、関係機関に母親と話せる存在がいることが分かり、各々が役割分担をしながら関わることとなった。

③支援の実施

学校では本人が得意なこと（部活等）を生かせる状況も創りながら、本人と母親との意見が合わない時

には、担任やS S Wが親子の関係性の調整をすることを行った。また、母親が精神的に不安定な様子が伺えた場合には、関係機関に連絡し、家庭への支援を行ってもらった。

④経過観察

関係機関が中心になって、母親へのサポートを行うことで、母親の負担等も軽減し、本人への心理的虐待はまだありつつも、家庭内での環境は少しずつ良いように変化しているようである。

(3) 成果

S S Wに相談することで、担任や学校だけで抱え込まず、校内外でのチーム支援体制を構築できている。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校・中学校) ②児童生徒数 (小学校 160 名・中学校 160 名)

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式) 配置方法 (週 5 回/1回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

本人の服装の汚れや持ち物が揃わないことが気になり、担任がS S Wと相談する。S S Wは小学校だけでなく中学校からも同様の相談があったことから、管理職と相談し小中で連携して行うこととした。

②学校内での方針の検討

小中学校で連携ケース会議を行う際に、福祉行政窓口や社会福祉協議会にも参加してもらう。その中で、以前から社会福祉協議会がこの家庭に関わっていたことが分かり、この家庭の現状等を把握し対応をすることとなった。なお、経済的な支援や就労支援、金銭管理は社会福祉協議会中心に行ってもらい、学校では子ども達が学校に通う状況を創ること、S S Wは学校や関係機関との連絡調整等を担うこととなった。

③支援の実施

学用品等の準備が難しい場合は、その都度関係機関等とも相談しながら、子ども達が安心安全に学校で過ごせるためのサポート体制を創るとともに、中学生に関しては進路保障についても家庭と関係機関とも相談して進めていった。両親共に就労まで繋がり難しい心身の状況ではあるが、利用できる社会資源やサービスを活用したり、子育て相談ができるようになったりと家庭も関係機関等と繋がりを強化している。

④経過観察

子ども達の身の回りの物等は準備できるようになり、子ども達も自信をもって学校へ通い、部活動等の活動にも参加できるようになってきている。継続的に支援を行う必要がある家庭だが、関係機関とも関係構築できているので、卒業後も見据えて支援体制を繋いでいけそうである。

(3) 成果

S S Wが小中学校で活動をしているからこそ即小中連携で対応する機会にもなったといえる。学校と関係機関が協働できる状況づくりにも日頃からネットワークのあるS S Wだからこそ対応しやすかったといえる。

<メンタルヘルス>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校) ②児童生徒数 640 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式) 配置方法 (週 1 回/1回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

保健室利用も頻回で、精神的な不安定さもあり気になる状況であったため、担任経由で面談を行う。面談を行う中で自傷行為が分かり、本人への生命の危機等も伝え、家庭や学校での支援体制に繋げると共に、定期的にS S Wが面談を行った。

②学校内での方針の検討

学校と家庭でのキーパーソンを本人に確認し、本人がSOSを出せる状況を学校内外でも設定できるように校内での役割分担を行った。家庭にはS S W同席で面談し、本人の代弁を行い家庭での見守り方・関わり方を共に協議し、親子面談も行って家庭内調整を行った。また、学校と家庭が連携をとることができるように、その連絡手段等についても確認をした。

③支援の実施

S S Wが本人への定期的な面談を行いながら、その対応について、学校や家庭と連絡を取り調整を行った。家族は本人の自傷行為に当初困惑し不安定になっていたため、家族へのサポートも電話や面談等で行

いながら、家庭でのサポート体制の構築もＳＳＷが行った。学校でも、家庭との連携を担任中心に行いながら、精神的に不安定な際には保健室等を利用する等して、校内での本人のサポート体制を構築していった。また、自傷行為の背景理解や代替手段の検討等を本人と面談を通じて行った。

④経過観察

本人自身が家庭や学校で率直な思いを伝えることができるようになったと共に、家庭も本人のペースに合わせた対応を行うようになり、家庭内での会話の内容の変化も生じている。

(3) 成果

自傷行為への対応を校内でも再確認するとともに、本人が安心して家庭や学校でも過ごせるように、本人とも協議しながら調整を行うことができたため、自傷行為はなくなり、適宜自分の思いを周囲の人に相談できるようになっている。

愛媛県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

- (1) スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を対象とした研修の実施状況
 - ア 研修の目的
ＳＳＷが集まり、取組状況や課題について情報交換や研究協議等を行うことにより、今後の実践研究活動の向上に資する。
 - イ 研修対象
県内ＳＳＷ３９名
 - ウ 研修回数（頻度）
スクールソーシャルワーカー連絡協議会（年１回 ３管内別に６月～８月に実施）
 - エ 研修内容
スーパーバイザー（ＳＶ）による講義や各ＳＳＷの活動事例に基づくグループ協議を行った。
- (2) スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況
ＳＳＷの具体的な役割や効果的な活用方法、ＳＳＷの業務遂行に当たって配慮すべきこと等についてガイドラインにまとめ、各学校に配付するとともに、各種研修会等において、ガイドラインの内容を周知した。
- (3) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫
小・中学校については、１９市町が３６名、高校については、県が３名のＳＳＷを配置した。また、県教育委員会が３名のＳＶを配置し、要請に応じて市町に派遣する体制を整えた。３９名の配置の内訳は、拠点校型１９名、派遣型１１名、巡回型９名であり、原則１日４時間、年間９０日として、各市町の実態に応じて工夫して配置している。
- (4) スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等
 - ①課題とその原因
＜課題＞ＳＳＷの専門性やスキルに地域や個人によって差があること
＜原因＞ＳＳＷの経験や資格保持状況が異なるため
 - ②課題解決に向けた取組内容
県教育委員会にＳＶを３名配置し、市町教育委員会の要請に応じて派遣し、ＳＳＷの備えるべきノウハウや連携の取り方等について指導・助言する体制を整えた。また、スクールソーシャルワーカー連絡協議会におけるアドバイザーとしても派遣した。
 - ③成果
ＳＶによる講義やＳＳＷへの個別指導、活動事例に基づくグループ協議等を行うことで、ＳＳＷの専門性やスキルの向上につながっている。また、連絡協議会はＳＳＷ同士で不安や悩みを共有する機会となっており、そこで生まれた横のつながりがＳＳＷの安心感につながっている。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

- (1) 学校の概要
 - ①学校の種類
（中学校）
 - ②生徒数１４６名
 - ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（派遣方式）
配置方法（年９０日／１回あたり４時間）
- (2) 対応内容
 - ①課題の発見
両親の離婚により、当該生徒の中学校入学と同時に他県から母親の地元へ転居。環境の変化により登校への不安が高まり、入学式翌日から欠席や遅刻を繰り返し、不登校となった。
 - ②学校内での方針の検討
本人・母親等が相談しやすい環境づくりに努める必要があることから、関係者がチームで対応に当たることを確認。ＳＳＷとＳＣの連携、町独自のいじめ・不登校等相談員との合同意見交換会を定期的に開催する。

③支援の実施

S S Wは、学校と本人、家庭とのつなぎ役として、家庭訪問をしたり、本人と面談をし、気持ちを傾聴したり、母親と常時連絡を取り合ったりした。また、S Cと情報を共有し、本人や母親が定期的にカウンセリングを受けられるようにした。

④経過観察

学校関係者とS S Wは、本人や母親との個別面談を通して状況を把握し、意向を踏まえた支援を継続した。

(3) 成果

関係者間で情報を共有し、本人の意向や状況に寄り添った支援の継続により、登校日数が増えていった。

< R 6 不登校支援に係る相談状況 >

相談件数	7 4 9 件
うち、問題が解決	2 7 件
支援中であるが好転	1 2 1 件

< いじめ >

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童数 3 3 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 90 日 / 1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

対象児童は、自分の興味のあることに気が取られる傾向があり、入学当初より他の児童と同じように行動することが難しい場面があった。そのため、周囲の児童から本人に対して心ない言葉が掛けられることがあり、心配した保護者から相談があった。

②学校内での方針の検討

学校関係者や教育委員会担当者、S S Wで本事案について情報を共有し、保護者と連携を図りながら支援を進めること、S S Wが本人への教育相談をはじめ、定期的な生活の見守りをする、毎月行われる教育委員会との連絡会で助言を受けながら支援を進めることなど、今後の対応を確認した。

③支援の実施

S S Wは授業を参観したり、休み時間に一緒に遊んだりしながら本人と関わり、信頼関係を築くとともに、生活状況を確認していく中で、本人が友達との間で起きたことや学習の状況などを話すようになり、教育相談が有効に機能するようになった。また、次第に友達と遊ぶ姿も見られるようになり、周囲の児童の態度にも変容が見られるようになった。

④経過観察

経過観察をする中で、本人が十分に認識できていない友人とのトラブルについても把握した。関係者が連携して対応に当たり、解決につなげた。

(3) 成果

状況把握が適切に行えたことで、学校生活支援員の援助を受けながら、自分のペースで学習を進めることができるようになった。周囲の児童も、本人の特性に理解を示しており、温かい雰囲気の中で学校生活を送ることができている。

< R 6 いじめ、暴力行為、非行等の問題行為に係る相談状況 >

相談件数	4 4 件
うち、問題が解決	2 件
支援中であるが好転	6 件

< 虐待 >

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

- ②児童数 731 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（拠点校方式）
配置方法（年 90 日 / 1 回あたり 4 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

対象児童が、友人に「父親から叩かれる」と話したことから、心配した友人が本人を連れて SSW に相談した。

②学校内での方針の検討

兄が在籍する中学校・児童相談所・警察・子育て支援課と連携して対応に当たることを確認。

③支援の実施

SSW が対象児童と面談を行い、アザを確認したため、学級担任が事情聴取するとともに、他の兄弟（中学生の兄、小学生の弟）にも聞き取りをした。本人・兄弟の話から、父親が「臍」と称して懲罰を与え、虐待ととれる行為が確認されたため、児童相談所、警察、子育て支援課と連携して対応に当たった。

④経過観察

母親との面談の結果、児童相談所立会いの下で子どもたちの保護を行い、父親への指導を行うこととなった。

（3）成果

病院で子どもたちは発達検査を受けるとともに、福祉課で手続きを行い、療育活動を始めた。母親と連絡を取りながら、支援を継続している。

＜R6 児童虐待に係る相談件数＞

相談件数	9 件
うち、問題が解決	0 件
支援中であるが好転	1 件

＜貧困＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類
（小学校）
- ②児童生徒数 522 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（拠点校方式）
配置方法（年 90 日 / 1 回あたり 4 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

対象児童が不登校となり、1 年近くの間、母親の友人を介してでしか母親と連絡が取れない状況であったため、生徒指導主事からの相談で SSW が関わるようになった。

②学校内での方針の検討

学校関係者や教育委員会担当者、SSW 等が集まり、医療や福祉関係機関と連携して支援を進めることをはじめ、関係機関相互の情報共有を密に行うことなど、今後の対応について確認した。

③支援の実施

家庭の経済的な生活基盤を整えるため、障害年金、生活保護の申請を実施。社会福祉協議会の相談支援専門員、ヘルパーの手配をし、屋内のゴミ回収を行うとともに、学校が適応指導教室と連携し、本人への個別学習を実施。放課後等デイサービスを利用し、他の児童や家族以外の大人との関わりや体験を増やした。

④経過観察

家庭環境や子供の養育については、長期に渡って継続した見守りが必要であることから、自治体や学校、SSW が協働して支援を継続した。

(3) 成果

学校だけでは対応が困難な要支援家庭の児童に対して、SSWの調整のもと関係機関が連携することで問題の解消につなげることができた。

< R 6 貧困に係る相談件数 >

相談件数	11件
うち、問題が解決	0件
支援中であるが好転	3件

<発達障がい>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 94名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 90 日 / 1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

対象児童の登校バスへの乗り遅れが目立つようになり、遅刻・欠席が増えた結果、不登校となった。

②学校内での方針の検討

学級担任やSSWが児童、保護者との話し合い、校内でのケース会議の実施など支援の方向性を確認した。

③支援の実施

医療機関を交えたケース会議 (対象児童の担当医、学校、保健福祉課、SSWが出席) を実施。母親の暮らしや子育てについての困り感が本人の登校しづらさにつながっていることを共通理解し、本人とともに母親の支援を行うことを確認した。

④経過観察

SSWは母親とともに医療機関の学習会やリハビリテーション等に参加し、話を聞いたり、医療機関と学校との連携を図るなど、必要な支援を継続して行った。

(3) 成果

家庭環境や背景などを理解した上で、学校、地域の医療機関や関係機関と連携し、支援を行った結果、対象児童の欠席は減っていった。また、母親の暮らしや子育てに関するストレスが軽減されてきている。

< R 6 発達障がいに係る相談件数 >

相談件数	211件
うち、問題が解決	10件
支援中であるが好転	45件

高知県教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

■初任者研修…スクールソーシャルワーカー（以下「ＳＳＷ」という。）初任者に対して、本研修を通じてスクールソーシャルワークに関する知識や技能等を身につけ、各々のＳＳＷとしての専門力向上を図るとともに、ＳＳＷ活用事業における今後の効果的な取組に資するために実施した。（年２回／５月、１０月に実施）

■ＳＳＷ連絡協議会…県内のＳＳＷ及び事業担当者等が一堂に会し、今後の活動の方向性等について共通認識を持ちながらＳＳＷ間やスーパーバイザー等と情報交換を行うとともに、公的援助制度や支援機関等の社会資源に関する知識を深め、効果的な活動や行動連携が行えるよう資質の向上を図るために実施した。（年１回／９月に実施）

■相談支援体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会…ＳＳＷ、スクールカウンセラー、教育委員会や学校の教育相談担当者等が、一堂に会して、研究協議、情報交換等を行うことで、支援に関する資質を向上させ、それぞれの専門性を生かしたチーム学校としての効果的な相談支援体制の構築に資するために実施した。

（年２回／８月、３年間で県内６ブロックを一巡する方法で実施）

■ＳＳＷグループ学習会…県下のＳＳＷに対して、より充実した支援を行うことができるよう、様々なテーマを設定した上で、講師を招き、講話や演習等を行い、ＳＳＷとしての専門力及び支援力を図るために実施した。（年６回／６月、７月、９月、１１月、１月、２月に実施）

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

・年度当初、ＳＳＷの学校担当者と市町村担当者それぞれに対して実施している事業説明会では、ＳＳＷの職務内容やその意義、効果的な活用方法等について周知徹底を図った。「ＳＳＷ活用事業委託要項」及び「ＳＳＷ県立学校派遣要綱」においても、事業の趣旨等を明記しており、研修会等で適宜説明を行った。

・相談支援体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会では、所管説明、研究協議を通じて、ＳＳＷ等の専門的な見立ても活用した校内支援委員会の実施を促した。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

市町村や各学校のニーズやＳＳＷからのヒアリング等を踏まえ、効果的な支援につながる配置を実施した。市町村教育委員会では地域の実情に応じて、市町村教育委員会、学校、教育支援センター等の教育機関にＳＳＷを配置している。また、県立学校には県教育委員会から直接ＳＳＷを配置している。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

年々増加する相談対応件数に対して解決好転件数の割合も着実に向上しているが、指標として定めた５０％には届かなかった。子どもたちの抱える問題が複雑化する中でＳＳＷによる有用な支援については一定なされていることから、それを正確に評価できる指標を再策定する必要がある。併せて、ＳＳＷのより効果的な活用について、配置の在り方等も含めて検討していきたい。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ＳＳＷの役割や職務を研修等で適宜周知し、市町村や各学校において積極的な活用と福祉部署との連携強化を促した。
- ・市町村や各学校のニーズやＳＳＷからのヒアリング等を実施し、効果的な支援につながる配置を行った。

③成果

- ・校内支援委員会において、専門家の見立てを基に支援方法等が決められている学校の割合が県内全校種において１００％を達成した。
- ・ＳＳＷの相談支援件数は年々増加しており、併せて好転率についても向上している。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 約500名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年43週/週3回/1回あたり5時間）

（2）対応内容

①課題の発見

小学校高学年から不登校になり、SSWが支援していた児童Aが、中学校入学後も継続してSSWの支援を希望したため、中学校でもSSWが継続して支援に関わるようになった。

②学校内での方針の検討

新年度が始まる前に、担任や学年主任など関係者で、これまでの経緯や本児の思いや願い、ストレングスについて共有し支援を検討した。Aの“中学校では教室に入れるようにしたい、高校も行きたい”思いを実現するため、スモールステップで教室に復帰できるようサポートをしていくことになった。

③支援の実施

Aは週1回SSWの勤務日に合わせて別室に登校し、自分が好きなことや自信の持てる課題をして過ごした。少し慣れた頃、SSWと一緒に教室へ給食を取りに行くなど、クラスメイトと関わる機会を作ったり、担任が来室してAが取り組んでいる課題や趣味の作品の話をしたりして交流を深めた。教室に復帰したいとの希望がありながら一歩が踏み出せなかったAに、高校について情報提供し学習への動機づけも高めていった。また、登校できない理由でもあった“午前中は具合が悪い”という症状の改善を図るため医療機関を紹介し受診に同行、担当医と連携を行った。

④ 経過

給食時の同級生との交流や担任との関係の深まりにより、少しずつ学校生活の緊張が緩んでいった。取り組んだ作品が教員や同級生に評価されたことが自信にもつながった。また、医療機関の検査結果から、学校に行けない理由となっていた症状が全快していることがわかると、体調不良も消失していった。教室で過ごす時間を、SSWと一緒に5分から始め、少しずつ授業参加に向けてのトライアルを増やしていき、その後教室に復帰した。

（3）成果

小学校と中学校を担当しているSSWが同じだったため、途切れず支援ができた。Aの状況や気持ちをモニタリングしつつ、支援内容の検討や学校との接点作り、ステップアップのタイミングを検討でき、無理のない教室復帰につながった。

■不登校児童生徒数 28名

うちSSW関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 17名

＜いじめ＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 約300名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年43週/週2回/1回あたり7時間）

（２）対応内容

①課題の発見

１学期中旬、Ｂはクラスで過ごしにくくなり、欠席することや保健室に行くことも多くなっていた。１つの要因として、クラスの子と学校外でのトラブルがあり、それが学校内での生活にも影響しているのではないかと、保護者からＳＳＷに相談があった。

②学校内での方針の検討

保護者からの相談を学校長と共有した。その後、学校で管理職や担任、関わりのある教員、養護教諭、ＳＣ、ＳＳＷが校内支援委員会を行い、今後の方向性とそれぞれの役割分担について検討した。

③支援の実施

ＳＳＷが保護者の感情的な部分に寄り添い、冷静に判断できるように配慮しながら支援を行った。Ｂに対しては、学校へ来やすくなるために、ＢがＳＣと面談できる時間を確保したり、保健室登校の提案をおこなったりした。また、Ｂが不安なときはＳＳＷも個別で対応していけるよう、柔軟に支援できる形をとった。

④経過観察

Ｂは、保健室登校が始まると、早退をしながらでも登校頻度が多くなり、笑顔も多くみられるようになった。保護者が迎えに来た時には、ＳＳＷも会って近況を聴くようにし、家庭の困り感などにいつでも寄り添った。Ｂの特性にも配慮して、学校での過ごし方を、本人と担任に相談しながら決めていき、環境面を調整した。

（３）成果

■いじめの問題 児童生徒数１名

うち、ＳＳＷが関わったことにより好転または解決した児童生徒数１名

ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒数１名

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数約２００名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年４３週/週４回/１回あたり４時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

Ｃは母子家庭であったが、５月より母のパートナーと同居になった。母とパートナーとの関係が悪化し、ＣがＤＶの場面を目撃するようになった。また、母のイライラから、物を投げる、「死ね」などの暴言が見られた。Ｃも学校での言動が荒れ、友人とのトラブルが増加した。

②学校内での方針の検討

母親よりパートナーとの同棲を解消したい旨が聞かれたが、経済的な問題や保証人問題など課題が山積していた。家庭状況を校内で確認し、市町村虐待窓口に相談すること、生活の安定を図るため各関係機関へ連携を求めた。担任はＣの日常の生活の記録、ＳＳＷが定期的な面談を実施した。弟の学校と学校間連携を行った。

③支援の実施

子ども家庭支援センターへ情報共有を行い、ＳＳＷは母親へ定期的な家庭訪問を行い心理状況などを共有した。子ども家庭支援センターからも家庭へアプローチを行うよう調整したほか、社会福祉協議会へつなぎ、引っ越し費用等の相談を行った。母親からは、生活への困り感の訴えがあり、虐待を隠す様子もなかったため、話を聞くことで落ち着きを取り戻す様子もみられた。

Cに定期的な面談を行い、家庭状況の把握に務めたり、別室に落ち着ける場を作ったりした。また、保育所等訪問事業を活用し、校内で本人の理解に努めるとともに弟の学校等と情報共有し、けがの有無などの確認を行った。

④経過観察

パートナーと別居後は母親の心理ストレスが軽減され、暴言などは減ったとCより話があった。母親からも「生活を安定させたい。引っ越し先を見つけるためお金を何とかしたい」と相談があった。母親と良好な関係が築けたことで、スムーズに支援を進めることができた。しかし、パートナーとの関係は切れていないため家庭訪問や面談は継続している。

（３）成果

パートナーとの関係の変化により、虐待の様子は減少した。母子での生活が送れるように環境調整を行うことや母親への心理的な支援、関係機関につないだ支援が、状況が改善した一因と考えられる。

■児童虐待の問題 2名

うち、SSWが関わったことにより好転した児童生徒数2名

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（特別支援学校）

②児童生徒数 約25名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年40週/週1回/1回あたり4時間）

（２）対応内容

①課題の発見

担任より不登校生徒の保護者対応について相談があり介入。母親と面談する中で不登校だけでなく、親子関係や経済的貧困状態が聞かれた。

②学校内での方針の検討

母親は体調不良や、母子関係の不和など精神的にも疲弊しており、仕事が続かず日々の生活が借入れをして、手当や給料で返済するという自転車操業のような生活状況であった。そのストレスによって母親は常にイライラしており、母自身の病院受診も金銭的に叶わず無理に仕事をする、体を壊し退職するという悪循環に陥っていた。そこで、まずは当面の安定を図るため高知市で行っている見守り強化事業の食支援を入れること、また生活保護も視野に母親へ家計相談のつなぎを行った。

③支援の実施

食支援では、米、日用品などを渡すことだけでなく、母親と定期的に会って面談をする機会となり、定期的な家庭状況の見守りができた。また生活保護に関しては、母親は車の所持を理由に拒否があったが、“生活の立て直し”と“母親の体の治療”を目的に短期的な利用も可能と伝え、保護の申請支援を行った。生活保護により、母親の治療や、当面の生活の安定を図ることで、母親のストレスも減っていった。

④経過観察

生活保護開始から6ヶ月で再雇用のめどがつき、保護解除となった。母親の心理的なストレス等によって家庭状況が変動したり、母子関係も悪化する可能性もあることから、食支援はそのまま継続し定期的な面談を実施した。また母親だけでなく生徒との関係づくりも行い、母子の不和に対して、担任と連携し、代弁を行うなど親子への支援もおこなった。

（３）成果

母親の生活基盤の立て直し、生徒への進路支援や登校への支援を行うことで、現在は不登校が解消された。また、生活保護も解除となり、母親の収入を元に生活ができている。

■貧困児童生徒数 2 名

うち S S W が関わったことにより問題が好転した児童生徒数 1 名

＜心身の健康・保健に関する問題（いじめ、暴力行為、非行等の問題行動と虐待を除く。）＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②児童生徒数 約 3 0 0 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（ 年 3 5 週/週 2 回/1 回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

年度当初から欠席が続く生徒について、学校からの連絡が本人とも家庭ともなかなかつきづらいことから S S W への介入要請があった。S C と連携しながら本人、保護者（祖父母）と丁寧に関わる中で、本人が不登校だけでなく、過去に精神疾患がある実母から虐待を受けていたことによるトラウマがあったり、自死した母親を想起させるものを見聞きすると自身も死にたくなったりする等、複雑で多方面に及ぶ悩みや苦しみを抱えていることが明らかとなった。

②学校内での方針の検討

入学当初から担任が窓口となり、学年会や校内支援委員会での情報共有は常になされ、見守り支援が続いていた。学年が上がり、徐々に本人の欠席状況が今後の進級等にも関わってくることが想定されたため、本人や保護者の意向を確認するべく、S S W ・ S C につながることとした。

③支援の実施

まず本人への対応がしんどくなってきた祖父母に対する面談を S S W が実施し、家庭と本人に対してどのような支援が必要かアセスメントを行った。その中で祖父母の困り感が経済的困窮によるものと本人との関わりによるものであることが判明したため、本人と保護者それぞれとの面談を週 1 回継続的に実施することにした。保護者への支援として、児童扶養手当や就学支援金支給に係る手続きを S S W とともに進めながら、本人に対する関わり方について保護者に助言し、不安な思いに寄り添った。本人への支援としては、心身の不調を訴え、S S W との同行受診を本人が希望したため、精神保健福祉センターや医療につながることとした。また、本人から通信制高校あるいは定時制高校への転学の意志も確認できたため、県内の該当学校をリストアップし、本人の学校見学にも同行した。その際、他校との S S W とともに連携し、本人と保護者に対して学校の実情等について説明する場を設定した。

④経過観察

本人、保護者にとって自身の困り感に対して実に支援してくれる S S W の存在は非常に大きく、一家の精神的な安定につながった。本人の心身の状態も好転し、進路変更について前向きに取り組むことができるようになり、定時制高校への転学が決まった。

（３）成果

S C や他の S S W とともに密な連携をとりながら、本人や保護者の抱える複合的な問題について一つ一つ細やかな支援を実施し、一過性のものでなく根本的な解決につなげることができた。

■心身の健康・保健に関する問題（いじめ、暴力行為、非行等の問題行動と虐待を除く。） 1 2 名

うち、S S W が関わったことにより問題が解決した児童生徒数 8 名

福岡県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

【令和6年度スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー連絡協議会】

○ 目的

スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーによる効果的な支援や指導の在り方について協議することを通して、スクールソーシャルワーカーの資質向上に資する。

○ 内容

- ・実践交流「令和5年度SSWSV活動の実際について」
- ・協議「令和6年度SSWSV活動の効果的な運営の在り方について」
- ・報告「各教育事務所管内におけるSSWSV活動の実際について」
- ・協議「令和6年度重点的推進事項を踏まえた今後の支援の在り方について」

○ 実施時期

- ・第1回 令和6年4月25日（木）
- ・第2回 令和7年1月17日（金）

【令和6年度スクールソーシャルワーカー運営協議会】

○ 目的

スクールソーシャルワーカーの効率的・効果的な活用及び取組内容等の普及啓発を図るため、教育委員会、配置校及びスクールソーシャルワーカーが児童生徒を取り巻く生活環境改善事業推進上の諸問題等について情報交換を行い、もって学校や教育委員会の教育相談体制の充実に資する。

○ 内容

- ・事業説明「事業の概要と事務手続について」
- ・実践発表「中間中学校区における取組について」
- ・講話「スクールソーシャルワーカーの効果的活用について」

○ 実施時期

- ・令和6年4月25日（木）

【令和6年度スクールソーシャルワーカー連絡会議】

○ 北ブロック（北九州教育事務所、筑豊教育事務所、京築教育事務所）

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ・第1回 令和6年 6月13日（木）田川市 | ・第6回 令和6年11月21日（木）川崎町 |
| ・第2回 令和6年 7月25日（木）みやこ町 | ・第7回 令和6年12月12日（木）嘉麻市 |
| ・第3回 令和6年 8月29日（木）中間市 | ・第8回 令和7年 1月23日（木）みやこ町 |
| ・第4回 令和6年 9月26日（木）嘉麻市 | ・第9回 令和7年 2月27日（木）中間市 |
| ・第5回 令和6年10月24日（木）大任町 | |

○ 南ブロック（福岡教育事務所、北筑後教育事務所、南筑後教育事務所）

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ・第1回 令和6年 6月21日（金）大牟田市 | ・第6回 令和6年11月15日（金）須恵町 |
| ・第2回 令和6年 7月 5日（金）うきは市 | ・第7回 令和6年12月13日（金）大牟田市 |
| ・第3回 令和6年 8月 2日（金）須恵町 | ・第8回 令和7年 1月10日（金）うきは市 |
| ・第4回 令和6年 9月 6日（金）大牟田市 | ・第9回 令和7年 2月 7日（金）須恵町 |
| ・第5回 令和6年10月11日（金）うきは市 | |

○ 内容

事例検討（報告、質疑、協議）、指導助言

(2) スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・各教育事務所が実施する生徒指導主事研修会において、スクールソーシャルワーカーの職務や連携の在り方等について説明を行っている。
- ・配置校において、スクールソーシャルワーカーの役割や専門性、効果的な連携の在り方等についての校内研修を実施している。
- ・「学校の教育相談体制の充実を図る専門スタッフの効果的な連携・協働Q&A（以下、Q&A）を策定し、学校及び市町村教育委員会に対して校内研修におけるQ&Aの積極的活用について通知している。なお、Q&Aは県教育委員会のホームページに公開している。

(3) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・福岡県教育委員会は、全中学校区へのスクールソーシャルワーカー配置に向け、各市町村（指定都市及び中核市を除き、学校組合を含む。）が、管下の各中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置する事業に対し、その経費の3分の1以内の額を予算の範囲内において補助する。
- ・県教育委員会は、生徒指導上の諸課題の実態を勘案し、支援の必要性が高いと認められる市町村（9市町村）を生徒指導・教育相談体制強化推進市町村に原則として1年間指定し、推進市町村が指定した推進中学校区内の小学校、中学校及び義務教育学校のうち1校にスクールソーシャルワーカーを週8時間から12時間の範囲内で配置する。

(4) スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・学校とスクールソーシャルワーカーとの連携の充実。
- ・スクールソーシャルワーカーが機能するマネジメントの推進。
- ・スーパーバイズ機能を生かした児童生徒を取り巻く生活環境改善事業の取組の充実。

②課題解決に向けた取組内容

- ・全教職員がスクールソーシャルワーカー活用について共通理解するための職員研修の実施。
- ・スクールソーシャルワーカー・支援スタッフ・担当教員の実務者会議の定例化。
- ・スーパーバイザーによる配置学校関係者へのスーパーバイズ活動の実施。
- ・各教育事務所によるスーパーバイザーの継続的な派遣調整。
- ・関係市町教育委員会による学校及びスクールソーシャルワーカーへの支援体制の整備。
- ・不登校支援等における連携と各教育事務所における積極的な活用。

③成果

- ・全員と面談を行うことで「誰でも話せる」「誰が話してもよい」という機会をつくることができ、相談方法の周知と相談するきっかけづくりを行うことができた。また、今まで気づけなかった子どもの思いを知ることができ、早期発見・早期対応につながり、今後の支援について教員やSC等と共有・連携して取り組むことができた。
- ・中学校区での研修を行うことで、SSWの活用や取組を全体に周知することができ、校内での取組や支援の在り方について検討する機会が増え、中学校区での情報共有や意見交換を通して連携を深めることができた。
- ・拠点校である小学校での展開を中学校においても実践できるよう、事前に関係市町教育委員会とSSWSVが話し合い、中学校でのいじめ不登校会議にSSWが参画することとなった。また、中学校での展開にあたり、会議中のファシリテートや個別ケースのコンサルテーションを引き受けたことで、SSWの活動や役割が中学校区の教員にも浸透し、市のSSWと協働して取り組んだことで、市のSSWの活用促進にもつながった。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 192 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 3.5 週/週 1 回/ 1 回あたり 8 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

担任から養護教諭へ、本児の行き渋りが増え、昼夜逆転の生活になっていることを相談した。養護教諭がSSWに相談し、母親と本児を面談することになった。

②学校内での方針の検討

- ・面談や家庭訪問を通して、それぞれの思いや生活状況を把握。
- ・校内で情報共有を行い、支援方針の検討。

③支援の実施

- ・定期的に家庭訪問を行い、母親や本人が困っていることや思いを聞きとって整理し、病院受診の動機付けや関係機関への繋ぎを行った。
- ・病院受診の際は、SSWも同行した。受診の内容は、学校、関係機関と情報共有した。

④経過観察

- ・本児より「感情のコントロールができるようになりたい」という思いから、病院と相談し、服薬を開始した。
- ・「新年度になったら登校したい」という目標ができたため、三学期は登校するための準備期間として、学校、SSW、保護課、家庭児童相談係が連携して、生活リズムや体調面を整える支援を行っている。

（3）成果

- ・母親の相談先が増えたことで、一人で抱え込むことが減り、本児も母親も物事を前向きに考えることができるようになった。
- ・定期的な情報共有や支援方針の検討を協議する場を設けることで、学校、SSW、関係機関が連携し、継続した支援を行うことができた。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 136 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 3.5 週/週 1 回/ 1 回あたり 8 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・入学後しばらくして人間関係のトラブルで欠席が増えた。
- ・担任が対応に悩んでいたところ、SSW から保護者面談の実施を提案している。姉が不登校で、すでに SSW が母親とつながっていた。

②学校内での方針の検討

- ・関係機関と情報共有を行い、支援を検討。
- ・学習意欲があったため、オンライン授業を提案。

③支援の実施

- ・SSW が定期的に家庭訪問を行い、母親と面談しながら、短期目標「SSW の校内居場所支援に、登校する」を設定した。

④経過観察

- ・SSW の校内の居場所支援に登校することができるようになった。昼休みに友人に来てもらい、友人との関係構築を行った。

(3) 成果

- ・SSW と担任が密に連携したことにより、短期目標を設定することができ、早期対応が可能になった。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 193 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 35 週/週 1 回/ 1 回あたり 8 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

<小中連携>兄弟

- ・中学校の不登校対策委員会にて、不登校として名前が挙がっていた。
 - ・小、中の養護教諭同士での情報共有で兄弟とも不登校であることがわかった。
- ※母親や兄弟を含めた家庭への支援が必要と見立てた。

②学校内での方針の検討

- ・家庭訪問に SSW に同行してもらう。
- ・母親と SSW をつなぎ、家庭環境を把握。

③支援の実施

- ・要保護児童対策地域協議会の対象家庭であったため、子育て支援課と連携を図る。
- ・病院受診が必要であったが、母親が一人で対応することが難しかったため、SSW が同行し、母親のサポートを行った。

(3) 成果

- ・SSW が中学校区担当であったため、小中それぞれの状況を把握することができ、SSW への相談から直接介入までスムーズであった。
- ・母親へのサポートが、家庭環境の安定につながった。

佐賀県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

年1回実施

内容：外部講師による講話及び事例研究

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

ガイドラインの作成

内容：S S Wの活用のねらい、S S Wの職務遂行に当たり配慮すべき事項、相談体制とS S Wの活用について、S S Wの具体的な活用事例等を記載

周知方法：市町教育委員会、教育事務所へ配布、教育センターのHPに掲載。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

市町立学校については、県内20市町全ての教育委員会が、教育事務所を通じ、S S Wの派遣に係る実施計画書を県教育委員会に提出する。県教育委員会は、その実施計画書と市町の生徒指導上の課題及び児童生徒数を照らし合わせた上で、県全体のバランス等も考慮し、2教育事務所と1支所への配置時数と各市町への派遣時数を決定している。

県立学校については、全県立学校で年間460時間を上限とし、学校からの申請を受けて、随時派遣している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

課題：S S Wの資質及び対応力の向上。

原因：S S Wの活用で求められる支援内容が多岐にわたり、様々なケースに対応するための知識や実践能力を向上させる必要があるため。

②課題解決に向けた取組内容

- ・県や教育事務所主催の事例検討会や研修会の実施
- ・新人研修の実施。
- ・他課や民間等が行う研修会等の紹介。

③成果

- ・事例検討会では、S S W同士で活動事例を共有し、対応の工夫を検討することができた。
- ・研修会では、他県のS S W（S V兼務）を招聘してグループワーク形式による講演を実施し、専門的知識や指導方法の知見を深めることができた。
- ・新人研修では、スーパーバイザーが、新人S S Wの指導や支援を行い、新人の育成を図った。
- ・他課や民間の研修会の紹介を積極的に行い、S S Wの資質向上を促した。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数 41 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年 32 週/週 1 回/1 回あたり 4 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

継父を含む複雑な成育歴と家庭環境があり、課題としては不登校、発達障害があった。前年度に家出や不特定の大人との交友等の問題行動によって、SC、児童相談所、市子ども家庭課、児童家庭支援センター等の関係機関が関わっていた（要対協による要支援児童）。また、リストカットによる精神科病院による入院歴もあった。

②学校内での方針の検討

児童相談などの外部機関や中学校内での支援は、人事異動等によって途切れ、残念ながら継続的な支援が途切れていた。その結果、不登校やリストカットなどが続き、児童の生活状況に困難をもたらしていた。今年度の学校管理職、担任、SSWの協議にて支援が開始された。

③支援の実施

SSWが本人面談や保護者面談などをとおして、児童や保護者のニーズを確認しアセスメントを行った。保護者はこれまでの関係機関の対応について翻弄されることが多く、不信感があったことがわかった。

本人や保護者との信頼関係を保ちつつ、児童の生きづらさについて管理職を含む学校内担当チームによる情報共有と関わり方について協議を行った。また、保護者の同意を得て小児科受診による医療導入を図った。その結果、発達障害に加え、愛着等の問題を含む疾患とその治療が明確化された。同時に、居住自治体の子ども家庭課との情報共有および家庭支援についてもカンファレンスを実施した。

④経過観察

定期的な面談、通院と服薬、学校内外でのチームでの関わりを継続しつつ、医療機関との連携による訪問看護サービスを開始した。児童本人については、対人関係や家庭のストレスなどで一進一退を繰り返しながらも、何とかリストカットを行わずに定期的には登校することができていた。

しかしながら、特定の友人関係、受験に向けたストレスによって、リストカットが再発された。小児科主治医の判断によって、児童思春期病棟をもつ精神科病院へ緊急的に入院となった（予め主治医と学校にて方針を定めていた）。入院加療によって比較的短時間にて落ち着きを取り戻し、服薬調整や今後の支援見通しなどが共有された。精神科病院にて退院前カンファレンス（病院、自治体、児童相談所、訪問看護、学校）を行い、今後の学校生活と支援について支援方針と役割分担を図った。

(3) 成果

退院後は、入院した病院への定期通院、服薬、訪問看護サービスが加わり、家庭生活、学校生活も安定していった。学校内外の支援者の多くの人とつながりが増え、笑顔で話すことも多くなり、不登校が解消されていった。今年度支援の成果は、本人のストレスや生きづらさをリストカットで補うのではなく、他者への相談や服薬により対処するという転換ができたことだと思われる。

その後、本人なりに受験と向かい合い通信制高校を選択することとなった。高校進学に向けて医療機関や自治体のこども家庭支援に支援を引き継ぐこともできた。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 5 2 8 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (年 4 4 週/週 2 回/ 1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

複数回の被害児童が不快に感じる加害児童の行為などについて確認ができ、その関係性等について着目をしつつ、実態などの把握を行うことで、内在的な問題の発見にもつながった

②学校内での方針の検討

被害児童への寄り添う姿勢での支援を行うとともに、加害児童が同様の行為を繰り返さないようにしていくための取り組みについても模索していく方針となる。また、環境の調整等についても、学校、家庭、医療という形で整えつつ、心理的なフォロー体制についても構築していくこととなる。

③支援の実施

被害児童及びその保護者、加害児童及びその保護者との面談を複数回実施。加害児童については個別の面談を行いつつ、被害児童については登校できた日についても保健室等で過ごしている様子が確認できた場合には声掛け等をこまめに行いながら信頼関係を形成。それぞれの抱える内在的な問題などを語ってもらえる状況に至り、当事者たちがお互いに気持ちを伝えあいたいとの思いを抱き始めたことから、そのよう事がかなう場を学校と共に設定した。

④経過観察

面談を継続していく中での関係児童の心理的な影響などについて、学校側にて状態等の観察を継続して実施してもらうとともに、面談の際には心情の変化などの確認を実施。気持ちを伝えあう場を設定するまでの間、状況に応じたアプローチなどについて助言を行いながら支援を継続していくような状況となる。

（３）成果

被害児童は心理的な部分について医療機関にてフォローを行ってもらふこととなると同時に、心理面でも自身の内観が進み、何に対して辛さを感じているかについて明確化できるようになった。またその影響もあってか、加害児童に気持ちを伝えたいとの思いを表明することができるようになった。加害児童についても、面談を繰り返していく中で自身の心情を暴露し、また内観が進むことで自身の抱えている問題について明確化できるようになった。気持ちを伝えあえる場の設定後については、被害児童は環境への不安も軽減した様子が見られた。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 302 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（ 年 40 週/週 3 回/1 回あたり 5 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

小1の児童が、給食を食べない、授業中急に泣き出す等があり、保健室来室。早退する等、情緒の不安定さが顕著になった。兄弟児である小3の児童（発達障害の診断済）が、授業中に離席したり、友人トラブル等の行動が見られ始めた。養護教諭が母から話を聞く中で、父から母や児童への暴言、面前DV、金銭的な問題、離婚したいが相談できる人がいない状況が分かった。

②学校内での方針の検討

児童にとって、安心安全な家庭環境を整える。母へ寄り添い支援することで、児童の精神的安定を促す。

③支援の実施

SSWが母と面談し、DV、虐待、金銭的問題、児童の発達障害と難病の問題、問題が多岐にわたることが分かった。校内では、児童への対応について、ケース会議を開き、協議と情報共有、今後の支援について役割分担を行った。また、校外では、関係機関でのケース会議を行い、今後の支援について、役割分担を行った。関係機関を紹介し、母の依頼に応じて、SSWが関係機関へ同行支援を行った。

居住自治体の社会福祉課、警察署、児童相談所、社会福祉協議会、女性相談支援センター、法テラス等、関係団体と繋がった。

④経過観察

家庭環境が大きく変化し、母と子どもたちは、家を出て親戚の家を転々とする生活となった。また、父から通帳を取り上げられ、児童手当と、わずかな貯金での生活となった。経済的困窮状態となり、母が不安定となり、子どもたちも精神的に不安定な状況が続いた。家庭の状況について、母を含めて定期的な面談を行い、その都度、生活状況を確認し、支援案の提示を行った。

（３）成果

- ・ 支援団体からの食糧支援やこども宅食につながり、母の心の拠り所ができた。
 - ・ 法テラスにつながり、弁護士と契約し、離婚調停を行い、仮婚姻費用が支給されることになった。
 - ・ 社会福祉協議会から、関係団体につながり、実家の近くに住まいを確保することができた。
- 以上のことから、生活が安定し、母も児童も徐々に落ち着いてきた。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 486 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（ 年 47 週/週 2 回/ 1 回あたり 7 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

他県より転入。当初は登校していたが、方言の違いなど、次第に集団になじめず不登校となる。教育相談部会にて、SSWの介入が決定。

②学校内での方針の検討

教育相談部会にて、まず、担任と家庭訪問し、関係づくりをし、生活状況や家庭環境、本人（以下、A）の希望などを聞き取り、今後の支援を検討することとした。

③支援の実施

母、Aと面談。離婚による転居で、Aは転校したくなかったとの思いがあった。生活環境が大きく変わったことに気持ちがついていけないという。母は、生活に追われていて余裕がない。Aの安心安全な居場所を作るため、学習支援できる教育支援センターとゆっくり気持ちに寄り添えるフリースクールを紹介し、見学に同行。本人希望にて、フリースクールの通所開始。教育相談担当と教頭、フリースクール職員のケース会議を実施。今後の支援や利用、出席扱いについての協議と情報共有、役割、連携の確認を行う。母の問題については、自治体の子ども家庭課のひとり親支援員とつなぎ、就労等の生活支援を開始してもらう。併せて、NPO団体による食糧支援も開始し、生活面の安定を図った。

④経過観察

定期的にA及び保護者との面談を行う。フリースクールでの面談や職員との情報共有を教育相談部会で報告。担任は、週1回の家庭訪問を続けた。フリースクールへの通所回数も増え、進学についての具体的な相談をするようになった。気持ちも穏やかになり、人の世話もするようになった。

母の仕事も決まり、生活も安定した。市のひとり親相談員に話を聞いてもらい、不安も減ってきた。子ども家庭課とも情報共有し、進学に向けて金銭面も含む支援を開始した。

（３）成果

中学校への登校も促したが、Aの強い希望にて、高校からリセットしたいとの思いを優先することとした。フリースクールでの学習を続け、放課後には登校し、担任と学習や面接の練習をした。卒業証書は別室で受け取ったが、登校。希望の高校に合格し、本人申し出にて相談を終結した。

<ヤングケアラー>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 6 6 2 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 3 5 週/週 2 回/ 1 回あたり 5 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

当該生徒は友人関係の問題で別室登校開始、別室にも登校できない日や遅刻の日が増えたため学校は教育支援センターを紹介したが、体験のみで通えなくなっていたためSSWと当該生徒の面談を開始した。面談で当該生徒から、保護者が自宅で忙しそうにしている（夜勤がある）ために当該生徒が家事や未就学の妹の世話をしているなどの相談があった。学校の課題をしたくても家事をしないではいけない時がある、学校に行きたくても妹の世話をしなければならない時がある、この状態での高校進学が不安であるという。

②学校内での方針の検討

当該生徒の権利擁護、不登校の進路情報や医療福祉情報の提供とアウトリーチ、家庭支援などの包括的な支援について、SSWとの相談継続を検討した。

③支援の実施

当該生徒との面談では当該生徒が不安に思っていた不登校の進路情報と進路決定までの手順、保護者や担任への伝え方、などを話し合った。また自宅での家事や弟妹の世話などの負担感について聞き取り、「こどもの権利」や緊急避難先（児童家庭センターや児童相談所、こどもシェルター）の情報提供も行った。並行して保護者との面談も行い、子育てに関する情報提供や当該生徒の代弁等を行った。居住自治体の子育て福祉部署に情報提供をした。

④経過観察

生徒の受験スケジュールに合わせた面談計画を立て、実施した。生徒はSSWとの面談を楽しみにするようになり、面談のために別室登校するようになった。

（３）成果

日々の忙しさで長子である当該生徒の思いを受け止める機会を取れなかったことを保護者が振り返り、

家庭で生徒の話を聴く時間を取れるようになった。子育てサポート等の活用を開始、生徒の負担が減り毎日別室登校ができるようになった。生徒は希望の進路に決定した。

長崎県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ① SC・SSW新規採用者研修会（4月）
目的：SC・SSW新規採用者の資質向上と連携強化
内容：事業説明、SC・SSWスーパーバイザーによる講話・職種別講義、グループワーク
- ② SC・SSW配置校研修会（オンライン研修）（5月）
目的：SC・SSW・配置校教職員の事業・相互理解の促進と連携強化
内容：事業説明、SC・SSWスーパーバイザーによる職種別講義
- ③ SSW活用事業運営協議会（9月）
目的：SSWの資質向上と活用事業の円滑な運用（中核市、私学SSWも参加）
内容：ヤングケアラーに関する講義及びグループワーク
- ④ SC・SSW・配置校コーディネーター等合同研修会（12月）
目的：SC・SSW・配置校コーディネーター（教員等）の資質向上と連携強化
内容：外部講師による講義、グループワーク

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

「SC・SSW活用の指針」を各市町教育委員会、各県立学校に配付するとともに、教職員を対象とした研修会開催時にSSWの効果的活用について説明し、理解促進に努めている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

中核市を除く全19市町教育委員会に1名以上配置し、全小中学校に対応している。県立学校においては拠点校方式により、より多くの県立学校に配置（配置率60.8%）した。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に当たっての課題とその原因等

①課題とその原因

- ・個々のSSWの資質・能力の向上。
SSWは幅広い知識や学校と関係機関との調整能力が高く求められるが、能力に個人差がある。
- ・SSWのより効果的な運用方法
SSWの役割や学校内における活用方法が十分理解されていない学校等がある。

②課題解決に向けた取組内容

スキルアップ研修スーパーバイザーによる指導・助言等を通じた人材育成を行った。また、教職員等に対し、各種会議や研修会等さまざまな機会を通じて、SSWの役割や効果的な活用について普及啓発を行った。

③成果

- ・個々の能力向上につながり、各学校からの評価や教職員の負担軽減につながった。
- ・SSWの活用が増え、相談件数の増加につながった。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数 127 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年 35 週/週 1～2 回/1回あたり 6 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・小学校6年12月、いじめが原因で他市より校区内小学校に転入。
- ・中学校入学時から2年生2学期までほとんど出席ができない不登校状態が続く。

- ・ S S Wを含め教職員にて家庭訪問等で関わりをもつ。S S Wとは中学校入学時から定期的な面談を実施。

②学校内での方針の検討

- ・ 校内における生徒指導部会、その他ケース会議を活用し、対応について方針を決定。その後S S Wと情報共有。

③支援の実施

- ・ ほとんど登校できない状態が続いたため、学校とのつながりが途切れないよう、教職員とS S Wにて分担し、定期的な家庭訪問を実施した。
- ・ 医療連携を円滑にすすめるため、S S Wが母と良好な関係性を築くことができるよう努めた。
- ・ S S Wが本人と良好な関係を築くことができるよう、簡単な学習課題と一緒に取り組む時間を設定した。
- ・ 学校とS S Wが連携し、本人、保護者に対して継続的に医療連携を勧奨。

④経過観察

- ・ S S Wに対して拒否感を示すことはなく、家庭訪問にも快く応じ、会話をすることができた。

(3) 成果

- ・ 学校とS S Wが連携し、本人・保護者と関わることで病院受診、検査入院へつながった。その結果、昼夜逆転であった生活が改善され、別室ではあるが2年生の2月から毎日登校することができるようになった。3年生でもその傾向を維持している。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 484 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 35週/週 3回/1回あたり 6時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

学校でのいじめについて、いじめの内容と学校の対応を市の相談窓口に相談したところ、教育委員会に相談するように勧められた。その後、母から「話を聞いてほしい」と教育委員会担当課へ連絡が入った。母子で来所してもらい、指導主事とS S Wでいじめの内容や学校の対応について確認した。

②学校内での方針の検討

- ・ いじめの被害・加害の生徒とその保護者で話合いの場を設け、加害生徒から被害生徒への謝罪を行った。
- ・ S S Wは生徒と保護者と面談の中で課題を整理して、学校と情報共有しながら、生徒と保護者への対応を検討した。

③支援の実施

- ・ 生徒と母、別々に面談を実施し、それぞれの気持ちを傾聴した。また、生徒と母のそれぞれの意向を確認して学校へ情報提供し、対応を検討した。
- ・ 被害生徒と母を、それぞれ、学校配置のスクールカウンセラーに繋ぎ、カウンセリングを実施。

④経過観察

- ・ 生徒と母の意向に添って学校との話合いの場を調整し、話合いを通して生徒や母の気持ちを共有した。
- ・ 卒業までの間、生徒と月1回S S Wが面談し、いじめの経過について確認や生徒の気持ちを、母や学校に代弁し伝えた。そうした中で、加害生徒および学校への不信感や許せない気持ち、保護者が持つ学校への不信感が徐々に軽減していった。

(3) 成果

- ・ S S Wが学校と家庭の間に立ち、生徒や保護者の思いに寄り添いながら学校の願いも伝わるように支援をすることで、児童生徒の取り巻く環境の改善ができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校 ・ 中学校)

②児童生徒数 329名 生徒数 173名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（巡回方式）

配置方法（年 35週/週 1回/1回あたり 6時間）

（2）対応内容

①課題の発見

母・長女（中2）・長男（小6）・次女（小4）の4人家族。

R5年度に貧困に対する支援で介入し、生活保護受給に至った家庭。経済的困難に対する見通しが立つと、母親の養育能力の低さや精神的に不健康であることから、ネグレクトになっているという家庭の本質的課題が表出した。

②学校内での方針の検討

- ・長女・長男への生活感覚を養う支援を実施する。
- ・長女・長男の対人関係形成困難さやそのことを契機とする不登校について、医療的な助言をもらう。
- ・生活環境を整えるための直接的支援について福祉関係者を中心に行う。
- ・次女については祖母の支援を継続。

③支援の実施

- ・子どもたちの無気力感や対人関係形成について不安がある様子であることから、長女・長男については精神科医療機関の受診を勧める（SC⇒長女・長男へのアプローチ、SSW・行政⇒母親へのアプローチ）
- ・就労時間が短くなったものの、母子の時間は増加しておらず、母は空いた時間を推し活にあてたり、SNS上で知り合った異性との通話に夢中である。長女の「母がご飯を作ってくれたのは、小2の時から一度も無い」という発言があったことから、身体的成長の状況について養護教諭を中心に確認。
- ・ネグレクトを課題として要対協ケースとしてとりあげ、学校・行政・児童相談所・福祉事務所・保健所・主任児童委員・社会福祉協議会など家庭に介入する関係機関の支援チームを継続。
- ・一般的な生活感覚が養われていないため、保清などにも配慮が必要な様子。母親に要求するのではなく、本人の力をつけられるよう支援する（学校・SC・SSW・社会福祉協議会）。母親への養育に関する助言・指導は行政が継続して行っていく。

④経過観察

- ・2学期に入り、長女・長男が医療機関受診。発達検査等をうけ、長男は発達障害の診断。継続して受診している。受診継続のサポートをSC・SSWの合同面談などで行っている。
- ・生活環境を整えるための、家庭環境把握について、行政・福祉事務所が定期的に家庭訪問。歓迎される訳ではないが、継続して関わる事ができている。
- ・子どもたちの生活力をつけるため、社会福祉協議会の行う事業に参加を促した。調理実習などに参加し生活力を少しずつではあるが身につけてきている。また、その活動に参加することにはあまり抵抗をしめさず、参加者との交流なども行っている。

（3）成果

この家庭に対する、支援チームが形成され、子どもたち自身の生活力をつけながら、母親に対する支援を同時進行で行うことで、不登校であった長男が中学進学に向けて、放課後登校をするようになった。また、長女は、次年度の高校受験に向けて、自身の得意科目を中心に学習する意欲がでてきた。

<貧困>

（1）学校の概要

①学校の種類

（高等学校）

②児童生徒数 560名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（年 35週/週 3回/1回あたり 4時間）

（2）対応内容

①課題の発見

当該生徒（3年次生）は2年次より強く進学を希望していた。家庭が進学資金を支払うことが難しかったこと、また、生徒本人に強いこだわりやコミュニケーション上の特性も見受けられたことから、本校のSC、SSWに相談をした。そ

の結果、生徒本人・保護者の校内での面談がスタートした。

②学校内での方針の検討

生徒本人とＳＣ、ＳＳＷとの面談が進んでいく中で、ＳＣ・ＳＳＷと担任・教育相談部で本人の状況に最適と思われる地域機関や相談機関（ゆめおす）、就労支援機関（サポートステーション：本人が進学資金のためにアルバイトをしたいと希望したため）を検討した。また、実際にそれらの機関などにも意見を求めるなどの連携をした。

③支援の実施

検討をした中で最適と思われる相談機関と就労支援機関をＳＳＷが生徒本人に提案・提示すると生徒が了承し、３年次後半からであったが、それらの機関の利用を始めた。また、それまで行っていたＳＣ・ＳＳＷとの校内での面談も継続して行った。

④経過観察

なかなか機関利用はできなかったが、生徒本人にとってはそれまでと比べると自分で目標へ向けて取り組もうとする意欲が高まったように感じた。実際には受験はできなかったが、生徒本人は卒業後も受験へ向けて、アルバイトや受験勉強に自ら取り組む意思表示ができた。

（３）成果

ＳＣ・ＳＳＷに相談をしたことで、学校だけでは難しかった生徒本人への情報提供や心の面のフォローもしてもらうことができた。そして、情報提供だけではなく、実際に生徒本人と外部機関を繋いでもらい、同行までしてもらうことができた。

<ヤングケアラー>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②児童生徒数 402 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ）

配置方法（ 年 35 週/週 1 回/ 1 回あたり 3. 5 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

担任による該当生徒の二者面談での相談や、学校実施の悩み調査で「家事をすることがあり、勉強の時間が取れない時がある」との記載があったことで発見。学年、保健相談部で情報を共有し、ＳＳＷ、ＳＣに相談。

②学校内での方針の検討

担任が面談で本人が家事を行う頻度や時間、そのことに対する本人の気持ち等を聞き取り、学年、保健相談部、ＳＳＷ、ＳＣで情報共有。担任から家庭への連絡、相談を行いながら経過観察することを検討。

③支援の実施

生徒が欠席や遅刻をする時、本人の怠惰も考えられたが家事手伝いによる疲労感によるものとも推察されたため、担任から家庭への連絡時に状況改善を相談したりした。保護者の不在時に生徒の妹が怪我をしたとの連絡が本人にあり、担任に相談があって、学年主任が姉を現場に連れて行くこともあった。

④経過観察

関係職員でＳＳＷに生徒の家庭の状況把握に際して相談をしながら、主として担任が家庭に働きかけた。保護者が両親とも仕事で家を空け島外に出ることが多かったが、その後は１人は残る等の対応をしていただくようになったためか、本人からの悩み相談も減っていった。

（３）成果

関係職員でＳＳＷ、ＳＣに相談しながら、担任が家庭へ働きかけたおかげで、外部関係機関の介在等なく、状況は改善したと考える。

熊本県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

いじめや不登校をはじめとした生徒指導上の諸課題に加え、災害等の影響による諸課題の解決に向けたスクールソーシャルワーカーの活動について、継続して支援を行っている児童生徒及びその家庭に対して、より効果的な支援が図られるようにすることを目的とし、以下の研修を実施した。

年3回（8月22日・11月21日・1月29日）、県立拠点校配置SSW及び各教育事務所等配置SSWを対象に「県連絡協議会」を開催し、講師やSVによる講義及びグループ協議を実施した。

また、年3回「地域事例研究会」として、各教育事務所等に担当SVを派遣し、SSW及び教育事務所担当指導主事を対象に、事例研究及びスーパービジョンを実施した。

さらに、月1回「定期連絡会」として、県立学校SSWを対象に、事例研究を実施した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

熊本県教育委員会では、文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業実施要領に基づき、熊本県スクールソーシャルワーカー設置要項を定め、「スクールソーシャルワーカー活用事業」として実施要項を作成し、学校に対して職務内容の周知を行った。

令和7年2月に改訂した「スクールソーシャルワーカー活用事業に関する指針」を県立学校及び教育事務所、市町村教育委員会、小中学校、義務教育学校に配付し、各学校等において職務内容や活用についての理解が一層深まるよう周知を図った。

スクールソーシャルワーカーを講師とした校内研修の実施や県立学校においては、管理職研修や特別支援教育コーディネーター等の研修でスクールソーシャルワーカーの活用について説明を行い、スクールソーシャルワークの理解促進を図った。また、市町村立学校においては、各教育事務所等の指導主事研修で事業の説明を行い、各管内の研修会等で周知を図った。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸課題の未然防止及び解消のために、学校、家庭及び関係機関との連携を機動的に図り、その連携の中で課題を共有化し、各関係者が協働しながら、子どもを取り巻く環境を改善するとともに、本人の課題に対処する力を高めていくシステムづくりを行った。

県内すべての教育事務所等10か所と県立高校7校（拠点校）に配置し、児童生徒及びその家庭を対象に支援を実施した。配置人数は、小中学校（義務制）23人（精神保健福祉士のみ1人、社会福祉士のみ9人、両資格所有13人）、県立学校8人（社会福祉士のみ5人、両資格所有3人）である。任用条件として、精神保健福祉士又は社会福祉士の資格取得後、ソーシャルワーカーとして2年以上の職務経験を挙げている。勤務形態は、原則として1日6時間、週1日～5日勤務とした。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

各学校からのSSWへの支援申請は依然として増加傾向にある。支援内容も児童生徒の心身の問題とともに、家庭や友人関係など環境に課題がある事案も多い。そのため、SSWによる保護者、教職員等への関係機関に関する情報提供や、保護者と教職員間の調整、相談支援といった職務を同時進行で行うことが求められる。その資質をいかに向上させられるかが課題である。

また、各学校に対するSSW支援についての周知が進み、支援件数は増えてきている。一方で教育

相談コーディネーター等の引継ぎがうまくできておらず、支援ニーズへの把握が不十分なまま対応したケースや、学校によっては、課題の解決や個別の支援をＳＳＷに委ねてしまうといったケースも見受けられた。

原因として、学校に係る事案とともに家庭に係る複雑な事案、ヤングケアラーや性被害など家庭環境及び保護者への支援が必要となる事案の増加があげられる。また、支援件数の増加により学校現場での有用な支援方法やソーシャルネットワークに関する知識・技術に関する研修機会の減少が考えられる。

②課題解決に向けた取組内容

１点目は、教育相談コーディネーター、生徒指導主事、養護教諭等の役割を明確にするとともに校内人事が入れ替わったとしても、ＳＳＷと連携し適切な支援ができる体制づくりを構築する。

２点目は、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、貧困、児童虐待等については、事案が発生してからではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援が求められることから、ＳＳＷを含め組織としての相談体制の構築や支援体制を構築する。

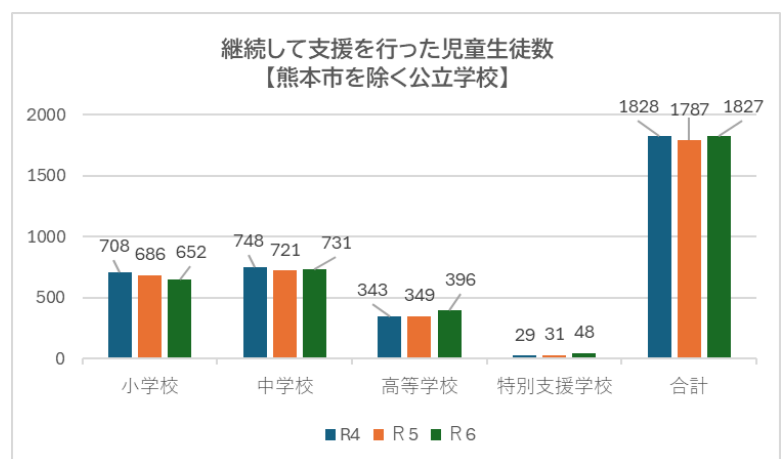
３点目は、ＳＳＷのニーズに応じた研修内容と機会を設け、資質向上を図る。

③成果

ＳＳＷの役割や職務内容についての周知が進み、ＳＳＷへの支援は高いニーズが継続している。令和６年度は継続して支援した児童生徒数が１８２７名であった。

ＳＳＷを活用したことにより、学校だけでは解決が難しかった家庭の問題等について、ＳＳＷが専門性を発揮し、外部専門機関との連携を図り、児童生徒の心理面だけでなく環境面に働きかけたことで、状況の改善へとつながっている。

ケースのアセスメント（見立て）及び、課題解決のプランニング（手立て）だけではなく、複数の視点で検討できるケース会議の事前調整での活用も増えてきており、様々な方面からの支援により環境等の改善につながっている。状況が悪化する前に関係機関とつながるケースが増えてきている。



【２】対応事例＜令和６年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 199名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年48週/週6回/1回あたり6時間）

（２）対応内容

①課題の発見

小学５年生のころから不登校になり、中学入学後は登校できていたが、９月ころからほとんど登校で

きなくなった。

②学校内での方針の検討

定期的に校内コーディネーター会議を開催し、今後の対応及び支援について検討した。

③支援の実施

本人が人目が気になるということで、放課後登校の回数を増やししながら、本人と大人とのコミュニケーションを深めていくとともに、本人や保護者との定期的な面談を行った。

④経過観察

放課後登校の回数が増えていった。

(3) 成果

不登校に関する総件数延べ922件

うち、SSWが関わったことにより登校する又は登校できるようになった総件数延べ149件

SSWが継続して関わっている総件数延べ758件

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数418名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年48週/週5回/1回あたり6時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

父親から本人への虐待について姉からの相談により発覚した。姉が女性の相談員と話がしたいということでSSWとの面談を設定した。

②学校内での方針の検討

校内で対策委員会を開催し、その後児童相談所へ通告した。

③支援の実施

本人は一時保護され、その間も定期的に児童相談所と連携を図った。

④経過観察

保護解除後、なかなか、両親が児童相談所との面接に応じない状況が続いたが、その間も学校、児童相談所と継続的に協議等行い、情報を共有し、3月に終結となった。

(3) 成果

虐待に関する総件数延べ123件

うち、SSWが関わったことにより解消した又は好転した総件数延べ17件

SSWが継続して関わっている総件数延べ106件

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(高等学校)

②児童生徒数127名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年48週/週0.83回/1回あたり6時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

経済的に困窮し、校納金の未納が続いている。本人は大学進学を希望しており、日々の生活や学費等について不安を抱えており、SSWの申請につながった。

②学校内での方針の検討

本人の進路決定に向けて、奨学金等、使える制度を整理し、本人や保護者に説明する。

③支援の実施

定期的に本人や保護者と面接し、利用できる経済的な制度等について説明し、進路決定に向けての支援を行う。

④経過観察

利用できる制度を説明したことにより、無事志望大学に合格し、入学金等の納入もでき終結となった。

（3）成果

貧困に関する総件数延べ50件

うち、SSWが関わったことにより解消した又は好転した総件数延べ3件

SSWが継続して関わっている総件数47件

大分県教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

- (１) スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況
 - ・スキルアップ研修会年３回 連絡協議会年２回 計５回（３時間／回）
- (２) スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況
 - ・各学校の教育相談コーディネーターを対象とした研修で、スクールソーシャルワーカー活用や在り方を説明。
 - ・市町村教育委員会や学校にスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーを派遣。
- (３) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫
 - ・一部の市町村教育委員会に重点配置校を設定。 ※週４日の勤務体制を実施。
 - ・県立学校の拠点校増に向けてＳＳＷ増員を予算取り（配置はＲ７から）
- (４) スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等
 - ①課題とその原因
 - 課 題：スクールソーシャルワーカー各自のスキルアップ
 - 原 因：研修機会の不足等。
 - ②課題解決に向けた取組内容
 - 取 組：年３回のスキルアップ研修、スクールソーシャルワーカー連絡協議会の実施。
 - 各ＳＳＷに研究テーマ等のアンケートとり、研修内容に盛り込むとともに、個別に活用できるコンテンツなどをＳＶから情報提供。
 - ③成果
 - R4 SSW 取組件数：３９６６７件
 - R5 SSW 取組件数：４３０９９件
 - R6 SSW 取組件数：４１９８９件
 - ※教職員との連携（３７７１５回）、関係機関と連携（１７１２３回）も見られ、問題が解決（１０％）、支援中であるが好転（５４．０％）の状況が見られる。

【２】対応事例＜令和６年度＞

＜不登校＞

- (１) 学校の概要
 - ①学校の種類（ 高等学校）②児童生徒数 ７００ 名
 - ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
 - 配置形態（ 拠点校方式） 配置方法（ 年 ４８ 週／週 １ 回／１回あたり ７ 時間 ）
 - (２) 対応内容
 - ①課題の発見
 - 高校１年の生徒は、入学直後から学習面の厳しさに加え、朝起きることができないことや、心身の不調から遅刻や欠席が目立つようになり、進級への課題が顕著となった。生徒の必要とする支援に繋げ、適切な方向性を検討するため、教育相談コーディネーターからＳＳＷへ依頼があった。
 - ②学校内での方針の検討
 - ＳＳＷは、高校の担任と中学校から情報収集を行い、課題整理と校内での支援方針の検討を行った。
- 〈課題整理〉
- 中学時代も心身の不調から遅刻や欠席が多かった。また、学習面の厳しさに加え、意欲低下もみられ、言

語化、意思疎通の難しさやこだわりの強さなどもみられる。ひとり親家庭で、連絡の取りにくさがある。発達障害の診断があり福祉的就労をしているきょうだいと同居している。

〈支援方針〉

- ・ S S Wが保護者と生徒との面談を行い、朝起きることができないことや発達特性に関する課題やニーズを整理し、必要に応じて、医療機関の受診の促しと支援機関、福祉サービスについての情報提供を行う。
- ・ 受診後は、保護者と生徒の同意を得たうえで、必要に応じて医療機関と連携し、体調及び発達に関するアセスメント結果から助言をいただき、今後の支援方針を検討する。
- ・ 担任が家庭との連絡を継続し、登校に関して、無理のない目標設定を行い、登校の振り返りと達成度を可視化していくことで状況確認をする。

③支援の実施

保護者・生徒面談から、保護者は、生徒の体調や進級、発達特性を心配しており、受診したうえで今後について相談したいとの意向があるが、生徒は、体調不良改善の受診は希望するものの、他の困りはないと話す。生徒本人の意向を優先し、小児科受診に繋げ、起立性調節障害の診断を受け、治療開始となる。保護者の同意を得て、学校と医療機関とのケース会議を行い、学校は、登校時間や教材の配慮などの個別対応を行うこととした。

④経過観察

S S Wと保護者・生徒面談を継続し、状況確認を行う。また、校内で個別対応してきたものの、登校状況は完全には改善されなかった。今後の適切な進路選択に向け、他の学校の情報提供や説明会へ同行することで、具体的なイメージができるようになった。医療機関では、服薬治療だけではなく、心理士とのカウンセリングも行われており、発達特性へのアプローチが可能となり、発達検査を受検する予定となった。

(3) 成果

- ・ 医療機関の受診により、起立性調節障害の治療が進み、体調の回復がみられるようになった。また、S S Wが、保護者の同意を得て、医療機関へ情報提供を行い、ケース会議の調整を行ったことで、効果的な連携を行うことができ、発達特性へのアプローチのきっかけ作りを行うことができた。
- ・ 高校入学以前から抱えていた課題を、S S Wが限られた時間の中で整理することができ、今後の進路選択についても、情報提供をし、選択肢を広げることができた。

＜いじめ＞

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校) ②児童生徒数 99名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式) 配置方法 (年 48 週/週 3 回/1回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

母と二人暮らしの小学校高学年女子児童は、アルコール依存傾向の母が頻繁に倒れて救急搬送されたり、日常的に怒鳴り声や泣き声の通報あり。抜毛で頭髪が薄くなり学校で他児から「ハゲ」等とからかわれて登校を渋ることがあった。このため、学校から市教委に相談があり S S Wの派遣となった。

②学校内での方針の検討

＜見立て・目標＞

能力が高い児童と、精神的な不安定さもあり上手く関わりを持てない母との関係に課題があるとの見立てから、母の飲酒に対する適切な治療と児童の抜毛のケアを目標とする。

＜プランニング＞

- ・ S Cが母とも繋がった後に S S Wも同席して家庭との接点を持つ。
- ・ S S Wと児童、母との関係構築後、抜毛のケアを理由に医療機関に繋ぐ。

③支援の実施

S S Wが中々母と直接会うことができなかったため、対応可能な医療機関の情報を S Cに提供し、S Cが母子と面談時に S Cから受診を促してもらう間接的支援を行った。児童、母共に抜毛を気にしていたが、受診への抵抗感から悩んでいる様子だった。

④経過観察

数か月後、母子が突然、受診したと医療機関から連絡があり、医療機関、市子育て支援課とケース会議を開催。医療機関でカウンセリング実施となる。その後、主治医から S Cのカウンセリングも実施しながら医療と学校とで並行して見守りたいとの意向が示され、保護者同意の上で S S Wが繋ぎ役となっており、近々 S C、医療機関の心理士との情報共有の場を持つ予定となる。

(3) 成果

定期的な学校訪問、ケース会議を実施することで学校や家庭での児童の様子を把握することができた。
直接的な関りに拘らず、家庭と関わりを持てる支援者をキーパーソンに間接支援することができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校) ②児童生徒数 358 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式) 配置方法 (年 48 週/週 2 回/1回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

中2女子生徒は小学生時にネグレクト・DVの家庭を出て自営業の異母兄の元で生活するようになり中学に進学。しかし、次第に保護者である異母兄から生活態度等でハラスメントや過度な体罰を受けるようになり、遅刻や欠席が増えたのを心配した学校から S S Wに相談があった。

②学校内での方針の検討

<見立て・目標>

本人、異母兄共に実父を憎悪し、本人は異母兄に過度に依存するようになり、異母兄の本人への支配欲が高まっていったと推測。異母兄の虐待や不適切な関わりの抑止を目標とする。

<プランニング>

- ・ 本人及び異母兄との定期的な面談により関係構築を図り、両者をエンパワメントする。
- ・ 状況に応じ児童相談所及び市子育て支援課とケース会議を行う。

③支援の実施

S S Wは、異母兄との面談で家庭状況を把握、本人との面談で異母兄の行動を把握し、校内で情報共有を行った。しかし、間もなく異母兄からの虐待が発覚して一時保護を経て児童養護施設に措置されるも、集団生活になじめず本人の希望もあり短期間で異母兄の元に戻った。

④経過観察

S S Wは、本人の食事や睡眠の状況、外見上の変化等に留意した。半年ほどは表立って異母兄からの虐待は確認されなかったが、水面下では虐待が再発していた。精神的に追い詰められた本人は再度一時保護され、異母兄の元には絶対に戻りたくないと訴え、最終的には継母に引き取られることになった。

(3) 成果

市子育て支援課、児童相談所、S S W、学校が常に情報共有を行い支援体制と方針が明確化された。

異母兄からの不適切な関わりを断ち切ることができ、高校進学を迎えられたが、今後も継母の養育をサポートしながら見守り体制を構築することが課題でもある。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類（ 中学校 ） ②児童生徒数 125 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 48 週/週 2 回/1回あたり 7 時間 ）

(2) 対応内容

①課題の発見

中学3年生の生徒は、祖母と二人暮らしをしている。学校は、以前から、経済的な困りがありそうだと感じていたが、具体的な相談や支援は行われていなかった。しかし、高校進学について相談をするうちに、経済的な困りについて担任へ母から相談があり、SSWへ依頼がある。

②学校内での方針の検討

SSWは、担任から情報収集、保護者面談を行い、課題整理と支援方針の検討を行った。

〈課題整理〉

- ・生徒は、祖母と二人暮らしで、祖母の年金で生活している。父はおらず、母は、他市に住んでおり、児童扶養手当を受給しているが、祖母へ十分な経済的支援をしていない状況にあった。生徒が志望する高校への進学には、母の協力と奨学金等の利用が必要と考えられる。
- ・SSWは、母に利用できる制度の説明を行うため、資料やパンフレット等を準備するも、学校から母に連絡がとれず、説明や手続きを早急に行う必要がある。
- ・母は、自ら手続きすることは苦手で、手続き支援を行う必要がある。
- ・生徒は、母宅からの高校通学を希望しており、その準備も並行して行う必要がある。

〈支援方針〉

奨学金制度や母子父子寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金の利用を検討し、手続きの支援を行う。手続きを通して、母子関係の再構築と祖母の暮らしの負担軽減を目指す。

③支援の実施

2学期末からの相談、支援となり、迅速な対応が求められるため、可能な限り、母の予定に合わせる形で面談し、書類作成の支援や手続きへ同行した。入学準備資金の不足もあり、生活福祉資金の就学支度費を活用することになり説明や手続きを行った。

④経過観察

母は、高校進学のための資金活用に関する手続きや時間の確保に協力的であり、母子関係も良好に感じられた。高校合格後、就学支度費を活用し入学準備をスムーズに行うことができ、母親のもとから通学する準備を進めることができています。

(3) 成果

限られた時間のなかで、できる限り母のペースに合わせることで、SSWが母との信頼関係を築き、手続きも順調に行うことができた。当初、母は申請を迷っている様子もみられたが、生徒本人の高校進学への思いを共有し、具体的な手続きを段取ったことで、母の心理的な負担を軽減することができた。高校進学後の学費免除等については、高校のSSWに相談するよう助言し、不安を軽減することができた。生徒が母のもとから通学することになり、祖母が抱いていた進学への不安や資金面での心配も軽減したことから、安心感を与えることができた。

宮崎県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

(1) スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

ア 各教育事務所において、月に1回程度で研修を実施した。

※ 市町村任用のスクールソーシャルワーカーとの行動・情報連携を目的として、県任用のスクールソーシャルワーカー対象の上記研修に市町村任用のスクールソーシャルワーカーも任意で参加できるようにしている。

イ 主に新規採用のスクールソーシャルワーカーを対象として、SV（スーパーバイザー）による同行研修を実施した。また、希望があれば、他のスクールソーシャルワーカーも同様の研修が行えるようにしている。

(2) スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

ア 教育事務所管轄地区ごとに実施する小・中・高・特別支援学校の生徒指導主事を対象とした研修において、スクールソーシャルワーカーによる講義や演習を実施した。

イ スクールソーシャルワーカーによる研修を各学校で実施した。

ウ 理解促進（活用や位置づけ等）を目的としたプレゼン資料（研修資料）を県任用のスクールソーシャルワーカーへ提供し、自身の啓発や学校で実施する職員研修で活用できるようにした。

(3) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

ア 県内全域へ配置することで迅速な対応と地域の実態に応じた対応等が図れるようにしている。また、独自雇用を希望した市町村に対して、県の補助を活用して配置を行った。

イ 配置状況

（ア）県配置（11人）：県立学校10人／県教育支援センター1人

（イ）教育事務所配置（10人）：中部4人／南部2人／北部4人

（ウ）市町村配置（16人）：国富町／綾町／日南市／串間市／西都市／都農町／都城市／小林市／えびの市／高原町／延岡市／日向市／椎葉村

(4) スクールソーシャルワーカーの活用に当たっての課題とその原因等

①課題とその原因

（ア）課題：スクールソーシャルワーカーの人材確保・資質向上

（イ）原因：課題の複雑化や多様化に伴い要支援者が増加している中、それに対応しうる有資格者や活動経験のある専門人材が不足している。

②課題解決に向けた取組内容

（ア）大学や退職校長会、社会福祉士会、精神保健福祉士会等の関係機関・団体との連携

※関係機関・団体への情報提供・相談、大学による実習の受け入れ等

（イ）スクールソーシャルワーカー及び教職員対象の研修の実施及びその充実

③成果

人材の確保及び資質向上に向けた連携体制を構築することができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 高等学校
- ②児童生徒数 704 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（拠点校方式）
配置方法（年 50 週/週 1 回/1回あたり 4 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

継父とのトラブルから家出し、その後不登校となった。（児童相談所へ報告）

②学校内での方針の検討

- ・面談を行い、状況の把握と意思を詳細に聞き取り、関係修復に努める。
- ・母親・継父との面談を行い状況の把握、関係修復に努める。
- ・児童相談所・市役所（こども家庭課）と連携

③支援の実施

- ・緊急第1回ケース会議を開催（教職員・SSW）
- ・母親・継父・学科主任・担任・本人との話し合い（教職員）
- ・会議を開催 夏休み中部活練習に参加せず2学期より不登校（教職員・SSW）
- ・拡大ケース会議を開催（児童相談所・市役所こども家庭課・教職員・SSW）

④経過観察

問題発覚後、教職員・SSWとでの生徒の思いと母親・継父の考えを詳細に聞き取り、関係修復に努めた。夏休み頃より自宅に引きこもり、時折部活友人宅に家出を繰り返すようになっていた。

2学期始業式より不登校が続き、第2回ケース会議を開催。翌日より登校支援を行う。学校にて、市こども家庭課・児童相談所・教職員・SSWの拡大ケース会議を開催、今後の支援を検討した。その後、元父が引き取り養育したいとの申し出があり、元父と次女と暮らし、高校生活を続けている。

（3）成果

母親・継父との関係修復には至らなかったが、元父が養育を受け入れ、問題解決につながった。SSWの関わりとしては教職員と定期的に情報交換を行い、関係機関とのパイプ役となった。また、元父との面談を行い経済的支援についても検討を行い、生活の様子を傾聴し、成長を見守りながら今後も支援持続していく。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 高等学校
- ②児童生徒数 301 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（拠点校方式）
配置方法（年 50 週/週 1 回/1回あたり 4 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

家庭内での虐待により、本人が不登校となる。

②学校内での方針の検討

本人が学校職員へ「家族からの虐待の影響で意欲低下に陥り、学校へ行く気持ちが失せてしまう」と訴える。学校だけでの問題では対処しきれない。密な家庭環境のアプローチが必要とのことでスクールソーシャルワーカーの介入に至る。

③支援の実施

本人と面談。同居している親類より、暴言や家事等を強いられる状況を把握。実母は親類に何も言えない状況。引き続き、面談を繰り返し、関係機関とつなぐことを検討。

④経過観察

本人は上記理由により、不登校が続いている状況。家庭環境の改善、本人の生活の場の環境を整えることも必要であると考え、教育相談部教諭、スクールソーシャルワーカーにて今後の方針を検討する。

(3) 成果

本人の生活環境改善目的で、学校、行政、児童相談所とケース会議を開催、結果児童自立援助ホームの入所の方で検討をする。劣悪な家庭環境の中、面談を繰り返すことで、本人の意志が少しずつ前向きになっていると思科される。

<ヤングケアラー>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 高等学校
- ②児童生徒数 538 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（拠点校方式）
配置方法（年 50 週/週 1 回/1 回あたり 4 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

校内でのヤングケアラーのケース介入と対応、関係機関との連携について。

②学校内での方針の検討

生徒より担任へ訴えあり。「ヤングケアラー」としてケース対応。校長、教育相談部教員、特別支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカーへ情報共有し、校長自ら、市役所担当課へ通告、行政としては「学校と連携を図り対応していく」とのこと。

③支援の実施

校長より、生徒本人主訴、家族構成、環境の情報収集。生徒本人の主訴は、「父が病気を患い、自宅内での問題行動に対応するのに負担を感じる。」と話す。

家族構成としては、実父、実母、姉、本人の4人暮らしである。

実父のかかりつけ医へ校長、SSWとで出向き、PSW（精神保健福祉士）へ情報共有を行う。

④経過観察

経過を見ていたが、学校側に行政機関（市役所）からその後の対応の連絡がないため、SSWにて市役所に出向き、その後の経過を確認する。こども課より実父のアプローチは地域包括支援センターに対応を依頼した。市役所としての対応はそこまでと担当者が話す。その後SSWにて地域包括支援センターへ出向き、情報収集を行う。対応内容としては、地域包括支援センター職員にて自宅訪問し、実父と面談するが、病識がないこと。介護保険サービス導入の必要性がない判断し、継続的支援までには至らなかった。以上をSSWにて学校へ報告する。

(3) 成果

学校職員とSSWが協働で、実父のことで、医療機関へ働き掛けを行ったこと。SSWにて行政（市役所）機関へ積極的に働き掛けを行ったこと、生徒本人の主訴を学校、行政、医療機関が耳を傾けたことによって行政が児童相談所へ通告。児童相談所の介入により一時保護を経て、児童養護施設へ入所となり生徒本人の環境改善へと繋がった。SSW、学校、関係機関が連携し、積極的な生徒本人及び家庭環境へのアプローチを行った結果、生徒本人の環境改善が成された成果である。

鹿児島県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

【目的】

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、福祉等関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・活用することで、教育相談体制を整備し、いじめ、不登校、暴力行為など児童生徒の生徒指導上の課題に対応する。

【実施】

連絡協議会 1 回、研修会 1 回

※ 連絡協議会においては研修を含む内容を実施。

※ 研修会についてはスクールカウンセラー研修会や教育支援センター支援員研修会と同時開催とし、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、支援員との情報交換や連携方法の確認等を含めた研修を実施。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

・ 各関係機関との連携

（鹿児島中央児童相談所、鹿児島県精神保健福祉センター、鹿児島県社会福祉士会）

・ 広域スクールソーシャルワーカーによる講演及びスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー相互の意見交換（児童生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進、支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携について）

・ 研修会等での紹介（スクールソーシャルワーカーの職務、対応事例等について）

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

県広域スクールソーシャルワーカー 3 名を県教育委員会に設置、市町村との委託契約については令和 3 年度をもって終了し、県内 43 市町村中 41 市町村が独自にスクールソーシャルワーカーを雇用し、活用する体制となっている。

県が雇用する広域スクールソーシャルワーカーは、県立学校における事案への対応と、スクールソーシャルワーカーを配置していない 2 村から要請があった場合の対応、さらには市町村が雇用するスクールソーシャルワーカーによる対応が困難な事案について、スーパーバイザーとして対応することとしている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

【課題】 スクールソーシャルワーカー事業の予算拡充

【原因】 令和 5 年度より派遣回数を大幅に増やし派遣を行っているが、事業の周知等の成果により学校からの要望が増加傾向となっている。今後、学校からの要望に対し派遣ができないケースが生じることが予想される。

②課題解決に向けた取組内容…予算の拡充を検討している。

③成果

令和 7 年度も令和 6 年度に引き続き、予算拡充により派遣回数を 50 回とした。

（令和 5 年度 26 回 ⇒ 令和 6 年度 50 回 ⇒ 令和 7 年度 50 回）

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②生徒数 200 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 50 週/週 1 回/1回あたり 3 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

中学時に、家庭内での性被害があり、適応障害・PTSDの診断を受け、大学病院精神科へ通院中であり、母親はネグレクト傾向にあると中学校から引継があった。

児童相談所にも定期的に母子で通っている。本人の病状悪化により主治医から入院を勧められたが、生徒は希望するも母親が拒否し、入院できず、学校に登校するのにつらい状況が続いている状態。

②学校内での方針の検討

S S W ・担任・養護教諭・特別支援コーディネーターとのケース会議

③支援の実施

要保護児童生徒対策協議会の開催（中学校在中のS S Wとの連携）

学校、児童相談所、保健所、市福祉課によるケース会議

④経過観察

ケース会議を開催。進級、取得単位についての説明。転学先の学校説明及び転学手続き。

（3）成果

関係機関から情報提供を受けたことで、今後、学校としての対応が明確になった。また、当該生徒が転学後、本人の症状を改善させるための支援について情報共有することができた。

＜虐待＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②生徒数 770 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（年 50 週/週 1 回/1 回あたり 3 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

高校入学時、中学校からの引継で、HP やブログ等への本人の顔写真の掲載をできない旨の確認があった。（父親からの DV から母子で避けて来ているため。）母親は、本人が中学時に自殺未遂により病院へ入院し、現在回復傾向にある。母親と本人、妹は母方の祖父母宅にて生活を送っている。

②学校内での方針の検討

当該生徒、母親、祖母との面談及び S S W ・担任・養護教諭とのケース会議

③支援の実施

福祉課との連携、無料法律相談の案内、要保護児童生徒対策協議会の開催、医療機関との連携
関係機関とのケース会議、父親対応（窓口の一本化）

④経過観察

定期的にケース会議を開催（児童相談所と要保護児童対策協議会の協力を得られるよう要請）

（３）成果

母親や本人が直面している様々な状況への対応について、学校として取るべき対応を整理し、共通理解することができた。関係機関との連携の在り方について、理解することができた。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②生徒数 350 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（年 50 週/週 1 回/1 回あたり 3 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

事務室より学校徴収金について、未納があるが、資金不足のため口座振替不能、催促文書を送付し、父親の携帯に連絡するがつかない。留守電にメッセージを残すこともあったが、折り返しの連絡がきたことはないと言った。

②学校内での方針の検討

当該生徒との面談及び S S W ・担任・養護教諭とのケース会議

③支援の実施

福祉課との連携（福祉制度等で利用できる手当の給付申請、健康保険証の取得）
父親の就労に向けての支援

④経過観察

定期的にケース会議を開催、SC・SSW との面談、関係機関との連携。

（３）成果

該当生徒と面談を行ったことで、家庭の状況や本人の思いが明らかになった。
学校生活での配慮や父親へ働きかける際の注意点が明確になった。
生徒の心身の状態について詳しく聞きとってもらい、今後の見守り方と対応をアドバイスしてもらった。

<ヤングケアラー>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 特別支援学校 ）

②児童生徒数 400 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 50 週/週 1 回/ 1 回あたり 3 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

7 人兄弟、9 人家族。4 月は体調不良で遅刻等がありながらも出席、5 月に入り欠席日数が増えてきた。
本人は、学校を続けたいが家計が苦しく、本人のアルバイト収入に頼っている現状があることがわかった。
家庭訪問当日、母親は本人が体調不良により部屋で寝ていると担任が話したが、実際はアルバイトに行っていたことがあった。その他にもその場を言い逃れるために言い訳をする様子うかがえた。

②学校内での方針の検討

S S W ・担任・教頭・福祉課職員とのケース会議

③支援の実施

家庭訪問の実施、保護者と直接面談をする機会の設定。
福祉課との連携（福祉制度等で利用できる手当の給付申請）

④経過観察

定期的にケース会議を開催、チーム支援の継続。

（３）成果

生徒の支援体制について、専門家の助言をいただきながら整理することができた。

沖縄県教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

(1) スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- 県スクールソーシャルワーカー合同研修会（7月）。
- 地区教育相談員等連絡協議会 年6～10回（教育事務所開催）。
- 生徒指導担当者研修会や教育相談担当者研修会等にも参加。年数回。
- 内容はスーパーバイザー・外部講師による講演会、事例検討会、関係機関の施設見学等。

【主な趣旨】

- ・本地区の問題行動・教育相談の取組状況についての情報交換を行うとともに、教育と福祉の連携を図りながら、児童生徒・職員・保護者等への支援の充実に資する。
- ・現場のスクールソーシャルワーカーの資質向上、ネットワーク構築に資することを目的とする。

(2) スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- 年度初めに担当校へあいさつ回りと事業周知（対象：校長、教頭、教育相談担当など）
- 地区によっては、幼児児童生徒の支援に係る学校訪問の中で、県SSWや市SSWも同行し、活用方法や連携体制について説明している。
- 各学校の職員会議にSSWが参加し説明を行う。
- 教育相談担当者研修会等での県SSWガイドラインの周知。

(3) スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- 中学校区の配置を基準に、児童生徒支援における小小連携・小中連携を円滑に行えるようにしている。
- 市SSWの週1回の連絡会に県SSWが参加し、支援方法や支援体制について共有している。
- 課題のある市町村へは2人配置を行っている。
- 市町村のスクールソーシャルワーカーの状況も踏まえ、配置を検討。
- 「貧困」「虐待」「いじめ」「不登校」等について重点配置をしている。

(4) スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

【課題】

- ・SSWの役割、活用の理解促進。
- ・多くのケースに対する十分な支援。

【原因】

- ・教育相談等研修会参加者以外の教職員に対し、SSWの役割や活用についての周知不足。

②課題解決に向けた取組内容

- ・SSWが校内の教育相談等の各種連絡会に参加し、学校職員との役割分担を行う。
- ・SSWの業務内容等について研修会での周知を図る。

③成果

- ・共通理解をととして連携が強化され、よりよい支援につなげることができた。
- ・課題に向けた取組活動が、SSWの業務内容への理解につながり、必要な支援を連携して行うことができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 約 100 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 35 週/週 4 回/ 1 回あたり 6 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・小学校低学年から登校しぶりがある。受診したところ医師より心理・発達面の課題が指摘され、高学年から不登校状態になった。

②学校内での方針の検討

- ・保護者の想いを傾聴し不安の軽減を図るとともに、担任の悩みと心情にも配慮する。
- ・実態を把握し保護者本人の願いを尊重した支援計画を作成する。

③支援の実施

- ・担任に聞き取り、これまでの取り組みからリソース、課題を把握。目標と方針を立て具体的な支援案を作成。
- ・支援案に基づいた支援の実施及び特性に応じた合理的配慮を行う。
- ・欠席の際はタブレットやプリントを家庭に届けることを徹底し、遅刻の場合の対応職員を固定化する。
- ・定期的に保護者と面談、傾聴、要望を聞き学校へ橋渡し。

④経過観察

- ・具体的な支援が支援案（サポートシート）で可視化され、保護者と学校が足並みを揃えて児童の不登校に向き合う事ができ、出席日数が増加。
- ・合理的配慮に基づいた指導が実践されるようになった。

（3）成果

- ・支援の方向を確認し、保護者との関係が改善されてから登校できるようになった。両者が互いの支援を認め合い共通のベクトルで支えることができた。現在はほぼ登校できている。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 約 700 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 年 44 週/週 4 回/ 1 回あたり 6 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・本人の登校が減ってきているため、自宅を訪問。→面談を実施して聞き取りを行ったところ、いじめが発覚。

②学校内での方針の検討

- ・本人から聞き取った内容を担任、生徒指導と共有。本人及び保護者の意向を確認した後、関係職員と連携し、対応を検討。その後、加害生徒及び保護者を交えた話し合いを行った。

③支援の実施

- ・保護者を交えた現状確認を行い、相手への指導内容などを確認。

④経過観察

- ・指導後、加害生徒への関わりなどを関係職員にて確認して経過把握。
- ・登校出来た際に、本人へ近況などを確認し都度必要な支援を検討・実施。

(3) 成果

- ・連続欠席していた状況から登校出来る日が増えていった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 約 700 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 44 週/週 4 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・登校が滞るようになり、本人と学校側が面談していく中で保護者からの虐待疑いが発覚。

②学校内での方針の検討

- ・対応検討のための会議が行われ、関係機関との連携を行った。

③支援の実施

- ・自宅への帰宅が難しい状況にあったため、児童相談所と連携し対応を行った。

④経過観察

- ・関係機関と連携を取り、本人の状況を確認しながら、進路等に合わせて支援を行う。

(3) 成果

- ・児童相談所との連携を行うことで、本人の安全確保へとつながり、保護者と本人の関係調整が進んだ。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 約 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 44 週/週 4 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・小学校から不登校の傾向が見られ、放課後等デイサービス等に繋がっていたが、利用が定着していない

状況で、家庭相談員・貧困対策支援員からＳＳＷに繋がる。

②学校内での方針の検討

- ・家庭状況を共有し、支援検討・役割分担を行うため、管理職・担任・教育相談・家庭相談員・貧困対策支援員・ＳＳＷでケース会議。

③支援の実施

- ・教育相談支援員、ＳＳＷと毎週設定した曜日と時間に家庭訪問を行い生活状況等の継続的な把握を行う。
- ・毎週、保護者と対面し、困り感等を傾聴し、利用できる福祉制度等の情報提供を行い活用促進。
- ・家庭状況、登校状況、福祉サービス利用状況等、実態把握し、関係機関と連携。

④経過観察

- ・ＳＳＷは、定期的な家庭訪問から経済状況、家庭状況等情報収集に努め、ケース会議において、情報の共有と課題を明確にし、福祉制度等の利用や関係機関の役割について検討。

(3) 成果

- ・養育支援訪問事業が介入することで、生活環境が整いつつある。
- ・定期的な訪問を通して、保護者と良好な関係を構築することができ、福祉制度の利用へとつながった。
- ・生活保護申請に至ったことで、経済的に安定し、保護者は持病の治療に専念することができた。

<外国籍生徒の学習課題>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 約 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 44 週/週 4 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・外国からの転入後しばらくして保護者から教育委員会へ高校受験に関する相談。

②学校内での方針の検討

- ・ＳＳＷが保護者からアセスメントを行い、学校外でも利用できる社会資源について学校・保護者と情報共有し、本人の支援に向かうことを確認。

③支援の実施

- ・関係機関、個別学習塾等、日本語の力を伸ばせる社会資源について情報収集と支援相談を行い、必要に応じて学習教科を分けて学習できるよう、保護者と関係機関へ提案。

④経過観察

- ・社会福祉協議会等の日本語教室について案内し、学習を始めることができた。

(3) 成果

- ・簡単な日本語を話すことができるようになり、進学・進路について助言を受け、不安が解消された様子。

札幌市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・スクールソーシャルワーカーの実務経験が豊富な人材3名に外部スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを委嘱（年間180時間）。外部スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを講師として、スクールソーシャルワーカー業務、関係機関との連携、アセスメント、子ども・保護者への対応に関する研修や事例検討を月1回実施した。
- ・地域の社会資源や関係機関について学ぶ研修を月1回程度実施した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・年度当初に全市立学校にスクールソーシャルワーカー活用事業について通知した。
- ・全市立学校の担当者を対象とした生徒指導に係る研修等において、事業内容やスクールソーシャルワーカーの実践事例等を説明するとともに、スクールソーシャルワーカーが参加し学校と交流する機会を設けた。
- ・学校や要保護児童対策協議会等からの要望に応じて、スクールソーシャルワーカーが研修等を通して業務説明を行った。
- ・スクールソーシャルワーカースーパーバイザーとスクールカウンセラースーパーバイザーの連携会議を実施し、相互の業務理解を深めた。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・教育委員会所属の会計年度任用職員として15名を配置。市内全市立学校に担当するスクールソーシャルワーカーを割り振り、学校からスクールソーシャルワーカーに直接相談可能な体制を整備した。
- ・市内を5エリアに区分し、1エリアにつき3名で担当。そのうち1名がスクールソーシャルワーカースーパーバイザーとして他のスクールソーシャルワーカーに助言等を行った。
- ・会計年度任用職員化への円滑な移行を図るため、前年度に引き続き巡回スクールソーシャルワーカー5名を委嘱（有償ボランティア）。拠点校から担当地区小学校を巡回訪問し、学校で把握した事案のうち、継続的な福祉支援が必要なケースについて、学校を担当するスクールソーシャルワーカーと情報を共有して、児童生徒や家庭等への支援につなげる役割を担った。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

令和6年度より各学校で月1回開催される学校いじめ対策会議に必須の構成員として参加することとしたが、令和6年度の15名体制ではすべての会議に直接参加をすることが難しい状況だった。ケース対応については、学校を担当するスクールソーシャルワーカーが対応できる体制にしたため、積極的な事案の掘り起こしによる対応件数が増加したことも伴って、人員の不足が課題となっている。

児童生徒を取り巻く課題の中には、学校だけでは解決できない多様な問題が多くあり、そのような子どもを救えていない現状があることから、スクールソーシャルワーカーの活用事業の拡充が急務となっている。各学校を担当するスクールソーシャルワーカーは、担当する学校から相談を受けたり、定期的に巡回したりすることで、関係機関との連携した対応が急増している。現状に課題は残されているが、問題を抱える子どもや学校を早期発見、支援体制の構築に努めているところである。

②課題解決に向けた取組内容

学校だけでは解決できない多様な問題が多くあり、そのような子どもの環境改善のために、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携する対応が急増していることから、人員の拡充と確保により、学校からの対応のニーズの高まりに応じることができるよう、スクールソーシャルワーカー事業の拡充を目指しているところ。

③成果

学校を担当する体制となり、対応件数が大幅に増加している中でも、対応によって好転する割合を一定程度保っている。学校がスクールソーシャルワーカーの関わりにより、関係機関との連携が図られていると実感している成果が表れている。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数 約 400 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（巡回方式）

配置方法（月1回以上／学校を担当する体制）

（2）対応内容

①課題の発見

本児が小学校高学年頃より、学校生活上の不安が原因で不登校傾向となる。中学進学後は2、3日の登校のみで、その後は全欠であった。母の学校に対する不信感や母の体調不良により連絡が取りにくい状態が続き、本児の安否確認ができないことから、スクールソーシャルワーカーに介入依頼があった。

②学校内での方針の検討

校内ケース会議を開き、スクールソーシャルワーカーが母との関係を築き、本児の安否確認と本児、母と学校との関係の再構築を目指すこととなった。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーより月1回程の手紙の投函、母への連絡を継続した。仕事の事情により離れて暮らしている父にも学校から電話連絡や現状を記載した手紙を投函したところ、父より連絡があった。その後、スクールソーシャルワーカーから母に連絡を取ることができ、養護教諭とともに家庭訪問し、本児と母と面談することができた。

④経過観察

数回、定期的な家庭訪問を実施したことがきっかけとなり、本児の登校への意欲が高まり、登校開始することができた。スクールソーシャルワーカーも本児、母と定期的に面談を継続し、中学校では担任が中心となって進路選択に向けて動いており、その後の進路決定につなげることができた。

（３）成果

スクールソーシャルワーカーが定期的に本児、母と面談を行いながら情報収集し、本児、母の困りごと等を把握するとともに、継続的に情報を学校と共有することで役割分担を行いながら、タイムリーな支援を実施することができた。

＜貧困＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 約 300 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（ 月 1 回以上／学校を担当する体制 ）

（２）対応内容

①課題の発見

スクールカウンセラーを通じて学校からスクールソーシャルワーカーへの支援依頼があった事例である。

対象は母親と成人の長子、小学生 3 名からなる母子世帯。経済的に困窮しており、母親は子どもの就寝後に深夜から未明にかけて工場で就労を続けていた。このため、母親は慢性的な睡眠不足に陥り、心身の健康状態が限界に達していた。

母親は日中の就労を希望していたが、子どもたちそれぞれに学校への行き渋りが見られたため、学校と自宅の複数回の往復を余儀なくされ、日中の就労は困難な状況であった。

母親は、元夫からの養育費の未払いについて弁護士に相談したり、生活保護の申請について保護課の窓口相談したりするなど、自ら積極的に行動していたものの、うまくいかず諦めていた。

また、近日中に 20 歳の長子が結婚のため転居することが決まっており、残された児童たちの夜間放置が懸念され、早急な対応が必要な状況であった。スクールカウンセラーとの面談で、母親は慢性的な睡眠不足と気分の落ち込みを訴えていた。

②学校内での方針の検討

管理職、担任、スクールカウンセラー、コーディネーター、スクールソーシャルワーカーが連携し、本家庭の状況について確認を行った。その後、スクールソーシャルワーカーと母親との面談を実施し、生活状況の確認と整理、支援の優先順位付けを行うこととなった。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーは母親との面談を通して、以下の支援を実施した。

- ・ 母親の心身の健康状態改善のため、精神科受診を促し、医療機関と連携した。
- ・ 子どもの権利に精通した弁護士を紹介し、弁護士が元夫への養育費の請求について再交渉を行った。
- ・ 母親と共に収入と支出を視覚化し、生活に必要な金額を明確にするため、家計の整理を行った。
- ・ 児童の夜間放置の懸念があることから、家庭児童相談室との連携を強化した。

- ・ 母親の生活保護申請には、スクールソーシャルワーカーと家庭児童相談室職員が同行した。
- ・ 地域に根ざした支援機関である相談支援事業所とつなぎ、継続的な支援体制を構築した。
- ・ 学校は子どもの行き渋りへの対応として、生活状況の全体共有とより良い学校生活に向けた主体的な支援体制の構築・実践を行った。

④経過観察

母親が退職後も安定した収入を得られるよう、継続的な支援を行った。

（３）成果

本支援の結果、以下の成果が得られた。

- ・ 母親の深夜労働からの脱却が実現した。
- ・ 母親の心身の健康状態が向上した。
- ・ 生活保護の受給が開始された。
- ・ 養育費の振込が開始された。
- ・ 子どもたちが安心・安全に生活できる養育環境が確保された。

仙台市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

年間2回の全体研修（SSWSVが実施）、グループおよび個別SV
機関研修（令和5年度：こども若者支援センター 令和6年度：発達支援センター）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

令和5年3月に、見て分かる生徒指導ハンドブック「児童生徒が充実した学校生活を送るためのスクールソーシャルワーカー活用ハンドブック」を作成し、教職員の理解促進に取り組んだ。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

在籍学級外教室（ステーション）配置の中学校を先行的に拠点校SSWを配置し、ケース対応を行ってきた。
配置がない中学校区からのケース対応の求めにおいては事務局SSWが派遣という形で事案に対応してきた。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

教職員のスクールソーシャルワーカー活用について理解。教職員は教育のプロとして、普段から児童生徒の支援に当たっている。その児童生徒が困り感を持っている場合、教育の範囲でどのような支援を行えるかアセスメントする素地が学校にはある。福祉的な視点にたった支援については、経験不足であり、その効果を実体験として持っている教職員は少ない。

②課題解決に向けた取組内容

SSWの配置を充実させること。教職員がSSWとケース対応を行うこと。互いの動きや考え方、支援できる範囲を知ること、児童生徒の最適な支援につながるだけでなく、SSWと教職員の相互理解にもつながると考える。

③成果

SSWの配置が進むことで、SSWが対応するケース数は多くなっている。今まで支援対象となっていなかった児童生徒についても、適切な支援を行えるようになってきていると考える。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類 小学校

②児童生徒数 517 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 拠点校方式

配置方法 年35週/週1回

（２）対応内容

①課題の発見

小１夏休み明けより登校渋り、母子分離不安が見られ、時間の経過とともに強くなっていく。登校時は、母付き添い登校が必要だった。表情なく、前髪を長く伸ばして目は見えない。他者との交流も拒絶。対人不安がつよく、場面緘黙が見られている。母との面談や、医療機関への受診の提案を試みるも、母は支援抵抗が強く、相談につながれず。

②学校内での方針の検討

- ・本人との関係を構築しながら、本人の集団参加に対する不安やコンプレックスの軽減を図る。
- ・母との教育相談体制の維持を図り、家庭と一緒に本人の成長を支えていく。

③支援の実施

- ・別室登校した本人への声掛けをしながら、接点を持つ。
- ・教育相談時に SSW が同席して、母との教育相談体制構築を図る。

④経過観察

- ・関わりの当初は、声掛けに反応を示さず、自分の作業を黙々と進めていた。徐々に声をかけられた際に手を止めて、視線をこちらに向けようとする姿勢がみられるようになった。

（３）成果

- ・別室に來ている友だちとコミュニケーションのやり取りができるようになった。
- ・その後入学した中学校では、自ら教室に入り、集団の中で学習や校外活動へ参加している。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

中学校

②児童生徒数 95 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 拠点校方式

配置方法 年 35 週/週 1 回

（２）対応内容

①課題の発見

- ・中１男生徒について。小学校からの引継ぎ事項として ADHD の傾向が強く、自分の思いどおりにいかないと感情的になることがあることが分かっていた。通常級で進学したが、ことあるごとに本児は、大声をあげたり、物を投げたりした。周囲への危険性があると判断。本児を複数名の教員でおちつかせることもあった。そんな中、本児が投げたものがぶつかりそうになった女子生徒が、本児を「怖い」という理由で休んだり、教室に入れなくなったりした。学校は、本児によるいじめ事案として対応することとなった。

②学校内での方針の検討

- ・ 本児の気持ちが落ち着かなくなった時の支援体制の共有（保護者とも）
- ・ 個別の支援計画の見直し（本児の困り感を減らす支援と、気持ちの落ち着け方のトレーニング）
- ・ 関係機関とのつなぎ
- ・ 保護者との情報共有（支援方針について、保護者の困り感をきければ）
- ・ いじめ対応

③支援の実施

- ・ 面談に SSW が参加。学校の支援方針を、保護者と共有。本児を再度発達支援センターへつなげることを検討するよう、保護者へ説明。

④経過観察

- ・ 本児保護者について、学校対応に全面的に理解を得られたわけではないが、対応は軟化。関係機関連携は今後の検討となっている。
- ・ 本児は、クールダウンの場所を設定。
- ・ 継続的な支援体制について、今後、要検討。

（３）成果

- ・ 本児の特性や支援について、保護者の理解が一定深まった。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

中学校

②児童生徒数 832 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 拠点校方式

配置方法 年 3 5 週/週 1 回

（２）対応内容

①課題の発見

学校より母長期入院に伴うヤングケアラー疑いの生徒情報があり、養父へ面談を打診するも多忙により叶わず。担任が本人に SSW との面談希望を確認すると面談希望があった。面談時に本人より、姉妹の世話以上に養父との不穏な関係や威圧的態度の不安が語られ、SOS の発信の方法について確認を行う。数日後、本人より担任へ、養父から暴力を振るわれたと訴えがある。

②学校内での方針の検討

身体的虐待として児相通告。児相主導で家庭への介入を行う。

③支援の実施

4 ヶ月の一時保護、祖父母宅への家庭復帰を経て、母退院を機に家庭復帰。担任の家庭訪問に同

行し、高校受験準備を主軸に母の伴走支援の形で家庭に介入。母の承諾を得て、母の掛かりつけ病院の MSW、児相とも連携しながら家庭環境の調整と、本人との面談を継続して実施。高校の授業料や学校の特色などの情報や就学支援金情報を母子に提供。

姉妹は心理的虐待として 2 泊の一時保護後家庭復帰した。小学校とも情報共有を行いながら姉妹の見守りも行った。

④経過観察

母の体調が不安定であったため、本人との面談は 2 週に 1 回程度のペースで行い、本人の不安感を聞きながら、高校進学に向けてのスケジュール確認を行った。学校とはその旨共有したり、担任は SSW との面談に同席したりした。

養父は児相との面談を拒絶、母は児相との接触に難色を示していたが、母は SSW との面談や電話は継続できた。

(3) 成果

進学先について養父の理解が得られにくい状況ではあったが、母の頑張りもあり、本人が納得できる高校へ進学することができた。また、母の掛かりつけ病院に現状を知ってもらうことで、母が無理し過ぎず、自宅療養することができ、本人の安心感に繋がった。更に、進学先高校の SSW に引継ぎ、家庭の見守りや働きかけを継続することができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

小学校

②児童生徒数 373 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 拠点校方式

配置方法 年 3 5 週/週 1 回

(2) 対応内容

①課題の発見

学校より、教室・学校離脱が頻繁で、身なりが不衛生で気になる児童がいるとの情報がある。父子家庭で父多忙のため面談が叶わず、児童の行動観察や関わりを行っていた。様々な学校の配慮から離脱することは減ったものの、家庭環境の改善の様子は見られず、管理職に家庭への介入の相談を行った。

②学校内での方針の検討

特別支援学級への転籍を機に、SSW も面談同席することについて父の承諾を得られた。就学前に、行政等に不信を抱いていた情報が区役所からあったため、信頼関係構築も課題の 1 つとした。

③支援の実施

面談にて父の困り感を聞き取ることができた。児童の障害福祉サービス、一人親支援の他に、父自身

の精神疾患や怪我による福祉サービスが受けられるよう、関係機関へ問い合わせや区役所への手続きに同行し、伴走型支援を行った。また、父へ定期的に架電し、課題の整理やエンパワメントを行った。

④経過観察

父は時々そう状態や解離症状が出て不安が強まることもあるため、家事ヘルパーに定期的に自宅へ訪問してもらうことで、父子の見守りを行った。支援者会議を数回実施し、支援方針や具体的な支援内容の共有を行った。

（３）成果

区役所手続きの最中、母の遺族年金受給手続きを行っていなかったことが判明。借金が完納でき、貧困状態が改善した。父の障害者手帳申請も通り、福祉サービスが受けられるようになった。また、放課後等デイサービスと家事ヘルパーの利用で本人の安全や食事、衛生面が整った。

父の病症は時折悪くなるため、学校では担任が本児の自立のサポートを行い、父の体調が優れなくても安定して登校できるようになっていった。父は、「もっと早く助けを求めるべきだった。自分たちの状況が見えなくなっていた」と言い、支援者不信を払しょくすることができた様子が見られた。

<心身の問題・発達の課題>

（１）学校の概要

①学校の種類

中学校

②児童生徒数 792 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 拠点校方式

配置方法 年35週/週1回

（２）対応内容

①課題の発見

小学校より不登校傾向が強く、対人関係において苦手さを感じているようだった。中学校入学時より、ステーション利用、SC相談をしていたが、嘔吐恐怖、強迫観念が強まり、自宅外で過ごすことは困難な状態となっていた。受診した医療機関（児童精神科）では、自閉スペクトラム症のこだわりの強さから出ている症状と言われ、継続受診とはならず、自宅以外に本人の行く場所を探すことを勧められ、SSWへの相談に至った。

②学校内での方針の検討

- ・担任、SC、SSWとの相談を継続しながら、本人の学びの場や行く場所の検討、本人のサポートを行う家族フォローも実施する。
- ・強迫観念が強い時期に、登校が難しくなる時期があることが想定されるため、本人の興味関心を確認しながら、まずは生活リズムを整えるために家庭でできることを考える。

③支援の実施

- ・ 本人、家族面談の実施。
- ・ 相談機関についての情報提供、本人、家族の了解を得て、つなぎの際の関係機関への共有。
- ・ 面談にて知り得た情報を学校へ共有し、本人や家庭の状況を伝え、本人理解を深めていくとともに本人の学校での支援体制を整える。

④経過観察

- ・ 月 1 回程度、本人、家族との面談を継続し、生活状況の確認。
- ・ 感染症拡大のピークを越えたことや、家庭内の協力を得て、徐々に別室登校が安定してできるようになった。

（３）成果

- ・ 嘔吐恐怖や強迫観念について、完全に消失していないものと思われるが、本人自身が集中して好きなこと（料理や動画視聴）をしている時間に、強迫的な言動がみられることはなかった。本人自身もその気づきを経て、適宜気を紛らわせることによって、行動化が軽減していった。
- ・ 学校や家庭が、本人の状態について理解を示し、関わりを継続してきたことが、本人の安心にもつながり、別室登校の継続、中学卒業後の進路についても前向きに考えられるようになったと思われる。

さいたま市教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・子ども家庭支援課職員との連携（令和６年９月実施）
- ・ＳＳＷの役割や業務内容（令和６年４月実施）
- ・ヤングケアラー支援について（令和６年４月実施）・事例検討会（令和６年９月実施）

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・「さいたま市スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・さわやか相談員ガイドブック」（ガイドライン）を作成し、すべての市立学校に配布した。
- ・年度当初に管理職を対象とした研修会において、ＳＳＷの服務や役割等について周知した。
- ・各校の教育相談主任を対象にＳＳＷの役割やＳＳＷの対応について理解を深める研修を実施した。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

全ての市立小学校に配置し、市立中・高等・特別支援・中等教育学校へは要請があった場合に、小学校から派遣する。全ての市立学校でスクールソーシャルワーカーの支援が受けられる体制を整備した。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

児童の対応件数の合計が 4553 件、そのうち好転したもの（解決したものおよび好転したもの）の合計は 2696 件であることから、好転した割合は約 59％となり、達成に近い結果が得られたと言える。今後は目標の達成に向け、さらに支援の領域を拡大できるよう、学校間との連携が必要であるとする。

＜課題の概要＞

- ・スクールソーシャルワーカーの専門性の向上
- ・地域の機関との連携

＜課題の原因＞

- ・資質能力の向上
- ・関係機関職員との顔の見える連携の機会が乏しい

②課題解決に向けた取組内容

- ・常勤精神保健福祉士によるスクールソーシャルワーカーへの助言
- ・ＳＳＷ地域連携会議の実施
- ・ＳＳＷ地域連携会議に子ども家庭総合支援拠点の職員が参加

③成果

・常勤精神保健福祉士による訪問、助言により、スクールソーシャルワーカーの専門性も高まり、36名全員が社会福祉士や心理士等の資格を取得している。

・地域連携会議の実施により、関係機関への連携が密になった。

・地域連携会議に子ども家庭総合支援拠点の職員に参加していただき、行政との連携がより密になった。

ＳＳＷが関係機関と連携した件数も 3,369 件となり、学校の教育相談体制において、今後もＳＳＷの役割が重要になると考えられる。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 1 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 週 4 回/1回あたり 7 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

教育相談部会にて、該当児童（低学年）について担任から、「学校の生活に慣れず、不登校が続いている」報告があった。

②学校内での方針の検討

SSWが母の支援をし、担任が児童の支援をすることとした。

③支援の実施

母に対して、SSWが訪問や、面接を行ったところ、母が、児童に強い叱責をしていることで、母と児童の関係が悪化していることや、母が以前から、児童の養育の仕方に悩んでいることがわかった。SSWが母に対し、児童の接し方の助言を行った。

担任が訪問し、児童と児童の好きなゲームの話をし、関係作りを行ったり、SSWや教職員が朝迎えに行って一緒に登校したりと寄り添った支援を行った。

④経過観察

母もしだいに、児童に対して温かく接するようになった。児童も、訪問が来ることを楽しみにするようになった。

（3）成果

児童は、休みながらも登校できるようになった。母も、児童が休んでも叱責せずに児童を受け止める対応をするようになった。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 1 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 週 4 回/1回あたり 7 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

配置校の教頭より、いじめ被害にあっている小５児童の保護者から、「宿泊学習に向けて専門的な助言が欲しい」との問い合わせがあり、事案を覚知した。

②学校内での方針の検討

S S Wが中心になってケース会議を開催し、当該児童及び保護者の支援先等をS S Wが紹介し、専門的な視点から助言を交えながら、方針を検討した。

③支援の実施

ケース会議を経て、宿泊時の児童への対応や今後の保護者との面談スケジュール等を明確にし、支援体制を構築した。

④経過観察

S S Wが間に入って保護者と連携を密にし、家庭との関係性が良好になり、連携がとりやすくなった。

（３）成果

当該児童は少しずつ学校に来られるようになり、学級の他の児童との関係性も改善されてきている。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 1 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 週 4 回/1回あたり 7 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

時折休む児童の面談をS S Wが行っている際に、児童の頬に痣があることを確認した。

②学校内での方針の検討

- ・管理職への児童相談所への通告
- ・S S Wによる児童や母への支援
- ・S Cによる発達検査

③支援の実施

児童相談所に通告したところ、学校で、S S Wが母と面談したうえで、母が学校の要望に応じず暴力が継続する場合は、児童相談所が、介入することになった。

学校管理職から、母に連絡し、児童相談所に通告したことや、今後、同じことが起きないためにも、母や

児童を支援したいことを伝えた。

S S Wが母に面接し、母も児童との接し方に困り、手を上げてしまうことを聴取した。

S Cが児童の心理検査を行い、検査結果をもとに、学校や母に児童への接し方を提案した。

④経過観察

担任が当該児童の頑張っているところを、より褒めるように関わっていったところ、本人の登校回数が増えた。登校の回数が増えることで、母の児童へのストレスが減った。S S Wは児童に面談を定期的に行い、児童に危害が起きていないか確認した。

(3) 成果

身体的な虐待は解消した。児童が継続的に登校できるようになった。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 1 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (週 4 回 / 1 回あたり 7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

児童が学校で、「死にたい」と話した。原因を聞いたところ、家庭が課題を抱えていることがわかった。

②学校内での方針の検討

S S Wによる家族支援。担任による児童支援。

③支援の実施

S S Wが訪問し、母と面談したところ、母は心身の病気を抱え、働けず、父は家を出てしまい、時折帰宅し、生活費はおいていくが、食費や医療費についても母は苦心しているとのことであった。家庭はごみ屋敷であった。

S S Wは区の支援課と福祉課と連携した。支援課職員が父と面会し、父も離婚を希望していることがわかった。離婚成立後は母子の経済的な支援のため、福祉課による生活保護の支援が行われた。

S S Wは、母子の面談を継続し、生活上の困りごとを集約し、福祉課、支援課、母の受診先の医療機関に情報提供した。

④経過観察

・生活保護を受給し、経済的に家庭は落ち着いていった。

(3) 成果

貧困が解消し、児童の死にたいという発言もなくなった。

千葉市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）SSWを対象とした研修の実施状況

- ・月に1回程度、定例会を実施し、行政説明や事例検討を行った。加えて、スーパーバイザーが中心となり、SSWの自己研鑽・資質向上を目的としたグループスーパーバイズを年6回実施した。また、SCの研修会にも年2回参加し、SCとの連携も深めている。

（2）SSWの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・SSWの役割、申請方法、支援の流れについてガイドラインを作成し、各学校に配布した。
- ・管理職や教育相談担当者を対象に、SSWの職務の内容や活動事例を取り入れた研修を行い周知に努めた。
- ・SSWが担当校を訪問し、顔合わせとともに改めてガイドラインについて説明を行った。

（3）SSWの配置上の工夫

- ・行政機関である教育委員会に2名、教育センターに2名、養護教育センターに1名を配置している。また、6つの行政区ごとに拠点校を設定し、それぞれ1～2名ずつ配置し、計12名を配置した。

（4）SSWの活用にあたっての課題とその原因等

①課題とその原因

- ・潜在化している支援のニーズの掘り起こし。
- ・継続的な支援が必要な事案における、進学先への情報の引継ぎ。

②課題解決に向けた取組内容

- ・リーフレットの発出や教職員の研修を行い、SSWの活動や連携の仕方を周知した。
- ・高等学校を担当している県のSSWとの連絡会を実施し、継続的に支援が必要な事案について共有した。

③成果

- ・貧困、児童虐待、不登校等に係る派遣事案への対応件数が令和5年度に252件であったものが、令和6年度では300件となった。
- ・県のSSWと連携を図ることで、継続的支援を図ることができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数 120 名

③SSWの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（年 48 週/週 3 回/1回あたり 6 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

入学時から欠席が多く、小2から不登校になる。母子2人暮らし。生活保護受給。母とは連絡がとづらい。本児は特別支援学級在籍で、軽度の知的障害がある。母は気持ちの波が大きく、併せて膝痛・腰痛の訴えがある。母は本児を傍に置き、身の回りの世話、買い物などをさせている。本児が小学3年になった4月、家庭への支援および本児の登校再開を検討したいと、学校がSSWを要請した。

②学校内での方針の検討

S S Wが提案して校内支援会議を開催した。教頭・担任・特別支援教育コーディネーター、養護教諭などが参加し、本児の登校再開・学習時間の確保に関する話し合いをおこなった。

本児は足腰の悪い母の世話のため、ヤングケアラーの状態となっており、学校にも通えていない。これを受けて（１）担任教諭とS S Wによる家庭訪問を実施、本児の様子確認や気持ちの聴き取りをする（２）家庭の生活状況を知る（３）母の思いや意向を聞くこととした。

③支援の実施

担任教諭とS S Wが家庭訪問を実施した。なかなか会うことができなかったため、複数回訪問を繰り返し、ようやく面会が実現した。本児は担任教諭を見て不安を感じたのか足が震えていた。担任教諭は学校行事の写真を見せたり、教材類を渡したりして優しく話しかけ、本児との関係づくりを試みた。S S Wは母と話をした。母は、足腰の不調を訴え、本児が傍にいてくれないと、トイレや風呂に入れない、買い物も行けないと話した。S S Wは、病院受診の促しや福祉サービスの利用を提案した。

④経過観察

S S Wは、母の承諾のもと、生活保護ケースワーカー、家庭児童相談員、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（C S W）等と情報共有し、母子に必要な支援について相談した。結果、要保護児童対策地域協議会ケースとなった。生活保護ケースワーカーは、母へ受診促しをおこなった。社会福祉協議会は当面の対策として車椅子の短期貸し出しをした。学校とS S Wは、継続的な家庭訪問をおこない、本児との関係づくりや登校の誘いかけをした。

（３）成果

母は車椅子を借りたことで、自身で移動ができるようになり、整形外科への受診が実現した。C S Wなどが定期的に家庭訪問し、母の様子確認や思いの傾聴をすることで、母の孤立感や警戒心が薄れ、笑顔が見られるようになった。やがて車椅子の母と本児とで、別室登校をするようになった。別室からオンラインで授業に参加したり、給食を食べたりするうちに、本児が学校に来る機会が増えていった。母は障害者基幹相談支援センターで福祉サービスの利用について相談することとなった。

<いじめ>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 4 6 0 名

③S S Wの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 4 8 週/週 3 回/ 1 回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

いじめ事案として校内で聴き取り調査や事実確認、生徒や保護者との話し合い、再発防止策などについて、継続的な対応がおこなわれていたケース。いじめ被害者の本児は最終学年であり、志望高校への合格を目指して登校を再開し、学習に意欲を見せるようになっていた。過去に見られたいじめ行為は止んでおり、本児といじめをした側の生徒が関わる場面も見られなかった。いじめ事案としてはそろそろ終結を考えても良いかと思われていた頃、本児が学校で過呼吸発作を起こし、救急搬送された。病院で本児は、「いじめをした生徒の大きな笑い声が聞こえたことで、過去の出来事が一気に思い出され、呼吸ができなくなった」と話した。

②学校内での方針の検討

学校は、今後本児に対してどのように関わるのが良いか、医療的知見を得たいと考えた。学校から本児・保護者に対し、学校と病院との連携について打診したところ、承諾を得ることができた。そこで学校はS S Wを要請し、学校と病院とで情報共有の場を作りたいと相談した。

③支援の実施

S S Wは、医療ソーシャルワーカー（MSW）へ連絡し、病院でのカンファレンスを依頼した。病院からは、主治医や担当看護師、MSWが、学校からは教頭・担任教諭・生徒指導主任・養護教諭・S S Wなどが参加した。学校は、病院にこれまでの状況について情報提供し、併せて今回の過呼吸発作を受けて、今後、本児が安全・安心に学校生活を送るにあたり、注意すべき点について助言を求めた。

④経過観察

病院の助言を受け、学校は定期的・随時に担任教諭や養護教諭などが本児の思いを聞いたり、服薬状況の確認をすることとした。また精神科病院への通院の状況を共有した。いじめをした生徒との距離をしっかりと保てるよう、座席の調整、グループ分けなどの配慮を続けた。カンファレンス後も、学校と病院との電話での情報共有、再度の過呼吸発作が起きたときの対応方法の助言を得るなどの連携を続けた。

（３）成果

本児は卒業まで登校を継続し、第一志望の高校に合格することができた。明るい表情で卒業式に参加した。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 高等学校 ）

②児童生徒数 470 名

③S S Wの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 年 48 週/週 3 回/1 回あたり 6 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

高校3年生の本児は、S Cとの面談のなかで、家庭内で虐待を受けていることが浮き上がってきた。虐待は中学時代から行われていたが、本児はそれがおかしいことと気付かず、自分が我慢すればいいと考え、相談などはしてこなかったという。本児は保護者から家事や弟妹の世話を命じられ、逆らうと体罰を受けていた。大学進学したいが、保護者がそれを認めてくれるかどうか、学費なども出してくれるのかわからないという不安の声も聞かれた。

②学校内での方針の検討

校内で管理職、担任教諭、養護教諭、S C、S S Wなどが話し合いをおこない、「もう家には帰りたくない」という本児の意思を受けて、子どもシェルターに繋ぐこととした。S S Wは、子どもシェルターについて調べ、相談の仕方や空き状況などの確認をした。子どもシェルター入所に当たっての準備事項、保護者対応などについて関係者で話し合いをおこなった。

③支援の実施

担任教諭、S S Wが付き添って本児を子どもシェルターに繋いだ。子どもシェルターは滞在期間が決まっているため、その後の生活をどうするのか、学校・子どもシェルター・児童相談所の担当者およびS S Wなどが話し合い、本児の意向に沿って自立援助（ホーム）探しを始めた。複数のホームの見学をしたのちに、本児が最も合うと感じたホームへの措置が決定した。その後、子どもシェルターからホームへの移

行がおこなわれた。

④経過観察

本児は入居したホームから高校への通学を再開した。児童相談所の児童福祉司と心理士が定期的にホームを訪れ、本児の思いや生活状況を確認した。学校・ホームは、本児が希望の大学に進学できるよう、奨学金などの情報提供や申請の支援をおこなった。保護者への対応についても、支援関係者で話し合い、統一した対応を取るようにした。

(3) 成果

本児は第一志望の大学に合格し、ホームから大学へ通うことになった。奨学金や助成金、アルバイト代などの金銭管理は、ホームが本児と共におこなうこととした。SSWは大学の相談窓口、地域資源や社会的養護に係る若者の相談窓口について情報提供をした。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 850 名

③SSWの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 48 週/週 3 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

SCより家庭環境が心配な生徒がいるとの情報提供があり、学校がSSWを要請した。本児は中学3年。母子家庭であり、幼児を含めた弟妹が4人いる。母はかけもちのパートで家に居る時間が少なく、長女の本児が家事や弟妹の世話をしている。欠席や遅刻・早退が多い。弟妹が風邪をひいたりすると、本児が世話のために何日も学校を休むことがあった。本児は経済面・学習面から、高校進学ができるのかどうか心配していた。学校諸費用の滞納金も嵩んでいた。

②学校内での方針の検討

SSWは、教頭とともに本児母と面談を実施した。母は、長女である本児が手伝ってくれないと、自分一人では、仕事・家事・子どもたちの世話ができないと話した。家計が厳しく、借金もあるとのことだった。保育園児が急な発熱をすると預けることができず、これ以上パートを休むとくびになってしまうなどの不安の声も聞かれた。SSWは、本児が学校や高校受験に専念できるよう、母と生活困窮者自立支援の相談窓口へ同行することにした。併せて自治体のこども家庭課にも案内し、ひとり親家庭向けの各種支援の利用を勧めることとした。

③支援の実施

生活困窮者自立支援の担当者は、母との面談を重ね、家計状況の把握を試みた。併せて、債務整理について弁護士につないだ。その後、家計状況の厳しさから、生活保護申請を勧め、これが実現した。自治体の家庭児童相談員は、母にファミリーサポートセンターや放課後児童クラブの利用を勧め、弟妹の世話をする長女の負担軽減を図った。長女に対しては、生活保護ケースワーカーが自治体の無料学習支援を案内し、これを利用することとなった。フードバンクからの食料提供、こども食堂への繋ぎなどもおこなわれた。SSWは学校と外部機関とのパイプ役を務めた。

④経過観察

母は生活保護の受給とパートとで、一定の収入が得られるようになった。債務については、弁護士が

債務整理をおこない、返済のめどがついた。保育園児の送迎はファミリーサポーターに依頼をした。また小学生の弟妹は、放課後児童クラブの利用が実現した。本児は無料学習支援の場で、講師に教わりながら、落ち着いて勉強できるようになった。近眼だった本児に眼鏡を購入することもできた。

(3) 成果

本児は志望の高校に合格した。母、弟妹とも支援者につながり、長女のみを頼らずに済むようになった。SSWは、県立高校のSSWに引き続きの見守りを依頼し、引継ぎをおこなった。

<発達障害>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 300名

③SSWの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 48 週/週 3 回/1 回あたり 6 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

本児(男子)は発達障害の診断を受けており、通院や服薬をしている。入学当初、本人は環境の変化になかなか馴染めず、離席し、授業を抜け出してしまうことも度々見られた。本児の離席などの行動はエスカレートし、次第に教室に入れなくなった。本児の支援のため、中学校から派遣申請が出た。

②学校内での方針の検討

本児の障害特性に合わせた環境調整を目的とした校内でのケース会議を開催し、管理職、担任教諭、養護教諭、SC、SSWが参加して支援を検討した。ケース会議では、父母と学校の話し合いを設け、本人の障害特性に合わせた環境整備を行うこと、対人関係構築、学習の支援等について専門機関への相談を行うこと、本人の主治医と連携を図り、医療的な視点から本人の今後の支援について助言を得ることの3点が話し合われた。

③支援の実施

別室での個別学習や、通級型の学習支援、民間施設の学習支援を受けるなど、支援体制が構築された。また、父母に対しては、本人の発達障害に対してより理解を深め、家庭でも環境整備の協力を得るため、SCを中心に定期的に面談を実施した。

④経過観察

進級後も学校内外の支援体制のもと、比較的落ち着いた学校生活を継続することができている。SSWは、定期的・随時にケース会議開催を呼びかけ、外部の支援者・支援機関と学校で情報共有を行っている。

(3) 成果

これらの支援により、本児の離席行為は収まり、教室に入れる時間も増えていった。また、父母の発達障害に関する理解が深まり、本児への接し方などに変化が見られ、家庭での生活リズムも整ってきている。

今後後の進路決定に向けて、父母の学習への期待感が高まることが予想されるため、本人のペースに合わせた学習や進路決定を行うことができるよう、SSWは、外部の支援者も交え、父母と話し合いの場を設定する予定である。

横浜市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

①新任研修（4月：6日間、5月～3月：月1日）

- ・ケース会議について
- ・自傷行為・医療連携・SC連携
- ・こどもの権利、いじめ対応
- ・児童虐待の理解（就学時健診における支援）
- ・発達障害の理解
- ・学校アセスメント
- ・保護者対応、支援
- ・ファシリテーションについて
- ・振り返り

②中堅年目研修（年1回）

- ・ジェネラリスト・ソーシャルワークに基づくSSW

③夏期全体研修（8月：2日間）

- ・いじめの事例から考えるSSWの支援について
- ・子どもの性暴力被害のトラウマと心のケア
- ・いじめ等のストレスが心身の健康に与える影響への理解と支援について

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・スクールソーシャルワーカー活用ハンドブックを作成し、学校とスクールソーシャルワーカーが共通のハンドブックの下、共通理解の促進
- ・年度始め、学校向けにスクールソーシャルワーカー活用事業説明を実施
- ・関係機関向けの研修において、スクールソーシャルワーカーについて周知、啓発

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

小・中学校担当スクールソーシャルワーカーを学校教育事務所に、高校・特別支援学校担当スクールソーシャルワーカーを人権教育・児童生徒課（現：不登校支援・いじめ対策課）に配置し、指導主事等を含めた課題解決支援チームの一員として学校を巡回支援しています。

スクールソーシャルワーカーへの指導や助言を担う常勤の統括スクールソーシャルワーカー1名とOJTを担当する会計年度任用職員のトレーナースクールソーシャルワーカー1名を各学校教育事務所に配置し、事業の管理・育成体制の強化に取り組んでいます。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

【課題】

- ・様々な理由により年度末の退職者が多く、人材の質の担保及び人材の確保が困難となっています。
- ・合わせて、1，2年目の職員の比率が大きく、新任の育成に追われてしまうところがあります。
- ・学校における児童生徒が抱える様々な課題の対応において、あらゆることに（ソーシャルワーカーや福祉の範疇を超えて）対応せざるを得ない状況があり、支援に苦慮している場合があります。
- ・本市の状況に合わせた研修プログラムの組立てや講師の選定に困難を感じます。
- ・本市においては、専任教諭の配置があり、スクールソーシャルワーカーの専門性とのすみ分けが難しい時

があります。

・1人のSSWが複数校を担当する支援体制により、学校が要請する機会に入校できないことがあります。また、SSWにとっても、負担感が大きくなっています。

【要因】

- ・スクールソーシャルワーカーが会計年度任用職員であり、任期が単年度であるため
- ・例年退職者が多く、その分初任者を採用しているため
- ・子どもたちが抱える課題が多様化、複雑化しており、学校対応に対する指導等も求めて、SSWの支援を望む場合も多く、切り分けて支援する、対応することが難しいため
- ・専任教諭が校内支援体制の構築や外部機関連携を担う中、役割が重複しているような時があるため

②課題解決に向けた取組内容

- ・スクールソーシャルワーカー確保に向けて、社会福祉士会や精神保健福祉士会のホームページに募集を掲載するとともに、スクールソーシャルワーク教育課程のある大学や専門学校と連携し人材確保を図ります。
- ・試行的取組として、区担当制や複数担当制などに取り組み、トレーナースクールソーシャルワーカーによるOJTの充実とスクールソーシャルワーカーの経験年数に寄らない支援体制等、本市としてのより良い支援体制の検討を継続します。
- ・スクールソーシャルワーカー同士や学校教育事務所の指導主事とともに連携し、組織対応ができるように支援しています。
- ・統括SSWとともに研修内容、講師選定を行い、中堅研修の開催等研修対象、内容の充実を図っています。
- ・新任専任向け研修でSSWの理解と連携について講義を実施しています。

③成果

- ・人材確保に向けて社会福祉士会や精神保健福祉士会に周知を図り、スクールソーシャルワーク教育課程や社会福祉士実習の受入れを行っていますが、人材確保が難しい状況があります。
- ・SSW実践の状況を踏まえて、統括SSWとともに研修内容、講師の選定を行ったことで、SSWにとって即応性の高いものとなった。また、SSWとしての年数を重ねた上で中堅研修を受講することで、自身の支援を振り返る良い機会となりました。
- ・試行的な取組を進める中で、区担当制により複数のSSWが連携して支援を行うことで、児童生徒への早期支援につなげることができるという成果が見えてきました。このことから、児童生徒や学校にとっても状況に応じた柔軟な対応が可能であることが確認され、結果として、限られたSSW人員の中でも支援の質を高める体制づくりにつながりました。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜貧困＞

（1）学校の概要

①学校の種類 中学校

②児童生徒数 400 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 巡回方式

配置方法 年 12 週/1回あたり 3 時間

(2) 対応内容

①課題の発見

- a) S S Wへの相談専用ダイヤルに3年生男子の保護者（母）から相談が入った。
- b) 中学校2年生の秋より不登校となっているが、学校の不登校生徒へのアプローチに関して不満があるため、S S Wに相談したい。
- c) 母の了承を得た上で、S S Wが学校と保護者間の調整を行うために介入することとした。

②学校内での方針の検討

- a) S S Wへの相談専用ダイヤルに母から入電が入った旨、学校に伝え、当該生徒に関わる教職員と現状共有及び、今後の方向性を検討するためのケース会議を開催することをS S Wから提案し、実施した。
- b) ケース会議には、管理職、学年主任、生徒指導専任教諭、担任、S S Wが参加し、当該生徒の不登校状況及び支援の状況が共有された。
- c) 今後の方針として、次のことが決まった。
 - i) S S Wが母にインテーク面談を実施し、母の困り感の具体的事項を聴き取る。
 - ii) 上記、i)を踏まえ、学校・保護者間調整の具体策を行う。

③支援の実施

- a) S S Wが母と面談を実施した際、次のことが母から語られた。
 - i) 不登校状態となり、学校に進路のこと等相談するが、見通しが持てず不安である。
 - ii) 母子世帯で、母と当該生徒の二人暮らしである。
 - iii) 母子世帯になってからサポートをしてくれていた身内が他界し、頼りにできる人がいない。
 - iv) 不登校となって以来、日中の当該生徒の過ごし方が心配なため、母は正規職を辞め、昼間に自宅へ帰宅し、昼食準備ができるパートを複数兼務しながら生活をしているが、経済的に困窮し、食料を購入することが大変な状況である。
- b) S S Wは、母からの訴えを整理し、次のことを提案した。
 - i) S S Wから学校に母の不安な気持ちを伝え、担任・進路指導の教諭と進路についての具体的なスケジュールを確認する。
 - ii) 母にひとり親家庭に関わる支援が活用できているか確認した上で、社会福祉協議会及び、民間団体が運営している生活福祉金、フードバンク等を紹介する。

④経過観察

- a) 上記③b) i)について：学校にて、母・担任・進路指導教諭・S S Wとで面談し、進路についての具体的なスケジュールを確認するとともに、特別支援教室を活用することで学習機会の確保を行うこととなる。また、進学に際しては、私立高等学校等生徒学費補助金の活用を紹介し、実際、補助を受け進学することができた。
- b) 上記③b) ii)について：多忙を極め、民間団体のフードバンクに食料を取りにいくことができない母の代わりに、S S Wが民間団体と調整し、S S Wが民間団体に食料を取りに行き、学校に届け、母が受け取りにくる流れをつくった。その後、母に余裕が生まれ、自身で民間団体まで受け取りにいくことができるようになった。

(3) 成果

- a) S S Wへの相談専用ダイヤルが開設されていることで、学校に相談ができず困っていた家庭にS S Wに

よる支援を展開することができた。

- b) S S Wが母と面談することができ、経済的困窮課題を発見し、必要な社会資源に繋げることができたため、生活費（特に食費）及び進学に向けた金銭的な不安を軽減することができた。
- c) 学校と保護者間の調整をS S Wが行うことで、進路に向けての具体的な流れと教育機会の確保を図ることができ、母が当該生徒の進学について見通しを持つことができた。
- d) S S Wへの相談専用ダイヤルに母から連絡があった当初は、保護者は学校に対し不信感を抱いていたが、学校がいかに当該生徒のことを考えているかS S Wが代弁することで、母の学校不信が解消され、直接学校に相談ができるようになった。

<虐待（緘黙）>

（１）学校の概要

①学校の種類 中学校

②児童生徒数 400 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 巡回方式

配置方法 年 12 週 / 1 回あたり 3 時間

（２）対応内容

①課題の発見

- ・ 中学３年生Aは場面緘黙があり、１年生の頃は50音シートを活用し何とかコミュニケーションを取ることができていたが、徐々にそれも難しくなり、今はわずかな首の動きでのみで意思確認している。
- ・ ３年生になり状態が悪化。校内で固まり職員がさまざまな働きかけをしても全く動くことも意思表示することもできず、同じ場所に数十分固まり続け母にお迎えをお願いする機会が増えた。
- ・ これまで学校は父母に対し医療や区役所への相談を繰り返し提案してきたが繋がらず、３年生となり進学もあるため手帳取得も視野に医療受診を再度勧めたが繋がらなかった。
- ・ 学校としての対応が難しい状況のため、中立的な立場から本児に必要な支援につなげられるよう対応してほしいと、校長先生からS S Wに直接電話にて相談があった。

②学校内での方針の検討

- ・ S Cも加えた初回校内ケース会議で(ア)進学しても中退リスクが高い(イ)中退すると父母の無理解もあり適切な医療や支援に繋がれず、自宅に引きこもる可能性が高い(ウ)緘黙に対する医療や支援が受けられないことによる教育や社会参加や成長機会の喪失の３つのリスクを確認した。
- ・ (ア)(イ)(ウ)から中学校卒業後に、医療や福祉の支援が入らないことで、本人がさまざまな機会を失ってしまうだけでなく、高校を中退したことをきっかけに社会とのつながりが途切れ、周囲からその存在が認識されなくなり、本児が生きることの意義を見失う可能性を共有した。
- ・ そのうえで、本児の意向を確認しながら卒業後の居場所（進学先）を確保し、継続受診できる医療、相談先へ確実に繋ぐ。そのための保護者への働きかけを学校や関係機関と進め、卒業後保護者以外の専門職が本児をしっかりと支えられる体制を整えることを目標とした。

③支援の実施

- ・学校は適宜本児、父母との面談を実施（内容は常にＳＳＷと共有）した。
- ・ＳＳＷは最低月１回本児との面談を行った。本児と相談し保護者（特に父）に伝えるべき内容を検討後保護者と面談をし、本児の意向の代弁、医療や支援の必要性の説明と促しを進めた。
- ・本児、保護者面談後は毎回校内ケース会議を開催し学校での対応や保護者への働きかけの確認と必要に応じて支援内容を再検討し、ＳＳＷと学校とで協働して対応を継続した。
- ・ＳＳＷは学校に区役所へのネグレクト相談の依頼と区役所との連携に向けた調整を行った。
- ・ＳＳＷは保護者了承を得て医療連携を開始し、電話や受診前後での打ち合わせを綿密に行った。
- ・卒業後、本児が継続的に相談できる場所として、基幹相談支援センターへの確実な繋ぎを行った。

④経過観察

- ・ＳＳＷは本児との初回面談の中で筆談を試み、本児から不安な気持ちを聞き取った。
- ・２回目以降の面談では筆談・言語コミュニケーションを通し家庭内で制約が多く一般の中学生が享受できるほとんどのことに触れる・知る機会がない状態であること、進学したいが父が緘黙を理由に認めないと言っていること、父母に対して諦めの気持ちがあること、死にたいくらい辛く生きている意味がないと思っていること、先生たちの声掛けが元気の源であることなどの開示があった。
- ・死にたい気持ちの開示後すぐに学校とＳＳＷが母との面談を実施し、早急な医療受診を勧めた。
- ・卒業まで学校とＳＳＷが父母面談を複数回行った。ＳＳＷは専門的な立場から継続受診の必要性や本児の思いの代弁を行い、父母に医療受診と区役所への相談の促し、また、本児が自分の相談先を持つことの意義を説明し卒業までに基幹相談支援センターに繋がることのできた。
- ・基幹相談支援センターとの調整を行い、ＳＳＷ・学校との連携を開始した。保護者にセンターへの相談を促し初回相談に繋ぎ、基幹担当者の支援（本児の行動観察、保護者面談等）が開始した。卒業前の本児と担当者の顔合わせにＳＳＷが同席し高校入学後の面談の頻度の相談と入学前の面談日を確定した。
- ・進学について父の方針が頑なだったため医療協働も開始。ＳＳＷは学校と打ち合わせの上毎回受診同席し、主治医とＳＳＷから本児の思いの代弁も含め父への働きかけを行った。学校も主治医の助言を受けながら父への働きかけを行い、最終的に父は本児の進学を了承した。
- ・卒業後も継続受診するよう、３月の受診時も主治医・ＭＳＷと協働し父に働きかけを行い４月以降の予約を確定させた。また、進学後の本児の不安を主治医・ＳＳＷから母に説明し本児の生活が安定するまでは母にサポートするよう依頼し了承を得た。４月以降の受診を飛ばさないよう、ＭＳＷから母に働きかけてもらえるよう依頼し了承を得た。
- ・区子ども家庭支援課へ父母がいつでも相談に行けるよう常に情報を共有し受け入れ態勢を整えた。また、進学費用への不安もあったため、区の生活支援課の家計相談にスムーズに繋がるよう調整を行った。

（３）成果

- ・ＳＳＷの介入がきっかけとなり、一部の職員との言語コミュニケーションが可能となり校内でも意向に添った対応が可能となった。
- ・一時期、終日別室で過ごしていたが進学できることになったことで、卒業前に教室復帰できた。
- ・当初の目標である高校という本児の居場所を確保するだけでなく、医療・相談先を持ち、それぞれの機関と切れないような対応を各機関に依頼・調整したうえで無事に卒業を迎えることができた。

川崎市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

①専門研修 7回（4月・6月・7月・9月・11月・12月・1月）

- ・SSWが支援している事例について、SSW同士がアセスメントや支援方法等を検討し、大学教授より指導・助言（スーパーバイズ）を受けることで、各SSWの専門性の向上を図った。

②スクールカウンセラーとの合同連絡会議・研修会 3回（4月・10月・2月）

- ・SCとSSWが合同で連絡会議・研修会を行い、地区ごとにSC・SSW連携の好事例や地域資源等の情報を共有することで、学校支援体制の充実を図った。

③不登校対策連絡会議 2回（7月・2月）

- ・学校と不登校児童生徒支援に関わる施設や機関等との連携を強化し、不登校の総合的対策を講じることを目的として開催している会議で、不登校に関する情報を共有した。

④福祉部局が主催する研修 数回（8月 他）

- ・「ヤングケアラー関係機関等職員研修」に福祉部局の職員や教職員とともに参加することで、ヤングケアラーの早期発見のポイントや関係機関との連携方法等について、理解促進を図った。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

①児童生徒指導連絡会議 4回（4月・5月・12月・1月）

- ・SSWが児童生徒指導担当等と地区・校種・中学校区ごとに情報共有を行う機会を設けるとともに、SSWが市の福祉に関するサポート等の情報を提供することで、学校と関係機関との連携の充実を図った。

②支援教育コーディネーター連絡会議 2回（5月・10月）

- ・5月には、全校種の支援教育COに対して、SSWの活用方法や事例等について周知した。
- ・10月には、高校の支援教育COを対象とした連絡会議で、各校の教育相談や生徒指導等に関する事例についての情報を共有し、SSWを含めた関係機関との連携方法等について、理解促進を図った。

③学校オリエンテーション訪問 1回（4月～5月）

- ・年度初めに、各区の教育担当（担当課長、指導主事、SSW等）で全学校を訪問し、校長・教頭等に事務局の支援体制（SSW等）について説明するとともに、学校の状況や課題等について情報共有を行った。

④学校巡回訪問 複数回（6月～ 要請が少ない学校を中心に）

- ・SSWが各学校を訪問して、支援教育COや生徒指導担当等から当該校の不登校児童生徒の支援状況等を聞き、SSWから関係機関の活用等について情報提供を行った。また、SSW活用の具体的なイメージがもてるように、SSW関わった区内の学校の事例について紹介した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

○行政区（7区）に配置

○配置数：13名（6区に2名、1区に1名）

○配置形態：派遣方式

- ・行政区に、学校教育部の区・教育担当（担当課長、指導主事、学校運営推進職員 等）のチーム支援体制の一員としてSSWを配置し、学校からの要請に対し派遣している。
- ・行政区に配置することで、「要保護児童対策地域協議会実務者会議」で情報共有する等、福祉部局等との連携強化による総合的な子ども支援を推進している。

(4) スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

(ア) 基礎配置における好転件数について、令和4年度が30%であったのに対して、令和5年度は35%に上昇した。巡回訪問等により、早期の対応ができたケースについて、好転率が上昇した。しかし、問題が複合的で要請派遣にまで時間がかかったケースについては、継続支援が必要な場合が多い。

(イ) 令和5年度は重点配置の貧困対策の好転件数が22%であった。貧困対策における重点地域の配置校は、継続的な不登校や複合的な相談内容のケースが多く、継続支援を行っているため、好転件数の目標指数(40%)には達しなかった。

②課題解決に向けた取組内容

(ア) 問題が複合的で解決が難しいケースの要請に応えるために、福祉部局等関係機関との連携強化とSSWの実践力向上に資する研修の充実を図る。また、学校や児童生徒、家庭が抱える問題への早期の支援ができるように、学校との情報共有の機会と学校が要請しやすい環境づくりを進めていく。

(イ) 貧困対策の巡回訪問等重点地区では、巡回訪問の回数を増やすなど学校支援の機会の充実を図る。また、福祉部局のケースワーカー等とも情報交換する機会を増やし、要保護児童生徒等の支援の充実を図る。

③成果

(ア) 基礎配置における好転件数について、令和6年度は36%であった。令和5年度より1%の微増だが、派遣回数が前年度比12%増加の中での上昇であり、深刻な問題に発展する前の初期段階での要請による早期対応の成果と捉えている。

(イ) 令和5年度の貧困対策重点配置区の好転件数が22%であったのに対して、令和6年度の好転件数が54%と増加した。貧困対策区においては、学校からの早期の要請派遣によって、的確に関係部局につなぐことができ、好転傾向のケースが増加した。

【2】対応事例<令和6年度>

<不登校>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校) ②児童数 1050 名 ③配置形態 (派遣方式)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・本児は3年生から登校渋りが始まり、友達とのトラブルも多く、担任等に注意や指導をされると反発し、イライラから母への当たりが強くなり家庭での親子喧嘩や物に当たることが増え、5年生からは不登校となり、SSW要請となった。

②学校内での方針の検討

- ・SSWとの月1回の保護者面談を学校で実施し、その前後に支援教育コーディネーターや担任と母が対面で会話を交わせる機会を持ち、学校とのつながりを維持する支援を中心に行うこととなった。

③支援の実施

- ・本児の得意なことや好きなことを認め、家に閉じこもることなく社会とのつながりを維持することを中心に支援した。学校外の居場所やそこで得られる経験について情報提供を行った。
- ・「中学も行かない」と言っていた本児が「どっか行くなら学校かな」と口にしたタイミングで、中学校の支援教育コーディネーターとの事前面談と学校見学の設定をした。面談当日はSSWも同席し、本児や保護者が中学入学に当たり安心できるポイントを補足し、不安を軽減できるよう支援した。

④経過観察

- ・母の買い物に本児が同行する等、外とのつながりを推奨することで、母以外の店員や施設スタッフ等

と言葉を交わす機会を継続的に設けることができた。

- ・中学校へ進学後は毎日登校できており、午前中は教室で過ごせている。本児が登校している間に母も体を休めることができるようになり、母の体調も安定している。

(3) 成果

- ・不登校の支援について、S S Wが関わることによって、学校復帰を目的にするのではなく、家庭での過ごし方や学校以外の居場所に目を向けることができた。
- ・保護者が学校に開示できなかった情報も、S S Wが介して情報を把握し整理することで、様々な状況に対応する準備ができ、本児と保護者の安心にもつながった。

<虐待・貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校) ②生徒数 310 名 ③配置形態 (派遣方式)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・母子家庭における学校経費納入の滞納に加え、虐待の可能性が疑われた。また当該生徒が学校で癇癪を起こすことが増えたため、S S W要請となった。

②学校内での方針の検討

- ・母は療育手帳所持、ひとり親家庭、生活保護受給、要対協ケース。当該生徒も療育手帳所持。福祉機関の支援は入っているが、教室や放課後等癇癪を起こすことが増え、教員側も対応に苦慮していた。母に対しては、他機関と連携して生活面や養育面など全体的な支援をし、生徒に対しては、生活環境が安定するよう支援していく。

③支援の実施

- ・他機関と情報を共有し、学校と連絡を密にとりながら、母の信頼を得るように定期的に家庭訪問を行い、母の困り感に寄り添った。
- ・母には具体的な生徒との関わり方について、理解しやすい言葉を選び粘り強く話し合った。
- ・生徒の授業を参観して、生徒の困り感を学校と共有し、その解決に向けて対応策を話し合った。

④経過観察

- ・他機関と役割分担し、随時情報を共有することで、当該家庭に必要な支援を整理し、支援の方向性を共有することで、効率よく関われるようになった。
- ・母は金銭管理について保護課から厳しく言われることに拒否感があったが、S S Wが相談窓口の役割を担うことで、母に安心感が見え始めた。S S Wが生徒のマイナス面だけでなくプラス面を伝えることにより、母が安定し始め、生徒の癇癪は次第に減っていった。

(3) 成果

- ・家庭が抱えている問題が複雑で専門機関が多く介入している場合、各機関が情報を共有し支援の方向性をそろえていないと、保護者の混乱を招くことがある。当該ケースでは、保護者と信頼関係を築いたS S Wが窓口となり、学校と家庭、関係機関等の情報を整理し、保護者に伝えることで、保護者の安定につながった。また、保護者が安定したことにより生徒の不安も軽減されるようになった。

<虐待・貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校) ②生徒数 350 名 ③配置形態 (派遣方式)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・複雑な事情を抱える家庭で母親と暮らす当該生徒への支援は、小学校卒業前から始まった。中学入学後、母親による継続的な身体的虐待により、一時保護となる。解除後は児相の判断で親権を持つ実父と暮らすことになったが、実父の収入がなくなり、生活環境が悪化したことで、近隣に住む母が同居を求める行動をとるようになり、生徒の不安が高まり不登校になった。

②学校内での方針の検討

- ・学校は入学時より2か月に1度のペースでケース会議を実施。一時保護解除後は、生徒の登校も安定していたが、2年生の1月から不登校となった。学校からは、家庭環境を含めて実父への支援を改めて依頼された。

③支援の実施

- ・実父とは頻回に連絡と面談を行う中で、信頼関係を構築した。
- ・社会福祉協議会に相談し、一時的な食料と衣服の援助につなぎ、子ども食堂の紹介や月1回の貧困家庭向けの弁当確保を行った。
- ・区民課と連携して、住環境の整った住居に移る際、母親に居所を知られないように、安全に住所変更を行った。

④経過観察

- ・生活保護の申請により、経済的なひっ迫が軽減し、家具や家電も少しずつ増え、住環境が改善した。
- ・転居転校が行われ、市内の他区に移ったが、これまでの経緯を踏まえて、当該SSWが担当するように調整し、支援を継続している。

(3) 成果

- ・当該生徒を取り巻く環境は好転し、生活面が安定したが、生徒の不登校は継続している。生徒には鬱の傾向もみられ、医療へつなげる支援についても今後検討する必要があるので、父を通じて生徒とも緩やかにつながるようにしている。
- ・転校先でもSSWが家庭と学校をつないだことで、転校先の担任もSSWとともに連絡・訪問の支援を行っている。

相模原市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

スーパービジョン…年間7回開催 SSW 会議…年間4回

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

本市では、SSW の活動方針等に関する指針（ガイドライン）を策定している。

年度初めに学校担当指導主事が各校を訪問し、管理職及び担当教諭に説明をしている。

具体的には、指導主事や社会福祉主事が学校を訪問する中で、管理職や担当教諭（支援教育コーディネーターや児童支援専任教諭、生徒指導担当教諭）にスクールソーシャルワーカーの活用について説明を行っている。また、スクールソーシャルワーカーや主事が教職員向けにスクールソーシャルワーカーの役割等について研修を行っている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

「拠点・巡回校型」として配置している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題＞

- ・スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上
- ・より効果的な配置
- ・学校における予防段階での取組や「チーム学校」の一員としての支援体制の構築

＜原因＞

- ・ケース内容の複雑化・多様化
- ・不登校の低学年化
- ・SSW との連携経験が浅い（SSW との連携の仕方が分からない）

＜解決に向け実施した取組＞

- ・「拠点・巡回型」での配置を活かした早期対応と未然防止

②課題解決に向けた取組内容

- ・諸課題の早期発見のための拠点校における教職員との更なる連携の強化を図る。
- ・不登校が低学年化していることもあり、小中学校における切れ目ない支援の実現を図る。
- ・スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上を図る。

③成果

- ・SSW を増員することで、不登校や養育などの相談件数が増加しており、課題の早期把握とより連携した支援につなげることができた。
- ・拠点・巡回校型へ配置を変更したことで学校にとって身近な存在になり、相談件数が増大。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 551 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ・ 巡回方式 ）

配置方法（ 年 51 週/週 2 回/ 1 回あたり 7.5 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

学校からの相談

②学校内での方針の検討

昼夜逆転で定期的な登校ができず、家庭との連絡もつきにくいため、学校対応のコンサルテーションをする。母親の送り出しの協力を依頼し、登校渋りの改善をする。

③支援の実施

児相ケースでもあったため、情報共有を行いながら役割の分担をした。担任・児童支援専任・SSW・母親で面談を実施し、本人の登校に向けた対応を検討した。SSW が本人と約束し、金曜日に登校できなかった際の送迎の約束をするなど、登校支援体制を学校と整えた。

④経過観察

欠席した際の連絡や行事参加の連絡等、家庭と学校との連携は継続的に行うことができた。学校の訪問に対し、家庭も応じている。

（3）成果

当初は家庭への連絡がつきづらいという課題もあったが、修学旅行や運動会などの行事をきっかけに、担任との関係も良好になり、母親の協力が得られるようになり定期的な登校につながった。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 561 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (年 51 週/週 2 回/1 回あたり 7.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

SC 面接に同席し、父親とのつながりを受けた。

②学校内での方針の検討

父子家庭で生活保護受給世帯。父自身、精神疾患の服薬の影響で書類などの手続きが苦手な部分がある。そのため、進路選択にあつての父への支援をし、本人と父が希望する進学先につなげる。

③支援の実施

希望する進学先の個別説明会に同行し、本人と見学会に参加するよう促した。

SC の面接内で食事をあまり取っていないとの話があったため、フードコミュニティーとつながり、米やインスタント食品を受け取った。

④経過観察

進路が決まった段階で、使える社会資源を紹介し一緒に手続き申請を行った。生活保護費の中の「進学準備金」や「受験料」、「自転車購入費」について生保担当 CW に確認した。学校と SSW から教職員組合の「学びの支援制度」を紹介し SSW が一緒に書類作成をした。

(3) 成果

学校・SSW・CSW・保護者の 4 者面談を設定。中学校卒業後の相談先として、CSW とのつながりを行った。

本人と父が希望する進学先につながる事ができた。卒業式の日に登校することができ、別室で卒業証書を受け取ることができた。

<家庭環境関係>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 832 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式 ・ 巡回方式)

配置方法 (年 51 週/週 2 回/ 1 回あたり 7.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

家庭の経済的な不安定さをキャッチした学校からの相談

②学校内での方針の検討

保護者の体調不良や経済的な理由で登校に至っていない世帯に対し、必要に応じて社会資源を提案することにより、本児の登校を安定させる。

③支援の実施

学校のつながりで、学校・保護者・SSW で面談を実施したことで、母の問題意識が学校と同様であることを確認できた。

登校班の保護者とのトラブルから、登校班での登校はしなくなっていた。登校支援の観点から、ファミリーサポートセンターの活用など、社会資源の提案をした。

④経過観察

登校支援のファミリーサポートセンターの利用には至らなかったものの、紹介した社会資源の中から生活保護の受給に至ったことにより、父母共に体調に負担のない勤務先に転職した。また、登校付き添いが大きな負担とならないための体調管理についても促し、母自身の受診につながった。

(3) 成果

生活保護受給により、父母共に転職し体調不良は改善傾向となった。母親の体調が改善したことで本人が登校できるようになった。それ以降安定した登校ができている。

新潟市教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上や個別事例についての検討及び情報交換を目的に研修を実施。
- ・新潟市教育委員会主催研修会の参加（学校支援課生徒指導班内研修、スクールカウンセラー研修、ゲートキーパー研修等）
- ・新潟県教育委員会主催のスクールソーシャルワーカー研修会の参加（年３回）
- ・スーパーバイズ（年６回）
- ・その他ソーシャルワークにかかわる研修に参加（不定期）

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」を年度初めに市立学校・園へ送付するとともに、校長会、園長会、スクールカウンセラー等活用事業連絡説明会（教育相談担当者等が参加）でスクールソーシャルワーカーの役割と活用について紹介した。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

教育委員会学校支援課生徒指導班に配置する。学校の要請に応じて、学校及び児童生徒の家庭、関係機関に派遣する。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

スクールソーシャルワーカーの派遣要請は増加傾向にあるが、ソーシャルワーカーの配置人数が不足している。県や他の政令指定都市と比較すると新潟市の雇用待遇が低いことが大きな原因と考えられる。

②課題解決に向けた取組内容

スクールソーシャルワーカーの増員と雇用待遇の改善を市に要望していく。

③成果

令和７年度は２名の増員となった。今後も具体的な根拠をもとに要望を続けていくことで、優れた力量を備えたスクールソーシャルワーカーの人員確保につなげていく。

【２】対応事例＜令和６年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

- ①学校の種類 中学校
- ②児童生徒数 １４２名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（派遣方式） 配置方法（週４回）

（２）対応内容

①課題の発見

児は幼少期から胃腸の痛みが強く、過敏性腸症候群と診断されていた。小学校から不登校傾向があり、母と登校していた。小２から学習のつまずきとともに、遅刻、早退、欠席が増え、保健室登校もあった。ただ、ＳＣの支援で小学校から中学校への引継ぎがうまくでき入学式には出席できた。しかし、腸の痛みを理由に少しずつ遅刻が増え、教室に入れなくなっていった。母が、学習の遅れに対し

ての焦りが強くなり、困り感が増したことからＳＳＷへの相談につながった。

②学校内での方針の検討

母は兄のために自己犠牲をし、夜中から朝までの仕事をしていること、父が強い登校刺激を与えることで、兄の不安を煽っている背景があること、兄も引きこもり状態である家庭環境を共有した。兄は社会不安、対人不安が強く過敏性腸症候群と診断を受けていることもあり、強い刺激よりも、学校に対して安心できる環境を整え、スモールステップで関係を築いていく方針を学校とＳＳＷで共有した。

③支援の実施

ＳＳＷは母親面談を行い、家庭環境の確認を行った。不登校当初は母の強い登校刺激があり親子関係が悪化したが、ＳＳＷの介入により、家族が学校の方針を理解し、兄の意欲向上と自尊心の回復ができる関わり方にシフトチェンジしていった。本人面談を試みたが、兄は初対面の人物と会えないというので、定期的な母面談を行い、状況の確認、母へのエンパワメント、登校につながる情報提供を行った。

④経過観察

兄は学校へは行きたい思いはあるが、不安が強く体が動かないことが多かった。医師から「心と体の成長を待つことがよい」という指示があり、様子を見守ることにした。放課後のタッチ登校から職員室に挨拶をし、担任と話し、徐々に不安を取り除くようなスモールステップで進めることにした結果、今現在もタッチ登校は継続している。兄の得意なことが伸ばせるとよいという母の願いを受けて、教育相談室を提案すると母子で見学することができたが、通室までは至らなかった。ＷＩＳＣ検査の結果を母と共有し、兄のアセスメントを深め、かかわり方を確認した。

(3) 成果

母の面談、ＳＣや学校との情報の共有から兄の理解を深めることができた。初めは登校させることのみに躍起になっていた母も、ＳＳＷの介入を通して、兄の気持ちに寄り添いながら、スモールステップで見守ることができ、家族関係が安定した。外部機関の紹介などにより、母子の将来への見通しを提示することができた。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類 中学校

②児童生徒数 389名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式） 配置方法（週4回）

(2) 対応内容

①課題の発見

本児が校内でのいじめを理由に不登校傾向になり、母も不安定になった。学校との折り合いが悪かった母はいじめについて子ども食堂に相談した。そこでＳＳＷを紹介され、母が学校に依頼して介入することになった。

②学校内での方針の検討

校内では母子の対応に大変困っていた。中2になると、男性教員が苦手と訴え保健室に行ったり、欠席したりする回数が増えた。母子共に細かい要求が多く、ＳＣ面談も行ったが継続しなかった。3年生になると、養護教諭、担任とも関係が悪化した。母子は教室でのいじめを訴えた。学校は母子の対応に行き詰まり感を抱えていたこともあり、ＳＳＷに介入してもらい、母子の気持ちを聞き取って学校との仲介をしてもらうことにした。

③支援の実施

S S Wは母、本人と面談を行い、いじめ対応についての学校や担任への不満を聞き整理した。学校のいじめ調査ではいじめの事実は確認されなかったが、本人は教室ではなくS S Rで過ごすことを希望した。S S Wは母の不安に寄り添い、本人との接し方や乱れた生活習慣への対応の仕方のアドバイスを行った。本人は、自分の気持ちを言葉にして伝えることが少しずつできるようになり、母との関係性も良くなってきた。

④経過観察

S S Wは母子との面談を重ね家庭環境調整を行った。さらに学校との関係修復も同時進行で行った。そのことにより学校批判も徐々に少なくなっていった。学校と母子の関係性がよくなるにつれ、母子によるいじめの訴えもなくなった。本人はSSRに通うことができ、学習についても前向きになってきた。本人は受験に向けての目標を立て自宅近くの個人塾に通うようになり、志望校合格を目指した。

(3) 成果

母子関係の悪さや本人自身の生きづらさにより教室不適應をおこし、いじめを訴えていたがS S Wが介入することで、状況の改善が見られた。学校はこの母子への対応について、全職員で共有し関係修復を行うことができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 小学校
- ②児童生徒数 195名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（派遣方式） 配置方法（週4回）

(2) 対応内容

①課題の発見

「ADHD」の診断があり特別支援学級在籍。母親より度々育児での困り感や疲弊感の訴えあり。母親自身、様々な機関に相談してきているようだが、なかなか良い方向にいかない。また、主治医から内服の提案があるが、母親は拒否している。S S Wとの面談の中で、「数日前に兄に手を挙げてしまった」との話あり。担当のこども家庭センターに学校から情報提供を行ったところ、こども家庭センターでも年長時に本児への身体虐待があり、保育園からの通告を受け、不定期で電話での様子確認を行っていたとの話あり。今回の件でも、センターからの不定期での電話の際に母親から自己通告あり。今回の件及び日ごろの母親の困り感などを受け、「要保護児童対策地域協議会ケース」として受理され、定期的にケース会議を開催している。

②学校内での方針の検討

特別支援学級で対応し、連絡ノートなどを用い、母親の困り感などを把握していく。また、本人への指導も行っていく。P T A役員となっている父親に対しても話をしていく。要保護児童にて、関係機関との連携を図っていく。

③支援の実施

S S Wとの定期面談を行い、母親の困り感や疲弊感などを傾聴。母親自身、こだわりが強かったり、視野が狭かったりするため、兄に対して違った角度からとらえられるように(ストレングスとして)助言し、母親の気持ちの整理を行っていった。医療機関への同行受診を行い、母親から伝えきれない現状や母親の思いなどを医師に伝え、本児に合った処方に変更。障がいサービス担当とも連携し、母親の負担が減るように対応を検討していった。

④経過観察

母親も少しずつ自身を見つめる時間ができ、自分が何に拘っているのか考えることもできた。障がい受容も少しずつ進んできている。父親も以前より協力的になってきた。

(3) 成果

SSWより他機関との連携体制を整え、児及び母親支援を学校だけでなく、多機関で行えるようになった。また、母親も一人で抱えることなく、辛くなった時に相談できる場所が増えた。母親の精神的な余裕もでき、以前より本人の言動に影響されず対応できるようになってきた。

静岡市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・年に5回、スクールソーシャルワーカー連絡協議会を行い、スクールソーシャルワーカー同士や教職員との協議・情報交換を行っている。
- ・連絡協議会以外に、市教育センター主催の研修や、市が行う関係機関連携に関わる研修の中から年に2講座以上選択し、研修を行っている。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・市の校長会や教頭会、生徒指導担当者会等において、スクールソーシャルワーカーの具体的な業務や連携する意義について説明するなど、市教育委員会より周知を図っている。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・市立の全小中学校を12の支部に分割し、それぞれの支部に「拠点校」を設け、スクールソーシャルワーカーを拠点校に配置する「拠点校配置」を行っている。
- ・拠点校以外については、「派遣校」として派遣依頼に応じて対応している。
- ・スーパーバイザーを定め、特に新任スクールソーシャルワーカーへのスーパーバイズとして、現地でのOJTやケース対応の相談等を充実させている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・貧困問題のための支援を継続的に行っているが、保護者が関係機関と繋がることを拒否したり、必要書類を揃えることが非常に困難であったりするなど、対応が簡単にはいかないケースがある。

②課題解決に向けた取組内容

- ・スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー、教育相談員等の勤務日を揃えたり、校内ケース会議へ参加したりすることで、教職員との情報の共有や課題の整理、的確なアセスメントを行えるように努めた。
- ・スクールソーシャルワーカーの連絡会議の際に、好事例のケースを共有できるような研修の場を増やした。

③成果

- ・継続して対応した貧困問題のケース184件のうち、好転したケースは138件で、好転率は60.3%であった。
- ・校内ケース会議において情報共有をすることが早期発見につながり、1回で支援が途切れてしまう家庭数が減った。支援が1回となってしまったケース21件(R5年度は31件)。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数 500～600 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（週0.5～1回）

（2）対応内容

①課題の発見

夏休み明け、欠席が続いた児童は、場面緘黙があり気持ちの表現が苦手である。母の話では、当初は宿題が終わっていないから学校に行きたくないとのことだった。次第に朝起きられなくなり、遅刻での登校は周りの目が嫌だからと言っていること、母自身不登校の経験があったこともあり、積極的には声掛けしないとのことだった。関りの中で学校は、両親の特性を感じており、家庭支援が必要と思い、スクールソーシャルワーカーに繋がった。

②学校内での方針の検討

家庭訪問を通して母や本児との関係づくりを継続、放課後の時間に学校に足を運べるよう声掛け、弟の入学に向けての支援、放課後デイサービスの利用を検討、特別支援学級への就学変更、別室利用の可能性などを話

し合った。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーは、家庭内の様子に気を配り母と学校との仲介役となった。関係機関との情報共有を行った。母との相談の結果、放課後デイサービスにつなぎ、姉が家の外へ出る機会を作った。

④経過観察

放課後デイサービスの利用が継続した。夏休み頃には、ゲーム依存が見られ、昼夜逆転がひどくなり通えない時期があった。病院で発達検査をすることができた。対人交流が苦手であり、学校への登校の復帰はまだ目途が立っていない。

(3) 成果

関係機関が連携して家庭への支援を継続し、情報共有を行ってきたことで母が困り感をもったタイミングで迅速に関わることができ、医療受診につながった。

- ・当該校の不登校児童数 6 名
- ・うち、SSWが関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童数 0 名
- ・SSWが継続して関わっている児童数 2 名

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 500~600 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (週1回)

(2) 対応内容

①課題の発見

元々別件で支援をしていた児童の保護者が「自分の子どもがクラスでいじめを受けているようである」とスクールソーシャルワーカーに相談をした。

②学校内での方針の検討

スクールソーシャルワーカーから連絡を受けた学校が、校内いじめ対策組織で情報共有し、加害児童へ指導した。また、スクールソーシャルワーカーが道徳の時間にソーシャルスキルトレーニングを実践することで、学級風土を変える役割を担うことを検討した。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーが月に1回15分、修復的対話のロールプレイなど実施した。ファシリテーターとしてクラスの児童に問いかけた。

④経過観察

スクールソーシャルワーカーは、道徳の時間での取組内容や児童の様子、発言を紹介しながら、保護者にフィードバックした。加害児童は、振り返りの際の自己採点を高くつけるなど、内省を促す効果が見られた。被害児童は、クラス内でのちょっとした揉め事の際に加害児童が意識して生活している様子を見て、安心して過ごすことができている。被害保護者にもその様子が伝わり一定の納得が得られた。

(3) 成果

- ・当該校のいじめ被害児童生徒数 6 名
- ・うち、SSWが関わったことにより問題が解決した、または支援中であるが好転している児童生徒数 0 名
- ・好転まで至っていないが、SSWが継続して関わっている児童生徒数 2 名

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 500~600 名程度

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 週 1 回 ）

（２）対応内容

①課題の発見

学校では、数年に渡り、気になる児童の一人として相談に上がる児童であった。年度当初から欠席が続いていることと、生活実態の見えなさから、スクールソーシャルワーカーへの依頼となった。

②学校内での方針の検討

幼少期に父母の別居により、日本と海外を行き来し、日本での母親との生活となる。母の経済困窮、養育不調、不特定多数の大人との関わりにより、機能不全家族の中での生活だった。幼少期からのネグレクトにより、児童の大人不信と自身への諦めに繋がっており、家庭への経済的支援や養育のサポートが必要であると考えた。

③支援の実施

要保護児童対策地域協議会の実務者会議で、家庭児童相談担当者、児童相談所などの関係機関とケースの援助方針を検討する。スクールソーシャルワーカーは、母親の友人宅を訪問し、友人から母子の様子を聞き取った。

④経過観察

要保護児童対策地域協議会の実務者会議で、現状を共有し、受給可能な手当の確認や援助方針を検討した。関わってから２ヵ月後、本児と母が登校することができた。スクールソーシャルワーカーは母と話し、経済的困窮状況や母のメンタル不調を聴く。また、児童扶養手当の申請を促した。しばらくすると、本児が一人で登校することがあり、担任や管理職が対応した。その後、本児が市外の父方祖母宅へ家出したり、オーバードーズで一時的保護入院したりと、家庭での本児の居場所が確立できていない。

（３）成果

- ・当該校の虐待被害のあった児童数 ５ 名
- ・うち、ＳＳＷが関わったことにより問題が解決した、または支援中であるが好転している児童数 ２ 名
- ・好転まで至っていないが、ＳＳＷが継続して関わっている児童数 ３ 名

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 800～900 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 週 1 回 ）

（２）対応内容

①課題の発見

支援級に在籍する児童の療育手帳取得や障害福祉サービスにつなげていきたいと担任から依頼があり、参観会後に母と顔合わせをした。母との面談を通して、中学生の姉と児童について療育手帳取得と福祉サービス利用の意向を確認、計画相談事業所を調整し、療育手帳取得と福祉サービス利用につながった。

②学校内での方針の検討

家庭の背景と子どもへの影響を理解し、子どもの表れを保護者の個人的な問題としてではなく、社会的な課題として捉え支援する。一方で、保護者の不適切な養育がないか、家族が安全で健康的な毎日を過ごすことができるか状況を確認する。

③支援の実施

学校を通して家庭の状況を把握し、行政機関やこども園、民間団体や障害福祉サービス事業所と協力し、家庭が孤立しないようサポートした。

④経過観察

年末、保護者からスクールソーシャルワーカーに「子どもたちを施設で預かってほしい」との連絡があり、

話を聞いたところ、特別児童扶養手当の手続きを失念していたことから生活費が足りなくなったことを確認した。子育て支援課が家庭訪問をし、医療機関や障害者支援課と連絡を取り合い、手当の手続きを進めた。その間、民間のひとり親家庭支援や子育て支援団体から食料品や衣服等生活に必要な物品を援助してもらい、家庭での生活を継続した。児童達は、放課後等デイサービスに通い生活リズムが整いつつある。

(3) 成果

保護者の背景を理解し、他者を頼って大丈夫なことを伝え続けたことで徐々に保護者に心に余裕が生まれ、人に頼る経験を積み、子どもとの関わりが変わってきた。

- ・当該校の貧困問題を抱える児童数 8 名
- ・うち、SSWが関わったことにより問題が解決した、または支援中であるが好転している児童数 7 名
- ・好転まで至っていないが、SSWが継続して関わっている児童数 1 名

<家庭環境>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 300~400 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (週 1 回)

(2) 対応内容

①課題の発見

母子ともに療育手帳を取得している。転入にあたり、転校手続き等の各種手続きにサポートが必要そうな母親である。精神疾患もあり、些細な一言で精神的に不安定になりやすいという事前情報があったため、母親へのフォローをお願いしたいと学校から依頼があった。

②学校内での方針の検討

母親には知的障害、精神疾患があり、計画を立てることや突発的な事柄に対応することが苦手で、養育力も高くないため、子どもたちは愛着にも課題を抱えている。ヘルパーなどの障害福祉を利用して家庭支援をしつつ、子どもたちが、落ち着いて学校生活を送れるよう、母親をサポートしていく必要がある。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーとして、関係機関との連携、中学校進学に向けた繋ぎ支援、SOS を出しやすい関係づくりをした。

④経過観察

転入時、手続きの書類など書くことが大変であるため、スクールソーシャルワーカーは書類を書くフォローをし、また、一緒に銀行へ行き、校納金の口座開設のフォローをした。月に 1 回程度スクールソーシャルワーカーとの面談で、母親の困っていることや心配なことなどを聞いていき、学校との橋渡しをしていくこととなった。母親が精神的に不安定になることもなく、児童は安定して登校できている。

(3) 成果

毎月母親と面談を重ね、タイムリーに母親の困りごとや問題に対応することができている。当初心配していた母親の精神的な不安定さも大きく崩れることもなく、医療、福祉、教育がそれぞれの役割を果たすことができ、家庭を支援することができている。

- ・当該校の家庭環境に調整が必要な児童数 6 名
- ・うち、SSWが関わったことにより問題が解決した、または支援中であるが好転している児童数 6 名
- ・好転まで至っていないが、SSWが継続して関わっている児童数 0 名

浜松市教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・ ＳＳＷ連絡会（月１回）全ＳＳＷと事業担当指導主事が参加。
- ・ ＳＳＷエリア会議（月１回）各エリアで４名程度とＳＶが参加。
- ・ 小中学校の教職員対象の生徒指導研修会やいじめ対策研修会、虐待対応研修会への参加（年間５回）。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ ガイドラインを作成し、年度当初に教育委員会から各学校へ案内。
- ・ 全小中学校を対象とした生徒指導主事・主任者研修や養護教諭研修会にて、ＳＳＷとの連携について講話した。
- ・ 各校で管理職から職員会議等の中でガイドラインを周知し、就学支援委員会や生徒指導委員会、校内いじめ対策委員会等に出席し、ＳＳＷの役割や関わり方について理解がなされるよう働きかけている。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・ 市内８部会の２～３小学校に拠点校型ＳＳＷを配置し、配置校に近接する複数中学校区を担当する。
- ・ 問題の未然防止や早期発見のために、担当する小・中学校への定期訪問を推進する。
- ・ ＳＳＷの経験年数や実績等から適切な人員配置を行い、各部会内のＳＳＷ相互の情報共有や相談体制を構築する。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・ 市内の学校数に対する配置人数が少なく、直接ＳＳＷと連携して対応に当たる教職員数が少ない。
- ・ ＳＳＷのキャリアや経験によって、専門性や関係機関との調整能力に差がある。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ 配置校を２～３年周期で変更し、配置経験校を増やしていくことで市内全域の共通理解を図る。
- ・ 教育委員会で行う連絡会に加え、学校における生徒指導上の諸問題に関する研修に参加する機会を増やし、ＳＳＷの専門性を高める。

③成果

- ・ 各学校への定期訪問や要請訪問等で情報共有や問題行動等を把握することができ、支援を要する児童生徒の早期発見・早期対応や虐待等の未然防止に繋がっている。そのため、学校や保護者からの相談ニーズも高く、結果的に対応件数が増えている。

【２】対応事例＜令和６年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

① 学校の種類

（ 小学校 ）

② 児童生徒数 300 名

③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 要請に応じて訪問 ）

（２）対応内容

① 課題の発見

進級して1学期当初から教室に入れなくなった児童に対して、学校は保護者と協力して個別の支援を実施していたが、校舎外への飛び出しや暴れるなどの問題行動が頻発した上、不登校状態となったため、SSWの支援を要請した。

② 学校内での方針の検討

学校から要望された保護者面談同席に先立ち、SSWは校内ケース会議を提案。児童の情報、支援経過等を確認し、アセスメントを共有した。児童は昨年度まで友人関係が良好で問題行動もなかったが、入学時から学習の苦手さは顕著で、登校を渋ることは度々あり、特別支援教育の対象として支援していく必要があることを校内で共通理解した。

③ 支援の実施

- ・保護者面談にSSWが同席し、校内支援の継続と共に、児童の発達特性を専門的に見立てることの必要性を説明した。
- ・児童の様子と校内支援を共有するための保護者面談をSSW同席のもと定期的に重ねるうちに、保護者は医療機関の受診を承諾し、通院を開始した。
- ・校内就学支援委員会で児童の適切な就学先の検討を行い、医療機関の見立てを根拠に、保護者に対して就学相談を勧めた。
- ・個別の教育支援計画を作成し校内支援を継続すると共に、特別支援学級の体験を段階的に進めた。

③ 経過観察

児童のペースに合わせた登校、学習を進めるなかで、徐々に落ち着いて生活できるようになり、登校状況も改善した。

(3) 成果

学校内でも家庭内でも教育的ニーズが見逃され不登校となったケースを、SSWと連携して支援したことにより、児童のアセスメントが共有でき、適切な就学先につながった。当該小学校においては、このケースをきっかけに、SSWが不登校児童の支援一覧表の作成を提案。生徒指導主任を中心に、一覧表を基にアセスメントを共有し支援を協議することにより、具体的な対応策を促進できた。

<いじめ>

(1) 学校の概要

① 学校の種類

(小学校)

② 児童生徒数 350 名

③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (要請に応じて訪問)

(2) 対応内容

① 課題の発見

障がい者相談支援事業所相談員から「障がい福祉サービスを利用している児童の保護者が、学校生活上のトラブルについて悩んでいるので、学校との仲介役を担ってほしい」と依頼を受けたSSWは、学校の管理職に相談し、連携して支援に取り組むことを申し出た。

② 学校内での方針の検討

SSWは支援開始に先立ち、児童の情報、支援経過等を確認し、教職員とアセスメントを共有した。児童には発達特性があり、集団生活の上では個別の配慮が必要であることを共通理解した。

③ 支援の実施

保護者、障がい者相談支援事業所相談員、ＳＳＷ、教職員の４者での話し合い（ケース会議）を実施。児童の様子、発達特性を共有した上で、校内支援の現状を説明し、保護者の心配事を聞き取った。保護者は先に起きたいじめ事案の継続、再発を懸念していることが分かったため、生徒指導主任から再度いじめ事案への対応について説明し、今後の発生予防のための支援を担当、学年主任から提案した。

④ 経過観察

話し合い後のいじめ事案は発生しておらず、継続して発生予防のための支援を継続している。

（３）成果

当該小学校においては、いじめ対策委員会に定期的にＳＳＷが出席し、「発達特性の理解と支援が、いじめの予防、早期対応につながる」ことを意識した協議がなされるよう福祉の専門職としてサポートすることで、いじめの深刻化を防いでいる

<虐待>

（１）学校の概要

① 学校の種類

（中学校）

② 児童生徒数 600 名

③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（要請に応じて訪問）

（２）対応内容

① 課題の発見

生徒の母親から「父親の子どもに対する暴言に悩んでいる」と相談を受けた学校は、ＳＳＷの支援を要請した。

② 学校内での方針の検討

学校から要望された保護者面談同席に先立ち、生徒の情報、支援経過等を確認し、教職員とアセスメントを共有した。父親の疾患、姉の障がい、生徒自身の発達特性といった多岐に渡る課題を抱えていることから、母親を支え、関係機関と連携して支援していく方針を共通理解した。

③ 支援の実施

- ・母親と担任、生徒指導主任との面談にＳＳＷが同席し、生活状況等を詳しく聞き取った。
- ・父親の言動について児童相談所が介入する事案が発生。母親の了解を得られたため、ＳＳＷは児童相談所、その他の関係機関（障がい者相談支援事業所、医療機関）との連携ケース会議を提案。生徒指導主事とともに開催し、具体的な対応と役割分担を協議した。
- ・学校は、家庭環境、父親との関係性を理解し、担任を中心に生徒の話を聴くように努め、学校生活を安定して遅れるように配慮した。

④ 経過観察

児童相談所は父親の疾患を踏まえた丁寧な指導を行ったが、言動の改善にはつながらなかった。母親は父子の接触を避けるために別居を決断した。

（３）成果

学校は父親の心理的虐待を強く懸念しながら、多岐に渡る課題に対応に苦慮していたが、ＳＳＷを活用したことにより、関係機関と連携して支援することができ、学校は児童に対する支援に注力することができた。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ① 学校の種類
(小学校)
- ② 児童生徒数 50 名
- ③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (拠点校方式)
配置方法 (年52週/週1回/1回あたり7.5時間)

(2) 対応内容

① 課題の発見

校納金滞納、保険証がなく医療受診ができない等の問題を抱えた児童と家庭について、学校はSSWの支援を要請した。

② 学校内での方針の検討

SSWは支援開始に先立ち校内ケース会議を提案。児童の情報、支援経過等を確認し、アセスメントを共有した。

③ 支援の実施

- ・保護者が保険証を得るための手続きにSSWが同行し、生活状況を聞き取ったところ、不安定な就労、借入金、家賃滞納により転居を迫られているなど多岐に渡る困りごとがあるとわかった。
- ・SSWは、学校にこのことを報告すると共に、生活困窮者自立支援法に基づく相談機関に保護者をつなぐことを提案。保護者の了解を得て相談機関に同行した。
- ・さらにSSWは地域のこども食堂の利用を保護者に提案し、初回の利用に同行した。

④ 経過観察

児童自身は登校を継続できており、学校は児童の生活状況を踏まえて身なりや衛生面での支援を手厚く行っている。

(3) 成果

学校は家庭環境の問題を強く懸念していたが、保護者の問題意識が低く対応に苦慮していたケースを、SSWと連携して支援したことにより、適切な相談機関、地域資源につなぐことができた。家庭の問題にはSSW、外部機関が支援を開始したことから、学校は連携を継続しながら、児童に対する支援に注力することができた。

<暴力行為>

(1) 学校の概要

- ① 学校の種類
(中学校)
- ② 児童生徒数 300 名
- ③ スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (拠点校方式)
配置方法 (年52週/週1回/1回あたり7.5時間)

(2) 対応内容

① 課題の発見

学級内で級友、担任への暴力行為が頻発するようになった生徒について、学校は家庭、関係機関との連携を促進するためにＳＳＷの支援を要請した。

② 学校内での方針の検討

学校から要望された保護者面談同席に先立ち、ＳＳＷは校内ケース会議を提案。生徒の情報、支援経過等を確認し、アセスメントを共有した。生徒は医療受診、障がい福祉サービス利用を継続していたが、発達特性から生活上の困難を多く抱え、二次的な問題が生じていることを共通理解した。

③ 支援の実施

- ・母親と担任、特別支援教育コーディネーターの面談にＳＳＷが同席し、医療受診や家庭での様子等を詳しく聞き取った。服薬はできているが家庭内での暴力行為は以前から恒常的にあり、手の打ちようがないことと出てきたということがわかった。
- ・学校での様子を医療機関に情報提供し、ＰＳＷにも相談していくことで、医療連携をより密に図るようにした。また、発達特性が強いとは言え、暴力行為は許されないことを両親に繰り返し面談で伝えた。

④ 経過観察

生徒の治療について保護者と主治医との相談が進み、入院して特別支援学校に一時的に籍を置くことにつながった。

(3) 成果

ＳＳＷが第三者的立場で保護者面談に同席することで、学校と保護者の相談関係が円滑になった。入院、転籍中に、生徒自身のスキルトレーニングと保護者の対応の見直しを行い、また退院にあたっては学校の対応に助言を得て、生徒自身と級友が安心安全に学校生活を送ることができる体制を整えることができた。

名古屋市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

【子ども応援委員会】

- ・ 4月～7月 コンプライアンス、公務員倫理等について
- ・ 4月～12月 教育や学校文化等の理解について
- ・ 5月～9月 心理・福祉にかかる専門内容に関するものについて
- ・ 5月～2月 スクールソーシャルワーカーとしての資質向上に関するものについて

【学校福祉専門員※】

※本市において子どもの置かれた状況を丁寧に把握し、適切な支援につなぐため実施しているスクリーニングに際し、スクリーニング会議等の運営や支援検討の際の助言等を行うため配置している会計年度任用職員

研修対象：48人

研修実施時期：新規採用時及び月4回程度

主な研修内容：

- ・ スクリーニング会議等の進め方に関するもの
- ・ 福祉的支援制度・関係機関との連携に関するもの
- ・ 学校福祉専門員としてのスキル向上に関するもの

【教育相談課】

- ・ 臨床心理士あるいは社会福祉士から、相談者の心に寄り添ったきめ細やかな関わりを行うことができるように、担当する個々のケースについて、相談員1人あたり年間約25回のスーパービジョンを実施した。
- ・ 事例検討会では、指導主事1人・臨床心理士1人・スクールソーシャルワーカー6人のグループで1事例について検討した。提供者の報告に加え、参加者も提供された事例について「ケースの見立て」と「自分が担当するならどう対応するか」について発表し、意見交換を行った。
- ・ 4月と9月の全体研修では、業務内容、訪問相談の在り方、応答の基本、初回面接の進め方、社会福祉士の役割、関係機関との連携、特別支援教育、教育相談・就学先決定のしくみ、進路に関わる相談等について、指導主事や臨床心理士・社会福祉士が担当となって研修を行った。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

【子ども応援委員会】

教育相談に関する教職員研修の口座の1コマで、子ども応援課の職員が講師を務め、「教員とスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの協働のポイント」「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの専門性の違い」「スクールソーシャルワーカーの支援事例」などについて講義を行った。

【学校福祉専門員】

スクリーニング実施校向けの説明会や各実施校で行う現職教育の中で、学校福祉専門員の役割を紹介し、スクリーニング会議等が円滑に実施できるよう取り組んでいる。

【教育相談課】

- ・名古屋市教育センター（以下「当センター」）で行われる教育相談に関わる研修において、訪問相談の概要や事例を情宣する。
- ・年度初めに、当センターの事業資料において、訪問相談の概要や事例について、全名古屋市立小・中・特別支援学校の管理職に周知する。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

【子ども応援委員会】

スクールソーシャルワーカーを各区役所・支所の福祉部門に併任配置することで、教育と福祉の連携を強化した。

【学校福祉専門員】

教育委員会事務局新しい学校づくり推進課に配置し、スクリーニングを実施する７５校（小学校６５校、中学校１０校）の会議等に合わせて派遣を行った。

【教育相談課】

当センターに配置している生徒指導相談員を、スクールソーシャルワーカーとして位置付けて活用している。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

【子ども応援委員会】

名古屋市立大学と連携して支援を行っているが、子ども応援委員会の職員が医療現場を知らないため、適切な情報提供が難しかった。

【学校福祉専門員】

スクリーニングの進め方について、学校及び他の専門職との役割分担が不明瞭であった。学校福祉専門員の勤務体制が原則週１日の派遣型であるため、会議日程等学校の予定に合わせて勤務することが困難だった。

【教育相談課】

学校と保護者は何度か話し合いの場を設け、学校以外の教育支援施設への通所を検討したが、クライアントは昼夜逆転の生活になっており、通所することが難しかった。そこで、訪問型の支援を求めて当センターの訪問相談を申し込むに至った。

②課題解決に向けた取組内容

【子ども応援委員会】

スクールソーシャルワーカーが名古屋市立大学附属病院での診療に陪席し、医療現場を直接確認した。

【学校福祉専門員】

学校福祉専門員の配置時間を拡充することで学校訪問の回数を増やすとともに、役割分担を明確にした。

【教育相談課】

昼夜逆転の生活になっていたため、訪問相談の時間を午後にし、訪問相談に対するクライアントや保護者の負担を軽減した。相談員は、クライアントと一緒にカードゲームやボードゲームなどをしながら、クライアントの興味のあるアニメやTVゲームの話をして、過ごすことができるようにした。

中学生になったクライアントに登校の意思が見られるようになったため、相談員が訪問相談と併せて登校支援も行った。クライアントは、自分の在籍する学級に入ることはなかなかできなかったが、中学校が設置している校内フリースクールに通い、自分のペースで学習を進めた。

③成果

【子ども応援委員会】

医療現場で行われるやり取りや医師への質問を通じ、提供すべき情報が明確になったことで、適切な情報提供が可能になった。

【学校福祉専門員】

会議への参加や児童生徒の行動観察をする時間が増えたため、会議の運営支援や専門的な助言をする機会が増え、より円滑に支援につなげることができた。

【教育相談課】

訪問相談の時間を午後にしたことで、クライアントや保護者の負担が減り、相談員と楽しく過ごすことができた。登校支援も行ったことで、クライアントが外出する機会が増え、社会的自立に向けた支援を行うことができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞ 【子ども応援委員会】

（1）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数 530 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（常駐）

（2）対応内容

①課題の発見

対象者の母が入院したことについて、学年主任や生活担当の教員から情報共有があった。

その後、本人からスクールカウンセラーに面談希望があり、スクールソーシャルワーカーもこれに同席する形で面談を行い、支援を開始した。

②学校内での方針の検討

チーム会議を行い、学校とも情報を共有したうえで、市役所や医療機関等と連携をとって支援することを方針とした。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーにより、保護者の障害者手帳や年金・手当等の申請、グループホームや就労事業所探し、本人の高校見学同行等の福祉的なサポートを行った。

④経過観察

保護者の生活が安定し、本人は進路に気持ちが向くようになり、学年の後半から校内の居場所へ毎日登校し、担任や居場所の先生のサポートを受けて受験の準備を進めることができるようになった。

(3) 成果

不登校児童生徒数 1,528 名

うち、S S W が関わったことにより問題が解消・軽減した児童生徒数 151 名

S S W が継続して関わっている児童生徒数 285 名

<不登校> 【教育相談課】

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 224 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (年 52 週/週 1 回/1 回あたり 1 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

クライアントは、小学校5年生の3月から学校を休むようになった。休むきっかけについて、学校は本人の怠学だと捉え、母は学校で何かがあったと捉えたため、ズレがあった。6年生では、1日も登校することができなかった。

②学校内での方針の検討

中学校は、小学校からの引き継ぎを参考にし、オンラインゲームでつながっている友達を同じクラスに編制する配慮をした。クライアントは中学校の入学式に参加し、教室で過ごしたが、翌日から登校しなくなった。

クライアントは教育支援センターの見学中に腹痛を訴え、その後教育支援センターに行くことはできなかった。そこで、訪問型の支援を求めて1年生の8月に訪問相談を申し込んだ。

③支援の実施

相談員は、クライアントと一緒にカードゲームやボードゲームなどをしながら、勉強や外出の話をして、過ごすようにした。また、月に1回、相談員が学校を訪問し、訪問相談の様子や経過を伝えたり、学校か

ら家庭への連絡状況を聞いたりして、学校との連携を継続的に行うようにした。

④経過観察

クライアントは訪問相談を継続しながら、再び教育支援センターに毎週1回通うようになった。また、クライアントに登校の意思が見られるようになったため、中学校が設置している校内フリースクールに通う計画を立てている。

(3) 成果

引きこもり傾向のある生徒数 1 名

うち、S S Wが継続して関わっている生徒数 1 名

<虐待> 【子ども応援委員会】

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 628 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (常駐)

(2) 対応内容

①課題の発見

教頭より、心理的虐待の疑いがあるという生徒に関する情報提供及び面談の依頼を受けた。

②学校内での方針の検討

チーム会議を行い、学校とも情報を共有したうえで、児童相談所と連携をとって支援することを方針とした。

③支援の実施

児童相談所による一時保護が行われた。スクールソーシャルワーカーは、一時保護期間中にも面会を行った。

④経過観察

一時保護から約4ヵ月後、外泊として家庭に戻り、翌日から稲武野外学習に参加。SCが同行し、声掛けや見守りを行った。その後、一時保護解除となった。現在は週に1日ほど登校している。

(3) 成果

虐待に関する相談を受けた児童生徒数 1,728 名

うち、S S Wが関わったことにより問題が解消・軽減した児童生徒数 59 名

S S Wが継続して関わっている児童生徒数 85 名

<貧困> 【子ども応援委員会】

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 427 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (常駐)

(2) 対応内容

①課題の発見

区役所民生子ども課より、家賃を滞納している家庭に関する情報提供及び支援の依頼を受けた。

②学校内での方針の検討

社会福祉協議会、家庭訪問型相談支援事業者等とケース会議を行い、包括的支援を実施する方針となった。

③支援の実施

月 1 回、中学校で本人参加の支援者会議を開催し、本人の主体性を重視しつつ様々な角度から母子への支援を実施した。

④経過観察

週 2 回の登校支援、医療機関への受診、行事参加など、貧困等により未体験だった事が叶い、少しずつ社会への視野が広がり始めている。伴走型支援を行った結果、本人は、主体的に将来について考え、母は、徐々に生徒の将来や生活に前向きな希望と責任を持った言動が増えた。

(3) 成果

貧困に関する相談を受けた児童生徒数 148 名

うち、S S W が関わったことにより問題が解消・軽減した児童生徒数 9 名

S S W が継続して関わっている児童生徒数 16 名

<家庭環境の問題> 【学校福祉専門員】

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数598名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（1回あたり7時間）

（2）対応内容

①課題の発見

スクリーニングにて、支援検討が必要と確認できた。

②学校内での方針の検討

チーム会議で学校、学校福祉専門員及び関係者間で対応を検討した。スクールソーシャルワーカーにより家庭状況を確認し、区役所や基幹相談支援センターと連携をとることを支援方針として決定した。

③支援の実施

スクールソーシャルワーカーから学校へ社会資源に関する情報提供を実施。その結果、区役所等と連携を行い、生活保護や放課後等デイサービスの利用につながった。

④経過観察

学校福祉専門員が定期の学校訪問により経過の確認を行い、情報収集並びに助言を行った。順調に放課後等デイサービスの利用を継続している。

（3）成果

スクリーニングによる課題の発見及び学校福祉専門員とスクールソーシャルワーカー等との連携した対応により、対象児童の様子に変化が見られた。その後も、学年職員はじめ、管理職含む多数の大人による声掛けや見守りが継続された。

京都市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

スーパーバイザーのコーディネートのもと、月1回程度の頻度で研修会を実施している。各回においてテーマを決め、テーマをもとに子どもたちを取り巻く環境の現状や子どもたちが抱えている課題への対応策等について議論・検討し、SSW同士で情報交換を行うことで、個々人のスキルアップを図っている。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

年度当初、全校及び全SSWに対してガイドライン（活動の概要・主な業務・活動時の留意点等について記載）を通知し、指針を示している。その他、例年、SSW担当教職員（コーディネーター）を対象として、果たすべき役割について理解を深め、校内の教育相談体制の強化を図るためのコーディネーター連絡協議会を開催している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

拠点校の属する中学校区全体を担当し、拠点校を中心に巡回又はニーズに応じた支援を行った。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

1. 主にSSW配置年数の短い学校において、次のようなことを進める必要がある。
 - ・校内ケース会議の定着
 - ・アセスメントシートの活用
 - ・SSWコーディネーター（主として新任）の資質向上
2. SSWによって支援の効果に差がある。

＜課題の原因＞

1. アセスメントやプランニングの必要性について、教職員の理解にばらつきがあり、また、ケース会議の効果が伝わりきっていないため。
2. SSWの個々の知識やスキル・経験に違いが生じているため。

②課題解決に向けた取組内容

1. 拠点校だけではなく、対象校においてもSSWによるケース会議やアセスメントシートの有効な活用に関する校内研修の開催を進めるとともに、主に新任コーディネーターを対象とした研修会を実施する。
2. SSW対象の研修会や、継続的なスーパービジョンを実施する。

③成果

②の取組等を通じ、拠点校以外でもケース会議等が開催される他、学校間のスクールソーシャルワークに関する情報共有もなされるケースが増えてきている。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （ 小学校 ）
- ②児童生徒数 約 300 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 単独校方式 ）
配置方法（ 週 1 回 / 1 回あたり 7.75 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

長期休業明けより登校しぶりが始まる。保護者は対象児童の登校に毎日付き添っていたが、本児は校舎手前で長時間固まってしまうことが続いた。保護者自身も疲弊していることから、S S Wを含めて対応を検討することとなった。

②学校内での方針の検討

- ・ S S Wがコーディネーターと共に情報収集を実施。
- ・ 情報をもとにケース会議を実施し、登校時の対応について検討。

③支援の実施

- ・ 担任がじっくり本児と話をすることで、児童自身の困りや不登校の原因を探るとともに、母の付添の時間を区切る。
- ・ 登校した際、教室に入るか、別室で学習するか等、本児が過ごし方を選択できるよう働きかける。
- ・ 今後の支援方針について保護者と共有。

④経過観察

- ・ 登校時の約束を児童・保護者・担任で確認することで、保護者と学校が同じ対応をすることができた。
- ・ 児童自身でどうするか選択することで、最後までやりきらなければならないという自覚を持てるようになってきた。
- ・ 担任が丁寧に話を聞くことで、児童自身が自らの困りについて振り返って話すことができた。
- ・ 児童からの話を保護者にも共有し、家庭での対応につなげた。
- ・ 登校状況が安定してからも、定期的に担任が声を掛け、児童の気持ちを確認するようにし、S S Wの勤務日に情報共有しながら、有効な支援を継続した。

（3）成果

当該事例等を通じ、学校全体で対応について共通認識することで担任だけで困りを抱えず、様々な視点でアセスメントを行う体制づくりの利点が共有され、他のケースにおいても同様の体制でチーム対応を行うことが増えた。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （ 小学校 ）
- ②児童生徒数 約 550 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ）

配置方法（ 週 1 回/ 1 回あたり 7.75 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

担任が学級の複数の児童から、からかわれている児童がいると報告を受け、いじめ事案を発見。管理職から、ＳＣ及びＳＳＷに対し、いじめ事案発生の情報共有があり、いじめ対策委員会の開催が決定された。

②学校内での方針の検討

いじめ対策委員会を開催し、経緯の確認や、これまでの対応状況等について関係教職員で情報共有したうえで、ＳＳＷからは、加害児童がその言動をしてしまった背景のアセスメントについて説明を行った。また、そのアセスメントを踏まえ、支援の方針を決定した。

③支援の実施

主導した児童に対し、言動がエスカレートした原因や被害を受けた児童がどのような気持ちになったかを考える機会を持ち、傍観していた児童には、止められるタイミングがあった中で加担する残念な行為であったことを指導。そこから、加害児童たちから被害児童への自主的な謝罪が行われるよう指導を行った。また、加害児童たちから、被害児童の学校生活が楽しくなっていくように関わっていくことが約束された。保護者対応について、担任等から、被害児童の保護者への説明、及び加害児童の保護者への児童理解が共有された。

④経過観察

当該児童同士の謝罪と関わりの改善の話し合い以降、いじめの事象は消失し、被害児童も少しずつ笑顔を取り戻し、学校生活を安心して過ごせるようになった。その後も、被害児童の様子を注意深く見守るが、現在まで困りはみられない。

（３）成果

いじめ事案のうち、

ＳＳＷが関わったことによりいじめが解消された件数 3 件

ＳＳＷが継続して関わっている件数 3 件

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類 （ 高等学校 ）

②児童生徒数 約 240 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ）

配置方法（ 週 5 回/ 1 回あたり 7.75 時間が 1 名、 7.5 時間以内が 2 名 ）

（２）対応内容

①課題の発見

兄弟から暴言暴力を受けたショックでパニックになったことをきっかけに、担任へ連絡が入ったことから対応が始まった。本人からの聞き取りの結果、兄弟からの暴言・暴力は以前からあったことがわかった。

②学校内での方針の検討

本人がしんどい気持ちになったとき、担任やＳＣに必ず相談していたことから、この援助希求行動を強みとして捉えつつ、状況の把握と情報共有を随時行うこととした。関係機関とも連携をしながら適切なサポートを受け本人が安定して生活を送れ、進路に対して希望を持てるようにすることを目標としたが、兄弟関係を修復することは難しそうであったため、母親との連携とサポートを中心に行う方針を立てた。

③支援の実施

定期的なＳＣとの面談を継続しＳＳＷとの情報共有を行った。福祉機関のケースワーカーと連携し、要保護児童対策地域協議会の枠組みのなかで支援を実施できる体制をとった。また、一時保護所などの緊急避難先の準備をするとともに、保護者の同意のもと医療連携も実施した。

④経過観察

希死念慮も強く訴えることがあったため、上記の支援を切れ目なく行った。兄弟との関係や交友関係を含め不安定な心理状態は継続したが、本人が必要なときには、担任やスクールカウンセラーに相談してくれたため、タイムリーに対応することができた。その後、無事に希望する進学を果たした。

(3) 成果

当該事例の対応等により、学校がチームとして支え、卒業後も見据えた支援を行う必要性が共有され、ケース会議や関係機関との連携体制の充実が見られるようになった。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (中学校)

②児童生徒数 約 250 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (単独校方式)

配置方法 (週 2 回 / 1 回あたり 7.75 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

対象生徒の保護者の養育能力が十分ではない状況を担任が把握し、ＳＳＷへの相談を行った。

②学校内での方針の検討

毎週のケース会議の開催を決定。同時に本人への聞き取りを進めると、保護者が自傷行為をしていることがわかり、心理的虐待として通告を行った。また、本人及び保護者への支援を以下のとおり決定した。
<支援方針> 1. 登校時に本人が話せる機会を創出、2. 生活の安定、3. 進路の自己決定と入学に係る手続きの具体的な方法についての支援、4. 本人のケア (医療機関連携を含む)

③支援の実施

要保護児童対策地域協議会の枠組により、関係機関が家庭に介入して生活の改善指導を行った。本人が学校に登校したときには、決められた教員が対応し、状況の把握に努めた。進路決定の際には、福祉機関と連携し、確実に手続きできるように支援。本人が受験に集中することができる環境づくりを行った。また、親族に助けを求めることを本人に促した。

④経過観察

保護者が医療・福祉機関につながり、生活も改善したことで、本人の精神的負担が軽減された。また、第一志望の高校に合格し、無事に手続きも完了し、入学を果たすことができた。

（３）成果

貧困に関連する家庭内の課題を抱える生徒３名のうち、

ＳＳＷが関わったことにより貧困が解消、又は改善された生徒数　３名

ＳＳＷが継続して関わっている児童生徒数　３名

＜ヤングケアラー＞

（１）学校の概要

①学校の種類　（ 高等学校 ）

②児童生徒数　約 240 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 単独校方式 ）

配置方法（ 週 5 回/ 1 回あたり 7.75 時間が 1 名、 7.5 時間以内が 2 名 ）

（２）対応内容

①課題の発見

対象生徒が虐待歴のあるかつての保護者につきまといわれたことを担任に相談したことを受け、担任とＳＳＷで保護者と面談し、状況を確認。同時に本人の不安に配慮して、ＳＣのカウンセリングを行うなかで、本人が生活面のやり繰りをしているヤングケアラーであることが判明した。

②学校内での方針の検討

かつての保護者からのつきまとい被害を防止するために、警察へ情報提供し連携を行った。合わせて、ＳＳＷが窓口になり、福祉機関との連携を取り、本人の心理的負担の軽減や家事支援の手立てを打てるよう対応を行った。

③支援の実施

関係機関との情報共有を円滑にできるように、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で支援を実施できる体制をとった。また、本人がＳＯＳを出しやすい環境を整えるとともに、学校と関係機関、保護者が適切に対応できる体制を構築した。

④経過観察

学校や関係機関の適切なサポートを受けられた経験をもとに、進路決定の中で自身と同じような境遇の子ども達の支援をしたいという希望のもと、進路実現に向けて努力している。

（３）成果

当該事例の対応等を通じ、ＤＶ被害の防止やヤングケアラーへの支援をチームとして行う体制が強化され、教育相談体制の充実につながった。

大阪市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・スーパーバイザーを講師として、月1回実施した。
- ・行政説明や通知等を伝達した。
- ・学校への支援についての共通理解の促進、事例検討、情報交換を行った。
- ・関係機関との連携のあり方や、虐待、貧困などの課題を抱える家庭への対応方法等についても、理解を深める機会とした。
- ・外部講師（NPO法人）を招聘し、ヤングケアラーに関する研修を実施した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・各区配置のSSWが担当校を訪問し、管理職や生活指導担当者等に役割等を説明した。
- ・学校からの要望に応じて、SSWが校内研修会を実施した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・区役所への配置、生活指導上の課題を顕著に抱えている学校への配置など、事業の内容・目的に応じた配置形態や方法を検討のうえ、配置した。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・様々な課題に対して適切なアセスメント及び中長期的な視点での支援計画の作成ができる人材や多岐にわたる支援要請に応えられる人材の確保及び育成が課題である。
- ・一定の経験を積んだ即戦力となる人材の確保が困難であることが原因である。

②課題解決に向けた取組内容

- ・経験者や有資格者を多く確保できるよう、勤務条件（勤務日数、報酬月額等）を柔軟に設定した。
- ・見識や力量を高められるよう研修会を充実させ、専門性の向上を図った。
- ・スクリーニング会議によるアセスメントやプランニングの利点について学校と共有し、必要に応じてスーパーバイザーによる個別スーパービジョンを活用した。
- ・関係機関との連携を継続した。

③成果

- ・チーム学校の一員として学校が抱える課題や問題への支援数が増加した。
- ・教員や関係機関との連携が深まり、早期の課題発見と対応につながった。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類 （小学校）
- ②児童生徒数 （中規模）
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（巡回方式） 配置方法（月1－2回/1回あたり2時間）

（2）対応内容

①課題の発見

当該児童は5年で、1年時より原因不明の不登校が続いており、4年2学期以降は全く登校できなくなった。食事が喉を通らず痩せており、医療機関の受診もできていなかった。母には精神疾患があり、服薬の影響から朝起きることが難しく、父は養育への関与が少なかった。また、家庭には複数の動物が飼育され、居住環境も整っていないとの情報もあり、これらの状況について教頭よりSSWに一報が寄せられた。

②学校内での方針の検討

当該児童の健康状態を把握し関係を継続させるため、担任や教頭による家庭訪問を強化することとした。母

の生活状況やサービス利用状況を確認するため、学校の家庭訪問にはＳＳＷも同行する方針となった。また、泊行事への参加を促すため、当該児童や母との関係が築けた際には本人の意思を尊重しながら準備や話合いのための登校を促すこととした。さらに、学習の遅れが大きいことから別室での学習を提案することとなった。

③支援の実施

教頭が継続的に家庭訪問を行い、当該児童の生活や健康状態を見守り支えることで、当該児童に安心感が生まれ、母の子育てへの不安も軽減されたことから、健康状態が改善した。また、給食時間に合わせて登校できる日が増え、母も体調が良い時には協力的な姿勢を示すようになった。その後、ＳＳＷも家庭訪問に同行し、母のサービス利用状況の確認やヘルパーとの対面が可能となった。生活リズムの改善は困難であったが、学習の遅れを補うため区の不登校支援事業を活用した。

④経過観察

当該児童が週１回、別室で支援員と学習ができるよう、登校時間を午前を設定した。登校できない日もあったが、登校時には真剣に学習へ取り組み、当該学年の学習に追いつくことができた。学習意欲も高まり、別室での学習後にはクラスメイトと合流して給食を教室で食べる流れが定着した。

(３) 成果

別室登校を週２日にし、母も当該児童の登校を後押しすることで登校日数と教室で過ごせる時間が増加した。当該児童の事例をきっかけに、類似した児童への対応が定着し、学校は対応力を高めることができた。

<いじめ>

(１) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童生徒数 (小規模)
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (巡回方式) 配置方法 (月１－２回/１回あたり２時間)

(２) 対応内容

①課題の発見

当該児童は６年で、学年が上がるにつれて友人とのトラブルが増加し、感情的になって友人に手を出す場面が見られるようになった。また、教室を飛び出して所在が分からなくなってしまうことがあり、登校渋りも出てきたことで母の養育上の悩みが深まっていた。このような状況から、校長より母との面談を依頼された。

②学校内での方針の検討

当該児童とクラスメイトとのトラブルについて、当初は当該児童の発達特性に起因すると考えられていた。しかし、実際には周囲からはやし立てられることがきっかけとなってトラブルが生じている可能性があるためと教員が気づき、校内いじめ対策委員会が開かれた。対応方針を検討した結果、当該児童に嫌がらせを行うクラスメイトへの指導を行い、当該児童が嫌がらせに気付きにくい点に配慮した支援を実施することとなった。

③支援の実施

校内会議において課題を整理し、対応について役割分担を行った。保護者の希望により当該児童が発達検査を受検し、その結果を家庭と学校が共有して対応に活用した。校長はトラブル時のクールダウン支援や担任への助言、学年主任は担任へのフォロー、ＳＣは当該児童へのカウンセリングやクラス巡回、加害児童への聞き取りを行った。ＳＳＷは母への支援を担当した。

④経過観察

当初、当該児童も母も疲弊し、担任は当該児童からの信頼を失い学級崩壊に近い状況となっていた。その後、学校は事案を「いじめ」として認知し、組織的対応を行った。当該児童は自分を責める傾向がありチックの症状も見られたが、ＳＳＷが母に対して不安や懸念を傾聴し、困難に共感しながら寄り添う支援を行った結果、母子関係が安定し、チック症状も次第に軽減していった。

(３) 成果

当該児童はいじめや学校でのストレスを家庭に持ち込み不安定さを示すこともあったが、母の不安を軽減する支援を行ったことで家庭内は安定した。その後、いじめは見られなくなり、当該児童は学校を嫌がらずに通えるようになった。

<虐待>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (小学校)
- ②児童生徒数 (中規模)
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (巡回方式) 配置方法 (月 2 回/ 1 回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

特別支援学級に在籍する 2 年の当該児童は、発達障がいによりこだわりが強く、言語でのコミュニケーションが困難であるため、学校や学童保育でトラブルが多く、危険行動や自己肯定感の低さも見られた。父は単身赴任で、母は正規職員として就労しながら養育を担っているが、区役所等への相談を拒否し、学校が唯一の見守り機関となっていた。特別支援コーディネーターの依頼により懇談への同席及び面談を実施し、母の孤立感や育児負担が確認された。

②学校内での方針の検討

校内会議において、S S W、特別支援コーディネーター、担任が対応方針の共有及び役割分担を行った。母への支援は S S W が中心となり、特別支援コーディネーターと担任は当該児童の思いを傾聴する方針となった。パニック時には特別支援コーディネーターが寄り添い、落ち着いた段階で状況を振り返り、今後の対応を共に考えることとした。他の児童に危害を加えた場合は担任が母へ報告し、それ以外の事案は校内で対応することとし、大きなトラブルが発生した場合は、S S W が母に連絡を取り、母の負担感を把握するとともに虐待リスクの有無を確認することとした。

③支援の実施

当該児童の発達障がいに伴うトラブルが起きたり、母の養育困難から児童虐待が疑われることがあった。S S W は母の思いを傾聴しつつ、当該児童に対して不適切な言動があった際には改善を働きかけ、学校や区役所の支援室とも連携して支援を継続した。最終的には支援室で母と関係機関による面談を実施し、以後は支援室が主担として対応することとなった。

④経過観察

母は父と協議し、単身赴任中の父が週の半分を大阪で過ごすこととなった。その結果、父の関与により母の精神的負担が軽減し、当該児童への暴言や暴力はおさまった。当該児童には発達特性が見受けられるが、他の児童への暴言や暴力はなくなった。

(3) 成果

母による否定的な発言や死をほのめかす言葉、暴力的な対応などが当該児童に影響を及ぼし、表情の曇りや乱暴な態度、教員の声かけに反応しない状況が続いていた。しかし、教員等の継続的な支援によりトラブルは減少し、パニック時にも気持ちの切替えが早くなるなど改善がみられた。母の負担感が軽減したことで当該児童への関わりに余裕が生まれ、母子関係が再構築され、当該児童は安定した学校生活を送ることができるようになった。

<貧困>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類 (中学校)
- ②児童生徒数 (小規模)
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (巡回方式) 配置方法 (月 1 回/ 1 回あたり 2 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

当該家庭は母子家庭であり、母は精神疾患を有し、生活面において浪費傾向が見受けられる状況が小学校から引き継がれていた。中学 3 年の進路懇談において、母親より「金銭的に困難な状況にあるため、進学は控えて当該生徒を就労させたい」との意向が示された。

②学校内での方針の検討

高校へ進学しても、母と同居を継続する中で再び経済的困窮に直面する可能性が高く、安心して学校生活を送ることが困難となることが推察された。そのため、当該生徒については自立を目的とした世帯分離を行い、中学校卒業後は生活保護の申請及び共同生活を送る施設への入居を進める方針とした。

③支援の実施

S S Wから母へ支援方針を伝達したが、母は金銭的利益の喪失を理由に世帯分離に同意せず、当該生徒に進学断念を促したため、生徒は不安を抱く状況にあった。しかし、学校の支援により、当該生徒は高校進学及び施設入居の進路を選択するに至った。その後、S S Wが母への働きかけを継続し、同意を得ることができたため、大阪市こども相談センター（児童相談所）の意見書作成及び生活保護申請を行うことができた。

④経過観察

当該生徒は施設入居に向けて相談支援事業所が定められ、中学校を卒業した。中学校から高校への引継ぎは行われたが、高校側で入学手続きに対応上の困難が生じた。高校は、区役所と連携しようとしたが、転出生徒への対応ができず、その後の支援は相談支援事業所が担うこととなった。

（３）成果

福祉的介入が行われたことで、生徒は安心して中学校を卒業し、高校へ進学することができた。高校入学後も支援者による継続的なフォローにより安定した生活を送ることができている。

<発達の課題>

（１）学校の概要

①学校の種類 （ 小学校 ）

②児童生徒数 （ 中規模 ）

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（ 月１回/１回あたり２時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

当該児童は１年で、欠席が多く、登校時も友人との人間関係が築けず腹痛を訴えてトイレにこもることが多かった。母は発達特性を疑っているが、父は発達検査の受検に反対していた。その後、教室内を歩き回る行為が増え、通常学級での学習が困難になった。スクリーニング会議で、発達上の課題があり集団生活になじめず登校渋りが見られるとして対応の対象となった。

②学校内での方針の検討

まずは保護者に特性の受容を促すことが必要であるとの方針が示され、そのうえで特別支援学級への入級を検討することとした。また、S Cは母への心理的支援を継続しつつ、必要に応じてS S Wによる面談を実施し、学校は引き続き母の相談に応じるよう役割を分担した。

③支援の実施

S S Wは母に対して電話相談や面談を行い、学校との連絡調整を担った。また、放課後等デイサービスの受給者証発行手続きに同席し、障害者手帳申請の手続きを支援した。

④経過観察

S S Wが母と面談を実施した際に、当該児童の登校や家庭学習が母の大きな負担となり、登校支援や学校への相談方法に不安を抱えていることが明らかになった。S S Wは母に、家庭での学習時間を減らし、登校できた日を認めて母子ともに過度な負担を抱えないよう助言し、学校への相談は担任に伝えてよいことを伝えた。また、当該児童の特性を把握するため、大阪市こども相談センター（児童相談所）での発達検査の受検を提案した。

（３）成果

母は家庭での長時間学習をやめ、休日や休憩を取り入れながら当該児童のペースで取り組むようになった。その後、当該児童は特別支援学級に入級し、週に１～２回、本人が納得した際に登校できるようになった。

堺市教育委員会

【１】取組内容＜令和６年度＞

（１）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

○スクールソーシャルワーカー（以下 SSW）研修会（年間１２回開催）

テーマ研修及び各 SSW からの活動状況報告や、SV への個別相談。また、堺市の現状や課題について、指導主事からの説明を行っている。

○GSV（グループ・スーパー・ビジョン）（年間１２回開催）

SSW 活動に必要なアセスメントとプランニングの力をつけることを目的とした研修。毎回、SSW が輪番でケースを提示し、全員で共有し、様々な見解や視点を出し合い、実践力を高めている。

（２）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

年度当初に拠点校区内の学校をまわり、積極的な活用を呼び掛けたり、拠点校において、SSW が教職員に向けた研修を行っている。また、小中学校の生徒指導主事を対象に SSW の役割について研修等で周知している。

（３）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

９名を区担当（拠点型）として、９小学校に配置。各区との連携を図るために週２回、区役所で半日勤務している。各区に１名を基本配置とし、区や学校の状況を考慮し、複数配置している。

（４）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

課題として人材の不足があげられる。令和６年度も、募集定員を満たしていない状態である。その原因の一つとして、全国的に問題行動や不登校等、対応する事案が多様化・深刻化し、SSW の需要が高まっており人材の確保が難しい。

②課題解決に向けた取組内容

人材確保のため、ハローワークや広報誌での求人掲載や近隣の社会福祉士・精神保健福祉士養成大学等に募集についての周知を行っている。また、週４日勤務に加え、週２日及び週３日勤務も募集している。

③成果

専門性や経験等を考慮すると採用まで至らないこともあるが、希望者からの問い合わせや応募は増加している。

【２】対応事例＜令和６年度＞

＜不登校＞

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 900 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（週 4 回/1 回あたり 7.5 時間）

（２）対応内容

①課題の発見

急に学校に来れなくなり、保護者も原因がわからない状態が続き、学校に相談。学校から SSW について保護者に説明し、SSW が関わりを開始。

②学校内での方針の検討

SSW が家庭訪問をした時、本人は出てこず、母と話をする。学校に近寄るのも嫌がっていること、原因がわからないこと、本人に対してどう接していいかわからないことなどの相談あり。母と門まで登校するが、周囲を警戒し、教室に入ることや、担任との接触も拒否。短時間での別室登校は承諾。

校内で具体的な対応を協議。SSW からの助言で、しばらくは本人の気持ちをほぐす、学校に少しでも登校するという意図で、別室で対応し、その後の対応については、本人の様子をみて検討することとなる。

③支援の実施

給食の時間から保護者の送迎で登校。聞かれたことには、口数は少ないながら答える。その後も休んだり、門のところで入るのをためらったり、給食を食べないこともあったが、保護者の協力もあり、別室登校を継続。初日以外は保護者は送迎のみ。その都度、状況を SSW から管理職、養護教諭、担任と共有。

④経過観察

当初から他の児童や担任との接触は拒否していたが、クラスでの居場所をなくさないように工夫することが必要であることや、その方法について SSW から提案した。本人に丁寧に説明し同意をとりながら進めていった。SSW 以外でも、教頭や養護教諭など、関わる教員も徐々に増えていった。ほかの児童との接触は拒否していたが、工夫して少しずつ関わりをもつようにしていく中で、本人から関わりを求める様子がみられるようになった。SSW や関わる教員との会話も増え、表情も柔らかくなった。教室に入ることはなかなかできなかったが、別室対応を開始して 1 か月ほどで、少しずつ教室に入れる時間ができていった。

（３）成果

SSW が関わり、児童の様子を丁寧にアセスメントしながら対応を行ったことで、別室や保健室登校から、教室に戻ることができるようになった。入りづらかった教科にも参加することができるようになり、長期休みを挟んで、次の学期からは完全に教室に戻り、不登校は解消した。SSW からの助言により、担任からクラスの児童へ丁寧に説明をしたことで、周囲からの積極的な声かけや、温かい関わりがあった。当該児童も少しずつ顔を合わせる中で、緊張が解け、自分からも関わりを持てるようになった。学習面の課題もみられたが、苦手な教科も本人の意思で教室で受けることができるようになり、当該児童から大丈夫との声を聞くことができた。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 497 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (週 4 回 / 1 回あたり 7.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・児童が保護者に相談し、保護者からの学校への連絡で発覚し、いじめとして認知。
- ・SSW へ依頼が入り、アセスメント及び対応の検討を一緒に取り組んでいくこととなる。

②学校内での方針の検討

- ・校内いじめ対策委員会を立ち上げ、複数回のカンファレンスを行い、状況整理、時系列での事実の積み上げと対応の検討を行う。
- ・一定のアセスメントを固め、被害側の保護者と複数回の面談を行い、解決に向けての課題や問題点を整理する。
- ・学校は、被害者側に寄り添った対応を行い、被害児童が安心して過ごせる環境の確保や見守り体制作りを早急に行うなど、解決に向けて対応にあたる。
- ・体制の見直しが必要であれば、再検討を実施することとする。

③支援の実施

- ・被害児童の安全確保。
- ・被害児童と加害児童の接触を可能な限りさせないための見守り体制。
- ・法務支援センター及び子ども相談所と連携し観察継続。
- ・保護者との連携。

④経過観察

- ・SSW が被害側と定期的に連絡実施。
- ・定期的に状況報告や被害、加害児童の様子を共有。
- ・被害児童は休むことなく安心して登校出来ている。

(3) 成果

アセスメント及び対応の検討を速やかに行うことができた。SSW の声に耳を傾けチームとして動けたことで、様々な視点をもち、真摯にいじめ対応ができた。いじめの再発予防や体制の見直しなどが行われたことで、被害児童がいじめ発生後も登校することができた。被害児童が安心して登校できたことで、保護者も安心することができた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 510 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (週 2 回 / 1 回あたり 7.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

小学校入学前に他市にて虐待ケースとして登録され、転居に伴い本市へ移管となる。子ども相談所から小学校への申し送りがあり、特性が強く困り感があり、実母が叩いていることが分かる。子ども相談所から病院受診と投薬治療の促しはあるが、母は希望せず。一定期間、虐待の事実がなかったため、虐待ケースとしては終了となる。学校では友人トラブルも多く、母も困り感が強いので担任から SSW への相談を提案し、つながった。

②学校内での方針の検討

SSW へ相談後、管理職を含めて検討をする。当該児童は衝動性が高く、今後も母が困り感から身体的虐待を行う可能性が高いことを想定する。家庭の状況が見えないので懸念事項も多く、家庭環境の複雑さが虐待の要因の 1 つとも考えられる。このことから、当該児童の特性、家庭環境の両面を支援していくことになる。

③支援の実施

・特性への支援

母は当該児童の特性への理解はあるが、病院受診と投薬に抵抗がある。

病院受診のメリットを伝え、SSW も同行するので病院を受診するよう促す。

・家庭環境の把握

家庭環境把握のため、担任と SSW で家庭訪問実施。

近隣の祖父母が協力的で週末ごとに母をレスパイトさせていること等、家庭環境・家族関係を把握。

・母子関係の改善

母子と信頼関係を構築し、当該児童の学校での頑張りを母へ伝える。

母の子育ての悩みを傾聴しながら、出来ていることを言葉で伝えエンパワメントする。

④経過観察

月 1 回程度の頻度で家庭訪問を実施し、信頼関係を築く。

母から、手が出てしまったこともあったという話が初めて出たときに、当該児童は叩かれた事実しか残らず、母子ともに傷つくのでやめるように伝える。家庭内で物理的な距離を置く、祖父母に助けを求めるなどを助言する。

特性による大きなトラブルも起こさず落ち着いていく。当該児童が落ち着いていくと、母との衝突も減った。

（３）成果

- ・特性の支援について

SSW からのアプローチにより、母から病院受診を前向きに検討したいと希望が出た。

SSW が一緒に受診先の選定をしたり、病院へ同行し、医師と母の橋渡しを行った。

- ・母子関係の改善

SSW が母と担任の関係性の橋渡しを行い、母自身で困り感を担任へ伝えることが出来るようになる。

担任から SSW へ母の様子を伝えてもらい、必要に応じて母へ連絡しフォローすることで母子関係の改善が見られた。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 395 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 週 4 回 / 1 回あたり 7.5 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

校内委員会への参加等で定期的に訪問していた際に、家庭環境も心配な不登校児童がいると学校から SSW に相談が入る。当該児童は年度途中より不登校となる。放課後登校の促しや家庭訪問で当該児童を現認していたが、母が精神疾患をもっており、学校からの連絡がとりづらい。生活保護受給も、就学援助の申請もされていなかった。

②学校内での方針の検討

- ・不登校に対してのアプローチも並行して行いつつ、修学旅行や諸費の支払い、中学校の入学準備のために就学援助につなげる必要があると方針を決める。
- ・担任が放課後登校のための電話連絡・家庭訪問を繰り返し、SSW と調整した候補日に当該児童と一緒に母に来校してもらう。
- ・連絡がついた際に担任から就学援助について母へ情報提供し、その後、SSW が母と面談し、就学援助の手続き支援を行う段取りを母に伝える方針を確認した。

③支援の実施

- ・SSW が母と面談をする。
- ・以前居住していた自治体では就学援助の申し込みが必要なく手続きが済んでいたため、母は知らなか

った。

- ・母だけでは申請方法が分からず、できなかったので、SSW がサポートして申請を行う。

④経過観察

- ・一か月後、就学援助認定の連絡が入る。
- ・本児は、修学旅行に参加することができ、費用も就学援助にて後日支給となった。

(3) 成果

母の体調を考慮し候補日を決めて担任から保護者へアプローチを続けたことで、母と連絡がついた際、スムーズに SSW が母と繋がり手続き支援をすることができた。

電子申請が広がり大多数の人にとって便利になった一方、電子機器の扱い方や仕組み、文章の理解が難しい等で手続きができない家庭が取り残されている場合がある。そういった家庭に、学校の不登校支援をきっかけに SSW が直接アプローチすることで、経済面という学校から比較的介入しにくく、自身で申請しなければつながらない分野への介入が可能となった。

神戸市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- SSWの資質向上及び関係部局等との情報交換を目的とし、年間を通じて計10回実施した。
- 生徒指導に係る教育委員会事務局担当課の事業内容や他の関係部局の事業について情報共有するとともに、SSWが対応した事案について事例検討を行い、支援方法等について意見交換した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- 令和4年2月、スクールソーシャルワーカーの積極的・効果的な活用を目的に、「スクールソーシャルワーカー活用マニュアル」を作成し、全学校園に発出するとともに、生徒指導に係る研修会や連絡協議会等で周知した。
- 生徒指導に係る研修会や連絡協議会にSSWが積極的に参加し、学校園と直接情報共有する機会を確保するとともに、SSWを積極的・効果的に活用するよう周知した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- 担当区（エリア）内の学校園を巡回又は指導を行うとともに、校園長の要請に応じて学校園を訪問し支援に当たる「拠点校配置のスクールソーシャルワーカー」を市内に15ある拠点校に1名ずつ配置した。
- 各区担当のSSWからの相談を受け、ともに対応を検討する「神戸市東部・西部担当SSW」を、事務局に2名配置した。
- スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを教育委員会事務局に配置し、スクールソーシャルワーカーに対し、適切な指導・援助を行った。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・児童生徒が抱える問題が多様化・複雑化しており、SSWが対応に苦慮するケースが増加している。

②課題解決に向けた取組内容

- ・生徒指導に係る関係機関と情報共有を図り、組織的な関係を構築するとともに、精神科医やスクールカウンセラースーパーバイザー等の講師を招いて研修を実施するなど、SSWの資質向上に取り組んだ。

③成果

- ・関係機関と連携して対応することで、学校やSSWだけでは対応が困難なケースも好転に向かうことができた。また、専門家を招いた研修を実施することで、SSW全体の資質が向上し、効果的な支援につなげることができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

- ①学校の種類（小学校）
- ②児童生徒数 703 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（拠点校方式）
配置方法（年 33 週/週 1 回/1回あたり 3 時間）

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・学校や家庭における生活での不安からか、保護者が本児童に付き添って登校することを学校が把握していた。その後、本児童及び保護者の体調不良や不安感から不登校になり、学校より支援依頼があった。

②学校内での方針の検討

- ・前年度までの支援状況を、管理職と担任、SSW で確認。担任は本児童や保護者の不安解消を図り、登校できるように支援を整えること、SSW および生徒指導が関係機関と連携していくことを方針とした。

③支援の実施

- ・SSW が学校と児童相談所、児童家庭支援センター、放課後デイサービス等関係機関との連携を実施するとともに、保護者と面談、母子への支持的アプローチと学校への不安感を学校へ代弁し、その都度対応を協議した。本児童と保護者の状況を学校や関係機関に伝え、対応の統一化を図った。

④経過観察

- ・学校生活や家庭生活での不安を、学校だけでなく関係機関が対応することで徐々に不安感が解消した。関係機関及び学校の統一化を図ることで、本児童、保護者ともに学校への信頼感が芽生え、付き添い登校なしで登校できる日が増え、登校日数が増えた。

(3) 成果

- ・本家庭が置かれた環境をアセスメントし、校内体制を構築したうえで関係機関と協力した。本人や保護者から不安の訴えがあった時も組織的に対応をすることができた。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類 (小学校)

②児童生徒数 380 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (年 33 週/週 1 回/ 1 回あたり 3 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・友人関係のトラブルをきっかけに、本児童と兄、保護者ともに転校を強く希望した。家庭と学校との連携がうまくいかず、十分な聞き取りができない状況であったが、支援体制の構築のためにSSWが介入することになった。

②学校内での方針の検討

- ・学校としていじめ重大事態として対応することを確認。家庭の意向を重視して転校することを前提に、本児童が新しい環境で安心して過ごせるよう、担任・SC・SSWが連携して支援体制を整えることとした。対象児童だけでなく、兄についても情報共有を行い、世帯全体の把握に努めることとした。

③支援の実施

- ・転校前に校長から経緯を聴取し兄弟の状況も含め情報を整理した。転校後は授業観察を行い、担任と対応を確認。保護者からの問い合わせ時には担任と協議し、友人関係でトラブルが起きやすい可能性を踏まえ、担任やSCと連携し日常的に見守りを行った。兄についても転校先と情報共有を行い、家庭全体の状況を把握するよう努めた。

④経過観察

- ・本児童は人との距離感に課題があるためトラブルにつながる可能性はあったが、担任による席替えや声

かけなどの工夫により落ち着いて学校生活を送れている。学校とＳＣ・ＳＳＷが継続的に情報共有し、必要時に早期介入できる体制を維持している

（３）成果

- ・本児童は転校後に積極的な発言が見られるなど、学習や対人面で前向きな姿が確認された。兄についても新しい環境に適応していることが確認され、世帯全体としても安定傾向が見られる。ＳＳＷが兄弟を含めた経緯と家庭情報を整理し、学校間の連携を進められた。

<虐待>

（１）学校の概要

- ①学校の種類 （ 小学校 ）
- ②児童生徒数 357 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 拠点校方式 ）
配置方法（ 年 33 週/週 1 回/ 1 回あたり 3 時間 ）

（２）対応内容

- ①課題の発見
・母のパートナーからの DV 避難で他市からの転入。学校よりＳＳＷに今後の対応について相談があった。
- ②学校内での方針の検討
・学校は、慎重に母との連絡、面談を実施し、本児童が安全に登校できるよう、登校にあたり必要な情報の聞き取りを行うこととした。また、ＳＳＷは区の母子相談員やこども家庭支援室と連携して対応した。
- ③支援の実施
・本児童が安全に登校できることを最優先とし、母が警察生活安全課と連絡を取りながら、住民票の転出入や引越しを行うことで無事に終えることができた。ＳＳＷは区の母子相談員、こども家庭支援室と連携し、学校とともに本家庭の見守り体制を構築し、こども家庭支援室と情報共有を行った。
- ④経過観察
・本児童は、毎日登校することができ、学校は本児童の見守りを継続。また、学校休校時は母が本児童と一緒に職場へ連れていくことで安全に過ごせている。

（３）成果

- ・日頃から各関係機関とつながっているＳＳＷが、母子相談員、こども家庭支援室と連絡調整することで、学校とこども家庭支援室との連携を円滑に行うことができた。

<貧困>

（１）学校の概要

- ①学校の種類 （ 特別支援学校 ）
- ②児童生徒数 115 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 拠点校方式 ）
配置方法（ 年 33 週/週 1 回/ 1 回あたり 3 時間 ）

（２）対応内容

- ①課題の発見
・学校が、本生徒の家庭の経済状況（通学定期未購入・学校諸費の未払い等）や実態の把握が難しいことから、福祉的な支援に繋げるためにＳＳＷに相談した。

②学校内での方針の検討

- ・校内でケース会議を行い、本生徒や家庭の実態把握を行った。
- ・学校での保護者懇談会の機会に SSW が同席し、教員とともに母親の思いや生活状況を聞き取った。

③支援の実施

- ・学校で校内ケース会議の実施し、支援体制の構築を行った。
- ・母親と SSW との面談を行い、家庭状況や経済状況、支援の有無、就労状況などを確認。その後は、居住地の保健福祉課と連携しながら、保護者とともに「福祉乗車証」や「児童扶養手当」の受給状況を確認し、同行して可能な限りの支援の更新や申請を行った。

④経過観察

- ・生活保護は受理されるたこときっかけに、家庭の経済状況に関する整理を行った。

(3) 成果

- ・本生徒の家庭の生活保護申請が受理され、学校の近くに引っ越すことができ、生活が落ち着いた。その後も生活保護のケースワーカーを中心に、母親自身の支援を構築していくが必要になる。

岡山市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・年13回研修会を行った。事例検討や各関係機関についての見学や研修、連携について実施した。

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・活動の目的や業務内容を記載、学校に向けて概要版（チラシ）を作成し、管理職や生徒指導担当者連絡協議会等で周知している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

③福祉との連携による配置上の工夫

- ・スクールソーシャルワーカーの機能を担う子ども相談主事を、本市の「子ども家庭総合支援拠点」である6福祉事務所内の地域こども相談センターに配置することで、学校と福祉・保健等関係機関との連携を強化している。
- ・学校現場への理解かつソーシャルワーク機能を合わせ持つことにより、適切な相談や支援が可能となるよう、教員経験者や社会福祉士を子ども相談主事として採用している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・児童虐待等の対応の仕方などについて管理職を含め全教職員に徹底していくことが課題である。
- ・SSWの関わり方についての質的な向上が課題であり、福祉等の専門家からの助言を受けるなど場の設定をすることが課題である。

②課題解決に向けた取組内容

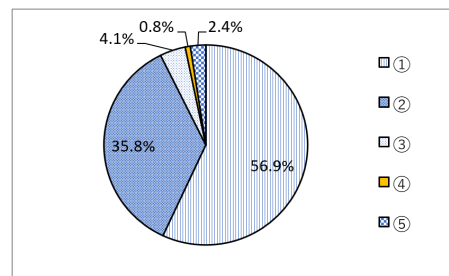
- ・年度当初に、学校の担当者への必修研修を実施したり、岡山市子ども相談主事へのスクリーニングや事例検討における専門性の向上を図ったりする研修会の企画・実施

③成果

- ・令和6年度岡山市スクールソーシャルワーカー（子ども相談主事）活動報告より
（学校から集めたアンケート）

子ども相談主事が月1回、定期的に勤務することでの効果				
	小学校	中学校	合計	割合
①非常に効果があった。	45	25	70	56.9%
②まあまあ効果があった。	36	8	44	35.8%
③あまり効果がなかった。	3	2	5	4.1%
④まったく効果がなかった。	1	0	1	0.8%
⑤その他	2	1	3	2.4%

アンケート回答数			
小学校	回答数	87 / 87	100.0%
中学校 義務教育学校含む	回答数	36 / 37	97.3%
全体	回答数	123 / 124	99.2%



○学校や保護者の悩みを聞き、専門機関の紹介など適切な情報提供をしていただいた。また、保護者との面談も定期的にもってくださり保護者の気持ちの安定につながった。

○不登校の児童に対して、その原因や背景から関わり方や支援方法を検討した。さらに、福祉とつないでくださったり、家庭訪問をして保護者や児童の気持ちを聞き取ってくださったりした。関わり方についてアドバイスをいただき、少しずつではあるが、登校する日が増えてきている。

○家庭訪問の実施等により、家庭的に不安定な家庭に対しては保護者の支えともなることも多く、生徒の安定につながっているケースがある。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 443 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 巡回方式 ）

配置方法（ 年 10 週/週 1 回/1回あたり 4 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・母が地域こども相談センターの女性相談員へ家庭問題を相談しており、その中で児の不登校傾向が明らかになり、子ども相談主事が関わることになった。
- ・母は気分の浮き沈みが激しく、学校へ具体的な相談は行っていないものの、学校への不満を強く訴えていた。しかし、担任と子ども相談主事への訴えの内容が食い違うことが多く、情報整理と調整が必要になった。

②学校内での方針の検討

- ・校長、担任、養護教諭、子ども相談主事等でケース会議を行い、児が安心して学校に来られる体制づくりを検討した。
- ・学校は登校時の受け入れ体制を整え、保健室登校や個別の学習支援を柔軟に行うこと、子ども相談主事は母と繰り返し面談することで母の気持ちを安定させ、学校との信頼関係を築くための橋渡し役を担うことを確認した。

③支援の実施

- ・子ども相談主事は母と面談や電話相談を重ね、母の思いを受け止めながら学校への不信感を解消し信頼関係の構築を促した。面談時には児も同伴することが多かったため遊びや面談を通じて関係づくりを進めた。
- ・その後、児が体調を崩して入院したことをきっかけに医療機関との連携が始まり、ASDの診断を受けた。
- ・学校では、児が登校できた際には保健室や個別指導の場を活用して、安心して学校生活を送れるよう支援した。

④経過観察

- ・医療機関や相談事業所など複数の専門機関との連携が進み、支援体制が整った。
- ・母も多くの機関とつながることで安心感を得るようになり、以前のような一方的な不満を訴えることは減少した。
- ・児は特定の物事へのこだわりや強い不安を依然として抱えているが、支援が継続されることで登校日数は以前よりも増加し、学校生活に安定が見られるようになった。

（3）成果

- ・母子が医療機関や相談機関とつながったこと、母の訴えを受け止めつつ学校との調整を図れたことは今後の安定した支援につながる基盤となった。
- ・本事例以外、子ども相談主事が当該校での不登校に関する相談は3件だった。そのうち1件については、登校日数の増加など改善に向かう兆しが見られた。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 352 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (年 10 週/週 1 回/1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・対象の児の母は精神疾患があることから、母の担当医からの申し出で、小学校の頃より子ども相談主事も関わってきた。
- ・母には希死念慮があるのと、子どもを自分の思い通りに支配したがる傾向がある。
- ・姉は、母がパートナーを同居させたことから反発して家を出ている。
- ・児は中学校に入ると母との生活に不安を強く感じ始めたことから、中学校からの通告で市児童相談所が関わった後は、原則大叔母宅で生活するようになった。
- ・児が2年生の終わり頃になると、高校進学に対して不安を感じるようになったことから、中学校からの依頼により、子ども相談主事は関わりを増やした。

②学校内での方針の検討

- ・学校は児からの聞き取りや母との面談を続けることとした。また、子ども相談主事や地域こども相談センター、市児童相談所と定期的に情報共有を行い、支援方針についての検討を行うこととした。

③支援の実施

- ・子ども相談主事が定期的な児と面談を行った。
- ・中学校、市児童相談所、保健センター等の各機関と連携し、定期的な情報共有及びケース会議を実施した。

④経過観察

- ・学校においては、担任から児への聞き取りを継続した。
- ・学校と子ども相談主事との間で情報共有を継続した。

(3) 成果

- ・子ども相談主事の学校と連携した関わりで、進路に向けて主体的な学習ができるようになり、本人の目指す高校に進学できた。
- ・将来の目標も明確に持つようになり、それに伴い、基本的な生活習慣だけでなく、言葉遣い等も改善された。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 757 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (巡回方式)

配置方法 (年 10 週/週 1 回/1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・対象児 (長男 4 年) の家庭はステップファミリーで、当時は母子家庭で 4 兄弟。集金の滞納状態が続いており、弟 (次男 1 年) の入学に関しても、学用品等の準備についても不十分な状況が見られ、一向に改善が見られないと、学校から子ども相談主事に相談があった。
- ・年度途中で母親はパートナーと入籍したが経済的な不安は解消されず、さらに児らの家庭環境には課題がある。遅刻して登校することが多く、いつ不登校状態になるか不安な状態が続いていた。

②学校内での方針の検討

- ・学校は、定期的な家庭訪問、児との面談を続け、学校に登校しやすい環境の整備に努めることとした。
- ・定期的、継続的に学校と子ども相談主事とで情報共有を行い、支援の方針について検討、見直しを行うこととした。

③支援の実施

- ・子ども相談主事と女性・家庭相談委員や地域担当との連携し、情報共有を行った。
- ・子ども相談主事による家庭訪問を行い、母や児との面談を行った。
- ・子ども相談主事から学校に対して、児への支援について助言を行った。

④経過観察

- ・学校と子ども相談主事との情報共有を行った。
- ・校納金等の費用面について、市の援助への申請補助を行った。
- ・家庭訪問や食糧支援を定期的に行った。

(3) 成果

- ・学校と連携した家庭へのかかわりにより、母親の送迎なしでも登校できる日も増えてきた。一方で、世帯の経済基盤は依然として脆弱で、支払いが滞るなど生活費が十分に確保できていない。

広島市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- 県外の大学教授を招聘した全体研修を年2回実施した。
 - ・ 日時： 9月9日（月） 内容：特別な支援を必要とする児童生徒及び保護者に対するSSWの関わり方
 - ・ 日時：12月9日（月） 内容：特別な支援を必要とする児童生徒及び保護者に対するSSWの関わり方
 - スクールソーシャルワーカースーパーバイザー及び指導主事による新規採用者研修を月2回、全体研修を月1回実施した。
 - ・ 内容：スクールソーシャルワーカーに係る理論研修及び困難事例等の検討
- 本市スクールソーシャルワーカーの活動についての課題の検討、評価及び検証 等

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- スクールソーシャルワーカーを紹介するチラシを学校や各機関等に配付した。
- 管理職や生徒指導主事、教育相談・支援主任、養護教諭等を対象とした研修会等の場を活用し、スクールソーシャルワーカーの役割や活用方法、具体的な実践事例等を説明した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- スクールソーシャルワーカーの拠点校を希望した学校の中から実態を考慮し、スクールソーシャルワーカーを配置する。近隣の中学校区と合わせて、3中学校区程度を担当するようにしている。
- スクールソーシャルワーカーの個々の業務量の平準化による負担感の軽減とチーム対応による孤立感の解消とともに支援の充実を図るため、社会福祉職正規職員、スクールソーシャルワーカー及び生徒指導アドバイザーで構成するチームを市内の2つの行政区に設置し、それぞれの行政区内にある学校を担当するようにしている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題の概要＞

- 困難なケースへの対応が増加している。

＜課題の原因＞

- 社会、経済情勢の変化等に伴い、相談内容が多様化、複雑化している。

②課題解決に向けた取組内容

- スクールソーシャルワーカースーパーバイザーによる系統的な研修を実施し、スクールソーシャルワーカーの資質向上を図る。
- スクールソーシャルワーカーの増員に取り組む。
- スクールソーシャルワーカーがチームで業務にあたる体制の整備・拡充を図る。

③成果

- スクールソーシャルワーカーが関わった1037件のうち592件は、家族環境や子どもの課題が改善又は好転した。また、関係機関等とのネットワークは、100%構築できている。
- スクールソーシャルワーカーの活動が学校や関係機関等に周知されるにつれ、学校や関係機関等との効果的な連携を図ることができるようになっている。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 1000 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（ 月 1 回/1回あたり 4 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- 本児は、昨年度不登校になり、出席日数は30日にも満たない状況であった。
- 学校からSSWに本児の様子相談があり、本児に放課後等デイサービスを紹介して欲しいと依頼がある。

②学校内での方針の検討

- 本児は、今年度2日に1回は登校できるようになっていたが、学級の児童とトラブルになることが多く、指導されることが増えてきたため、本児が学校活動で学ぶ楽しさ、達成感を損なわないようにするためには、どうしたらよいのか、校内で協議を行う。
- 学校は、本児の特性に配慮した授業内容に変更し、担任は、保護者が精神的な負担を与えない範囲で家庭連絡を行うことを確認する。
- SSWは、保護者と面談し、放課後等デイサービスを紹介する等の支援を行うことを確認する。

③支援の実施

- SSWは、本児の行動観察と保護者面談を行い、保護者の思いを聴かせてもらう。
- SSWは、保護者に放課後等デイサービスを紹介し、母子と一緒に放課後等デイサービスの見学に行く。
SSWは、見学の際は、本児は人見知りがあり、母の気持ちに浮き沈みがあることは把握していたため、不安が軽減し、和やかな雰囲気で見学できるように努めた。
- SSWは、学校と放課後等デイサービスがつながるように連携を行った。
- 本児は、友達と遊びたい日、家で過ごしたい日がある為、本児の希望で放課後等デイサービスは、週2回利用する。週2回は、午前のみ学校で活動し、給食後、放課後等デイサービスを利用する。
- 学校は、本児の気持ちを確かめながら支援活動を考えていった。

④経過観察

- 本児は、放課後等デイサービスの利用を開始後、周囲から出来たことを認めてもらえることが増え、結果、学校が楽しい場所となり、月曜日から金曜日まで登校することができるようになった。
- 放課後等デイサービスの利用は、放課後等デイサービスの行事予定を基に、本児が希望した日のみ参加している。

（3）成果

- 学校と放課後等デイサービスが、本児に合った支援を行った結果、本児の登校安定に繋がった。

＜いじめ＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（派遣方式）

配置方法（週 4 回）

（２）対応内容

①課題の発見

- 学校からＳＳＷに本児の様子について次の相談があり、実態を把握する。
 - ・ 本児が授業や学校から飛び出す行為があったため、理由を尋ねると、他児からいじめられていると訴えた。
 - ・ 皆と一緒に行動したいが、身体の疾患があり、行動制限や限界がある。周囲の目を気にする様子や自分を傷つける言動が出たりしていた。

②学校内での方針の検討

- これまでの学校生活や家庭の背景を把握しつつ、本児が自分を傷つける言動に至った心情を否定せず、受け止めながら、本児に必要な治療や支援、他児への指導を行う支援体制を組むことを確認する。
- 家庭との連携も必要であるため、保護者の思いを受け止め、安心に繋がる関係性を構築するための支援を行っていく。

③支援の実施

- 保護者と面談を行い自宅での様子を聞いた。
- 授業の様子や校内巡回を行い、本児の表情や児童とのやり取りを把握。巡回時に本児を見つけたら声掛けをし、その行動を短絡的に否定せずに聞き、担任へ繋いだ。
- 知り得たことは担任や管理職、関係する教職員へ情報提供を行った。
- 保護者の同意を得て医療連携を行い、学校での様子を主治医と共有した。

④経過観察

- 本児から訴えがあるが、記憶があいまいで、他児の言い分と食い違う場面が時折みられ未解決に陥った。
- 両親は学校からの連絡に対し、直ぐに来校や対応をした。
- 中学校入学に向けて本児家庭や小学校が課題や不安なことを整理し、事前に中学校と連携を行い、中学校生活に見通しが持てる取組を母も率先して行った。
- 主治医が学校での様子を把握することで、服薬の見直しも検討した。

（３）成果

- 本児が辛い時は、ふれあいひろばを利用し集団から離れて学校生活を行った。
- それでも辛い時は無理せず欠席し、体調管理しながら登校再開に向けて心身を整えていった。

<虐待>

（１）学校の概要

①学校の種類

（小学校）

②児童生徒数 750 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（拠点校方式）

配置方法（月 2 回）

（２）対応内容

①課題の発見

- 学校より心理的虐待疑いでＳＳＷが本家庭に介入。母や関係者の聞き取りから、心理的虐待、父の性的虐待の疑いがわかった。

②学校内での方針の検討

- 児童相談所に通告を行う。
- ケース会議で関係機関と連携。今後について、家庭支援の役割分担について話し合う。

③支援の実施

- 父母の喧嘩が絶えず、別居。それぞれに関係機関が支援。各関係機関から、父母に児童相談所へ相談することを勧め、児童相談所へつないだ。
- 父母の支援者とＳＳＷが連携し、父母の不安を和らげるよう支援を強化してもらう。
- 支援者から母に本児の医療受診継続を勧めるとともに、本児を児童相談所につないだ。
- 本児の支援者とＳＳＷが連携し、支援を強化する。

④経過観察

- 再度ケース会議を行い、今後について協議。関係者で支援の方向性を確認。
- 本児の意向を確認し、児童相談所が本児を一時保護する。

（３）成果

- 本児、父母と児童相談所が話し合い、施設入所が決まった。
- 父母の支援が強化され、喧嘩が減り、適切な距離感で父母が同居できるようになった。
- 父母が自立し安定することで、将来本児を受け入れられるよう、支援者となつながら取組を続けている。

<貧困>

（１）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 500 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 拠点校方式 ）

配置方法（月 1 回/ 1 回あたり 1 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- 母が市の食事に関するアンケートへの回答内容から保健師が本世帯の経済状態を危惧し、こども家庭センターと情報共有する。その後、こども家庭センターからＳＳＷへ情報共有される。

②学校内での方針の検討

- 本児は不登校であったため、本児だけでなく保護者も必要な機関に繋がることにより本児の健全な育成を支援する。
- 関係機関との連携を図り、本児と世帯を支援する。

③支援の実施

- 母、こども家庭センター、相談支援事業所、ＳＳＷとのサポート会議を月 1 回開催し、世帯の経済状況を把握した。
- 母のニーズを聞き取り、就労支援、家事支援を提案する。同時に本児、母の訪問看護を提案した。

- 日頃から他機関と情報共有し、ケース会議を開催した。

④経過観察

- 母子が定期的に医療機関を受診し、訪問看護の利用を開始する。
- 母が就労継続支援事業所の通所を開始、母子それぞれが自分の居場所で過ごすようになった。

(3) 成果

- 母が困った時に支援者に相談できる関係性を築くことができた。
- 母の就労が開始したことで、本児の登校日数が増えた。

<家庭環境の問題>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 1000 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (月 2 回)

(2) 対応内容

①課題の発見

- 母が精神疾患の為、家事ができず、ゴミだらけの部屋で過ごしている。学校では、体操服など洗濯がされないままで、朝食も食べておらず登校し、母の体調が悪いと、連絡が取れず学校の準備物もそろわない状況があったため、学校からSSWに相談がある。

②学校内での方針の検討

- 関係機関から情報収集をし、ケース会議を行い、役割分担を決める。
- こども家庭センターとSSWが家庭訪問をし、母の気持ちに寄り添いながら福祉サービスを進める。
- 学校では、本児に対して聞き取りを行いながら、本児が自分で出来る事は行い、母親とも連絡を取って準備物などを整えて行くことを確認する。

③支援の実施

- 母は、支援を受ける事を拒んでいたが、体調の悪化を機に、家事援助、ヘルパー派遣を受け入れ、家庭環境を整えていった。また、母の訪問看護を利用し、本児の体調管理も行った。
- 母、本児とも福祉サービスを利用する為、相談支援事業所と契約し福祉サービスの調整を行った。

④経過観察

- 関係機関と連携を図り、本児、母の様子を見守っていった。
- 学校での本児の様子を、担任から聞き、SSWは母へ伝え、母子共に良好な関係性が保てるようにサポートした。

(3) 成果

- 母が訪問看護を利用したことから、精神面、健康面のサポートが整った。
- 本児に対して、担任が積極的に支援を行い、朝食を食べる事、学校の用意も自分で出来るようになった。
- 関係機関の連携があり、支援が滞るとすぐに支援方針の修正を行うことができた。

北九州市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

＜職場内研修＞

全SSW、新規採用者、採用2年目の者、それぞれを対象に経験年数に応じた内容で実践に必要な知識、技術を高めることを目的として講義、グループワーク、事例検討会等を実施。毎月2時間程度。

＜職場外研修＞

福岡県SSW協会の研修：新任者研修（4月）、当事者から学ぶ（6月）、frontier unit（8月）、アウトリーチ支援（11月）、ネット・ゲーム依存（2月）

西日本こども研修センターあかし研修：「こどもの自傷・自殺」（7月）

北九州市発達障害者支援センター研修：「行動障がいのある発達障がい者への対応（応用行動分析）」（8月）

日本学校ソーシャルワーク学会第18回全国大会 in 埼玉（8月）

日本社会福祉士会研修：スクールソーシャルワーク全国実践研究集会（2月）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

指導主事研修において、SSW派遣の流れや業務等について研修を実施した。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

重大事態ケースやいじめなど学校が抱える課題に対して、SSWの経験年数や前年度の対応歴等を参考に配置先を合議して決定している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

＜課題＞

- ・SSWの就業が定着せず新規の採用が続く中で人数も増え、指導、育成等の業務が増加している。2チーム制で、各チーム正規雇用のSSW統括1名配置だが、SSWリーダーは1名であるため重大事態への対応や指導相談業務に影響を及ぼす可能性がある。
- ・SSWのかかわりや支援方針について技術力等の不足により、ケース対応の難しさが見受けられ解決にいたりにくい。

＜原因＞

- ・正規雇用のSSW統括2名とSSWリーダー1名で、重大事態への対応及びSSWの指導・助言から帯同、教育を行っているため、随時の指導・助言の時間を十分には確保しづらい状況にある。
- ・SSW統括やリーダーが不在のことも多いため、相談しやすい環境が整っていない。結果、SSWが1人で抱え込みやすい状況があり負担が増加している。

②課題解決に向けた取組内容

- ・正規雇用で採用されたSSW2名が統括業務を担い、統括とリーダーによる定期的な研修やケース相談の場を設定することで相談体制を整えた。
- ・SSWへの職場内研修内容の充実を図ることで、実践的なケース検討や支援方針の相談ができる仕組みをつくった。

③成果

- ・職場内研修でアセスメントやプランニングの実践を行ったり、統括とリーダーでの定期的な研修やケース相談ができる場を設定したりすることで、1人で抱えることなく一緒に考える体制ができた。
- ・各SSWの対応力が上がり、解決好転率が令和4年度54%から令和5年度は55.5%となった。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 490 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 週 0.5 回 / 1 回あたり 1.5 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・ 1 年生の 3 学期から担任教諭への不安、管理職の関わりが原因により不登校傾向となる。
- ・ 保護者は不登校の理由を学校の問題であると主張し、学校と対立するようになった。
- ・ 担任教諭とコミュニケーションをとる際にぬいぐるみを介して行うなど心理的な課題が見られる。

②学校内での方針の検討

- ・ 担任教諭、児童支援加配教諭が週 1 回家庭訪問を行い、2 学期には週 1 回程度、母と一緒にステップアップルームに登校する。
- ・ 来年度の予防的介入も含め、本児と長期的に関わり、保護者の相談対応を行うため、S S W に依頼。

③支援の実施

- ・ 保護者と面談を行い、S S W が学校と家庭をつなぎなおした。
- ・ 学校訪問や家庭訪問を行い、定期的に本児と面談を実施し、信頼関係を築いた。
- ・ 本児の学校に対する不安感を払拭する対応として学校の環境整備を検討した。
- ・ 学校が本児への関わりを増やす場合は保護者への説明を徹底した。

④経過観察

- ・ 定期的な家庭訪問を行い、保護者の困り感を学校と S S W が共有し、保護者対応の統一を図った。
- ・ 本児の登校支援を行い、学校に対する安心感の構築を行った。

（3）成果

不登校児童生徒数 47 名

うち、S S W が関わったことにより登校する又は登校できるようになった児童生徒数 2 名

S S W が継続して関わっている児童生徒数 1 名

- ・ 定期的に家庭訪問を行い、保護者と学校の繋ぎの役割を担うことで、学校対応の理解を得ることができた。
- ・ 本児は、定期的に週 1 回～2 回程度ステップアップルームに登校できるようになり、学校への安心感を構築でき、友人との関わりも増えたことで来年度は教室への登校を希望するようになった。
- ・ 次年度、毎日教室に登校できるようになり、不登校は解消した。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(中学校)

②児童生徒数 450 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (週 0.5 回 / 1 回あたり 1.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・中3女子。学校内、学校外での友人トラブルから、本人が精神的に不安定になった。さらに、登校が困難になったことから、SSWに支援依頼があった。

②学校内での方針の検討

- ・進路決が控えていたので、本人が安心できる居場所の確保、進路を含めた本人の意向確認の方法、保護者の不安解消に向けた支援、関係機関との連携について検討。

③支援の実施

- ・本人が安心して学習できる居場所を確保。SSWが定期的に本人、保護者と面談し、ニーズの確認と精神的な支援を実施。学校、関係機関との連携をコーディネート。

④経過観察

- ・本人が学習できる居場所を得たことで、保護者も安心感をもつことができた。登校できない間、面談や関係機関との情報共有を行うことでニーズの確認ができ、登校意欲をもつようになった。

(3) 成果

- ・卒業の進路が決まり、本人の自信につながった。
- ・対象校では4件のいじめケースがあり、3件は解消、1件は解消はしていないが好転。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 200 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (週 0.5 回 / 1 回あたり 1.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・ 母子家庭（母、小学校3年、小学校5年、高校1年の姉妹）。母が子ども達を自宅に置いて、夜間外泊をしていることを、小3の児童から担任教諭が聞き取る。

②学校内での方針の検討

- ・ 小3、小5の児童は元々不登校で、本家庭へS S Wの関りがあった為、S S Wと担任教諭とで家庭訪問実施することにする。訪問時に、母に生活のことなど聞き、夜間外泊について確認する。

③支援の実施

- ・ 母と話しをすると、高校生の姉も無断外泊を重ね、自宅に小学生2人きりにして夜間外泊していたことを認めた。不登校状態は改善せず、育てにくさも感じ、母は子育てに疲弊していた。子ども達から離れて一人になりたいくて、外泊していたことが分かる。子育て支援や、子ども達の発達の相談などの支援にS S Wがつないでいく。

④経過観察

- ・ 母が子育てに疲弊した時は母が外泊するのではなく、子ども達をショートステイに預けたりするようになる。また、子ども達の医療受診を母が前向きに考えてくれた為、受診に向けてのサポートをS S Wが行った。

（3）成果

- ・ ショートステイなど福祉サービスを利用するようになり、母の子育て負担が軽減された。
- ・ 子ども達の医療受診の結果、発達障害の診断が下りる。対応方法などを主治医と話しながら進めることができるようになる。育てにくさは母のせいではなく、子ども達の特性があるからだと言主治医から説明を受けたことで母の気持ちが軽くなる。
- ・ 上記より、母が子ども達と向き合えるようになり、夜間外泊もなくなり、母子での生活が安定している。

<貧困>

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 小学校 ）

②児童生徒数 260 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 週 0.5 回/ 1 回あたり 1.5 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・ 校納金の滞納があり、修学旅行の積み立てもされていない。
- ・ 必要な学用品や持ってくるものが揃わない。
- ・ 時候に合わない服や汚れた服を着ている。
- ・ 保護者から水道が止まりそうと訴えがあった。

②学校内での方針の検討

- ・経済的な支援が受けられないかS S Wから保護者へアプローチし専門機関につなぐ。
- ・学校は保護者とこまめに連絡をし家庭訪問をする。
- ・現在この家庭に関わっている機関でケース会議を開催し情報を共有する。
- ・水道が止まった場合は子どもの一時保護を検討する。

③支援の実施

- ・この家庭に関わる機関でケース会議を実施し情報共有や緊急時対応を確認した。
- ・就学援助が受けられるよう保護者に対しS S Wが手続きに関して支援した。
- ・S S Wが保護者へフードバンクを紹介し、家計相談を受けることになった。
- ・保護者へ子ども家庭相談コーナーから生活保護について説明をした。
- ・学校とS S Wが家庭訪問を実施し家庭状況を確認した。
- ・水道が止まった場合の対応について子ども総合センターと打ち合わせをした。

④経過観察

- ・就学援助が毎年継続できるよう支援をしている。
- ・フードバンクを利用して食料や衣類、洗剤の確保ができるようになった。
- ・毎月家計相談をしている。
- ・保護者は生活保護について説明を受け、検討することになった。
- ・家庭訪問をすることで学校からの情報を伝えることができるようになった。
- ・学校での歯科検診後の受診券が発行され歯科受診ができるようになった。
- ・水道料金は保護者が支払い解決した。

(3) 成果

- ・万が一のことに備えて関係機関で確認をすること、連携することができた。
- ・フードバンクの利用で食料確保ができるようになった。
- ・就学援助が利用でき以前より持ち物が揃うようになった。
- ・歯科治療につながった。
- ・保護者が困ったときに学校やSSWに相談することができるようになった。
- ・保護者にたくさんの人がかかわることで利用できる制度につながり、説明を受けることができた。

<発達特性のある児童>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 280 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (週 0.5 回 / 1 回あたり 1.5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・通常級に在籍しているが、着替えや登下校準備など学校生活で個別の支援が必要な状態である。
- ・排泄に関しては一人で行うことが難しくトレーニング中である。
- ・病院受診を学校から保護者へ勧めてはいるが消極的な様子である。

②学校内での方針の検討

- ・本人に対して教務主任を中心に個別に支援を実施する。
- ・本人の療育や医療の確保と家庭支援を目的にS S W介入となる。

③支援の実施

- ・S S Wと母の面談を実施し、病院受診時にS S Wの同席による支援を提案する。
- ・病院受診し情報共有と特性の理解や排泄面の対応について医師や臨床心理士より助言いただく。
- ・病院受診時の助言を学校、保護者と共有し今後の対応を検討する。
- ・放課後等デイサービスを利用し療育を検討。保護者へ提案する。
- ・検査結果や学校生活の様子から次年度に向けて就学相談を学校、保護者と検討する。

④経過観察

- ・受診し自閉症スペクトラム症であることが判明した。排泄については定期受診継続となる。
- ・放課後等デイサービスを見学し、本人希望の事業所へ通所を開始した。
- ・就学相談の提案を行い、支援学級の見学や体験を通して就学相談へつながる。

(3) 成果

- ・学校で本人の発達特性に応じて個別に声掛けを行い、落ち着いて過ごすことができている。
- ・受診を継続し、排泄に関して少しずつ手伝いなしでできることが増えてきている。
- ・放課後等デイサービスの利用を継続し、本人のできることが増えている。

福岡市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

- ・ S S W職能研修（年2回） ・ C S Wとの合同研修（年1回） ・ 全体研修（年4回）
- ・ 各区の研修会（月1回程度） ・ グループミーティング（週1回程度）
- ・ S V（個別、グループ等 年間300時間程度） ・ 正規S S Wによる支援や助言（適宜）

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

- ・ 年度当初の事業説明会において、全小中高特支の管理職に対してS S W活用事業について説明を行い、周知している。
- ・ リーフレットや学校との連携ガイド等を作成し、教職員に対して周知をしている。
- ・ 各配置校、各区特別支援教育連絡協議会等において、教職員に対して業務内容や連携に向けての研修や実践事例紹介研修等を行っている。
- ・ S S Wのスーパーバイザーによる研修動画を作成し、教職員が視聴できるコンテンツへ配信している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

- ・ 全ての市立学校に週1～2日配置している。
- ・ 学校規模や児童生徒数などに応じてS S Wを増員している。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・ 子どもたちを取り巻く環境が複雑化・多様化する中、S S Wもそれらの変化に対応した能力が求められている。

②課題解決に向けた取組内容

- ・ 福祉や心理の専門スタッフであるS S WやS Cが、教員や関係機関と連携を図りながら、教育・福祉・心理の面から、いじめや不登校などの課題を抱える子どもたちや家庭に対して支援を行うなど、教育相談体制の充実に努めていく。

③成果

- ・ S S Wを全ての市立学校に配置してから、相談件数は約4,000件程度であり、児童生徒や保護者に関わった件数も増加しており、学校の教職員や関係機関と連携しながら、様々な課題を抱えた家庭や児童生徒の対応を行い、問題解決に資することができた。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（中学校）

②児童生徒数 427 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（巡回方式）

配置方法（週 1 回/1回あたり 7 時間）

（2）対応内容

①課題の発見

登校意欲、学習意欲が認められるものの、外出時に人から見られることへの不安が強く、登校行動を妨げている。

学校復帰への意欲はあるものの、長期にわたり欠席していることで、クラスメイトとの関わりに不安を抱えている。

②学校内での方針の検討

まず、児童及び保護者と信頼関係を築き、抱えている不安や課題を丁寧に把握していくことを目指した。

次に、クラスメイトとの関わりに不安を抱えている点については、スクールカウンセラーと連携し、心理的アプローチを取り入れることとした。

③支援の実施

・ 本人の希望に応じ、週1回S S Wとのオンライン面談を通じて雑談や悩みの傾聴を行った。また、関心を示していたフリースクールについての情報提供を行い、フリースクールの利用につながった。

・ S Cによるオンラインカウンセリングを実施し、対人不安や心理的負担の軽減を目的とした心理的アプローチを行った。

・ 学級担任が週1回オンラインで学習支援を行い、学習習慣の維持と学習への不安軽減を図った。

④経過観察

S S Wの面談や学級担任によるオンライン学習支援を通じ、本人の心理的不安は軽減し、希望していたフリースクールへの参加につながった。

(3) 成果

当該児童のニーズを聞き取り、希望していたフリースクールにつながり継続的に通うことができた。

長期休暇中に学校で担任と面会し、休みの日に登校することができた。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 610 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (拠点校方式)

配置方法 (週 2 回/1 回あたり 4～7 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

全校生徒に配布している、S C・S S Wのお便りを見た保護者より、面談の希望があり、S S Wと保護者で面談を実施した。保護者からは、「本児がいじめを受けており、同じクラスの児童（以下、他児）に無視されたり、椅子を蹴られたりする」との訴えがあった。また、「これまでに、担任、教頭にも相談をしたが、状況は何も変わらなかった」との意見もあった。本児は、体調不良と本件のことで、1週間欠席していた。

面談内容を保護者の同意を得た上で、校長、教頭、担任へ共有した。担任は、本児・他児・クラスの児童らに聞き取りを実施しており、担任は、「本児も他児に対して同様の行為をしており、双方が互いに嫌なことをしている状況である」との見立てであった。

②学校内での方針の検討

S S Wの面談内容、本児・他児への聞き取り内容を校長、教頭、担任、S S Wで共有し、学校の方針を以下のように定めた。

- ・学校と本児および保護者との信頼関係を再構築する。
- ・本児・他児ともに安心して過ごせる環境に整える。

③支援の実施

- ・体調が悪い時や気持ちがつらい時は、別室の利用や早退ができることを保護者と本児に伝える。
- ・担任の目が届きにくい中休み、昼休みは、教職員の巡回を増やす。
- ・担任のサポートとして、管理職が担任のクラスに1日数時間入る。
- ・本件に関する保護者対応は教頭が行い、必要に応じてS S Wが保護者面談を実施する。

④経過観察

本児の体調が回復したことにより、登校を再開した。初めは、保護者が付き添い、登校していた。クラス内で席替えが行われたことや、教室内に担任以外の教職員が関わる時間が増えたことで、本児と他児の直接的なやり取りは減少し、無視や椅子を蹴るといった行動は見られなくなった。

本件に関して、保護者から問い合わせが数回あり、その都度教頭が対応した。本児の登校再開をきっかけに、保護者と担任との間で連絡を密に取られるようになり、信頼関係の再構築が図られた。

(3) 成果

保護者が訴えていた他児からのいじめについては、本児の登校再開以降、特に報告はない。

本児は、他のクラスメイトとよく過ごすようになり、本児からもいじめや友人関係についての不安を感じさせるような話は出ていない。

<虐待>

（１）学校の概要

- ①学校の種類
（ 小学校 ）
- ②児童生徒数 675 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 巡回方式 ）
配置方法（ 週 2 回/1 回あたり 4 時間 ）

（２）対応内容

①課題の発見

担任より行き渋りがあること、担任から対象児童への聞き取りにより以前より父親から身体的な暴力があると情報共有あり。行き渋りに対して母の困り感があったため、母とＳＳＷで面談することになる。

②学校内での方針の検討

母との面談を通して、母が父からの暴力にも困り感を持っていると知ることができ、子育て支援課等と連携して父からの暴力を止めさせるよう働きかけることとする。また、本人の状態、気持ちを聞き取る人、母の状態、気持ちを聞き取る人を役割分担する。

③支援の実施

学校での定期的な面談や家庭訪問の中で本人の困り感を引き出し、子育て支援課等と連携しながら父親にアプローチを行った。また、少年サポートセンターとも連携し本児との面接（父からの暴力についてなど）をしていただくとともに、ＳＮＳの使い方について指導をしていただいた。

④経過観察

対象児からの共有（担任やＳＳＷに）→ＳＳＷから子育て支援課に共有→子育て支援課から父にアプローチし、身体的な暴力行為はなくなった。

（３）成果

虐待児童生徒数 2 名
うち、ＳＳＷが関わったことにより虐待がなくなった児童生徒数 1 名
虐待がなくなっておらず、継続的な見守りを続けている児童生徒 1 名

<貧困>

（１）学校の概要

- ①学校の種類
（ 小学校 ）
- ②児童生徒数 764 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態（ 拠点校方式 ）
配置方法（ 週 4 回 ）

（２）対応内容

①課題の発見

- ・担任より相談あり。母子世帯。生活保護世帯だったが、家族構成が変わったとの理由で自ら廃止に。
- ・生活保護廃止後、就学援助の手続きをしておらず、経済的に心配。
- ・母親は金銭管理能力が乏しい。
- ・子ども自身も遅刻が非常に多い。

②学校内での方針の検討

- ・就学援助の手続きを理由に母親へ来校してもらい、ＳＳＷと繋がる。
- ・金銭面などで不安なことがあれば、随時ＳＳＷに相談できる体制づくりを行う。

③支援の実施

- ・就学援助の手続きで母親に来校してもらい、面談の場を設ける。
- ・未納の心配をなくすために、銀行振り込みではなく学校預かりとすることとなった。

④経過観察

- ・当年度の未納はなし。

- ・来年度は宿泊学習があるため、本人の様子を見守りつつ、準備物等は丁寧に伝えていく。
- ・必要に応じ、経済的な困り感が見られた場合適宜情報提供を行っていく。

(3) 成果

- ・就学援助の手続きも終わり、今後の様子を見守っていく体制ができた。
- ・本人の様子を見ながら、担任とも情報共有し、支援の継続できている。

<他国籍>

(1) 学校の概要

- ①学校の種類
(小学校)
- ②児童生徒数 620 名
- ③スクールソーシャルワーカーの配置形態等
配置形態 (・ 拠点校方式 ・ 巡回方式)
配置方法 (年 43 週/週 2 回/ 1 回あたり 4 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

父が緊急入院になったと生活保護課から連絡が入り、同時期に当該生徒も不登校となった。母の母国の言語で追い返され現認もできない時期が続き、その後連絡も繋がらなくなったため SSW に相談が入る。

②学校内での方針の検討

学校ではまず当該生徒の現認を最優先とし、行政機関と連携を取りながら母と関係性を築く。
母がかなり攻撃的になっていたため、通訳アプリや通訳者派遣サービス等を行い、当該生徒の身の安全の確認、今後の生活について話し合う場を設ける。

③支援の実施

- ・週 1、2 の家庭訪問。 ・保護課と連携し保護費を口座振込から窓口支給に変更。
- ・子育て支援課と家庭訪問、子育て支援情報提供。
- ・病院と連携し父の終末期そして死後の話を母と関係機関とで進める。(身元引受人等)

④経過観察

子育て支援課と家庭訪問するも、出てこない日が続く。電話が繋がらないため、次回訪問日時を書いた紙をポストインして訪問を繰り返すうちに、定期的に会えるようになる。SSW が週 1 の訪問を続け、次第に母や当該生徒と話ができるようになる。

(3) 成果

学校からの電話も出てくれるようになり、訪問も毎週時間通りに会えるようになる。
最終的に母の母国に一時帰国することになったが、クラスメイトからの寄せ書き等も受け取ることができ、学校長や担任に最後挨拶することができた。

熊本市教育委員会

【1】取組内容＜令和6年度＞

（1）スクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施状況

SC・SSW 連絡協議会 1回 「少年鑑別所について ～非行の動機等の観点から～」

SSW 研修 年3回

SV からの個別 SV 年3回

SV を招聘しての事例検討会 各拠点1回

（2）スクールソーシャルワーカーの職務の理解促進に向けた取組状況

年度初めに管理職または担当者へ事業内容について説明

生徒指導主任主事会での SSW の紹介

熊本市いじめ・不登校対策ハンドブックに SSW について掲載している。

（3）スクールソーシャルワーカーの配置上の工夫

各学校の不登校の状況や問題行動などの実態を踏まえて適切に配置している。

また、3つの学校に拠点の執務室を置き、SSW 同士でケース相談ができるようにしており、各拠点の SSW の経験年数が偏らないようにしている。

定期的に配置換えを行っている。

（4）スクールソーシャルワーカーの活用に応じた課題とその原因等

①課題とその原因

- ・派遣依頼数の増加に伴い、SSW 一人当たりの対応ケース数が増加している。また、問題が複雑なケースも多く、解決までに相当な時間を要する。
- ・好転数は向上しており、一定の成果は見られている。支援の質を安定させるためには、個人のスキルアップだけでなく、チームとしての支援力の底上げが不可欠である。今後も研修内容の充実を図るとともに、SV 体制を強化し、専門的知識や技能の向上を図る必要がある。

②課題解決に向けた取組内容

- ・研修内容の充実により、経験年数の浅い SSW の支援力を強化する。
- ・SV 体制を強化し、支援の質の安定と専門性の向上を図る。
- ・支援の好転事例を分析・共有し、全体の底上げにつなげる。

③成果

- ・SSW が関わったことにより、状況が好転しているという学校からの報告がある。また、教職員へのコンサルで SSW が関わることで児童生徒に対して適切な支援ができるようになった。

【2】対応事例＜令和6年度＞

＜不登校＞

（1）学校の概要

①学校の種類

（ 中学校 ）

②児童生徒数 981 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態（ 派遣方式 ）

配置方法（ 週 4 回/1回あたり 6.25 時間 ）

（2）対応内容

①課題の発見

- ・当該生徒は小学校から不登校ケース。基礎学習が定着していない。
- ・家庭環境が複雑。DVが原因で離婚した父が近隣に居を構え、ほぼ同居状態。
- ・父に親権はないが、子に関する決定に大きな権限を握っている。父母は共依存の関係。
- ・家庭支援が必要であり、父の対応も慎重を期すため、学校よりSSWへ要請があった。

②学校内での方針の検討

- ・父母とSSWの信頼関係を構築の必要性
- ・家庭内支援の実施。
- ・本人の意思確認を行い、父母に代弁し将来の道筋を一緒にたてていく。

③支援の実施

- ・令和7年度は受験に差し掛かることから父より支援の依頼が入り、家庭訪問を実施。
- ・学習にお金をかけられないという要望に、学校での学びの再開を提案。
- ・まずは担任と少しずつ関わりを持ってもらうため、担任と家庭訪問を実施。
- ・登校のイメージを付けるための提案を行い、父へ協力を仰いだ。
- ・制服を購入していなかったため、学校のPTAのバザー担当教諭と連携し制服購入の段取りを行った。
- ・制服購入の代金を行政と連携し、給付の流れとなった。

④経過観察

- ・父とSSWの信頼関係は構築でき、SSWの提案に反対されることはなかった。
- ・父を排斥することなく、子供に関しての取り決めは本人、父母の前で確認作業を行った。
- ・担任との関係性が良好に築かれ、登校する不安はやや薄らいでいる様子が見られた。

（3）成果

本人の利益を軸にした支援を意識し、母に寄り添い、父にも協力を依頼した。それにより、本人の意思確認も明確に行うことができた。担任との関係性が築けたことも大きく、制服などもそろえたことで学校の対する不安が払しょくし、登校への意欲が芽生えてきた。令和7年度担当SSWへの引継ぎもスムーズに実施できた。

<いじめ>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 800 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (週 4 回 / 1 回あたり 6.25 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

対象児童は、下校時に同じ学校の同級生に複数の嫌な言葉を言われたのが原因で暴力に発展し、いじめ事案となる。対象児童の発達特性や児童の背景にある環境要因、保護者の養育能力や特性による理解力の困難さにより学校との信頼関係が構築されずに今回 SSW が介入することとなる。

②学校内での方針の検討

学校側は、双方の児童、それを取り巻く児童、双方の保護者に対して聞き取りや心のケアを行い、丁寧な対応をした。様々な関係機関が介入する中で保護者や本人の思いを受け止めながら 1 つ 1 つ課題を見つけていった。

③支援の実施

対象児童、家族の発達特性や幼い時からの養育環境や状況把握を行い、アセスメントしていった。それを行った結果、家族全体に発達特性がみられ生きづらさや社会生活においての周囲との対応の困難さが課題として浮かびあがってきた。医療機関と連携しながらどうすれば本人の落ち着く方法があるのかを一緒に検討し対応していった。

④経過観察

関係機関との連携、本人への S S T、学校教育（道徳的観点）、本人面談、保護者面談、ケース会議等細やかな対応をしていく。

(3) 成果

対象児童は様々な人との関わりにより、発達特性からくる困難さはあるものの問題点をフィードバックし、自分で感情コントロールし、トラブルにならないように対応できるようになった。

母との愛着課題もあったが、母との関わり方も根拠をもとに対象児童へ説明し理解を示すことができるようになった。

<虐待>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 1, 3 2 8 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (週 4 回 / 1 回あたり 6. 2 5 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

- ・当該児童は母子家庭に育ち、支援者である祖父が当該児童の頭に水筒をぶつけ、受診した病院からの虐待通告で児相介入となった。その後、当該児童は不登校となり、車椅子生活の母に対して構って欲しいと訴え、時には刃物を出すこともあった。母はその対応を持て余すようになり、ネグレクト傾向及び生活リズムの乱れへ繋がった。母は学校に対して、児童と離れたいと話することがあった。

②学校内での方針の検討

- ・当該児童には不登校かつ生活リズムの乱れがあり、生活状況の確認をする必要がある。
- ・支援者及び身体的虐待者である祖父が入院し、母単身での子育て比重が大きくなった。母からのレスパイトの訴えあり、かつ当該児童の安定した生活を目指し、福祉制度を導入する必要がある。

③支援の実施

- ・母及び当該児童と担任が電話でやりとりし、状況確認及び困り感の聴取や助言をした。
- ・学校は、生活状況の確認及び福祉制度導入のため、SSW へ情報提供し依頼申請をした。
- ・SSW は、区役所に母子の相談同行し、利用できる福祉サービスを検討・一緒に手続きした。

④経過観察

- ・SSW は学校管理職と情報共有をし、関係機関である児相と情報共有・連携を図るとともに、複数回の家庭訪問を実施した。
- ・学校や児相に手続き状況を情報提供し、関係機関で役割分担をした。

(3) 成果

- ・SSW が母子の支援をすることで関係機関が生活状況を把握することが出来、家庭から課題の表出があった。
- ・家庭訪問をする中で当該児童自身にも何らかの特性があることが推測され、医療受診へ繋ぐ試みへとつながった。
- ・母のレスパイト及び当該児童の居場所として、①ショートステイ・トワイライトステイ申し込み、②ファミリーサポート、③居場所支援事業の情報提供をした。利用時には、関係機関が当該児童の見守り機能を持つ。

<貧困>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 614 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (週 4 回/1回あたり 6.25 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

昨年度、父が急死したことで母の精神疾患が悪化し、本人が学校を休みがちになっていたため、SSW が介入するようになった。母は、父の遺族年金と父方祖父母からの仕送りで生活しており経済的な不安が大きいこと、本人が登校できていないことが不安であることが分かった。

②学校内での方針の検討

担任や管理職と情報共有を行った。母の精神状態に本人が影響を受けていることから、母の不安を一つずつ取り除くことで、母の体調が改善し、本人の登校状況も改善するのではと考えた。母は、精神疾患の悪化により外出できなくなっており、精神科通院ができておらず、先生やSSWに会うこと、電話に出ることができない状況だったため、主にメールにてやり取りを行うこととなった。また、夏休み前から本人確認ができておらず、母の希死念慮があったため、公的機関へ相談することとなった。

③支援の実施

- ・SSWより母へ、ひとり親家庭福祉協議会への入会を提案。また、NPO法人の物資の受け取りについての提案を行った。
- ・SSWより事前に保健子ども課へ連絡し家庭の状況を伝え、その後、学校より支援依頼をしていただいた。
- ・SSWより学校へ、ズームでの担任との面談や授業への参加について相談。学校から母へ提案してもらえよう調整を行った。

④経過観察

- ・ひとり親家庭福祉協議会へ入会することができ、物資を数回受け取ることができた。また、NPO法人の物資を数回、受け取ることができた。
- ・保健子ども課の要支援児童で受理された。書類関係や経済的なところでの相談を受けていただいた。
- ・担任とのズーム面談をきっかけに、登校やズームでの授業参加ができるようになった。

(3) 成果

不登校の背景に母の精神疾患があり、母の不安感を取り除くことで状況の改善が見られた。母の精神疾患の悪化により、母と対面や電話で話せる機会が限られていたことから、関係機関へ繋ぐことに時間を要した。家庭の経済状況の全容がまだ見えておらず、課題は残っている。

<家庭環境>

(1) 学校の概要

①学校の種類

(小学校)

②児童生徒数 247 名

③スクールソーシャルワーカーの配置形態等

配置形態 (派遣方式)

配置方法 (週 4 回 / 1 回あたり 6.25 時間)

(2) 対応内容

①課題の発見

母親のアルコール依存症が家族に与える影響が多く、子供たちの学校生活(提出物や持ち物)や心身の影響があり。また父親も一人で家事の負担を抱え、相談相手も居なかったことが課題であった。

②学校内での方針の検討

父親に対する相談相手を設け、父親のニーズを聞き出す。

③支援の実施

父親が SSW と話し合いを持ち、家庭での困り感を聞き出した。本来母親には家事を期待していたが、それが無理であれば母親には自身の身体の事を一番に考えてもらいたいとの要望であった為、母親には入院して治療を優先してもらい、退院後に精神に特化した訪問看護を導入し、母親の心の拠り所を整えた。

④経過観察

入院生活中に、母親が気の合う友人を見つけ心の拠り所とした。退院後もその友人と励まし合う関係が築けている。母親の笑顔が戻り、同時に子供たちの心の安定に繋がっている。

(3) 成果

家族の支えがあり、母親もアルコール依存症を治療して子供たちにとって良い母親であることを希望されていた為、病院受診や訪問看護を拒否することがなかった。子供にとって、母親が家にいてくれることが嬉しい様子で、学校生活でも先生に母親の事を話す。今後も訪問看護を受けながら、家族と一緒に治療していく事に至った。